

平成29年 第1回定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

平成29年 3月 9日 開会

平成29年 3月14日 閉会

横 瀬 町 議 会

平成 2 9 年
第 1 回定例会 横 瀬 町 議 会 会 議 録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

3 月 9 日 (木)

- 開 会 5
- 開 議 5
- 町長あいさつ 5
- 議事日程の報告 6
- 会議録署名議員の指名 7
- 会期の決定 7
- 諸般の報告 8
- 一般質問 1 2
 - 2 番 黒 澤 克 久 議 員 1 2
 - 8 番 大 野 伸 恵 議 員 1 9
 - 3 番 阿 左 美 健 司 議 員 3 2
 - 4 番 宮 原 み さ 子 議 員 4 0
 - 5 番 浅 見 裕 彦 議 員 4 6
 - 1 番 向 井 芳 文 議 員 5 9
- 散 会 6 7



3 月 1 0 日 (金)

- 開 議 7 2
- 議事日程の報告 7 2
- 陳情第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決 7 2
 - ・ 陳情第 3 号 町道 3 0 0 9 号線工事について
- 議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 7 3
 - ・ 議案第 1 号 横瀬町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 7 9
 - ・ 議案第 2 号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 8 2
 - ・ 議案第 3 号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の

一部を改正する条例

- 議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 8 3
 - ・議案第 4 号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 8 6
 - ・議案第 5 号 横瀬町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 8 8
 - ・議案第 6 号 横瀬町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 9 0
 - ・議案第 7 号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 9 3
 - ・議案第 8 号 横瀬町国際交流基金条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 9 5
 - ・議案第 9 号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例
- 議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 9 8
 - ・議案第 10 号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 100
 - ・議案第 11 号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 101
 - ・議案第 12 号 横瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 102
 - ・議案第 13 号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 105
 - ・議案第 14 号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 106
 - ・議案第 15 号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 108

| | | |
|------------------------|---|-------|
| ・議案第16号 | 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | |
| ○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決 | | 1 1 0 |
| ・議案第17号 | 平成28年度横瀬町一般会計補正予算(第4号) | |
| ○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決 | | 1 2 1 |
| ・議案第18号 | 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) | |
| ○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決 | | 1 2 3 |
| ・議案第19号 | 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号) | |
| ○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決 | | 1 2 4 |
| ・議案第20号 | 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決 | | 1 2 5 |
| ・議案第21号 | 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第2号) | |
| ○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決 | | 1 2 7 |
| ・議案第22号 | 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第2号) | |
| ○散 会 | | 1 3 0 |



3月11日(土) ○休 会
3月12日(日) ○休 会



3月13日(月) ○開 議 1 3 5
○議事日程の報告 1 3 5
○議案第23号～議案第28号の上程、説明 1 3 5
・議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算

| | | |
|-------------------|--------------------------|-----|
| ・議案第24号 | 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算 | |
| ・議案第25号 | 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算 | |
| ・議案第26号 | 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| ・議案第27号 | 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算 | |
| ・議案第28号 | 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算 | |
| ○施政方針に対する質疑 | …………… | 141 |
| ○議案第23号～議案第28号の説明 | …………… | 146 |
| ○延 会 | …………… | 149 |



| | | | |
|----------|-------------------------|--------------------------|-----|
| 3月14日(火) | ○開 議 | …………… | 153 |
| | ○議事日程の報告 | …………… | 153 |
| | ○議案第23号～議案第28号の質疑、討論、採決 | …………… | 153 |
| | ・議案第23号 | 平成29年度横瀬町一般会計予算 | |
| | ・議案第24号 | 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算 | |
| | ・議案第25号 | 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算 | |
| | ・議案第26号 | 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算 | |
| | ・議案第27号 | 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算 | |
| | ・議案第28号 | 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算 | |
| | ○町長あいさつ | …………… | 222 |
| | ○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決 | …………… | 222 |
| | ・議案第29号 | 工事請負変更契約の締結について | |
| | ○会議時間の延長 | …………… | 227 |
| | ○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決 | …………… | 227 |
| | ・議案第30号 | 財産の取得について | |
| | ○議案第31号の上程、説明、質疑、採決 | …………… | 230 |
| | ・議案第31号 | 横瀬町副町長の選任について | |
| | ○議案第32号の上程、説明、質疑、採決 | …………… | 232 |
| | ・議案第32号 | 横瀬町公平委員会委員の選任について | |
| | ○副町長退任のあいさつ、送別の言葉、花束贈呈 | …………… | 232 |
| | ○閉会中の継続審査の申し出 | …………… | 234 |
| | ○閉 会 | …………… | 234 |

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第7号

平成29年第1回横瀬町議会定例会を、平成29年3月9日横瀬町役場に招集する。

平成29年3月2日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|------|------|---|---|---|----|----|----|
| 1 番 | 向 | 井 | 芳 | 文 | 議員 | 2 番 | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | | |
| 3 番 | 阿 | 左 | 美 | 健 | 司 | 議員 | 4 番 | 宮 | 原 | み | さ | 子 | 議員 |
| 5 番 | 浅 | 見 | 裕 | 彦 | 議員 | 6 番 | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎 | 議員 | |
| 7 番 | 内 | 藤 | 純 | 夫 | 議員 | 8 番 | 大 | 野 | 伸 | 惠 | 議員 | | |
| 9 番 | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎 | 議員 | 10 番 | 関 | 根 | | 修 | 議員 | |
| 11 番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12 番 | 若 | 林 | 清 | 平 | 議員 | | |

不応招議員（なし）

平成29年第1回横瀬町議会定例会 第1日

平成29年3月9日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

2 番 黒 澤 克 久 議員

8 番 大 野 伸 恵 議員

3 番 阿左美 健 司 議員

4 番 宮 原 みさ子 議員

5 番 浅 見 裕 彦 議員

1 番 向 井 芳 文 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 向井芳文 | 議員 | 2番 | 黒澤克久 | 議員 |
| 3番 | 阿左美健司 | 議員 | 4番 | 宮原みさ子 | 議員 |
| 5番 | 浅見裕彦 | 議員 | 6番 | 新井鼓次郎 | 議員 |
| 7番 | 内藤純夫 | 議員 | 8番 | 大野伸惠 | 議員 |
| 9番 | 若林想一郎 | 議員 | 10番 | 関根修 | 議員 |
| 11番 | 小泉初男 | 議員 | 12番 | 若林清平 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|-------|----------|-------|--------------------------|
| 富田能成 | 町長 | 清水直人 | 副町長 |
| 久保忠太郎 | 教育長 | 小泉源太郎 | 総務課長 |
| 赤岩利行 | まち経営課長 | 大野洋 | 税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理 |
| 守屋敦夫 | いきいき町民課長 | 小泉明彦 | 健康づくり課長 |
| 浅見雅子 | 子育て支援課長 | 町田文利 | 振興課長 |
| 横田稔 | 建設課長 | 島田公男 | 教育次長 |
| 加藤元弘 | 代表監査委員 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|------|----|
| 富田芳夫 | 事務局長 | 大野拓也 | 書記 |
|------|------|------|----|

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○小泉初男議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会3月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

暦の上では春とはいえ、まだまだ寒さを感じる日々でございます。これより徐々に温かくなってまいります。皆様には風邪など引かぬようご自愛いただければと思います。

早いもので、平成28年度も残りわずかとなりましたが、引き続き全力で町政運営に当たってまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、ここで本年度事業の進捗状況等の一部について申し上げます。まず、官民連携プラットフォーム事業、通称「よこらぼ」ですが、2月末時点で21件の提案をいただいております。そのうち15件を採用し、提案者との調整、準備等を進めております。そのうち、具体的な動きの1つとして、11月に提案を受けました青山学院大学の古橋教授が率いるNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパンと1月5日に「横瀬町での災害等における調査研究・支援活動に関する協定」を締結いたしました。この協定は、町内における災害に備え、平時から相互に協力して調査研究を行うことや、無人航空機ドローンによる発災時における被災状況調査などの支援活動について定めたものであります。

また、1月には海外アワード受賞経験のある、都内の若手クリエイターからの提案があり、来る4月に旧芦ヶ久保小学校でクリエイティブ・ハッカソンを実施し、その後も継続して参加クリエイターたちに来町してもらい、町民との交流機会をつくっていくことなどの企画、準備を進めております。クリエイティブ・ハッカソンは、実績のある有力なクリエイターなどが一堂に会し、町民との交流を通じて新しい表現、

アイデアを創造したり、横瀬町の潜在的な魅力を発信してもらったりというイベントです。

その他の提案事業についても順次実施してまいります。引き続きよこらぼが横瀬町の活性化及び住民福祉の向上につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

次に、ことしで4年目となりました「あしがくぼの氷柱」ですが、2月の26日に無事終了いたしました。ことしの入場者総数は6万975人で、昨年より1万7,236人多い実績でありました。期間中は、秩父農工科学高校の生徒による屋台囃子や立教大学観光学部の学生によるバレンタイン企画、そのほかコスプレや婚活などさまざまなイベントが開催され、大いに盛り上げていただきました。また、最終日の2月26日には、よこらぼ提案事業として早稲田大学の学生によるフラッシュモブのパフォーマンスが行われ、冬の風物詩となりました氷柱のPRに貢献していただきました。この氷柱事業につきましては、改めて地域の皆様、関係者の皆様のご労苦にお礼を申し上げたいと存じます。

次に、(仮称)花咲山の整備についてですが、議員の皆様初め、観光産業振興協会や町民、企業の皆様、多くの方々のご協力をいただいていることにつきまして改めて御礼を申し上げたいと思います。現在花木の植栽、排水工事等を進めております。また、武蔵野美術大学建築学部との連携事業として、学生デザインによる見晴らし台やベンチも製作しております。今後も皆様のお力をいただきながら、人が集う、花咲く美しい山となるよう順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、計画の策定等ですが、昨年12月に横瀬町業務継続計画を策定いたしました。この計画は、大地震発生による危機事象を想定し、災害発生時に町民の生命、身体及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために非常時優先業務を効果的に遂行する上で必要な資源の準備や対応方針、手段を定め、かつ復旧を早めるための計画であります。加えて、本年1月には新型インフルエンザ等感染症対策に係る業務継続計画も策定いたしました。また、当町の地域福祉を推進する仕組みを計画的に進めるため、第2次横瀬町地域福祉計画及び横瀬町地域福祉活動計画を現在策定中であり、今月中に公表する予定でありますので、申し添えさせていただきます。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げさせていただきました。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の制定1件、条例の一部改正15件、平成28年度一般会計、特別会計補正予算6件、平成29年度一般会計、特別会計予算6件、工事請負変更契約の締結1件、財産の取得1件、人事2件でございます。

ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして新年度予算上程の際に申し述べさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 以上で町長のあいさつを終わります。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○小泉初男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を申し上げます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

2番 黒澤克久 議員

3番 阿左美健司 議員

4番 宮原みさ子 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○小泉初男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、12番、若林清平議員。

〔若林清平議会運営委員長登壇〕

○若林清平議会運営委員長 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、3月2日午後2時より、301会議室にて開催いたしました。当日の出席者は、委員6名全員と議長及び事務局長、書記でございます。会議録署名員に宮原みさ子委員、浅見裕彦委員を指名し、直ちに会議に入りました。

事務局長より、本定例会の議案等の提示を受けて、日程及び会期について審議いたしました。議案件数及び一般質問者の人数等を検討した結果、本定例会の会期は3月9日、本日より3月14日までの6日間と決定いたしました。なお、3月11日土曜日、3月12日日曜日は休会といたします。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営ができますようお願いをいたしまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○小泉初男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日9日から14日までの6日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は6日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○小泉初男議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、平成28年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されております。この件につきましては、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成28年第4回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成28年12月、平成29年1月及び2月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されております。この報告について監査委員に説明を求めます。

加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の加藤元弘でございます。ただいま議長より指名をいただきましたので、例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されていると思いますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

内容につきましては、平成28年12月19日、平成29年1月19日及び2月20日に、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、平成28年度一般会計と5つの特別会計にかかわる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の方法は、従来どおりでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されております。計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項につきましては、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。なお、その他特に指摘事項はございませんでした。

なお、平成29年1月31日現在の一般会計等にかかわる現金預金残高は3億1,169万8,860円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 おはようございます。ただいま議長よりご指名をいただきましたので、総務文教厚生常任委員会の調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により報告い

たします。

開催日時、平成29年2月27日午後2時より、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部10名、事務局2名でした。会議録署名委員として若林清平委員、浅見裕彦委員をお願いいたしました。

審査事件等ですが、(1)としまして所管事務調査、①、普通財産の現状と課題について、②、通知カードの現状及び個人番号カードの現状と課題について、(2)、教育委員会自己点検・自己評価報告について、(3)、横瀬中学校国際交流事業について、(4)、その他でございます。

審査経過とまとめでございますが、各資料につきましてはお手元に配付してあると思いますので、参考にしてみてください。

①、普通財産の現状と課題ですが、まち経営課長より、町の財産のうち普通財産について説明を受けました。20件についてですが、その用途、施設別について説明を受けました。課題といたしましては、立地条件などにより活用が見出せないところ等あり、活用の方法が課題とのことでした。

続きまして、②の通知カードの現状、個人番号カードの現状と課題でございますが、いきいき町民課長より、通知カードの送付状況及び個人番号の送付状況等の説明を受けました。平成27年11月から始まった通知カードの送付ですが、未配達についてはゼロになる予定とのお話をお聞きしました。今後も厳重な管理による間違いのない事務を遂行していただくとのお話でした。

(2)、教育委員会自己点検・自己評価報告についてでございますが、これにつきましてはお手元でございますが、それぞれ学校教育、社会教育、社会体育、教育委員会活動について説明を受けました。学校教育につきましては、学力の問題で全国調査で小学校は平均を下回るが、県の調査で学力の伸び率が県1に対して1.3であるなどの報告を受けました。

(3)、横瀬中学校国際交流事業についてでございますが、平成28年度の事業報告、平成29年度の事業計画について報告を受けました。平成28年度は海外14名、国内2名、来年度につきましても同様のものを計画しているとのことでした。

まとめといたしましては、当委員会としては上記1から3までの所管審査事件について説明、報告を受けたということでまとめいたしました。

(4)、その他でございますが、執行部から3月定例会提出議案の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら説明を聞きおくことといたしました。

委員会終了後、11区、15区、17区地内の町有地の視察を実施いたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

9番、若林想一郎議員。

〔若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇〕

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成29年2月27日午前10時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、執行部5名、事務局2名。

審査事件等。(1)、陳情第3号 町道3009号線工事について、(2)、下水道事業経営戦略の報告について、(3)、その他。

執行部を代表して富田町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を関根修委員、阿左美健司委員の両名をお願いをいたしました。

審査結果・まとめ。(1)、陳情第3号 町道3009号線工事についての審査の内容及び結果については、平成29年3月2日付産業建設常任委員会報告書のとおりでございます。

(2)、下水道経営戦略の報告について、建設課、浅見副主幹より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめ。当委員会としては、下水道事業経営戦略の報告について説明を受けたということでまとめいたしました。

(3)、その他について。執行部から3月定例会提出案件の概要について報告、説明を受けました。当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上で報告を終わります。

○小泉初男議長 以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 おはようございます。それでは、秩父広域市町村圏組合議会の報告をいたします。

平成29年2月8日午前10時より、秩父クリーンセンター会議室で行われました。出席者は、議員16名全員と管理者、副管理者、理事、関係職員でございます。

一般質問4名の後、議案が7件、第5号 平成28年度組合水道事業会計補正予算(第2回)に対しまして反対が1名、第7号 平成29年度組合水道事業会計予算に対しまして反対が3名、その他議案総員賛成で全7議案全て承認、可決されました。

報告といたしまして、新火葬場完成式を3月19日に予定しております。

広域議会資料につきましては、控室に置いてありますので、内容細部につきましては控え室等で質問してくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、各報告に対し質疑がございましたら、お受けいたします。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2つほどお願いします。

1つは、例月出納検査の結果についてであります。この中で2点ほど、2会計、下水道特別会計と浄化槽設置管理事業特別会計であります。収支の関係で2事業ともマイナス、歳入に対して歳出が超えて

きていて、だんだんふえる傾向にあります。これについてどういう点になっているのかについての説明が1点であります。

それから、もう一点であります。今内藤議員のほうから広域市町村組合議会の点で詳細については控室で質問してくださいとのことでありましたが、第7号の組合水道事業会計の中で反対等ありながら、どんな点であったか、概要で結構です。説明いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 ただいまのご質問でございますが、反対理由といたしましては、今回組合の統合された水道事業に対して、小鹿野町が水道事業に対しての分担金を拒否しているということでございまして、それは広域としてまとめたのだから、全員出してからちゃんとやったのがいいのではないかということが一番大きな要因でございます。そんなところ。だから、一応反対者としましては共産党の斎藤さん、あと小鹿野の神田議員、あと横瀬の大野議員でございます。

○小泉初男議長 加藤代表監査委員。

〔加藤元弘代表監査委員登壇〕

○加藤元弘代表監査委員 今回報告してもらいましたのが11月末と12月、1月という報告になるかと思えます。ご指摘のところなのですが、いわゆる最終的に三角がついているよということになるかと思うのですが、この科目なのですが、いわゆる年度末に補助金という形で繰り入れをされるという形のものになります。あと、一般会計より繰り入れというような形で補填をされるという形になるかと思えます。それなので、補助金の受け入れが3月末ということを用意しておりますので、現状的にはちょっと三角がついているという状況になります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 平成28年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告についてお伺いします。

2点ほどあるのですが、1つは従来積み重ねていった実績に比べまして向上した点、それから劣った点について、代表的なものがありましたらお話しいただければと思います。

それから、もう一点ですが、資料の一番最後のところに教育委員会活動、教育委員会会議の公開、情報発信のところで評価がB、おおむね成果が見られるとなっているところ。会議の傍聴者数はゼロであった、また会議録の閲覧者数もゼロであった。この誰も見ていない、誰も来ないということに対して成果が見られると評価した理由は何でしょうか。そもそも見せる気、来るという予定はしていなかったということで理解してよろしいですか。

○小泉初男議長 報告者の答弁を求めます。

8番、大野伸恵議員。

〔大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○大野伸恵総務文教厚生常任委員会委員長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、①ですが、積み上げられた実績の評価が上がったものか下がったものがあるかというご質問ですが、大項目の学校教育につきましては、18項目のうち1ランク上がる項目が2つあったそうです。社会教育、社会体育の中では19項目のうち新規項目が3つあるのですけれども、ランクが上がる項目は2つ、ランクが下がる項目が2つあるとのことでした。委員会活動につきましても、7項目のうち1ランク上がる項目があったということでございます。

あと、(2)の、2つ目の質問でございますが、成果が見られると評価したということに対しての報告はなかったのかなという気がするのですけれども、それらについての成果がなぜ上がったかということについては、この委員会の中では出なかったと思いますので。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 今これだけ見ただけで既に疑問があり、質問したわけでございますが、総務文教常任委員会においては質問も何もしなかったということで、非常に抜けているのではないかと思います。鋭意努力をお願いしたいと思います。

○小泉初男議長 よろしいのですか。いいですか、答弁は。

○6番 新井鼓次郎議員 はい。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○小泉初男議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は6名でございます。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に許可をいたします。

2番、黒澤克久議員。

〔2番 黒澤克久議員登壇〕

○2番 黒澤克久議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回2項目の質問をさせていただきます。1項目めとして、2020年、訪日外国人旅行者を4,000万人に。政府は、観光先進国への新たな国づくりに向けて平成28年3月30日に、明日の日本を支える観光ビジョン

構想会議、議長が内閣総理大臣、において新たな観光ビジョン、明日の日本を支える観光ビジョンを策定いたしました。この観光ビジョンに盛り込まれた受け入れ体制に関する施策について、訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境整備に向け、政府一丸となって対応を加速していきますと記載しております。埼玉県においても平成32年までに外国人観光旅行者年間100万人を目指すとしております。このことを踏まえ、横瀬町のインバウンド対応についてお伺いいたします。

横瀬町への外国人観光客数、横瀬町の取り組みについて。

続きまして、2項目め、宮横線の道路構想についてお伺いいたします。個人的に県内の友人、秩父地域への観光客の皆様は春の秩父はどうですかということを知ることが多いのですが、皆さん口をそろえて渋滞がひどいという回答を多くいただきます。町民の方からも渋滞がひどい、何とかならないのかと、そのような声が多いのですが、地域の住民からの声を踏まえてお伺いいたします。

坂氷渋滞解消への取り組みについて。

新規道路建設について。

以上2点になります。よろしくお伺いいたします。

○小泉初男議長 2番、黒澤克久議員の質問1、インバウンド対応についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、要旨明細1、外国人観光客数の詳細、横瀬町の取り組みについてお答えをいたします。

ご質問の外国人観光客数でございますけれども、数字として明確に捉えている統計といたしましては、今のところ氷柱の来場者数のみでございます。今年度は、天候に恵まれて、また西武鉄道等ではポスターを作成して沿線でPRを行ったり、新聞やテレビ等で取り上げていただいたこともありまして、過去最高の6万975人の来訪者がありました。このうち外国人観光客数は507名でございました。また、2番目に来場者が多かった4万6,565人が訪れました前々年度の氷柱では、外国人観光客は86名でございました。これを比較いたしますと、全体の人数としては1.3倍になったのに対しまして、外国人の人数は5.9倍になっております。一方、来訪者の中で外国人が占める割合を見ますと、今年度は全体の0.83%となっております。道の駅の来場者数と、それから芦ヶ久保駅及び横瀬駅の乗降客数から推計しました年間の観光客数は、平成27年度の統計では67万1,000人ですので、氷柱会場へ訪れた外国人の割合、これを当てはめると約5,570人という数字になります。この推計がどれだけ信頼性があるかというのはちょっとわかりませんが、年間では5,000人とまではいかないまでも、その半数程度の外国人のお客さんが訪れているのではないかとこのように予想をされます。秩父地域では、おもてなし観光公社が秩父地域インバウンド方針というのを策定をいたしまして、他の地域に先駆けて日本版DMOに登録するなど取り組みを開始しております。当町でも道の駅前の信号にある案内板やブコーさん観光案内所の看板に英語表記をしております。また、観光案内所内ではタブレットが無料で利用できたり、英語のパンフレットも置いて対応をしているところでございます。また、今年度から道の駅、それから観光案内所内で無料Wi-Fiが利用できる環境を整え、観光ウェブサイトでは多言語対応の観光マップなどを準備しているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。数字の上では、徐々にであります、ふえているということは私も理解はしているつもりでいたのですが、まだまだこれから西武線の取り組みなどを見ても、横浜から秩父、また2月の中旬ごろに臨時で川越から秩父の直通運転を開始したり、今後はこれまで以上に利用者が大幅にふえて、外国人も来る、また日本人の観光客にも秩父をもう一度認知していただくいいチャンスだと思っているのです。その上で、横瀬駅の周辺の整備というのもインバウンドにあわせて取り組んでいかないといけないのかなというのが1点。もう一点が、今回圏央道が成田まで開通したことによって、埼玉県においてもプラチナルートというキーワードで非常に取り組みを前向きに進めているのが今あります。このプラチナルート、川越から秩父地域、長瀨を勧めるルートとして今取り組んでおります。成田空港から2時間半で秩父地域に来られるように、時間を計測すると大体2時間半です。この所要時間というのは、圏央道を使って関越道を経由して花園インターから秩父地域に入るというルートを前提にしているのですが、この横瀬町の立地からすると、明らかに鶴ヶ島インター、もしくは狭山日高インターのほうがアクセスがいいのです。このちょうど横瀬町役場周辺からグーグルナビであり、カーナビであり検索をかけると、所要時間で5分程度の差しか出ないのです。その場合、料金を使って花園まで行くよりは国道299号を使って鶴ヶ島まで行くほうがはるかに効率がいいのです。その上でも国も県も今観光を推し進めていて、まして県はプラチナルートと、そうやって掲げているので、今だからこそ国道299号の整備というのを、横瀬町としてできるところは限られていますが、要望していかないといけないのではないかと考えておりますが、その2点についてどのようにお考えかお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 おはようございます。それでは、2番、黒澤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

まず、横瀬駅周辺整備についてお答えします。横瀬駅エリアは、多くの町民や町への来訪者が毎日利用するエリアであり、町の顔として欠くことのできない、町の核となるエリアであると考えております。ご質問のとおり、今後西武鉄道の秩父への乗り入れが便利になりますと、横瀬駅を利用して横瀬を観光する観光客がふえることが予想されます。以前にもご質問に関しては駅南側の道路建設による駅周辺の整備計画の中で答弁させていただきましたが、横瀬駅周辺整備の一つとして地域住民と武甲山等の登山者等への利便性を図る駅南側の道路整備、町道3175号線改築事業を進めているところでございます。また、駅前県道の電柱の地中化など県へ要望しているところでもあります。さらに、横瀬駅前から兔沢町有地エリアの開発と一体的に、計画的に整備を行うことでさらなる効果が考えられることから、横瀬駅周辺整備を町の重点施策として検討していく必要があると考えております。

次に、国道299号の整備についてのご質問にお答えいたします。この町内を通る国道299号は、一部歩道の未設置箇所、ガードレールで区切られた狭い歩道区間があったり、道路附帯施設の老朽化、既設歩道の管理等の問題があったりと、必ずしも安全面、景観面からも整備済みとは町では考えておらず、以前から

町としても歩道整備等の要望が続けているところでございます。今後は、圏央道の開通等により国道299号も交通量がさらにふえることが予想されることから、町民の安全、安心を第一と考え、引き続き国道299号の整備を強く要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ご答弁ありがとうございます。この国道の管轄というのは、結局町の管轄ではなくて県であり、国でありということは重々承知しているのですけれども、我々が声を上げないとそれは上には伝わらないわけです。例えば県に要望を出すにしても、職員さんが要望を上げるだけでなく町長がそこを粘り強く交渉するとか、隣接している市であったり町であったりいろいろあるのですけれども、そのトップ同士でしっかり情報交換して、どういうふうに整備を進めていけばいいのかとか、そういう連携で本当に粘り強く交渉すれば予算って多分とれるのではないかと私は思っているのです。言わないことには予算をとることもできないし、この横瀬町が何を求めているかというのが県に伝わらないと思うのです。やっぱりあるお役人さんに聞いたら、そこは熱意があるところが自然と上に順番が、書類は上に上がってきってしまう、そういうお話を聞いたことがありまして、横瀬町として県や国に対して要望を町長にしっかりやってもらいたいのです。そこはリーダーシップだと思うのです。これは、県、県南、県西部含めてですけれども、今いろんな首長さん同士が新たな構想を考えていまして、広域連携みたいな流れでいろんなところの整備を競争で始めているというのが現状だと思います。事、秩父地域に関しては1市4町でという流れでよく言っていますけれども、埼玉県の中ではちょっと孤立しているのだと思うのです。その秩父地域だけにこだわらず、横瀬町にすると飯能市も隣であるし、ちょっと見方を変えれば日高や鶴ヶ島のほうまで見えてくるのです。山を隔てると何となくその形が見えてくるので、その点について町長は強い要望を、粘り強く交渉していただきたいと私は思うのですが、どのようにお考えですか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 貴重なご提言ありがとうございます。まず、ちょっとインバウンドのところから少し補足をさせていただきたいのですが、先ほど振興課長のほうから0.83%という数字が示されました。これ入り口で目で見て確認している数なのです。したがって、例えばアジア系の日本人と見てわからない人たちというのはカウントされないことが多くて、これ実態はもう1%以上か数%かという数字には間違いなくなっていると思います。確認できただけで0.83%なのです。埼玉県全域でそれは言えていて、100万人といったときにどうも入っていない部分があるというのがまず前提とします。インバウンドは、やはりとても重要です。なぜ重要かという、今日本中で経済規模がどんどん縮小してきています。いろんな需要がなくなっていく中で数少ない成長が見込まれる分野、それもかなり大幅な成長が見込まれる分野です。これは、特に日本の周辺諸国のこれからの経済発展という要素だったり、あるいは日本がそもそも持っている観光資源の潜在性だったりを考えると、私は個人的には政府が打ち上げている4,000万人というのは決して絵そらごとではなくて実現到達可能な数字だと思っています。その中でこの秩父エリアがどうい

ふうはこの問題を捉えていくかというのはとても重要です。重要なだけに、余り小ぢんまりとやってもと
いうところがありまして、インバウンドの難しいところ是对応するためにそれなりの経営資源が必要だとい
うことです。これは、例えば英語がわかる人材、中国語がわかる人材というのもそうだし、それを使っ
ての発信力だったりということがなかなか小さい町単独では難しい面があります。したがって、インバ
ウンドもということで行くと、これはできるだけ広域で考えていく問題だと思っていて、したがって
おもてなし観光公社、そして定住自立圏という仕組みの中で秩父圏域で協力しながらやっていくとい
うのが本筋になるのではなかろうかなというふうに考えています。その中で、ご指摘のとおり国道299号の重
要性はとても高まってくると思います。それは、議員がご指摘いただいた成田からのアクセス、これ公式
見解だと圏央道開通によって秩父エリアは20分短縮というのですが、この20分短縮は花園換算です。それ
が鶴ヶ島ないし狭山日高から横瀬を通して入るというルートだと、さらに時間的には短縮されるのだと思
います。したがって、国道299号は今まで以上に観光客呼び込みという点では大事というのは間違いない
です。今までも国道299号に関しては町は町で要望はしているのです。それは、いろいろな要望をしてい
るのですが、これからはさらに力を入れてやっていきたいと思えます。

あとは、ちょっとこれ2番にも絡むのですけれども、横瀬町としては全力でやっていく、一生懸命やっ
ていくということなのですが、秩父圏域の中でこれをどういうふうに落としていくかということが少し
課題です。これは、1市4町で一緒に、例えば道議連というのがあって、道議連の中での優先順位があっ
て、その中でこの問題をどういうふうに位置づけていくのだというのはしっかり議論が必要かなというふ
うに理解しています。いずれにせよ、きょうのご指摘は大変そのとおりだと思っていて、町としては
そこは力を入れて、かつ必要性を対外的にアピールしていくということは一生懸命やっていきたいと思
います。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、宮横線道路構想についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 それでは、質問事項2、宮横線構想について、要旨明細1、坂氷渋滞解消への取り組
みについて、2、新規道路建設について、関連がございますので、あわせてご質問に答えさせていただきます。

この件につきましては、平成28年3月議会においてもご質問いただき、当時の建設課長が答弁した経緯
がございますので、宮地横瀬線道路構想の経緯につきましては省略させていただきます。この宮地横瀬線
道路構想は、平成8年から横瀬町と秩父市の両自治体で協議を重ね、かなり具体的なところまで協議され
た計画があったと記録されております。しかし、(仮称)宮地横瀬線の道路計画が検討された当時と比べ
ると道路状況は大きく変化してきていると思います。圏央道の境古河インターチェンジからつくばインター
チェンジ間が2月26日の開通や西関東連絡道路の皆野秩父バイパスの平成29年度末の開通など整備が進
む中、シバザクラに加え、この春オープンの西武秩父駅前温泉祭の湯等、秩父圏域でのさらなる観光等
の発展が見込まれる中、将来的にも国道299号坂氷から国道140号の交差点の渋滞を含む秩父圏域を取り巻く
道路事情が大きく変化することが予測されます。このようなことから、黒澤議員さんに再度のご質問をい

ただいたものと考えております。

さて、その後（仮称）宮地横瀬線の状況ですけれども、このような状況を踏まえ、横瀬町まち経営課、また建設課職員と秩父市市長室、地域整備部職員とで秩父市と横瀬町を結ぶ道路建設の協議を、事務レベルでございますが、2回ほど会議を持ちました。第1回目につきましては、平成28年の5月30日に横瀬町役場において開催し、内容につきましては今後の進め方として以前の計画にこだわらずに聖地公園ルート、影森ルートも含め、柔軟に検討していくと、従前の計画書を再検討していくということで終わりました。

第2回目につきましては、大分あいたのですけれども、ことしの2月7日に秩父市伝承館におきまして開催され、この（仮称）宮地横瀬線の渋滞解消等の目的に対しての効果等を検討させていただきました。

以上、現在の状況ですけれども、今後も新たな秩父圏域を取り巻く道路事情と国道299号と国道140号の渋滞状況等を検証しながらしっかり検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。本当に今回のこの質問というのは昨年も聞かせていただいて、進捗状況が知りたかったり、あるいはうわさで聞いたのですけれども、今回この宮横線はある公約に上げられていたりだとか、いろんな話が伝わってくるようになりました。ただ、そのうわさレベルでなく、事務レベルでもしっかり話ができる環境ができてきただけ進歩したのかなという思いもあるのですけれども、一方でそこで満足していたら全然先に進んでいかないので、例えば坂氷が渋滞することによって、横瀬町としては町道がまず渋滞します。農道にも影響が出てくるのがちょうど坂氷から中郷、11区周辺、あるいは宇根の上り口のところ、シバザクラのシーズンであったり、今後恐らくウエルシア周辺には農協さんが移転といううわさも聞いたりもしているので、あの辺は本当にどういうふうになるのか、ちゃんとした整備をしないといけないというのが1つなのですけれども、町としてはそういうところをしっかりとランドデザインを描きながら計画を進めているのかどうか。

それと、このランドデザインが描けているかどうか1つのポイントで、県道をヤオヨシから坂氷に向かったの県道というのは歩道の整備も着実に、やっぱり時間はかかっているけれども、計画がある程度見えてきているのです。一方、この横瀬町役場、もしくは小学校の入り口から坂氷に向かったのほうは、先ほど答弁にもありましたけれども、やっぱり歩道ができなくて、結局、町長は以前日本一歩きたくなる町を掲げたりとか、そういうこともありましたけれども、現状歩きたくなるまちづくりって進んでいるのかなとちょっと疑問に思う部分もあります。その点も踏まえて、ランドデザインをしっかり描けているのか、そしてそこを歩きたくなるまちづくりがちゃんと進んでいるのか、その認識が町長と建設課でしっかりとれているのですか。やっぱりもう観光もそうですけれども、町民の人もそれは気になっているのだと思います。一方で、坂氷の秩父市側は歩道が広いのが整備されている部分、一部もあります。横瀬も一部でとまってしまっていますが、本当にこの小学校のところから坂氷までの宇根側のほうは歩道がやっぱりないです。横瀬町唯一の国道なのに歩道が整備されていない。その辺についてお伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 再質問にお答えいたします。

まず、国道299号の歩道整備の関係ですけれども、先ほども前のインバウンドのほうでお話ししましたけれども、県に要望していることなのですけれども、今年度国道299号の歩道整備の中で新たに追加したのがあります。それが坂氷の福寿屋さんから横瀬小学校までの入り口までの、今まさに黒澤議員さんが申しましたように左側、宇根側ですか、あちらの歩道がないということ、また反対側も福寿屋さんから大野屋さんぐらいまでの歩道がちょっとガードレールで仕切られた狭い歩道だと。そういうこともありますので、今回平成28年度に新たにこの区間につきましては県に強く要望したところでございます。

また、この渋滞緩和で新たに道路をつくったときの横瀬町の道路の整備はということも関連しますので、幾つかこの宮地横瀬線を計画する中でルートがあったわけですが、今のルートが皆さんご承知のように札所十番の辺から県道へ行って、セメント跡地のほうに抜けるということですが、そのころからしますと横瀬町の町道も、今町道5号線も小学校から入りまして町道9号線とぶつかる信号のところまでそろそろ歩道も全て完成いたします。町道9号線に至りましては信号から県道まで、これも歩道が、一部残っているところはありましたけれども、これも今年度完成しますので、そのような状況と、また姿地内の圃場整備をした中の道路ですけれども、あそこも何年前から整備をいたしまして、歩道がついた道路が完成しました。そういう面も含めまして一体的に、もし今の計画の案があのルートあたりを通ると横瀬町の中の町道等はある程度整備が進んでいるのかなと。そういう面で町としても、黒澤さんが言いましたように計画的な部分で工事等を行っているということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ありがとうございます。今国道に関しては、これは予算がついたわけではなく要望したということの認識でいいわけですね。町道に関しては、進んでいるところはしっかり工事ができているのだなというのは私も思っているのですけれども、いかんせん中郷の11区あたりは特に農道と町道とがちょっとごっちゃになっているのかなという部分で、比較的接触事故があたりだとか、何となく不安要素のある道路計画に見えるのです。なぜなら真っすぐに道路が抜けていけばいいのが1車線分ずれて道路がつながっているとか、ちょうど多分中学校に向かう道路のところから、農道からの水路のところに入る、農道に入るところとかがちょっとずれがあたりだとか、とてもではないけれども、長期計画でしっかりプランが練られていたのかどうかというふうに疑問に思うのです。農道も見通しがいいほうがリスクは少ないし、町道はもうそれにこしたことはないですけれども、新しい道路をつくってくださいというだけが目的ではなくて、しっかりとした計画をもとに、いかに町民の方が不便なく快適に生活する上で必要な道路というふうな考え方で、いま一度ちゃんとこのグランドデザイン、それが我々議員のほうにも提示されるともっといろんな議論ができるのだと思うので、今後についてどういうふうにやっていくのか、その点もう一度計画の段階から我々と少しうまく煮詰めることができないのか、その点についてお伺いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私の方からお答えします。

まず、先ほど議員がおっしゃった中で建設課と連携がとれているのかは、しっかりとれていると思います。そこは、当然情報共有して優先順位も共有してやっていますので、とれています。国県道の整備は、なかなか一足飛びにいかないところがあります。これは順番です。例えば今でいうと、県道の歩道整備が大分進んできました。まだ残っていてやっていく必要がある。それから、苅米のセブンイレブンの前のところ、あそこも歩道整備ができて、それから6区の昔のきぶねのところのカーブの歩道がきれいになりました。あそこは、子供たちが通学するところでして、前から要望があったところで、やっています。ということで、少しずつという形にはどうしてもなります。その中で正しい優先順位をつけていくということが大事なかなということで、実は今まで今おっしゃっていただいた11区のところは要望事項に入っていなかったのを入れました。ということで、国道299号に関してはそういう問題意識を持っているというのが1つ。そして、おっしゃっていたグランドデザインというところはなかなか難しいところでして、例えば姿地区でいうとあそこは農振農用地です。農業のために農道を整備したというのが今の基盤になっていて、そこに家がふえてという状況で、今度農協さんの販売所ができるという形になります。それに伴ってまたあその様態も変わっていきますので、その中で農業の将来とか、あるいは住宅政策とか、あと道に関していうとやっぱり安全性を図るためにということでもう一度しっかり絵を描く必要があるのだろうなという事は感じています。ですので、横瀬町の形も当初姿地区の基盤整備をしてから大分たっていますので、そこは改めて今の状況、今後の状況を踏まえて練り直す必要があるなと思っていて、その際には当然議員の皆さんのご意見や、あるいは地元の住民の皆さんのご意見等を伺いながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で2番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

ただいま一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

○小泉初男議長 次に、8番、大野伸恵議員の発言を許可いたします。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 議長のお許しを得ましたので、一般質問いたします。

質問1として計画行政についてお聞きいたします。通告書の後、公共施設等総合管理計画素案をいただきましたので、(1)、(2)については質問を省かせていただきます。なお、横瀬町固定資産台帳整備についてはまだのようですが、公会計への移行もあると思います。複式簿記の事務処理等の研修など準備ができていますのかお聞きいたします。

私は、計画行政が必要と何回か提案しています。今度やっと実現できると期待していました。しかし、この計画書は策定業務委託額の割に、2,200万円の業務委託、そのうちの3分の1程度というふうに説明を受けましたので、700万円ほどの委託料がかかっていると思うのですが、その金額の割に漠然としたものだとの感想を持ちました。今後個々の公共施設別に築年次、金額、耐用年数、残存価格と廃止すべきもの、複合化するものなど、公共施設マネジメントを取り入れた緻密な計画書を策定していかななくてはならないと感じています。国から言われたこの計画策定の背景を考えれば、財源の措置された実施計画の策定を今こそ本腰を入れてつくらないといけないと考えます。可能でしょうか。お聞きいたします。

また、この総合管理計画により、持続可能なまちを目指し、施策が進むと思われませんが、町長の公約である高齢者や子供に優しく住みやすい町の実現に、ハイキングコース、遊歩道、安心な道、ふるさとの風景とか書かれていましたが、それに向けて具体的にどう組み込まれていくのかお聞きいたします。

続きまして、質問2として子育て支援についてお聞きいたします。地方創生総合戦略は、人口減少問題の克服のためのものと認識しています。先日埼玉県の予算案が発表されました。最優先課題として位置づけられていたのが少子化対策でした。横瀬町でも出産祝金の増額など実施され、他自治体のママからうらやましいと言われたとの話も聞いています。また、助産師産後ケアの取り組みも早々に始められ、感謝しております。その中でお聞きしたいのですが、国の総合戦略の中に子育て世代包括支援センターの整備が主な施策に書いてあります。以前総合戦略の説明のときに整備するのか聞いたところ、つくらないとの回答でした。県の方針では、全県展開するため、設置、運営する市町村に財政支援を行うと埼玉新聞の2月14日の記事にありました。横瀬町としても県と歩調を合わせてほしいのですが、どうでしょうか。お聞きいたします。

また、先日担当者が山梨県の先進地視察をされたと聞きましたが、助産師産後ケアの取り組みについても拡充していただきたいと考えています。先進地ではどのような取り組みがあったのかお聞きいたします。この事業は、横瀬町だけでなく、将来は定住自立圏、西武線沿線自治体などとの新たな交流事業にもなり得るのではないかと考えます。定住自立圏の医療、または福祉の分野での取り組みにも入れていただきたいのですが、町長はどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、具体的には出生率を向上させることが第一歩だと考えます。これも日本経済新聞1月11日の記事ですが、岡山県奈義町では出生率2.81になったとその施策が載っていました。予算全体で子育て関連費を2%強から3%強にしたとのことで、横瀬町もほぼ同様の政策を実施していますが、支援金額は少なくなっています。めり張りのきいた支援にしないと効果が出にくいのかなと思いますが、人口減少担当が設置されていますので、どう把握されているのか、現状をお聞きいたします。

地域に赤ちゃんを迎え、全ての子供たちの健やかな成長は私どもの願いです。現在貧困の問題も顕著に

なっており、じくじたる思いです。以前も聞きましたが、個人負担である個別予防接種費用について、希望者には、あくまでも希望者でいいのですが、接種費用の助成などが実施できないでしょうか。年に50人の新生児がいた場合、個別予防接種費用の概算はどの程度でしょうか、お聞きします。命にかかわる予防接種を希望していても経済的な問題でできないとすると、それは支援以前の問題で、地域社会で解決していただきたいのですが、いかがでしょうか。

同様に、平成元年の交付金をもとに考えられた海外派遣事業について、貧困やテロ行為などの現代の時代背景の中で中学生の海外派遣事業は地方自治体として優先課題でしょうか。義務教育の中で経済的なものを含む事情で子供たちへ差がつく、チャンスを平等に与えられない事業となっています。あしたの議案8号にも出てきますが、国内交流事業も考えていただきましたので、毎年十数名分の海外派遣補助費を全ての子供たちへ還元される事業などに考え直すべきときと考えますが、いかがでしょうか。

次に、質問3といたしまして広域水道事業に対する町の考え方についてお聞きいたします。広域でも質問したのですが、水道料金の漏水時の減免方式について、従来の横瀬町方式とかなり違い、住民に厳しいものになっています。副管理者として経営に携わっているわけですが、横瀬町民の利益を守る立場として現状をどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 8番、大野伸恵議員の質問1、計画行政についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 8番、大野議員からの一般質問のうち、質問事項1、計画行政についての答弁をさせていただきます。

要旨明細の3につきまして説明をさせていただきます。要旨明細3、財源措置された実施計画の策定は可能かということでございます。当町では実施計画を策定をしております、町の基本計画に定めた施策ごとの目標や方針に向かって効果的かつ効率的に事業を実施するための計画を策定し、財政状況や緊急性などを勘案しながら3年間を計画期間としてこれは策定している短期の計画でございます。また、毎年度年度別計画を見直すローリング方式の策定方法をとっております、予算と同様に担当職員の実務上一番近い位置にある計画でございます。町では計画に基づいた事業実施を重要視しておりますので、事業を実施するにはこの計画に盛り込まれていることを大原則としております。また、当町においては財務会計システムとデータの共有化を図っているということもありまして、事業費も含めた計画としております。2年後、3年後の実施予定事業をこの計画に盛り込むことによりまして、そのときが来ますと予算書と同一の内容で実施計画書が策定されていくことになります。さらには、この実施計画が計画事業の終期に至っては行政評価にこの実施計画を活用をしております。事業の評価次第では、新規事業が年々ふえている中、既にその役割を終えたと判断される事業につきましては廃止ということも含めて、この実施計画の役割は決して小さなものではないと考えております。これら実施計画と財政計画、公共施設等総合管理計画等を相互に反映させて必要な情報を加えていくということをしていながら、町の将来設計を立てるその重要な役割を持つということでこの実施計画を生かしながら持続可能なまちづくりにつなげてまいりたいと思います。

また、地方公会計との関係でございますが、総務省ではこの地方公会計を進めておりまして、町としましても平成29年度末までに統一的な基準による新たな新地方公会計制度への移行を目指しております。そのために、関係する職員、その他の方々に周知する機会をつくって円滑にそちらに移行できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうから要旨明細（4）、町長公約、高齢者や子供に優しく住みやすい町の具体的な取り組みはというご質問にお答えしたいと思います。

優しく住みやすい町ということについてですけれども、基本的な考え方として道路等インフラについては子供たちやお年寄り、あるいは障害がある方などに優しいインフラにしていきたいと考えて、その考え方に基づいて進めています。財政的な制約がありますので、一気にというわけにもいきませんし、時間をかけて徐々にということではあるのですけれども、例えばこういう中で現在進めている町道5号線の改築における歩道整備だったり、あるいは横瀬町の南側道路、町道3175号線の歩道設置の計画だったりというのはこういう考え方に基づいていると思っています。そして、平成29年度については、これも財政的な制約は当然あるのですけれども、要望もありました宇根の町道4号線、それから根古屋の町道1号線についてグリーンベルトの設置を計画しています。こういったことを重ねていきまして、歩行者の安全を図り、徐々にですけれども、歩行者等に優しい道路インフラを整備していきたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。大変模範的な回答をいただきました。ありがとうございます。実は、私去年の12月議会で実施計画を聞いてみたのですが、実施計画に書かれている平成29年度の予算と、平成28年度分だったかな、それが全然違うのです、回答が。実施計画については書きましたぐらいの感じだったので、そういうことでなくて、実際に、先ほど黒澤議員も言いましたけれども、ランドデザインを書いて進めるためには実施計画が必要だと思っておりますので、例えば予算にないものが出てきた場合に、花咲山なんかも全然実施計画にも何もなくて補助金が出たので、やりましたということになりますけれども、それは本当に住民のためになるのかということとは、やっぱり3年ぐらいのスパンで考えていくということが必要かなと思っていますので、そこら辺のところを確実に実現可能な実施計画をつくっていただきたいということと、それを公開していただきたいということをお聞きします。その2点お聞きします。

それから、町長公約の関係なのですけれども、いろいろな道路を整備しますということを平成28年度の3月議会で公約したのですけれども、こう見ていると、どうも行政の流れが主婦目線でいきますと身近な政策というのがなかなか感じられないのです。だから、そこら辺のところの生活者の求める町のなすべきことと町長が考える町のなすべきことがマッチングしているのかなとちょっと思ったので、そこら辺どういうふうにお考えになるのかちょっとお聞きしたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。私のほうからは、実施計画に盛り込まれていない事業をどう考えるかということと、実施計画を公開できますかということでございますが、1点目、実施計画に盛り込まれていない事業、町ではやはりこの事務事業を進める上で計画に基づく行政というものを大前提と考えておりますので、できる限りは実施計画に盛り込んだものだけを進めていきたいとは考えております。ちょっとその辺に漏れというか、足りない部分があるとすれば、これからその実施計画の精度をさらに上げていきたいと考えております。

また、実施計画の公開につきましては、現時点で町ではこれを公開はしておりません。この理由につきましては、実施計画というのはかなり細かな部分に細分化された事業計画でございますので、その一つ一つを見ると、その事業に係る経費がそこから計算をされる。もう一方の入札の公正、公平化ということを考えますと、入札の事前データを提供するというようなおそれもありますので、町では現時点で公開しておりません。この扱いにつきましては、秩父地域の自治体全て同じでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、まず計画行政に関してなのですけれども、計画行政は当然これ大事で、行政の柱になる考え方で、計画的にやっていくというのはとても大事です。しかし、それだけで必要十分かということ、そうではなくて、一方で臨機応変ということも考え方としては必要かなというふうに思っています。とりわけ昨今の状況で社会的な変化がとても急激で、かつ激しくてという中であって、そのときしかできないことってあります。そういう機会を、あるいはそういうチャンスを逃すということは行政にとってマイナスになるということがありますので、そこは臨機応変に対応するというのも必要になります。例えば花咲山の例を出していただきましたが、花咲山のケースでいきますと、補助金の概要がわかったのが12月とかで、3月までには内容を固めて申請が終わっていて交付決定がされるというような時間軸だったと思いますので、そういうものも短時間で判断をして進めていかなければいけないということがあるといこともご理解いただければと思います。当然計画的にやれるにこしたことはないです。それは間違いないです。これは1つと、それから公約の関係で身近な政策がというところ、もし町の皆さんから見ても身近な政策がないということだとすると、そこはもう一度町の皆さんとのコミュニケーション、議員の皆さんとのコミュニケーションをとる必要があろうかなというふうに思います。とにかく我々からすると身近かどうかという、身近なものも身近でないものも含めて優先順位をつけてやっていくという中で、身近なものが見えにくいのだとすると、そこは真摯に耳を傾けていく必要があるかなというふうに今議員のお話を聞いて思ったところです。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。入札の関係で公開できないというお話でしたが、入札はむしろ平等性の観点から、計画があったものはなるべく早目に公表するというふうなことになるのではないかなと思うのですが、そこら辺は私も入札のことは定かではありませんので、そこら辺はいいのですけれども、公開できないのだとすれば、少なくともこの町の庁舎の中にはファシリティーマネジメントの考え方が必要だと思いますので、この町が今後やっていかななくてはいけないことというものの表をつくって見える化して張っておいたらどうかなというふうに思いますが、この実施計画の表の見える化ができるかどうかということをお聞きします。

それから、町長はチャンスを生かすということをおっしゃいました。そのとおりだと思います。しかし、そのチャンスを生かすために、その前に町が当然考えていた事業、だから、3年先を考える計画というものも必要だと思うのです。その点どうでしょうか。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 それでは、再々質問にお答えをいたします。

町の実施計画が公開できるかどうかということで、表にして見えるように張っておくというような方法ができないかということでございますが、この実施計画につきましては今のところ執行部内の内部資料としての取り扱いということになっておりまして、外部に見ていただく計画につきましては……

〔「外部でなくて、見える化です」で言う人あり〕

○赤岩利行まち経営課長 実施計画につきましては、町ではグループウェアという職員間で閲覧できるシステムがございまして、そこでは職員誰でも見ることができます。ということで、自分たちのやるべきこと、この先の方向ということで、あとは行政評価にも生かしている。その評価も兼ねているということで活用しております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 実施計画の関係で事業者に対しての入札等の話がありましたけれども、事業実施計画の段階では先ほどもまち経営課長のほうから話がありましたけれども、公開はしていないという取り扱いなのですが、実際にその計画が予算化されて、議決をいただいた後の予算書としましては事業者の方には閲覧できるように公開はしております。ということで、そういった意味では入札に際して公平性は確保されているかなというふうには思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからは、チャンスを生かすために3年先を考えるべしということで、全くそのとおりだと思います。常に3年先とか、常に計画的に考えていて、走り出した後に起こった後発事象だった

り、あるいは偶発的なチャンスみたいなものを捉まえていくということですので、基本的には大野議員の考え方と全く私は変わっていないと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

ただいま8番、大野伸恵議員の一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

質問を続行いたします。

8番、大野伸恵議員の質問2、子育て支援についてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、質問事項2、要旨明細(1)、(2)、(4)について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細(1)、(2)についてですが、子育て世代、包括支援センターにつきましては来年度設置すべく予算要求をさせていただいております。国、県の補助を受け、従来から実施している不妊、不育治療に係る費用の助成、乳幼児健康相談、妊婦訪問、新生児訪問事業のほかに新たに専門職非常勤職員の賃金、子どもの心の相談や訪問支援者研修会の講師謝金、母乳ケア相談の謝金等を計上いたしました。妊娠期から子育て期にわたる支援のさらなる充実を図っていきます。

先進地での実施内容につきましては、山梨県石和町にある健康科学大学産前産後ケアセンター、ママの里を視察しました。この施設は、山梨県の助成を受け、民設民営で運営しています。宿泊型日帰り型産後ケアや健康教室等を実施しています。産後ケアについては、スタッフがお母さんと面談をし、困っていること、悩んでいることを聞き、疲れがたまっている場合はまず睡眠をとってもらい、育児のやり方に悩んでいる場合には手本を見せるなどの支援をしています。常勤の職員2名とパートを含め13名の助産師が一人一人に合わせた的確な支援を行っているとのことでした。また、県からの委託で24時間の電話相談も行っています。施設長からいろいろなお話を伺いました。疲れた表情でセンターを訪れたお母さんが帰るときには笑顔になっている。またつらくなったらセンターでの支援を思い出してもらえるように、笑顔になった親子の写真を撮り、渡しているということや、少子化対策では第1子出産の数がふえる取り組みも大切だが、初産の大変さからもう二度と子供を産みたくないという思いをケアすることで、もう一人産みたいと思ってもらえることが大切という言葉が印象的でした。このようなセンターの設置は難しいとは思いますが、産前産後ケア事業を充実させていくには秩父地域で広域的に取り組むことが重要であると思います。今後地域に根差した産前産後ケア事業が実施できるよう1市4町で検討していければと思います。

続きまして、要旨明細（４）についてでございますが、任意予防接種につきましては、横瀬町では中学３年生にインフルエンザの予防接種を実施しております。任意の予防接種の中で、現在国で定期化に向けて検討の準備が進められているのがロタウイルスワクチンとおたふく風邪のワクチンが主なものです。費用の概算ですが、ワクチンの種類により価格、接種回数等の違いがありますが、ロタウイルスワクチンは１人約３万円、５０人で約１５０万円、おたふく風邪のワクチンは１人約１万４、０００円、５０人で７０万円ぐらいではないかと思込まれます。予防接種につきましては、秩父郡市医師会の要望もあり、秩父郡市でほぼ統一して実施しております。また、町独自で助成した場合、予防接種の副反応により健康被害が発生した場合の補償等の課題もあり、現時点では難しいと考えております。今後国や近隣の自治体の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、質問事項２の要旨明細（３）、めり張りのある支援が大事と考えるが、人口減少担当の把握はということにつきましてお答え申し上げます。

町では、人口減少を大きな問題と捉え、人口減少の勢いを抑えること、そして将来の人口減少への備えをするため、横瀬町地方創生総合戦略を平成２７年度に策定し、今年度より本格的に取り組んでおります。その中の基本戦略３につきましては、横瀬っ子をふやす環境づくりと題しまして、結婚、出産、子育ての希望実現に向けた取り組みを行うものでございます。そこでは、合計特殊出生率を平成３１年までに１．６０まで引き上げる目標を掲げています。平成２７年の町の合計特殊出生率の実績値が１．３１ですので、相当力を入れていかなければと考えております。それでもその目標に対し、前向きに取り組む対策といたしまして、安心して子供を産み育てられる環境整備を図るため、平成２９年度の当初予算におきましては、先ほど子育て支援課長も申し上げましたが、産前産後の切れ目ない子育て支援を目指した事業といたしまして、子育て世代包括支援センターを新たに設置します。また、助産師による産後ケア事業としてのほっとハグくむママサロンにつきましても引き続き力を入れて取り組んでまいります。また、そのほかにこども医療費の受給対象年齢を１８歳まで引き上げるなど、子育て支援事業を拡充させてまいります。このような事業を相互に関連づけ、相乗効果を生むことで出産、育児に関する町のイメージが向上し、その結果、この町が子供を安心して産み育てられるまちとして定着し、地方創生総合戦略上、良好な結果に結びつけられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○小泉初男議長 教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、私のほうから要旨明細（５）、海外派遣事業費を全ての子供へ還元される事業にというご質問に答弁させていただきます。

平成１０年度から実施しております中学生国際交流事業の効果につきましては、中学生の国際理解教育について着実にその成果を上げていると評価しております。しかし、大野議員のご質問のとおり、全ての中学生が海外派遣に参加できないという課題もございます。このようなことから、今年度は海外事業と国内

での国際交流事業の2つの事業を実施いたしました。当初国内の事業につきましては海外からの留学生との交流を計画いたしまして、国際基督教大学と折衝をしておりました。しかしながら、留学生とのスケジュールが合わずに、急遽他の学校で英語指導助手をしている外国人を招き、交流体験をいたしました。参加者は、とてもよかった、今後さらに英語力を高めたいとの感想も述べておりました。参加者が少なかったものの、成果も確認できましたので、来年度につきましては9月を実施時期とし、国際基督教大学の協力を得て、アメリカにあるミドルベリー大学からの留学生約10名と横瀬中学校の生徒等30名程度で、2日間にわたり国際交流をする計画を進めております。町では、国内事業については多くの中学生が参加可能なことから、さらに展開させまして国際交流を体験できるように、そしてまた海外事業につきましても参加者負担金の分割納入も取り入れる予定でございまして、両事業とも推進していきたいと思っております。

また、貧困やテロ行為などの時代背景の中で優先すべき事業かとお尋ねでございましたが、海外事業は希望者も多く、成果も上がっております。また、ふるさと納税を財源としていることから、今後とも継続していきたいと考えております。安全面につきましては、町では海外事業を進めていく中で、外務省のホームページにあります海外安全情報というものを参考に事業を実施しております。今後ともこの情報を参考に事業を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。子育て世代包括支援センターのことをいろいろ考えていただき、ありがとうございました。やっぱり一番大切なのは、初産でもう懲り懲り、もう嫌だというのはなくて、もう一人産んでもみたい、産んでもいいかなというふうに思っただけが大切だと思いますので、そこの辺のところを手厚くお願いいたします。このセンターをつくっていただくようなのですが、これは有料とかというのになるのでしょうか。その1点教えてください。

それから、個別予防接種の関係なのですが、前回もお聞きしましたところ、副作用に対する健康被害に関する補償等の問題も含まれているので、現在では難しいという同じ答えをいただきました。しかし、ロタは1人3万円するのです。3万円だけれども、子供のためだから大概の人がやるのでやるということで3万円、それからおたふくも1万4,000円払っています。しかし、もう最初からお金かかるからしないのというお母さん方もいるわけなのです。そこで、横瀬町の場合はトータルで220万円です。この辺のところをめり張りがきいた事業ということで補助、希望者ですから、全員に実施ではなくて希望者には補助しますよという一歩進んだ取り組みをしていただければいいかなと思うので、その点を1点あと1度お願いします。

それから、海外派遣事業なのですが、私もこれは評価しています。皆さんによくやっていただいて、考えているのですが、その行った人がよかったと言うのはこれはある意味当たり前で、よければよかったほど行かない人たちにその気持ちが返ってくるわけです。ですので、私がこの海外派遣事業について一番心配しているのは、まさしく事故があったときなのです。それで、ロタウイルスとおたふくについては同じことを私は考えています。この健康に対する、事故に対する補償等の問題もあるのに、義務教育課程の中で学校の指導要綱にも入っていない事業をあえてするというところで、もし万が一何かあつ

たときには大丈夫なのだろうかということがいつも胸の中にあります。ですので、このロタの予防接種は心配、しかし海外派遣の事故については大丈夫ですよというその点のところをどのように考えるのか教えてください。

そして、希望者が多いと言いますが、希望者は多くないと思います。3年生全員の、ほぼ大体が希望ということではなくて希望者だけ、もしくは希望者でも少なかったということもありますので、そこの辺の捉え方はおかしいのではないかなと思います。

ふるさと納税につきましても、ふるさと横瀬町全体についての気持ちで援助するという方がいたときに、一部の中学生のみに使用するということを理解する人もいるかもしれませんが、そうでなくて多くの方たちに使っていただきたいという人もいますので、そこのところどうでしょうか。

国内の交流のことを考えていただいたということで、とてもよかったと思います。しかしながら、私はできれば該当者全員を対象にした事業をしていただきたいので、そこがなぜ全員でなくて30名程度なのかということもお聞きします。

以上、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターについては有料かどうかというご質問についてでございますが、こちらのセンターにつきましては、今現在やっている既存のいろいろな事業にプラス新たに専門職の非常勤職員の配置ですとか、いろいろな研修会の講師謝金ですとか、母乳ケア相談の謝金等を計上いたしました。これにつきましては、国、県の補助を受けて事業内容を充実させていくということで、有料でそのセンターの事業を実施していくということではありません。今までの事業内容をさらに充実していくと考えていただければと思います。

個別予防接種につきましては、220万円くらいなので、何とか予算計上をして助成できないかということでございますけれども、先ほどもお話しさせていただきましたが、秩父郡市統一して予防接種を受けている状況がございます。医師会との関係もありますので、今後近隣の自治体の動向を踏まえ、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、ただいまの再質問にご答弁させていただきたいと思います。

まず、海外事業について、事故ですとか向こうで健康を害したりして、そういう万一のときのことはどうするのだというお話でございますが、過去にもあれでございますが、現状につきましては現地へ行きましては添乗員2名、そしてあと引率が2名というような、そういう体制で生徒の健康ですとか、そういうことに気を配っております。幸いなことに今までそういうことはございませんでした。

そのほか、あと事故ですとか、そういう場合のために一応参加者のあれで保険には入っております。

そして、あとそんなに海外事業について人気がないのではないかというお話でございましたが、一応定員割れというのが1度だったですか、そのくらいで、あとは定員以上の参加者があるということは、それだけ教育委員会としましては人気があるということで判断しております。

それからあと、ふるさと納税の関係でございますが、これにつきましてもふるさと納税でそういうことでいろいろ町外に募集をかけておりますので、そういうことを横瀬町の子供の育成のためにということでふるさと納税をしていただくということで金額も納めていただいておりますが、それを有効に利用ということでさせていただきたいと思っております。

それからあと、来年度30名程度というお話でございますが、これにつきましては留学生が今のところ10名程度ということでございますので、それで全員という、皆さんを本当に引き込んでやりたいという気持ちはやまやまでございますが、留学生の人数的に対外的な交流をするのにもある程度限られております。これにつきましても、先ほどちょっと答弁させていただきましたが、より多くの参加者が集まれるよう、大きくして来年度やってみて、それをもとにまた広げていきたいというような考えをしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、ふるさと納税の担当課長として、ただいまのふるさと納税につきましての補足説明をさせていただきます。

現時点におきまして、ふるさと納税の寄附金の申込書、ご寄附いただく方が記入をする用紙なのですが、これども、この中に町がこの寄附金をどういうふうに使うことを希望しますかという質問がありまして、2つに分かれています。1つには人材育成、括弧しまして中学生国際交流事業に使わせていただきますとあります。もう一つは町長にお任せというこの2つの選択肢がございます、今考えておりますのは、この人材育成につきましては申請書に書いてありますとおり中学生国際交流事業のほうに使うため、予定としましては国際交流基金に一旦積み立てるということを考えております。町長にお任せのほうもできるだけ子育て支援や移住、定住のほう、そういった事業に使えるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。国際交流なのですが、海外派遣と国際交流というふうに分けると、私は国際交流についてはいいのではないかなというふうに思っています。それで、海外派遣の希望者も定員はオーバーしているということなのですが、生徒数の大体半分とか3分の2が募集しているのですよということであれば、ほぼ全員が応募していますよということになれば希望者が多いということなのだと思いますが、大体いつも5分の1程度の人が応募しているという状態ですので、それについては希望が多いのかどうかという疑問があります。それは私は疑問があります。それで、今黒澤議員もおっしゃいましたが、インバウンドという事業で外国のほうから多くの方に来てもらっています。私も民泊で台湾の中学生の子供たちを受け入れたのです。それで、思ったのは、うちはおじいちゃん、おばあちゃんの家なので。だけれども、そこに中学生がいたら、高校生がいたら、子供たちはもっと

楽しかったらということを感想で持ちました。ですから、私はオーストラリアの家庭ってすごいな
と思っているのです。毎年毎年外国の子たちを受け入れている、そういうことを横瀬町で受け入れるよう
な国際交流も可能なのではないかなと、そういうふうステップアップした交流をしていただければ、横
瀬中学校の父兄が受け入れて、横瀬中学校の生徒全員が国際交流事業にかかわれるというようなものにな
ると思いますので、ぜひ多く、全ての子供たちにこのお金が有効に使えるように考えというのですか、基
金のほうも国際交流という名前になっておりますので、こういう海外については横瀬町としては考える時
期ではないかなというふうに思いますので、その点を1点町長お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうから答弁させていただきます。

国際交流事業についてなのですが、これは従前から申し上げましてもおり課題が幾つかあります
と。私がいつも言っていましたのが大きく2つあって、1つが受益者が限られているという点、もう一つ
は財政的に負担が大きいという点なのです。これをカバーするということを考えていきまして、前者をカ
バーするために国内交流事業をつくりました。そして、後者をカバーするためにふるさと納税を原資とし
て使うということを考えて実行しています。まず、大前提としては議員ご指摘のとおりで、機会は平等に
与えられるべきです。義務教育のステージにあって、子供たちの経済状態によって参加できる、できない
というのは好ましくはありません。ですので、ここの格差をなくしていくということはとても大事なこと
です。なので、海外の、特に派遣に関しまして、多くの子供たちができれば経済状態とかを乗り越えられ
て応募できるような形をつくっていくというのは大事なことかなというふうに思っています。しかしなが
ら、ではこの事業をやめていいかというとも思っていないで、今の時代これを継続してきている町の
価値というのはかなり私はあると思っています。むしろ今だからこそ子供たちに生の海外を見てほしいな
というふうに思っています。平成元年から続いている事業で、ずっとオーストラリアに行っています。な
ぜ平成元年にオーストラリアを選んだのかという理由、当時のことは詳しく知っているわけではないです
が、今となってみると、オーストラリアというのは実は一番いい選択肢ではないかなというふうに思いま
す。それは、まず英語圏であるということ。特に昨今は治安が一番大事ですので、治安の面で比較的安心
度が高いということ、それで時差がないということ、それでいて異文化の刺激がしっかりあるという点で
は、渡航先としては今となっては適切かなというふうに思います。ただ、これ国内でやっても国外でやっ
てもこの世の中でリスクはゼロにはなりません。それを極少化する努力を最大限するというところまでし
かできなくてというところをご理解いただきたいと思います。

あと、国内交流事業はことし初めてですので、これトライアルだと思います。なぜ30人かという、決
め打ちで30人ということではなくて、これ希望者募るわけですから、全員という想定は多分妥当に考える
となかなか難しく30人にしているということだろうと思います。当然希望者が多くて、であれば多くの
方が参加できる形にはしていきたいということを考えています。

それと、今回の国内交流に関しては、中学生との交流もそうなのですが、もう少し町全般での交流も広
げて考えられるかなと思っていて、民泊等との組み合わせを今は想定しております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、広域水道料金の漏水減免について町の考え方はに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、質問事項3、広域水道料金の漏水減免についてお答えをいたします。

今年度から広域水道がスタートいたしました。その中で、漏水があった場合の減免制度でございますけれども、従来各市、町でばらばらであったものを統一し、漏水があった検針水量と前3回の検針の平均水量との差を漏水量として認定をし、その漏水量の半分を減免するということとしてございます。大野議員のご指摘のとおり、従来の横瀬町の減免方式よりも個人の負担が多くなっております。これは、統合に当たりまして専門部会で1市2町1組合の減免状況や県北地域の各事業体なども参考に調査研究をしたところ、その多くが漏水量の半分を減免しているということから、これを採用したものでございます。漏水減免の考え方ですけれども、メーターから宅地内の水道管につきましては個人に管理責任がございまして、漏水量が多くなった場合には個人の負担が大きくなってしまいうということから、一定の条件のもと、減免制度を定めているわけでございますけれども、漏水した水にも生産コストがかかっておりますので、全体の水道料金に関係をしましてまいります。それをどの程度原因者に求めるか、または水道利用者全体に求めるかというところがこの減免制度のポイントであろうかと思っております。広域水道では、近隣や県内事業者の状況等も勘案しながらこの制度について研究していくとこのこととでございます。なお、減免制度につきましては水道局のホームページや水道だよりも掲載して広報をしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。ほかの企業体を参考にしたと言っておりますけれども、多分他の企業体は秩父みたいに水道料が高くないのです、きっと。そういうことが1点考えられます。それで、私がこの質問をしたいのは、水道事業は本当に遠くなりました。これは、私も広域の質問で聞いたのですけれども、20万円とか10万円とかの漏水の請求があったというお話の一般質問がありました。そのときに、副管理者として、私たちは今度は副管理者しか現場で声を上げることができないわけなのです。そのときに一般生活者として私に20万円の水道料の漏水の請求が来たら厳しいなというふうに思ったので、従来どおり、秩父市は前は漏水の3分の1まで個人負担ということだったので、そのこのところの町長の問題、エチケット、生活者としての感性を知りたかったので、この質問をしてみました。町長、よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 突然巨額の支払いを求められるというのはやっぱり大変なことだろうと思っておりますので、そういうことはないようにしていきたいと思っております。これ私も調べたのですけれども、1市2町1組合でそ

れぞれ条件が違って、その間でとった条件です。当然激変があってははいけませんし、そこはマイルドにということなのですが、あと受益者負担が全体で負担するかという考え方の違いもあります。当然漏水があった当事者にたくさん払っていただくと、残りの水道を使っている方の負担は少なくなるということなのです。そのバランスの問題はあるかなと思います。バランスの問題があるのですが、受益者に不公平とか不利なことがないようにということは心がけてやっていきたいと思います。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。8番、大丈夫ですか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 済みません。

では、要望なのですけれども、今度合併になった秩父水道も全体の5分の1を漏水しています。それも全部経費がかかった水が漏水になっております。そのことを考えて、そちらのほうも個人では負担してくださいと、でも町のほうでつくっている水道はどんどん漏水してしまっているという状態ですので、その点は厳しく経営のほうで管理していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 以上で8番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、3番、阿左美健司議員の発言を許可いたします。

3番、阿左美健司議員。

〔3番 阿左美健司議員登壇〕

○3番 阿左美健司議員 皆さん、こんにちは。3番、阿左美健司です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく2つです。まず、1つ目は横瀬小学校、横瀬中学校の学力向上の取り組みについてです。横瀬町は、横瀬村だったころから教育水準が高いということが村民、町民の全体の共通認識としてあったかと思います。私もそういう認識でいたのですが、昨年の12月議会で配付された平成28年度全国学力・学習状況調査及び埼玉県学力・学習状況調査の結果を見てショックを受けました。この全国学力・学習状況調査は小学6年生、中学3年生が対象で、科目は小学6年生が国語A、B、算数A、B、中学3年生が国語A、B、数学A、Bの2教科4科目ずつです。合計8科目のうち、中学校の数学B以外の7科目で正答率は埼玉県平均、全国平均を下回っております。ちなみに、埼玉県平均は全国平均よりも低いです。また、埼玉県学力・学習状況調査は小学校4年生から中学3年生までが対象で、科目は小学4、5、6年生が国語、算数、中学1年生が国語、数学、中学2年、3年が国語、数学、英語です。このうち埼玉県の平均を上回ったのが中学2年の国語、数学、英語、中学3年の数学のみです。そこで、この結果を町はどのように受けとめているのか、この状況をいいと思っているのでしょうか、どうにかしなくてはならないと考えているのでしょうか。その辺教えてください。

また、この調査結果を受けて、横瀬町の教育行政を進めていく上で学力向上にどのように取り組んでいくのか、以上2点お聞かせください。

続きまして、町発注の随意契約に対して町の考え方についてです。先日、12月ですけれども、横瀬町情報公開条例に基づいて、平成26年度、平成27年度の随意契約の一覧表を請求し、定例監査資料の総括表の写しの交付を受けました。そこにはさまざまな物品の購入や業務委託、建設工事など多岐にわたっており、改めて町が行っている行政サービスの幅の広さを認識いたしました。また、監査委員をされている加藤元弘代表監査委員、若林清平監査委員のご苦勞に大変頭が下がりました。そこで、随意契約に対しての基本的な考え方、進め方、決裁権者などお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 3番、阿左美健司議員の質問1、横瀬小学校、中学校の学力向上に向けての取り組みについてに対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 1の(1)についてお答え申し上げます。

横瀬小学校は、6年生全員が、中学校は3年生が希望者を含め、出席者全員が4月19日に実施しました全国学力・学習状況調査に参加をいたしました。学力調査は、国語、算数、数学の2つの教科で、それぞれA、B問題を実施いたしました。Aは、主として知識の問題、Bは主として活用の問題となっております。全国平均と比較しますと、小学校は国語、算数ともに下回っております。中学校は、数学B問題が全国平均を上回りました。結果につきましては、教育委員会といたしましても大変重く受けとめております。子供たちの頑張りという面では、横瀬小学校の学習伸び率は埼玉県学力・学習状況調査において、埼玉県の1に対して1.3であるという数値が示されました。中学校では、同じ条件のもとで現中学校3年生が小学校6年生時の全国学力調査結果の平均値と比較した場合、4科目中3科目の国語A、国語B、数学Bの成績は向上しております。これらの結果等を踏まえ、子供たちにさらに力をつけていければと思っております。

1の(2)についてお答え申し上げます。学力向上につきましては、さまざまな要因が関係してくるかと思えます。発達段階に応じて学校の責任で行うこと、家庭、地域にお願いすること、そして一人一人の個人に帰すること等があるかと思えます。学校が取り組むこととしては、短期的にはふなれな記述式の回答、長文問題の捉え方等、児童生徒が陥りやすい誤答等の指導、学力調査等から見える課題解決に向けた授業対応に取り組んでおります。新年度総務省IOTサービス創出支援事業を活用し、情報機器を導入し、さらなる授業の工夫、改善を目指します。家庭においては、昔から学問に王道なしの言葉がありますが、まさに家庭学習の充実を図ってもらえればと思っております。地域の皆様には、今年度夏休み、冬休み、3学期第2土曜日に学習ボランティアとして温かいご指導をいただきました。また、日常学校ボランティアの温かい見守り等により、子供たちの自尊感情を高めるきっかけになっております。教え合い、学び合い、高め合うことを通じて、みんなと一緒にならばさらに頑張れるという文化がさらに育てばと思っております。

教育委員会では、児童生徒の漢字、英語、算数、数学検定試験受験料の補助を行い、意欲の向上に努めております。一人一人の個人にかかわることでは、目標に向かい、常にそこに気持ちを持ち続けられる、みずからを律する力、すなわち集中力、もしくは持続力を身につけられればと思っております。そのため

には自然、人、読書、家庭、地域の触れ合いから学ぶもの、そして学ぶべきものを大切にしながら学力の土台を築いていければと思っているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 答弁ありがとうございました。この両調査結果ですけれども、町も積極的には公表したくないことは十分承知しております。ただ、私が今回質問させてもらったのは、こういう問題があるということを一応オープンにさせてもらって町民の皆さんが関心を持ってくれればというふうに思ったからでもあります。確かに今教育長もおっしゃるとおり学問に王道はなしということですから、すぐに改善するものではないと思います。ただ、文科省や埼玉県ホームページで過去のデータや他市町村の結果などもちょっと見てみたのですけれども、平成26年度の全国調査では、小学校は国語、中学校は国語、数学、それぞれ埼玉県平均、全国平均を上回っていました。それが平成27年の全国調査では、全て全国平均、県平均を下回っています。各科目とも小学校では7ポイントから8ポイント、中学校では3ポイントから6ポイント下回っております。また、埼玉県調査のほうですと、平成27年からなのですが、中学2年生の数学は埼玉県で、これはいいほうでベストスリーでした。ただ、小学5年生の国語は下から2番目、算数は最下位、小学6年生も数学が最下位、伸び率が1.3倍になったという話ですけれども、平成28年は中学2年の数学はいいほうで、県でベスト2位です、上から。ただ、小学4年生国語は下から2番目、小学6年生算数も下から2番目、小学1年生国語も下から4番目、数学は最下位です。埼玉県の正答率がいい地域というのちょっと見てみたのですけれども、各年度とも戸田市、朝霞市、和光市、新座市あたり、あの辺の地域がいいようでした。また、それとは逆によくない地域というのも顕著に出ていまして、秩父地域を含む熊谷市以外の北部教育事務所管轄の地域です。当然秩父も横瀬も含まれます。教育長は、横瀬だけでなく秩父地域も、その辺の事情にも経験上よく通じていらっしゃるかと思います。確かにこの正答率だけを見れば、例えばこの地域の学校には保護者とする通わせたくないと思うかもしれないし、子供本人にしてみても余り通いたくないなというふうな感情が出るのではないかなと思います。また、この調査の中で全国調査でのほかの質問で、生徒と子供たちに対する質問で、家で計画的に勉強している、宿題をしている、国語、算数、数学の授業は役に立つという質問項目がありました。この中で、これは小学校、中学校ともに全国、埼玉県よりもはいと、要するに勉強しているという回答をした割合が高く、なおかつ正答率の高かった戸田市なんかよりも高いという結果が出ております。ということは、子供たちはやる気や意欲があるのにそれに対する成果が伴っていないと考えました。確かに先生方なんかも忙しいとは思いますが、そこで先生に質問したら、わかる友達に聞けとか、そんなこともわからないのかとか言われ、先生が答えてくれなかったということを訴えた子供も何人もいます。また、先日の学校評価アンケートの結果を見ても、今後力を入れてほしいということにわかりやすい授業をするということが希望として一番に上げられておりますので、先生方が授業や子供たちに向き合うことができるようにしてもらいたいと思いますが、その辺の現場での対策はいかがでしょうか。

また、学校教育も子育ての役割を大きく果たしていると思います。子育て支援課を今年度新設しまして、先ほどの大野議員の一般質問に対する答弁もありましたけれども、子育て世代へのサービスを充実させよ

うとしている横瀬町の取り組みにとって学校教育の果たす役割も大変大きいと思います。学力向上は、そこで大きなセールスポイントというか、大きなメリットになるかとも思いますので、その辺どういふふうにお考えでしょうか。

以上2点お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 ただいまご指摘いただきましたことですが、まず試験のあり方が学年に限られて、学年でやっているということでございます。そうすると、やはり学年には学年の特色がありますので、一概にそれをもってして全てを見るということはちょっといろんな面でいくと無理があるかなという部分もありますが、全体としては議員さんがおっしゃるとおりでございます。これは現実でございますので。ただ、その中でやはり昔から日本の言葉に朱に交われば赤になるとございます。やはりそれで子供たちはそういう中で、ご案内かと思いますが、やっぱり私一人ではできないけれども、みんなが頑張れば頑張るのだという、そういうものが子供たちだと思います。それは、今でもそのことは変わっていないと思います。そういうことを含めまして、まずはそういう文化をつくるのが1つなのかなというふうに考えています。急がば回れではございませんが、そういう中でやはり先ほど申し上げましたように集中力、そして持続力というのが生きる中では私は大事なことでございますし、そういうものはやはり幼児期からつくられるものだと考えております。そういうものをトータルして職員のほうにも話ししている、また指導しているつもりでございますが、それは教員の中にもやはりいろんな方は、いはては困るのですけれども、本当はいはては困るのです。だけれども、たまたまその時期が何かのタイミングでそういうふうに言ったことがあったとしても、それが全部ではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

そして、やはりご案内かと思いますが。私たちもそうだったか、私はあれですけども、いわゆる子供が学んだ、そして学んだことを伝えることによってその子供はさらによくなる、そういう循環が今は極めて少ない、できない。それは、やはりかつてのような余裕はありませんので、それはちょっと気になるころです。ですので、本来マルをつけるのがどうのこうのでは、それも大事なのですけれども、やはりその循環をもう一度秩父は掘り起こさないと、秩父はそれを持っていましたので、だからそういうことを含めていろんな意味で、横瀬がよくなることは秩父がよくなること、秩父がよくなることは横瀬がよくなることだと思っておりますので、そういうやはり我々がいろいろご指導いただいたそういう先人の教員のあり方についてももう一度若い先生方を含めて秩父全体で考えていきたいなと思っておりますのでございます。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 子育て支援に絡めてご質問いただきましたので、それについて答弁させていただきます。

教育につきましては、やはり子育ての魅力、地域の魅力をあらゆる指標の一つだと、重要だと認識しているところです。それで、実際に移住先を選ぶに当たってもその教育環境だったりとか、そういったところを重視して選んだりということも伺っておりますし、また住む人にとってもやっぱり子供の教育環境、

またその部分について充実しているということが住む人の誇りにもなるだろうと思っていますので、教育委員会ともしっかり連携をして、そういった教育分野についてしっかり子育てのサービスの一つと認識をして、しっかり連携してやってまいりたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 教育長並びに副町長、ありがとうございます。

再々質問なのですけれども、お願いと質問が1つか2つ。学校教育ですから、当然勉強だけではないと思います。今教育長のおっしゃるとおり、いろんな循環、学び以外の循環が大事なのだというのは承知しております。ですから、ですからただ勉強だけでなく、学校生活ですから、クラブ活動ですとか、その辺も大事なのもわかっております。ただ、中にはクラブ活動の負担が大きくて勉強ができないという声もあります。私もちょっとそこで調べてみたのですけれども、平成27年3月の県の運動部活動指導資料なんていうものがありまして、そこにも休養も練習のうちという文言が入っていました。要するに休養日を設定しなさいということをやっているのですけれども、今横瀬、例えばクラブ活動なんかはかなり負担があるところなんかもありまして、その辺をちょっと私も心配しているところで、その辺の子供たちのクラブ活動の負担なんかも、例えば体罰の実態調査なんかと同じような形でどこかで児童や子供たちなんかに聞き取り、もしくは今学校評価なんかやっていますから、そのこの1項目なんかに入れてもらって、できれば実態というか、負担を把握してもらいたいというふうにしてもらいたいと思います。

それで、ちょっとこれがお願いなのですけれども、体罰の実態把握の調査の中で記名式になっているのです、調査なのですけれども。そこは、できれば記名式ではなくて無記名でないと正確な実態把握というか、正直な申告ができないと思います。その辺は、ちょっと改善していただきたいというお願いがまず1つです。

そこで、質問のほうは、先ほど私は部活動のことを申し上げましたので、部活動が負担になっていることを今現在の状況として認識しているというか、把握しているかどうかというのがまず1つと、もう一つ、ちょっとこれはさっき考えたことなのですけれども、先ほどの平成28年の横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の議会報告というのを私もちょっと見ていまして、先ほどの総務文教厚生委員会の報告にもあったのですけれども、この結果を見ると全部A、Bなのです。学校教育のところ以外も含めてなのですけれども。そこで、学校教育のところをみますと、学力保障のところもA、Bなのです。このA、Bというのは、Aが十分な成果が見られる、Bがおおむね成果が見られるということなのですけれども、今現在の状況の平均の正答率がよくないということを見ると、A、Bではなくて、私自身はCの成果も見られるが、改善も必要であるのほうは適当ではないかと思っています。その辺でこの自己点検、評価なんかも自己点検、自己評価をするための、報告を上げる、報告をつくるための点検になってしまっていて、実態を反映していないのではないかというふうなちょっと心配をしているのですけれども、その辺の2点をちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔久保忠太郎教育長登壇〕

○久保忠太郎教育長 まず、部活動の問題でございますが、部活動につきましてはいろいろなあり方がある中、時間的な制約できついのか、精神的な面できついのか、肉体的な面できついのか等々考えられるわけで、まず時間的には今議員おっしゃるように県でも練習が2時間以内、そして週1回は休みなさいと通知が出ておりまして、教育委員会でもそれは指導しているつもりでございます。ただ、実態がどうかというところまでは、私もずっとついているわけにいきませんので、その辺については再度確認をさせていただきたいと思えます。

それと、体罰のアンケートにつきましては県のほうで、ちょっと内容は今把握できない部分がありまして、かつては、私が担当したときには無記名でやりました時期があります。それが今記名になっているということは、その辺はちょっと確認とれていませんので、県の意図があるのかその辺についてはちょっと把握できませんので、少なくとも私があるところにお世話になっているときは無記名でした。ですので、ちょっと確認をさせていただいた上でまた調べさせていただきたいと思えます。

それと部活動等……

〔何事か言う人あり〕

○久保忠太郎教育長 失礼しました。済みません。まず、昨年そこにつきましてはCをつけさせていただきました。先ほど申し上げましたように、学力調査についても、結果そうですけれども、子供たちはやはり1に対して1.3、それは伸びたのだと思えます、子供たちにとっては。結果はまずいですが、それは私も認識しております。中学生も少なくとも同じ条件の中では小学校6年生のときよりも、もちろん県平均を上回った、上回っていないというレベルではなくて、その点を縮めたかどうか、開いたかどうかというところを見ますと、縮めて開いておりますので、子供たちの頑張りでCから上げさせていただいたということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、町発注の随意契約に対して町の考え方についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 質問事項2、町発注の随意契約に対して町の考え方につきまして答弁をさせていただきます。

要旨明細1、随意契約に対しての基本的な考え方、進め方などについてでございますが、契約締結に当たっての町の考え、気をつけていることにつきましては、まず全体を通して法令を遵守すること、そして契約手続等に関し、公正性、公平性、経済性の確保を図るとともに、透明性に努めた上で契約者の選定に取り組むということでございます。契約を締結する際に町が最も準拠すべきと考えている法令は地方自治法でございます、あわせて地方自治法施行令、横瀬町契約規則、それから平成14年度に決裁を受けました横瀬町随意契約の方法に関する基準がございます。これらに従いまして業務を執行しております。この中で、地方自治法第234条においては、地方公共団体が契約する場合には一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売り、以上の4つの方法のいずれかの方法で契約を締結することと規定してございま

す。また、同条第2項におきましては、地方自治法施行令で定める条件に該当する場合に限りまして指名競争入札、随意契約、競り売りの方法により契約を締結してもよいという規定がございます。地方自治法施行令の第167条の2第1項では、随意契約ができる場合の9つの条件が規定されております。その主なものとしましては、第1号で予定価格が地方公共団体の規則、横瀬町契約規則でございますが、そこで定める額を超えない場合というのがあります。また、第2号では契約の性質、または目的が競争入札に適しない場合、第3号で障害者支援施設やシルバー人材センター等から役務等の提供を受ける場合、第5号では緊急の必要により競争入札に付することができないとき、第8号では競争入札の結果、入札者がいなかったとき、または再度の入札でも落札者がいなかったとき、これらの条件が定められております。町では、地方自治法施行令で定めている条件に適合する場合に限って随意契約の方法による契約を行っているものでございます。

続きまして、契約事務の進め方でございますが、まず担当の職員は予算が確保されていることを確認します。それから、契約起案を作成しまして決裁を受けるわけです。このときに、例えば工事請負を例にとった場合には、地方自治法施行令第1項第1号、それから町契約規則によって予定価格が130万円以下の場合、この場合には競争入札のほか随意契約の方法によっても契約を締結することができます。この金額の範囲内であれば課長専決事項の範疇にありますので、その工事を担当する課の課長が町長にかわって決裁することもできます。この時点で随意契約の方法を選択した場合には、予定価格が100万円未満の場合は2社以上から、100万円から130万円までの間には3社以上の業者からの見積書を提出してもらいまして、その見積額によって契約者を決定し、契約に至ります。また、決裁権者でございますが、町の専決規定によりまして予定価格が130万円までは課長の決裁で済みます。130万円を超えて150万円以下の場合には副町長が決裁権を専決で持てます。150万円を超える事業につきましては、町長の決裁が必要でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 まち経営課長、ありがとうございます。済みません。実は総務課長が答弁すると思っていたのですけれども、済みませんでした。

それで、随意契約総括表にあるものが全てではないと思うのですけれども、これからちょっと数字を拾ってみました。あくまでもここに出ているものです。平成26年度の随意契約の契約件数が208件、金額が1億9,736万7,938円、1件当たり94万8,884円、平成27年度が196件、2億4,982万9,978円、1件当たり127万4,642円、件数が12件減って、金額累計が5,246万2,040円ふえて、1件当たりが32万5,758円ふえています。また、平成26年度と平成27年度の入札が行われた入札件数と金額を町のホームページから拾ってみました。平成26年度が86件、6億8,428万3,619円、平成27年度が54件、5億4,511万8,029円、32件、1億2,916万5,590円減っています。済みません。この2つのことからちょっと考えてみますと、入札件数、入札累計が減って、随意契約の件数、随意契約の累計がふえていますので、先ほどの課長の答弁にあった130万円とか、いろいろ金額のレベルがありましたけれども、本来入札でやるべき契約が随意契約になったと考えられるのですけれども、その辺は今どうお考えでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 再質問にお答え申し上げます。

こちらの担当、契約を担当しているのがまち経営課でございます、ただまち経営課で担当させていただいているのは入札を行って契約にたどり着くということでございまして、随意契約につきましては各担当課でその執行をしております。今おっしゃられたデータにつきまして、こちらのほうで分析したことがございませんでした。一見するとそのように受けとめられると自分も思います。ただし、町のほうでは長期継続契約というものがございまして、例えばリース契約だと5年……

〔何事か言う人あり〕

○赤岩利行まち経営課長 そうですか。自分は、今それが原因で、契約時期がずれているからなのかなということでは考えました。考えられるのはそのところです。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうからわかる範囲で補足をさせていただきます。通常少額の契約の場合の額について、130万円とかという数字を上げさせていただいているのですが、そのほかに随意契約の要件としまして特定施設等の役務の提供を受ける場合だったりとか、あとはその性質、または目的や競争入札に適さない場合とかでございまして。例えば電算の関係でシステム更新だったりとか、そういったものについてはかなりの大きな金額になったりします。そういったものを積み上げていくと、単純にその件数で割った場合130万円以下とか、そういった数にはならない可能性がございまして。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問でございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 それでは、副町長、もう一つ。済みません。副町長は、県から来られているということなので、例えば県なんかで随意契約についてどういうふうにとられているかと。要するに県の考え方と町の考え方ですとか、その辺の進め方みたいなものが違うところとか、そういったところはあるのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 再々質問にお答えさせていただきます。

県の例を挙げてということなのですが、基本的には随意契約については、先ほど担当課長からも話がありましたとおり、地方自治法の施行令等の要件に基づいてそれぞれ個別に判断をしているところはございます。一方で、契約担当課のほうでそういう手引だったりとか、こういったもろもろのマニュアル的なものは県のほうでは整備はしているというところはございます。そういった細かな部分のマニュアル等がでは横瀬町にあるかということ、そこまではないのかなということではございます。他の自治体、市町村等を見

ると、そういったところを整備しているところもございます。そういったところで横瀬町にて県との違いだったりとか他市町村との違いというところは認識はしております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で3番、阿左美健司議員の一般質問を終了いたします。

ただいま一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時24分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

○小泉初男議長 次に、4番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 皆様、こんにちは。4番、公明党の宮原みさ子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく分けて2点について質問させていただきます。まず、1点目は子育て包括支援、日本版ネウボラとして本年より横瀬町に産前産後ケア事業として児童館施設内で助産師さんのほっとハグくむママサロンが開設しました。ネウボラとはフィンランド語で助言の場という意味で、妊娠から出産、育児まで切れ目なく支援を行う機関のことです。先ほどの大野議員からの質問と答弁が重なりますが、よろしくお願いたします。このママサロンでは、お母さんと赤ちゃんの本来持つ力を生かして楽しく子育てができるようにと助産師さんがお手伝いし、悩んでいる方の力になってくださっています。産前産後や子育て中のお母さんに対して、助産師による育児、母乳相談等必要な保健指導を通し、出産後の育児不安を軽減するとともに、母子の健康保持を支援し、安心して子供を産み育てやすい環境を整え、産前産後ケアの充実及び子育て支援の推進を図ることを目指しています。実際に助産師が行っている内容は、母乳保育の指導や育児不安の軽減につながる指導、その他お母さんの心身の体調管理に対する指導などを行っています。とても素晴らしい事業だと感じました。昨年の定例議会で新井議員が質問され、町は素早く対応していただき、本年1月13日から開始され、毎週金曜日に行われています。施設利用者は現在までに28名。先日ママサロンに視察をさせていただき、お二人の助産師さんからお話を伺うことができました。お二人とも仕事をもちながら休みの日を利用してボランティア活動として行っています。助産師のお二人は、地域の子育てをともに支えたいという熱い志をお持ちです。資格を持っている専門職の方がママサロンを立ち上げていることは、産前産後の不安を感じている人たちには大変必要なものです。ただ、このママサロンの試

行期間は3月31日までということになっていますが、町の事業として今後も継続して行えるか、今後の取り組みについてお伺いいたします。

また、現在はボランティア活動で行われておりますが、この事業を拡充し、継続していくならば助産師という専門職の立場の方ですから、しっかり報酬をお支払いする必要があると思います。町として予算を組めないかお伺いいたします。

さらに、この産前産後ケアの取り組みについては、横瀬町だけでなく、秩父地域の1市4町で取り組んでいくことが必要だと考えます。助産師のお二人の何としても悩んでいるお母さんたちを支えてあげたい、力になりたいとの熱い志を受け、その思いを生かせる取り組みが必要です。横瀬町の出生数50人だけでなく、1市4町の出生数約600人を支える産前産後ケアの取り組み拠点を整備できれば産科医院も助かることとなります。安心して産み育てる切れ目ない母子のサポートをしていけるよう、町として1市4町での取り組みに対し、どのように取り組んでいくかお伺いいたします。

2点目として、高齢者の居場所づくりの取り組みについて伺います。高齢化が進む中、高齢者の単独世帯も急増している状況にあります。また、団塊世代が75歳以上になる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが今後の重要な課題になると考えられます。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させていける地域包括ケアシステムの構築への取り組みが必要です。横瀬町では、モデル事業として補助金を活用して開設している高齢者サロンは3カ所と聞いておりますが、どのような運営がされているかお伺いいたします。また、今後高齢者サロンはふやしていくと思われませんが、町としてどのように取り組んでいくかお伺いします。

一方、元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいづくりや社会参加推進施策など、介護予防につながる取り組みも必要になります。高齢者がボランティアで活動に参加し、そこで高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに高齢者自身の介護予防にもつながっており、今後も大いに期待されています。各自治体で進められている事業の中に高齢者の介護支援ボランティア制度があります。介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロン、会食会、外出の補助、介護施設等でのボランティア活動や地域活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、ポイントの還元は自治体によってさまざまですが、たまったポイントに応じて商品交換や換金などを行う自治体や介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できる自治体もあります。実施している自治体の事例としては、鳥取県日南町で実施している生活支援ボランティア制度があります。制度の概要は、ボランティアの要件として町内に在住する65歳以上の者で、町が開催するボランティア養成講座を受講し、制度の趣旨に賛同でき、ボランティア登録を行う者が町や町内の団体の行う事業の支援、健康教室や高齢者サロンを催す際のスタッフなどや、町内住民の安心、安全を目的とした支援、独居高齢者の話し相手、家の電球交換や草むしりなどが活動内容になっております。ポイントの付与としては1時間の活動を100ポイントと評価し、3,000ポイント以上たまると町からポイント数に見合った町の特産品が贈られる。1ポイント1円で、年間5,000ポイントが上限です。そのほか全国282の市町村が実施している事業になります。高齢者が活躍できるボランティア制度で、高齢者の方々が活動に頑張れる要因になっております。横瀬町として高齢者の介護支援ボランティア活動にポイント制度を導入することについてのお考えをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○小泉初男議長 4番、宮原みさ子議員の質問1、子育て包括支援ママサロンについてに対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 私のほうからは、質問事項1、要旨明細(1)、(2)、(3)について答弁をさせていただきます。

助産師さんのほっとハグくむママサロンにつきましては、1月13日から毎週金曜日に児童館において事業を実施しております。児童館に遊びに来たお母さんが気軽に相談していただくというスタンスで、助産師2名で相談を受け、母乳ケアも行っております。利用状況につきましては、1月、2月で7回実施し、延べ39名の方にご利用いただきました。2名の助産師がフル活動でご尽力いただいております。来年度につきましても継続して事業が実施できるように予算要求しておりますが、当初予算を積算する12月の段階では、まだほっとハグくむママサロンは実施前で利用者数や相談時間等のニーズがつかめなく、対応いただく助産師の報酬については十分には予算計上できておりません。今後実施状況等を踏まえ、補正予算等で対応させていただければと考えております。

産前産後ケア事業につきましては、母親の心身の不調やストレスの軽減、虐待防止等の観点から大変重要であると認識しております。先ほども申し上げましたが、産前産後ケア事業を充実させていくためには、秩父地域で広域的に取り組むことが重要であると思っております。今後地域に根差した産前産後ケア事業が実施できるよう、1市4町で検討していければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございます。先日お伺いしたときに助産師さんが秩父市には8名ほどしかおられなく、埼玉県内でも1,400名余りだそうです。この中でこの事業を行っていくということは本当に大変なことだと思いますけれども、先日の新聞の中で、公明党が進めている事業の中に、産後ケア事業は16年度で全国180の市区町村が実施しており、政府は17年度予算案に240自治体へと広げるための予算を計上している、産後ケアの重要性について厚生労働省は、出産直後の母親は孤立しがちで、産後鬱を防ぐ上で大事な取り組みと指摘しております。それなので、本当にこれから重要なものになっていくと思いますので、この1市4町の取り組みについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからお答えいたします。

このほっとハグくむママサロンなのですが、1月からやっています、正直始めるまでは始めてみないとうのかなという感じだったのですけれども、大変反響もあり、そして実際に私も現地で利用している方の声は拾ったのですけれども、非常に評価をしていただけていました。先ほど利用者は延べ39名なのですが、登録者数でいったん26名という裾野ができてきていて、これはしっかり取り組むべき事業だなど

いうことで改めて認識しました。これから先は横瀬町だけということではなくて、秩父広域でこういったことが広がっていくように私のほうも考えていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。ぜひ今後も取り組んでいただきたいと思います。

それで、この事業に関して今回私は、秩父市はまだ取り組む前でしたので、事業として行ってはいないのですが、これと同じような事業をしている小鹿野町のほうへお伺いをいたしました。小鹿野町は、保健婦さんのほうで産前産後、妊娠初期から家庭訪問されたりしております。この事業が物すごく本当にお一人お一人のために考えているなと思いましたので、この取り組みをぜひなんて思ったのが2点ほどありまして、このママサロンとは関係ないのですけれども、このことに関してどのように取り組んでいるかちょっとお聞きしたいなと思いましたのが、小鹿野町として予定日の3カ月前から牛乳の配付というのを昭和50年から行っております。なかなか牛乳を飲みなさいと言われても、本当に続けて飲んでいくということはやっぱ大変なことなので、町としてこのような事業をされているということはすごくいいなと思いました。それともう一つ、育児ギフトというものがあまして、妊娠中に家庭訪問されたときに育児ギフト、産着だとかバスタオルだとか、そういうものなのですけれども、一式贈られております。横瀬町と小鹿野町は出生数がほぼ、50名ほどぐらいで、同じような環境の中にあります。その中でこのようなシステムをしていると、私も小鹿野町に住んでいたことがありまして、そのときからもうその牛乳の配付というのはされていましてけれども、あれば飲まなくてはいけないという、やっぱりそうすると赤ちゃんには必ずいいということにつながりますので、ママサロンとは関係はないのですけれども、子育ての、これからお母さん、これから赤ちゃんを産みたいという方に、本当に横瀬町はいいなという取り組みができるのではないかと思いますので、そのような考えをこれから取り入れていただけるかお伺いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 再々質問にお答えいたします。

小鹿野町さんの情報を提供いただきまして、ありがとうございます。横瀬町といたしましては、今実施しておりますほっとハグくむママサロンの充実はもちろんでございますが、産前産後事業につきまして横瀬町町民の方、妊産婦さんの意向等をよく確認しながら、また横瀬町独自でいろいろな事業が実施できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、高齢者の居場所づくりの取り組みについてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の2、高齢者の居場所づくりの取り組みについて、初め

に要旨明細の1、高齢者サロンの現在と運営状況、今後の取り組みについて答弁をいたします。

近年急速に高齢化が進んでおりまして、当町におきましても高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくり、これは重要と考えております。そして、地域のつながりを深め、元気に暮らすための交流の場としてサロン活動は重要と位置づけております。現在当町では、平成26年度に国のモデル事業であります高齢者サロン設置事業として芦ヶ久保地区でサロンを始めたのがきっかけでございまして、平成27年度から町の高齢者サロン補助金を利用して芦ヶ久保地区、根古屋地区、中郷地区の3地区で活動を行っております。そのほか15区地内におきましても自主的な活動をされております。それぞれ高齢者の皆さんと地域のボランティアの方々の協力をいただきまして、サロンが運営され、月1回の開催で、体操やゲーム、その合間でのおしゃべりなど、楽しい時間を過ごしているようでございます。町といたしましても保健師が伺い、健康チェックや血圧測定など、また要望に合わせましてスタッフを派遣するなどの支援を行っております。そのほかでは宇根地区におきましても高齢者が集まる場所があり、サロンのような活動を行っているところも見られます。また、過日には川東地区からサロンの設置の相談を受けております。今後は、7地区に1つずつ高齢者サロンができ、そして将来的には各区に1つ、歩いていける距離の範囲内で高齢者が集まれる場所、そういったものがある町にしていきたいと考えております。そのためには、町だけではなく地域の皆さんのご協力も必要と考えておりまして、今後町といたしましても地域の皆さんのご理解とご協力がいただけるよう努力してまいりたいと思っております。

次に、質問の要旨の2番目、高齢者の介護支援ボランティア活動にポイント制度を導入することについて答弁をいたします。高齢者について、生きがいづくりや社会参加の推進、そういった施策としてボランティア活動に参加することで地域貢献を促すとともに、自身の介護予防につながるとして高齢者の介護支援ボランティア制度が多くの自治体で取り組まれているようであります。日南町の取り組みをご紹介いただきましたが、町内では住民の皆さんがボランティアスタッフとして高齢者や体の不自由な方などを支援する仕組みがあり、ブコーさん支え合い事業というものがございます。この制度は、支援を受けたい利用者が事前に利用券を購入し、サービスを利用したなら利用券をボランティアスタッフへ渡すと。その券を産業振興協会に持っていくと、地域振興券と交換をしていただけるという仕組みでございます。また、町の社会福祉協議会では、小中学生のボランティア活動を支援をしております。来年度には、この対象を高校生まで引き上げまして、そういったボランティア活動を推進したいということを検討しております。社協の制度は、ご提案のような、ポイントがたまると特産品や地域振興券と交換できる制度でございせんが、社協だけでなく町といたしましてもボランティア制度は重要と考えております。今回のご提案の高齢者の介護支援ボランティア制度につきましては、元気な高齢者が地域においてボランティア活動を行うことは、健康寿命を延ばすことや介護予防につながることでございまして、こういうことでございます。予算措置を伴うものでございますので、今後ポイントの付与も含めまして、また社会福祉協議会、そのほか関係機関と協議、検討をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

ここで、高齢者サロンに対して補助金が出ていると言いましたけれども、この補助金の使い方の内容で一部の方からご相談を受けたことがありまして、送迎費に相当この補助金を使っているという、送迎代が高いのではないかというお話を聞きました。この補助金に対して町はどのように使うとかは説明はされていないと思いますけれども、この点を把握しているようでしたらば、この送迎がどうしてもこんなに高いのかをちょっと調べていただくということはできるかお伺いしたいと思います。

それともう一点、このポイント制についてなのですけれども、横瀬町の中でもこのポイント制に似たものを既に使っているところがありまして、先日その方にお話を聞きました。スタッフ的役割をしておられる方に対して、町からの補助金の中から換金しているということです。高齢者サロンのスタッフというのは、案内の用紙をつくる、印刷する、それとあとは事業内容に対しての写真を撮ったり、健康体操の指導をしたり、そういうことに関しているスタッフの方に年間を通してポイントをためて還元をしているというお話を聞きました。ただ、現在補助金を使ってということで、補助金もこれはやっぱりずっとというわけではなくて、補助金がなくなってしまったらこのポイント制の換金というのもちょっと厳しくなるというお話も聞きましたので、この町で取り組む事業に関して、やっぱり町として今後どのように取り組んでいきたいかをお聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

サロンの補助金についてであります。一応補助金の交付要綱といたしましては上限を定めておまして、50万円を上限としております。お話のように、送迎に使う費用が多いというお話もございます。今3団体ほどの補助金を交付しておりますが、その中では6割近いお金を送迎に充てているというところもございます。私が先ほど申し上げましたが、歩いていける距離にサロンがあれば一番理想ではございますが、地域的な事情でそこまで歩いていけないとなれば、どなたかの協力を得なければならないと。ただ、事故の補償ですとか、そういった問題等をクリアするために、そういったタクシーではない有償の送迎の会社さん等を利用しているという部分があるようでございます。その団体ごとの事情でございますので、補助金の大半を使ってしまう大変さはあるかと思っておりますけれども、今後その送迎費用をどのように抑えるかという部分は、町だけではなく、いろんな団体等の状況を調べた上で、その団体さんと協議をしていけたらなという部分では思っております。

それから、ポイントをためて還元しているというお話でございますが、町としてその辺把握をしておりませんでした。申しわけありませんが、団体としてそういったお金、謝礼をポイント制によってお渡ししているのかなとは推察いたしますけれども、町としては今基準的には食糧費に充ててはいけなとか、要綱の中で一応の規定はつくっておりますが、今後先ほどお話ししました社協さんの協力も得ながら、町からではない形の補助金の支出等も検討の視野に入れまして、そういった他町村の状況をつかまえて、よいサロン活動ができるよう制度の改正をしていきたいなと思っております。町としては、サロン活動に対する支援、そういったものは続けていきたいとは思っておりますが、内容的には今後十分調査をする必要があるかなと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問でございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。この送迎に使うことに関してなのですけども、ブコーさん号が今100円料金で運用されておりますが、これを送迎用にできるような方法を考えるお考えはあるか、お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再々質問にお答えをいたします。

ブコーさん号の利用というお話がございました。ブコーさん号につきましては、町の交通政策の中の交通弱者に対する部分での支援だと思っております。それをサロン活動に行くためにお使いいただくことは、それぞれの地域の事情で利点があればお使いいただくことはいいとは思いますが、サロンにだけブコーさん号を運用するということは、担当部署でありますまち経営課のほうとも協議をする必要があろうかと思っておりますが、現状は交通弱者に対するブコーさん号でありますので、その辺は十分検討していきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 以上で、4番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○小泉初男議長 次に、5番、浅見裕彦議員の一般質問を許可いたします。

5番、浅見裕彦議員。

〔5番 浅見裕彦議員登壇〕

○5番 浅見裕彦議員 5番、日本共産党、浅見裕彦です。ただいま議長の許可をいただきましたので、町政への一般質問を行います。

質問に入る前に、2011年3月11日に発生した東日本大震災から6年が経過しようとしています。今なお自宅に帰れず避難生活をしている方々は、2月28日の復興庁の発表によりますと12万3,000人を超えています。原発事故にあっては、懸命の復興努力をしているものの、メルトダウンした究明もできていない状況です。何にも増してこの状況打開が一番必要なことを感じ、政府としての一番の課題として責任を持って復興に取り組んでいただきたい。そして、私自身できる限りのことを進めていきたいと思っております。

それでは、あらかじめ質問通告してあります内容について詳細について質問しますので、誠意ある回答を期待しています。

まず、1といたしまして、子育て支援、就学援助についてであります。先日NHKテレビで子供の貧困状況についてと放映されておりました。家庭の収入、これは平均値ではなくて中央値の半分以下を困窮度1としてその実態に迫っておりました。行政としてその制度を十分に、よりよい環境が保たれることを願うも

のであります。また、3月7日の沖縄県の高校生に対するアルバイトの報道等もされてきました。3割が困窮、バイト代の34%が家計の足しにしていると、進路選択にも影響を与える、こんな状況も報告がされていたところでもあります。私は、学校教育法第19条において経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を行わなければならないと定められている就学援助について、今回その充実を求めるものであります。この問題については、阿左美健司議員が3月議会に予算、それから6月議会の再質問でも触れていますが、改めて内容強化ということで伺うものであります。就学援助とはどういうものなのか、具体的な支援の内容と実態及び傾向について示してください。この中で準要保護の捉え方、これは町独自の判断部分であります。どういう手続でもってどのような世帯を対象とするのか、より使いやすい制度であってほしいと思います。町の姿勢について示してください。

そして、この運用についてであります。就学援助の入学準備金の支給時期について、これは全国でも入学前にとしている自治体があります。横瀬町でもできるのかどうかの考え方を示していただきたいと思えます。

続きまして、2といたしましては高齢者福祉の充実についてであります。先ほど宮原議員の提案もありました。誰もが安心して暮らせるまち横瀬町。これは、平成27年度国勢調査によると、65歳の人口に占める割合、横瀬町は30.5%と年々増加傾向にあります。もっとも65歳というと、私もあと1年でなり、高齢者の仲間入りかというところとちょっと違和感を感じるころであります。まだまだ元気な高齢者もたくさんいますが、一方では生活困難者もふえてきています。横瀬町の高齢者福祉の実態がどのようになっているか、これは行っている事業と利用者について説明をしていただきたいと思えます。

ここで、町のある事業者からなのですが、今現在横須賀市で行っている寝具丸洗いサービスというのがあるのだと。横瀬町出身者として少しでも町に寄与したいというので、無料で行うので、どうかというお話をいただきました。横須賀市では、市内在住65歳以上の在宅高齢者で介護保険の要介護認定において要介護の3、4、5と認定された人及び要介護1、2の認定者のうち、医師の証明によりおむつを必要とする人と定めています。横瀬町では、もしこれでいくとなるとこれらに該当する人はどの程度いるのか、またこの点を取り入れるならば布団の配送をどのようにするか、その間の布団をどのようにするかなどの課題もいっぱいと考えられますが、取り入れてみてもよいのではないかと考えます。町の対応はどうかという点であります。さらに、高齢者の車の事故等も問題となっています。しかし、山間地域の足の確保は欠かせません。買い物支援などの充実が必要と考えます。3月の広報で免許証を返納する家庭に対しては、ブコーさん号の無料券とありますが、非常に時間のかかる点等もあります。買い物支援などの充実が必要と考えますので、町の考え方を示していただきたいと思えます。

3つ目といたしまして、国民健康保険の広域化に対する対応であります。再来年度広域化に向けての検討が進められています。県では、この国民健康保険広域化に伴うシミュレーションを行いながら、市町村の標準保険税額を提示しています。これは、あくまでもシミュレーションの中だと言われていますが、このまま推移するとなるならば、町民にとっては1人当たりの大幅な負担増になってしまうことが懸念されます。町では、この間一般会計からの法定外繰り入れを行いながら住民負担軽減に取り組んできました。今後の主なスケジュールと町への影響、それから国民健康保険加入者にとっての負担増とならないような取り組みの町の基本的な考え方を示していただきたいと思えます。

4つ目、最後です。芦ヶ久保の地域振興についてであります。いろいろ言われたことしの氷柱ですが、関係した皆さん、大変お疲れさまでした。行政と地域、業者、それらが一体となり、取り組んだからこそ過去最高の観光客数6万人を超える人々に芦ヶ久保を訪れていただきました。これを地域振興にどう生かすかが試されてくると思います。2月26日に終わって10日間がたちました。いかに教訓を生かすかも重要です。この中で感じたことの一つなのですが、町内全体を活性化させる取り組みであります。観光・産業振興協会が行っている金、土、日の巡回バスなのですが、イチゴ農園と温泉、そして横瀬駅をこういうふうに巡回しているのですが、これは全体を見据えて運行するにはちょっと見えないのです。町全体の振興策が必要ではないかなと思います。町としてはこの別組織、観光・産業振興協会と町は別ですが、どのように捉えているかを示してください。

今回この横瀬町に1月、2月氷柱の中に多くの人を訪れることによって、道の駅あしがくぼも夜間に開くとか、いっぱい努力していただいたと思います。大幅な売り上げ増となったと聞いています。実際がどうであったかを示していただきたいと思います。

さて、このことを芦ヶ久保の活性化にどうつなげるかが課題としてあると思います。これらの氷柱については3年間たちました。年4回の人たちが来て、ここに来てある程度的人数が試行から始まって落ちついてきたと思います。これをどう生かすかあります。農業従事にもどうつなげていくかだと思えます。芦ヶ久保の農家と、あるいは観光農園とやっていると、だんだん、だんだん一年一年年をとってきてしまっています。有害鳥獣の駆除もあり、耕作放棄地がふえてきています。中山間地域への直接支払制度の中で一定程度踏みとどめられる努力も行われていますが、ふえる傾向にあると思えます。せっかくのこの好機を生かす取り組みがすぐにでも必要と思えます。土地の集約化が芦ヶ久保地域はなかなかできなく、小規模農地でもプラムやブドウ、お茶などの芦ヶ久保ならではの特産物もあります。さらには加工品として売るべき農産物は何かあるかなど、ともに考えて実際に働く人を集うことが必要であると考えます。これに対して具体的方策、例えば農業法人化など地場産業を継承するための方策を町としてどう支援できるかの方策を示していただきたいと思えます。

ここでは以上です。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 5番、浅見裕彦議員の質問1、子育て支援、就学援助の拡充についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 質問事項1、子育て支援、就学援助の拡充についてを答弁させていただきます。

教育委員会では、小中学生を養育している保護者の方で学用品費や給食費等の支払いでお困りのご家庭に対しまして、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けております。援助対象は、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費でございます。就学援助を受けることができる方は、横瀬町に住所を有し、町内の小中学校に通うお子さんのいる世帯でございます。申請書は、教育委員会及び小中学校に用意してございます。それをその必要書類を添えて小中学校のほうへ申し込みをしていただいております。就学援助の認定につきましては年度ごとに行っており、年度の途中でも追加で認定申請を受けつけております。申請いただいた内容をもとに教育委員会で諮り、保護者宛てに

結果を通知しております。

また、支給時期についてでございますが、学校給食費と医療費以外は保護者の口座に年3回、学期末に支給をしております。

平成29年3月1日現在の準要保護児童生徒の状況でございますが、小中学校に在籍している全児童生徒数663名のうち、準要保護児童生徒数は63名でございます。児童生徒数に対する準要保護児童生徒の占める割合は9.5%でございます。これは、この制度の周知を徹底した平成27年度から増加し、郡内でも秩父市に次ぐ数値となっております。5年前の平成23年度から平成26年度までは、小中学校でこの準要保護児童生徒数は40名前後で推移しておりました。そして、生徒に占める割合も5%前後でございました。そのことから現在準要保護児童生徒は倍近く増加したことになります。

そして、認定基準でございますが、町では児童生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準する程度に困窮していると認められるものを準要保護者とし、以前文科省のほうで通知された認定要領を参考に作成した認定基準で実施しております。主な認定基準でございますが、町民税の非課税、または減免されている世帯、個人事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険の保険税のいずれかが減免されている世帯、そして児童扶養手当の支給を受けている世帯等が基準となっております。

また、保護者への周知方法でございますが、町のホームページや教育委員会だより、そして子育て支援課が発行しています子育て・子育て応援ガイドブックのほかにも、小学校の新入学1年生の保護者につきましては、一日入学の際、学校事務員が概要を説明しております。なお、今年度につきましては2月の3日に実施をいたしました。そして、小学1年生から中学2年生までの保護者につきましては、毎年3月に学校から通知をしております。また、現在準要保護を受けている保護者につきましては、毎年同じく3月に学校から個別に保護者宛てに通知をしております。

そして、就学援助の入学準備金の支給時期についてでございますが、現在1学期の学期末に支給をしております。これを先ほど3月に支給をというお話でございますが、準要保護児童生徒の認定が現在4月1日の認定となっている関係でございますが、前倒しをして4月に支給できるよう検討していきたいと思っております。

拡充についてでございますが、認定基準について他の市町村のように生活保護基準額に1.2とか1.3の係数を掛けたものを基準と設定しておりませんし、保護者への周知についても十分伝わっていると評価いたしまして、現状のとおりでよいかと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ありがとうございます。横瀬町は、いろんな点で子供たちに準じてそれなりの支援をしてきているとのことでもあります。残念ながらというか、ふえる傾向にあるということで、今9.5%、63名ということでもあります。学校等の実施時期の問題がありました。これは、今入学時の学校説明会の資料とかでいくと、小学校の入学時に通学かばん、補助バッグ、衣類、それからかばん等を含めると衣料品、学用品、これ1万8,170円、かばんは4万円とかというのが平均的ですか、そういうふうにかかる。それから、中学校については制服はちょっと金額がつかめなかったのですが、通学かばんが1万3,100円、補助

バッグと一緒にです。それから、衣類が1万7,700円で3万800円、クラブ活動費はクラブによって違うのだけれども、3万円、さらには制服等もかかると思います。そうすると、本当に一時立てかえというか、前もってやるというのは非常に難しい点もあると思うのです。私は、なぜこういう前倒しがどうかという、全国の制度の中であらかじめ、例えば八王子市でありますと、これは2017年2月1日に市内に居住している方で、2016年度就学援助制度で準要保護を受けている方とか、または2016年、就学援助制度で準要保護の認定基準に該当する方というのだ。あらかじめ、ある程度やっていくなれば前もってでもできるのではないかと、制度として入れているところがあります。これは、ほかの入学前の準備ということで実施、検討する自治体が広がっているということで、北海道では実施済みのところが8市15町、東京都で実施済みが9区、実施検討など増えてきているところでもあります。町として、ぜひこういう点でより子供たちに差がなく、親にも負担が行かないような点で進めていただければと思いますので、そこら辺についての回答を再度よろしくお願いします。

それから、町は生活保護世帯の係数を幾つと定めていないということで、認定というか、申請はどのような人たちが該当するかということでの町民税の非課税、または減免されている方とかと、こういうふうにあります。實際上、今の生活困難家庭というのは、私もこれだっていつているかなと思うのと、見えない貧困というか、片一方ではローンを抱えている、あるいは何か持っているというときは所得には見えない点もあつたりすると思うのです。そういうのをどう見つけるかなのですが、片一方では受ける側に対して広報等でいろいろ連絡はしてやっていると思います。今度は、実際上子供たちを見ています方、先生とかが身なりとか見ると、そこであれっというのに気づいたときにそれを知らしめて、こういう制度もあるのだよというのができればいいかなと思うのです。そこら辺についての認定の広げるのがいいかという、今非常に厳しい家庭が多い中で、みんなが自立して生活できれば一番いいのですが、そこを義務教育をどう援助するのか、そこが目的だと思います。そこら辺についての考え方を示していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、3月支給についてということでございます。3月支給をして、またすぐ転出というようなおそれもあります。そのようなこともございます。そして、もう議員さんの先ほどのお話に他の市町村でももう実施しているところもあるというお話でございますので、教育委員会のほうでも他の市町村の状況を確認させていただきまして研究していきたいと思っております。

そして、あと子供の服装や、いろいろそういうようなことである程度生活の状態がわかるので、そちらのほうのということでございますが、これにつきましても毎月1回小学校、中学校の両校長先生との校長会というのがございますので、そのとき情報交換をして、もしそういう家庭でしたらそちらのほうについても該当するようなことでしたら申請していただくような方法をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、今の制度というのは小学校、中学校は義務教育という形の中だと思います。今高校進学も非常に多くなってきているところ、そこをどうするかというのは今後の町としての施策の中身であると思います。生活保護世帯に対する子供の高校進学率、これは全体の平均から見ると非常に低くなっているところでもあります。これは、内閣府の平成27年度のデータという形で、全日制に行く割合は直近値で見ると生活保護世帯というのは67.4%、全体は91.4%、それからこれが定時制に行くとなると、生活保護世帯は11.7%で、全体の平均値は2.0%です。それから、大学進学になると、もっといろいろな点での差が全体の平均値とは出てきて、顕著にあらわれてきている点があります。高校卒業後の進路の状態はどうかというと、これは中学との関係も幾らか内閣府で出ています。中学卒業後の進路については、この直近値でいったときに生活保護世帯は1.7%、全世帯の数値の中では0.3%、それから高校進学卒業後の進路、就職は生活保護世帯は45.5%、それが全世帯から見ると18.2という、こういう点があったりすると思います。こういう現実を見るときに、より子供たちに教育の機会均等だとか学ぶ機会をどうやって広めていくかが課題として考えられます。横瀬町でできる中身をこういう実態を踏まえながら今後の検討課題としてどう捉えるかについての考え方を示していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、ただいまの再々質問にご答弁させていただきます。

義務教育が済んだ後の高校進学、そして大学の進学でございますが、町では奨学の資金を貸与しておりますので、そういうものを利用していただきまして、今現在町でできる援助につきましてはそういうようなことで対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、高齢者福祉の充実についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうから質問事項の2、要旨明細の1、高齢者福祉の充実策について、どのようなサービスを検討しているか示してください、また布団丸洗いサービス、買い物支援など実施したらどうかについて答弁をいたします。

現在町の高齢者福祉サービスの実態であります。高齢者が地域で安心して生活ができるよう、各種の福祉サービスや敬老事業等を行っております。幾つか事業を申し上げますと、まず高齢者緊急通報システム貸与事業であります。急病等によりまして緊急に救助を必要とする場合に、機器を通じまして消防本部に通報できるシステム、この機器の貸与でございますが、現在利用者は53名でございます。

次に、紙おむつ給付事業、これは身体障害者の方、要介護3以上の方におむつを給付するものでございますが、対象者の方は20名でございます。

次に、ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業でございますが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に

食事を届ける事業でございます。現在23名の方が利用をしております。

次に、家族介護者支援手当でございます。重度な在宅要介護者を介護する家族の方の経済的負担を軽減するための事業で、対象の方は12名でございます。

また、町の直接事業ではありませんが、ブコーさんの支え合い事業というものがございます。これは、利用者は12名という登録になっておりますが、実績としては3名というふうになっております。

あともう一つは、三河屋ブコーさん事業でございます。登録者9名いらっしゃるようですが、利用実績につきましては個々にその登録店舗にお願いをするということですので、実数については、申しわけありません。把握しておりません。

また、町の社会福祉協議会において、ひとり暮らしの高齢者に対する食事のサービス、それからふれあい旅行など、こういった事業を行っております。さらには、お年寄りの親睦の場で楽しく語り合いながら健康増進を図るための施設といたしまして、老人福祉センターの運営をしておりますが、利用者につきまして平成27年度2万1,776人と聞いております。現在第2次の地域福祉計画を策定中でございます。今月中に策定を終了いたしますが、今回町の計画のほかに社会福祉協議会の具体的な活動を含めた地域福祉活動計画、これをあわせて策定をいたしております。高齢者福祉はもちろん、地域福祉の重要性を認識し、計画を推進したいと考えております。

次に、寝具丸洗いサービス、買い物支援についてであります。横須賀市の例をご紹介いただきましたが、当町において要介護認定において3以上の方、これは158名おられます。また、要介護1、2の認定者は144名であります。医師の証明等によりましておむつを必要とする、そういった給付事業の対象になっていないため、実数は把握しておりません。

それから、お話の寝具の丸洗い希望ですが、希望している方について、特に町で調査をいたしてはおりませんが、町の地域包括支援センター職員に聞き取りをいたしました。ヘルパーさんに布団を干してもらっている方はいらっしゃいますが、丸洗い、そういった希望者は現在いないと聞いております。料金のお話もございましたが、横須賀市では業者の方が利用者宅に出張し、寝具を預かり、また洗ってお返しするというシステムのようにあります。利用者ご自身の負担はなく、その費用を全て市が負担をしているというふうになっております。横須賀市のほかにも丸洗い事業を行っている自治体はあるようでございます。中には横浜市では平成25年でこの事業を終了したというような自治体もあるように聞いております。また、この布団丸洗いは社会福祉協議会が窓口となって事業を進めていると、こういう自治体もあるようでございます。ご質問の中にもございましたが、寝具の回収、配達等の問題もございます。住民の要望や他の地域の実態等を把握し、さらに社会福祉協議会とも協議をいたしまして、当町において推進できる事業か調査、検討したいと思っております。

最後、買い物の支え合いの策でございます。町では、住民の皆さんがボランティアとして高齢者や体の不自由な方の支援をする仕組み、先ほどの4番議員さんのときもお答えいたしました。ブコーさん支え合い事業、こういった事業をしております。町の観光・産業振興協会が窓口となって行っておりますが、内容につきましては支援を受けたい利用者が事前に利用券を購入する、そういったシステムでございます。そのほかに今申し上げました三河屋ブコーさん事業という事業も行っております。ご意見のように、当町は地域的に高齢者が買い物をするための交通手段が限られております。現状では今申し上げましたような

サービスをご利用いただくしかないかと思いますが、ブコーさん号の利用という方法もございます。十分ではないかと思いますが、今後高齢者支援としてどのようなサービスが提供できるか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、布団丸洗いについては私も話を聞いたところ、やっている事業者、この人たちは需要があるので、布団を実際に洗ったところとかも見てみたら、ふわふわしていいなと思ったのです。ただ、それをやってくれるというのですが、今度はこちらの、今課長言ったようなヘルパーさんが布団干すというぐらいな段階なもので、今後ぜひ両方見ながら、あるいはそういうものの試行というか、やってみて、あ、いいものだなというようなのが理解されるようになれば、私もというのがふえるかと思っています。町で直接やるか、あるいは社協でやるか、そういうサービスについてこれから調査研究をしていくとのことなので、ぜひそういうところの仕組みをできるかどうか、今後検討していただきたいと思っています。これについてはこれで終わります。

それから、もう一点の足というか、買い物サービスについて、今ブコーさん支え合いということで、これはどんなこと、買い物代行だとか同伴というのが上がっているけれども、非常に利用者が少ない状況です。ボランティアスタッフも、私もその一人なのですが、余りいないのです。男の人は私一人というので、何かというと声がかかるのですが、利用者も限られているような状況だと思います。こういう点でブコーさん号、これは支え合いだけど、買い物に行くのに、ただそれ乗りますよということと、時間との問題等もあると思います。実際に芦ヶ久保地域、高齢でも運転したりしていて、怖いなと思いながらの人たちもいるのです。ただ、それが生きがいということもあったりするので、うまくスムーズに移行できるような制度というのですか、買い物支援を、例えば皆野町だということとお出かけタクシーということでタクシー料金助成とかと、こういう点を取り入れているところもあるみたいですね。こういうことに対しての今の中でのサービスが十分でないのかだけれども、お出かけタクシーだとか、あるいは福祉の面でのサービスが考えられるかどうかについてももう一度よろしくお願ひしたいのですが。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 再質問にお答えをいたします。

寝具の丸洗いサービスにつきましての仕組み、こういったものができるかどうかという部分でございますが、費用負担が伴うもの、財政負担が伴う部分が多分にあるかと思っています。よく調査いたしまして検討を進めたいと思います。

それから、買い物支援でございます。皆野町の例もご紹介いただきましたが、福祉の部分での支援というものの制度化というのは単独ではなかなか難しい部分があるかと思っています。交通政策の担当部局とも協議をしながら、どのような対応ができるか今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 私のほうから買い物支援について補足させていただきます。

買い物支援に際しての足の確保というお話なのですけれども、買い物支援に限らず交通弱者ということで今ブコーさん号を運行しているわけなのですが、こちらは平成28年から平成29年度にわたって地域公共交通会議の中で利用計画を立てて、ルートだったりダイヤ等を決めております。その内容につきまして、平成30年度以降につきましては平成29年度の会議の中で検討していくということになりますので、ブコーさん号に限らず、そのほかの交通手段等についてもあわせて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 全て無料ではなくて、布団丸洗いなんかも制度としてつくっていただいて、やるのは受益者が負担してもいいのではないかと、そういう点も含めながらの検討でお願いしたいと思います。ここは要望で、次に進んでくださって結構です。

○小泉初男議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、国民健康保険の広域化に対する対応についてに対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

〔守屋敦夫いきいき町民課長登壇〕

○守屋敦夫いきいき町民課長 質問事項3、国民健康保険の広域化に対する対応について答弁をさせていただきます。

まず、国民健康保険制度の概要についてですが、平成27年5月27日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が成立をいたしました。この法律は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国保を初めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等の措置を講ずるものでございます。このことによりまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課、徴収及び保健事業等を引き続き担うこととなります。改革後の大きな変更点は、都道府県が国保運営方針を策定すること並びに財政安定化基金を設置することとなります。また、市町村は都道府県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を納付することとなります。以上が概要になります。

次に、今後の主なスケジュールについてですけれども、埼玉県において今月に国保運営方針案を策定いたしまして、市町村からの意見聴取、パブリックコメント等を経て9月に運営方針を策定する予定となっております。

次に、国保事業費納付金についてでございますけれども、昨年12月に第1回目の試算のほうが行われております。3月には、今月ですけれども、第2回目の試算が提示される予定となっております。その後8月には3回目の試算が、10月には納付金の仮算定が、また平成30年の1月には納付金の本算定のほうが

行われまして、横瀬町の標準保険税率等の提示とともに納付金のほうが確定するというようなスケジュールになっております。

一方、横瀬町では4月以降保険税率の見直しの決定、現在導入しているシステムの改修及び制度の周知等を行いまして、最終的には平成30年1月に県から示される標準保険税率と納付金に基づき国保税条例等の改正を行うというような手順となっております。

次に、この制度改革により横瀬町にどのような影響があるかとお尋ねでございますけれども、国保の広域化に伴いまして、保険者のほうが横瀬町から埼玉県に拡大されるということになります。被保険者の方におきましては、高額療養費多数該当のカウントが県内間の異動で引き継がれるというような利点がございます。また、財政運営以外の部分につきましては、先ほども申し上げましたように引き続き町のほうが実施を行うということになりますので、被保険者の方に対するマイナスの影響はないものと考えております。

次に、国民健康保険加入者にとって負担増とならないような取り組みについてのお尋ねでございますけれども、先ほど若干重複する部分はございますが、現在埼玉県では国保運営方針を策定中で、その中において納付金や標準保険税率の算定方法等を検討しております。また、並行して昨年10月に市町村が提供した納付金算定の基礎データに基づき、12月には仮係数による第1回目の試算額が県から提示をされております。その結果、1人当たりの保険税額につきましては、全ての市町村で国保税が高くなるという試算結果のほうが出ております。しかしながら、この結果につきましては仮係数を用いた試算ということでございます。現在国から示された本係数により、県が再試算を行っている段階でございます。現段階では不透明な部分もございますが、第1回目の試算で判断のほうをさせていただきますと、国保税の増額はやむを得ないのではないかとこのように認識をしております。今後は、国、県から交付金を受けるための取り組み及びより一層医療費を削減するための事業展開を図りまして、被保険者の方の負担を少しでも軽減できるように努めてまいりたいと考えております。あわせて国、県からの情報及び近隣市町の動向等も注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、シミュレーションということで、ひとり歩きしてしまって数字ばかり動いちゃっているのですが、横瀬町ベータ値で0.5の場合は133%、これは1人当たりの標準保険税額なんです。それで、埼玉県が1.118とした場合は128%、それから1.5の場合は128というように上がりますと個人のは出ているのです。横瀬町のこの国民健康保険の世帯に占める割合は41.66%、これは2016年4月1日現在なので、今月の3,332で1,388世帯を割ったらこういう数字になります。横瀬町は、それぞれの資産割を出したときの負担率ということで、所得割に対して1人世帯、63歳だというと、秩父郡市では、小鹿野を除きますが、町の努力で非常に安くしてもらっていると思います。単純にいけば、県下全体平均の中で11.1に対して8.8、4人世帯の夫婦45歳、子供、中学生の中では県平均が13.6に対して10.2というのは、非常に横瀬町は努力していただいていると思います。ここでは、町長の政治姿勢としての国民健康保険に対しての町民負担というか、町が今までの法定外繰り入れ等をしながら保ってきた点を今後どう進めよう

としているかについての町長の考え方を示していただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これは、大きく考慮しなければいけないなと思うのがまずはやっぱり公平性のところですが、国保世帯が約4割強だと思えるのですけれども、と全体との公平性をやっぱり気にする必要があります。したがって、法定外繰り入れの部分が出るということはそこを気にしなければならないというのが1つ。一方で、今回制度が変わるということに伴って急激な変化も一方で好ましくないと思っています。ですので、その辺をバランスをとって着地、どこが妥当かというところを考えていきたいと思っていますというのが1つ。もう一つは、やはりこれ財政的にはもう年々厳しくなるのが目に見えています。したがって、やはり医療費を削減するというをより一層町として力を入れて取り組む必要があるというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

ないようですので、質問3を終了いたします。

次に、質問4、芦ヶ久保の地域振興策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田文利振興課長登壇〕

○町田文利振興課長 それでは、芦ヶ久保地域の地域振興策についてお答えをさせていただきます。

今年度開催をいたしましたあしがくぼの氷柱につきましては、おかげさまで過去最高の6万975人の来場者を迎えることができました。今回は、いろいろな好条件に加えて、地元氷柱スタッフの創意工夫などがうまくかみ合った結果ではないかと思えます。この追い風の雰囲気をつかえてさらに観光振興につなげていかなければというふうに思っております。

さて、氷柱会場の巡回バスでございますけれども、これは来場するお客様が氷柱会場だけでなく、行動範囲を広げられるようにということで運行したものでございますけれども、実際の運行に係る経費等、これは全てバスを提供してくださった武甲温泉さんに頼っているということが実情でございます。実際に十分に機能したとは言えないのではないかというふうには思っております。氷柱に来たお客様の足を広く町内へ広げるという取り組みは大切でございます。さらなる工夫が必要であるというふう感じております。

次に、道の駅の売り上げへの波及効果でございますけれども、氷柱の開催期間となる1月、そして2月の売上額について過去のデータと比較をいたしますと、平成25年度が2,915万4,000円、平成26年度が4,775万5,000円、平成27年度が4,892万8,000円、そして今年度が6,175万5,000円となりまして、これは氷柱の開始の初年度、平成25年度に比べまして2.11倍の売り上げになっております。また、利用人数につきましても平成25年度が4万7,099人であったものが今年度は9万9,338人となりまして、これも同じく2.11倍というふうになっております。道の駅の部門別の売り上げ高で特に伸び率が高かったものは、紅茶ソフトを扱っておりますカフェ部門でございます。昨年の売上額が3万5,750円であったのに対し、今

年度は115万5,050円というふうになりました。冬場でも紅茶ソフトの人気の衰えないという結果になっております。

次に、耕作放棄地の問題でございます。ご指摘のとおり、農業に従事する方の高齢化や鳥獣被害による耕作意欲の減退など、さまざまな理由で耕作放棄地がふえているという現状があります。芦ヶ久保地域の農地耕作状況を見ますと、全体の農地は約56.14ヘクタールありますが、そのうち耕作放棄地となっている農地は約7.7ヘクタールで、全体の13.7%に当たります。しかしながら、農地として保全管理は行っているけれども、作物はつくっていないという保全管理地が13.21ヘクタールありまして、これを耕作放棄地と加えますと約20.9ヘクタールというふうになって、これは全体の37.2%の農地が耕作されていないというのが現状でございます。これらの耕作放棄地や遊休農地を有効に活用するにはどんな方法があるのかと、またそれに携わる人をどう確保していくかと、これについては地元の皆様と考えていかなければならない問題と思っております。例えばお茶の栽培の拡大やプラム畑を再生をしたり、あるいは6次産業として耕作放棄地等を活用して栽培した作物を道の駅の加工場で加工し、新商品として売り出せるようなものを工夫したりとか、または体験農業ができるようなフィールドに活用して外部から観光客を呼び込むというようなこともできるかもしれません。もし地元の有志が団結して農業法人を設立し、耕作放棄地等を集約して芦ヶ久保ならではの作物を生産し、その価値を高めていけるというのであれば大変素晴らしいことだと思っております。もしそのような動きがあるならば、町としても秩父農林振興センターとも連携しながらこの設立までの支援、設立後の補助事業等による支援など応援体制を整えていきたいと思っております。

以上で終わります。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に氷柱効果があったというところだと思います。それで、ここで1つの資料で先ほど課長が言った道の駅の売り上げ、平成28年、6,175万5,000円、これのときに9万9,338人という点でありました。ぱっと単純に計算して10万人で6,000万円ということは、1人単価600円というのです。間違ったら後で。埼玉県観光の現状ということで見ると、これは観光庁の調査だそうなのだけれども、県外日帰り1人当たりの単価で見ると、この調査がある中で全国33のうちで埼玉は後ろから2番目、1人当たり単価4,000円と、高いところでは北海道、2万3,000円というのです。これをいかに本当につなげていくか。道の駅は、道の駅のそれなりがあるのだろうけれども、ほかになのです。私も現地で何を売ったかって、あそこの会場でおでんを売っていたのです。おでんは400円で、でもことし1,000個を超えて売れているのです。だから、40万円、そのうちどうかという点なのだけれども、あそこのところをぜひ売れるものを道の駅で加工する、あるいは芦ヶ久保小学校の跡地、その中で地元の女性たちが何かをつくって、今回の氷柱時期にも売る。その売るものの中身をほかの機関で遊休農地等を使いながらつくっていくというか、イチゴは数も限られている、それからあとは何が売れるだろう。キュウリと、それからトマトが道の駅で売っていますが、生鮮だということもそんなにもできるわけではないから、そういう加工品をつなげていく。道の駅でも紅茶をつくれればクッキーをつくって、それで売る手段はできているとのことなのです。だから、道の駅との連携、あるいは芦ヶ久保の小学校を使いながらの加工品をどうやっていくか、そういう

点での指導等をしていただければと思うのです。この客単価というか、どう地域に、氷柱でもって、芦ヶ久保でエンドではなくて、それは横瀬町内全体、秩父市内にも含めてみんなうまく回っていけばというふうに考えるところで、そういうためにはどういうところをどうしていったらいいのか、そんな点での方法等について、こういう点で検討していきましょうというのがあれば、それを示していただきたいと思います。

もう一点は、農業法人後継者、やる人がいるならばということで、これをどうつくるかだと思います。稼げるまでは、法人としてつくったとしたってひとり立ちするのはなかなか難しいし、それにかかわる人も本当に小遣い稼ぎができればというぐらいで、65歳から10年元気な人、この10年を頑張ってみようというふうに、片一方で年金をもらいながら、それでもって幾らか地域を元気にさせていこう、そういう仕組みが必要なのではないかなと思います。

それと、もう一点はよそ者をどう取り入れるかだと思います。どうつなげていくか、これはよこらばも含めながら、あるいは地域おこしの今回、次の隊員等も含めて、そういういろんな知恵を出し合いながら進めていければと思います。そういう点での今後の進め方等について、町長からご意見を伺えればと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、道の駅のところなのですが、非常にことし1月、2月はよかったです。これは、営業時間と結構リンクしていて、特にライトアップのときに夜まで、皆さんのご協力をいただいてあけることにしたのです。そうすると、そこにライトアップを始めるまでに休んでいただく方がいて、そこで消費をしていただくという流れができて結果につながったというのが大きいかなと思っています。そして、今浅見議員のほうから単価の話があって、おっしゃるとおりで、観光の落としどころとしてもらう単価って、これは滞在時間と関係関係があります。なので、1カ所だけではなくて2カ所、2カ所より3カ所いただくこと、結果それで泊まっていただく単価はぐんとはね上がるということがあろうかなと思います。埼玉県の単価が低いというのは、泊まり客が少ないということのでかなりの部分は説明できるかなというふうに思うのですけれども、そういう中で芦ヶ久保の振興を特に農業を切り口で考えると、今ストレートで勝負できるのはプラムとブドウとイチゴは品質が高いと思います。それから、紅茶も加工品ができてきつつあるのですが、やっぱり新しい付加価値をつけるという部分が大事だろうと思います。それは、規模的には限定された中でやっていくという話ですし、高品質化するものはすればいいのですが、あとは新しい付加価値。それは何かというと、大きく私は2つかなと思っています、1つは観光とセットという切り口です。農業を観光に絡めて、観光農園という形でもいいですし、収穫体験という形でもいいのです。そういう形で観光とセットにして人を呼び込むという仕組みをつくっていくという方向性と、もう一つは付加価値の高い加工品をつくっていくということだと思うのです。それが今ちょっと自分の頭で考えて、2つ可能性としてはあろうかなと思います。加工品のところは、これからまた道の駅と連携していろいろなことができ得ると思います。観光面ということでいくと、例えば今よこらばで提案がありましたT A B I C Aという商品は、芦

ヶ久保地域なんかは非常にマッチすると思っていて、例えば紅茶の、お茶の収穫体験でもいいかもしれませんし、そういったもので組み合わせを考えて外の人を呼び込んでいくという仕組みをつくっていく。その経験値を積み上げていくというのがまず大事なかなと思います。農業法人というのはちょっと仕組みがやっぱり大きくて、一定の耕作面積とかがないとなかなか難しいというところもあると思いますので、そういった小さい成功体験をつくっていくというところの積み重ねが私は大事だと思っていて、そのために生産者の方、地域の方、それから我々と、できれば外者のスパイスも加えて一致団結してやっていければと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問よろしいですか。

ないようですので、5番、浅見裕彦議員の一般質問を終了いたします。

ただいま一般質問中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時08分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。質問を続行いたします。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

1番、向井芳文議員。

〔1番 向井芳文議員登壇〕

○1番 向井芳文議員 皆さん、こんにちは。1番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。質問は、大枠で2つでございます。

それでは、質問に移らせていただきます。1つ目は、23区担当相談窓口についてでございます。23区担当相談窓口が設置されて1年がたとうとしておりますが、この1年間の実績と現状、それに対する評価、また次年度予算への反映状況、今後の取り組み予定をお聞かせ願います。次年度予算への反映状況は、要望の実現に関するもの、活動費に関するものなど幅広くお願いいたします。

2つ目は、子育て支援関連団体の統合による効率化と支援充実についてです。昨年、平成28年9月定例会におきまして一般質問させていただきました子育て支援関連団体の統合による効率化と支援充実ですが、各団体の設置に関する条例、要綱、規約、会則などを確認させていただきました結果、前回質問答弁の存在意義の違いや構成員が100%同じでないことなどから統合、集約は難しい状況であるという点に対しまして、存在意義の違いや構成員が100%同じでないことはあるものの、子供たちの健全育成、健やかな成長といった願うところは同じであり、地域ぐるみでの子育ての観点からも情報共有、共通認識は必要

であり、統合、集約は可能ではないかという結論に至りました。通告書提出の際に私なりの統合案を出させていただいておりますが、それを踏まえ、統合が実現可能かどうかお聞かせ願います。

質問は以上です。ご答弁よろしく願い申し上げます。

○小泉初男議長 1番、向井芳文議員の質問1、23区担当窓口についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 質問事項の1について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細の(1)のご質問、約1年経過しての実績と現状、評価でございますけれども、まず実績についてであります。23区担当窓口職員から報告を受けている活動状況は本年2月までで100件強の件数となっております。ただし、この報告書は簡易的なもので、明確な作成基準等を示していないことなどから、担当者間の打ち合わせ、区関係者へのあいさつ回り、同一事件に係る再報告等も含んでいるため、件数につきましてはその旨ご理解をいただきたいと思っております。報告の内容の一例でございますが、カーブミラーの設置に関する事、防犯灯に関する事、町道の舗装に関する事などの相談のほか、区行事、会議への参加などが報告されております。

次に、現状についてでございますが、区長さん、行政区とのかかわりをふやすため、新たな任務として昨年12月から区長さん宅への「広報よこぜ」の配送を原則23区担当窓口職員が行うことといたしました。そのほか区からの要請等、必要に応じた活動は従来同様に行っている現状でございます。

次に、約1年を経過しての評価でございますが、当該制度を所管する担当課といたしましては、行政事務経験の浅い若手職員が行政区と密接にかかわることによる職員の人材育成及び各地区の地域情報等の集約がなされることにより、今後における行政サービスの向上に役立つものと考えております。

次に、要旨明細の(2)、次年度予算への反映と今後の取り組み予定のご質問でございますが、平成29年度予算には、特に当該制度による各課事業予算の計上はないものと捉えております。ただし、昨年11月に当該制度に係る担当職員の勤務の取り扱いを改正いたしました。勤務時間外に当該制度に係る勤務をした場合の時間外勤務手当14万円を総務課の人事給与管理事業に予算計上しております。

次に、今後の取り組み予定についてでございますが、23区担当窓口制度は平成28年度にスタートしたものであり、実績等もまだ少ないことなどから、今後区長さんを初め、皆様のご意見等を伺いながら当該制度が有効に機能できるよう見直しを行うなど、住民サービスの向上等につながるような効果的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。この質問に関してなのですが、23区担当相談窓口について私は2議会、2回の定例会に1回質問させていただいております。ちょっとしつこいと思われるかなとも思っているけれども、そのときそのとき意味があって質問させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。今ご答弁いただいた中で計上はないということだったので、23区担当相談窓口としての計上はないとはいっても、昨年カーブミラー、また舗装等ということなので、それ

をきっかけに予算計上につながったという件数は何件とかというわけではなく、そういった事例というのはそれなりにあるという捉え方でよろしいのでしょうかというのが1点。

また、もう一点は区長からの要望に関してなのですが、以前に質問させていただいたときにも区長からの要望は聞いていないという回答が来ております。現時点で区長から今後この23区担当相談窓口はこういうふうにやっていってくれないか等の要望、またはそういった要望を聞く機会を設けて聞いたかどうか、それを今の現時点での状況、その2点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

23区担当窓口としての予算計上はございませんけれども、カーブミラー等は従前どおり総務課の予算のところで予算措置されております。その中で対応させていただいております。

それから、最初の答弁の内容のときに舗装とかもございましたけれども、建設課において町道の舗装の修繕とかは予算措置されておりますので、そういうことで対応はされていると考えております。ですから、新規の予算として23区がついた云々という、取りとめてそれとしての予算がないということでご理解をいただきたいと思います。

それから、区長さんからの要望を聞いているかということでございますけれども、区長会には役員会、それから総会、臨時総会等がございます。そのときに伺っておりますけれども、制度が始まったばかりでございまして、お互いどうにしたらいいかというのがなかなかわからない。これは、去年の9月の定例会でご質問いただいたときもお答えをしておりますけれども、なかなか難しいと。区によっては、要請をしたら来てくださいという程度にとどめるところもございまして、区の催し物とかにお誘いをいただいて職員が参加をさせていただいているとか、いろいろばらつきがございます。

それから、先ほどの答弁の中でもお答えしましたとおり、制度はまだ間もないということなので、これからそういう場面でいろいろなご意見を伺いながら、もちろん議員の皆様もそうでございますけれども、要望等をいただければそのものを酌んだ上で制度を少しずつ直して、いいものにつくり上げていくというふうなことがよろしいのかと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 それなりに効果が出ているということはわかりましたので、ありがとうございます。

一応この23区担当相談窓口ですけれども、もともとは23区別何でも相談窓口だったと思うのです。当初の段階で、町長公約の時点ではそうだったと思うのですけれども、いろいろ議論を重ねていく中で一番これが妥当だろうというところに落ちついたのかなということで、大変期待をさせていただいていることには変わりはありませんけれども、一応若手職員の人材育成というところが重点的になってくるというのは、この当初設置前からのやりとりでもありましたけれども、若手職員が育ってくれて、いずれこの町に還元、若手職員たちの地域とのかかわりの力で効果が出てくるということは先々を見たときにはわかります。た

だ、今現状区長さん初め、区にとってこの存在がすごくありがたい存在になってほしいという私の個人的な思いもありますし、やはり区長さん方もそういったことを求めているのではないかというふうに思っております。現段階では、どうしても若手育成だったりとかということを含めまして、区長さんのほうからいろいろな相談がしやすいかどうかということ、なかなかしづらい部分もあるのではないかなど。そのあたりも考えております。私としては、若手職員の育成ということはもちろん必要なことですが、それ以上に区にとってこの存在が本当にありがたいのだとなるようになっていっていただきたいという思いが強いですけれども、そのあたりを含めて町長にお聞きしたいのですが、町長公約の柱だと思っておりますので、今後どのようにしていくということをお考えになられているかというところをお聞きさせていただきます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えいたします。

これもその当初からお話ししているとおりで、人材育成という意味もあり、そして当然区のためになってほしい、その利益を町のために還元してほしいからという思いで続けてきております。これもほぼ想定どおりだと思っております。区長さんのキャラクターと、それから担当者のキャラクターによってかなり対応に差ができてきていると感じています。それを担当者間のミーティングですり合わせをしたり横串を刺したりということを繰り返してきています。そういう中でいろいろ気づいたことというのは多々あったりして、ここまでは、ちょっとこういう言い方はあれかもしれませんが、割と形にはなってきたなというふうに思っています。これ来年度も続けていくのですが、ことよりもさらにチューンナップした形で対応できるかなと思います。例えば広報配送というのは、これ我々がやれという話ではなくて、これ担当者間の話でやりたいという話で出てきました。区長さんの声も当然聞いております。なので、これはちょっと難しいのですが、担当者にも育ててほしいですので、一律でこうせよ、ああせよという話よりも、まずそれぞれの人間関係をつくるとか、区の事情に応じたやり方をしていくというところを今は優先してやっているという状況です。ということで、私もいろんな区長さんにこの話は聞いたり自分から話をしたりとかしているのですが、区長さんによって反応はまちまちです。すごくいいと言ってくれる区長さんから、まだまだと言う区長さんから、戸惑っているという区長さんから、いろいろな方がいらっしゃるのが今の現状だと思いますので、来期はさらにチューンナップしていけるように組み立てていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、子育て支援関連団体の統合による効率化と支援充実についてに対する答弁を求めます。
教育次長。

〔島田公男教育次長登壇〕

○島田公男教育次長 それでは、質問事項2、子育て支援関連団体の統合による効率化と支援充実についてを答弁させていただきます。

9月の定例会で会議の効率性やマンネリ化傾向についてご指摘をいただきました。今回子育て関連団体を統合し、月に1度定例全体会の開催や必要に応じて臨時会や分科会も開催するという具体的な内容を提示していただきました。ありがとうございました。教育委員会といたしましては、マンネリ化の解消や効率化を図るため、会議を開催するに当たりまして課題をより具体化し、話し合いたい問題点を明確にする、そしてあと参考になる情報を提供する、他の団体とかかわり合いのある事柄については、他の団体の情報を収集し、共通認識を高める、事前に会議資料を配付する、そして場合によっては会議を開かず署名による議決等も検討するということや、団体から委員を委嘱する場合に各団体の長でなく、団体の構成者から選出していただくことなどの団体の長の方に集中させない方法などを取り入れるということや、団体同士の横の連携につきましては1つの団体で解決できないような事案が発生した場合については、他の団体と合同で会議を開催することも検討するなど、会議を改善いたしまして子育て支援を充実していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 教育委員会から答弁がありました、私のほうからも答弁させていただきます。

9月定例会でも同様の質問をいただきました。そのときは答弁といたしまして、効率化が必要であることは認識しているが、各団体にはそれぞれの目的、役割があり、その活動については意義があることから、提案のあった統合については難しい、しかし会議運営の方法や会議の出席者については改善していく余地がある旨の答弁をさせていただきました。そして、今回改めて提案をいただいたところです。いただいた統合の提案ですが、各団体を子育て支援全体会ということにくっつけていっちゃるというものなのですが、その中にはやはり目的や役割が異なるほか、対象となる町民、人や地域、あと主催者が異なったりする団体が混在しております。向井議員のお話では、100%ではないものの、子供を願う心は一緒ということで、統合は可能ではないかというお話なのですが、例えば交通安全対策協議会や人権教育推進委員会、公民館運営審議会、あと社会教育委員会などが入っているのですが、これらの対象はご案内のとおり子供だけではなくて当然成人の方とか高齢者含めて全ての方が対象となってくるものでございます。また、いじめ非行防止ネットワーク会議や学校警察連絡協議会も入っておりますが、これは主催が町ではございませんし、また構成団体も横瀬町だけでなく、秩父市やほかの自治体も入ってたりします。こういったことから、町としましてはこれらの団体を町の子育て支援関連団体としてくくる、統合するのは少し無理があるのかなと考えております。場合には、かえって一部の団体の負担がふえてしまうのではないかとこの懸念もございます。いずれにしても、個々の団体の性格、また教育委員会の答弁もございましたが、各団体がどう考えているのか、コミュニケーションをとりながらまずはできるところから進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。今ご答弁いただいた内容は、本当に前回議会のとき

とほぼ同じ内容という感じになっております。今回検討していただいたかどうかというところは何とも言えないのですけれども、まず申し上げておきたいのは、私が求めているのは負担軽減とはいっても単純に負担軽減に関して重点的に求めているわけではありません。結果としての負担軽減であって、一番重視しているのは、先ほどの文章の中でも申し上げさせていただきましたけれども、子供たちの健全育成、健やかな成長ということをお願いしての内容充実なのです。共通認識を持ったりとか情報共有をしてということでございます。そういった中で、確かに規約、要綱、会則、中には条例等によって定められているメンバーというのは違いますけれども、ただこれ1個1個私も真剣に考えてみました。そうしたら、やはり私としての意見になりますけれども、統合ができるのではないかなというところに至ったということで今回質問をさせていただいております。メンバーに関しましては、違うとはいってもかぶっている部分があったりとか、あと例えばある1つの会議をとってみても、では違う会議のメンバーがいたらだめかと。だめなことではないのです。全てにおいて全ての方々が、その対象の方々が一緒に議論するということが大切だと思っております。そして、まず存在意義の違いというところは今もご答弁いただきましたけれども、それぞれの存在意義に関してはその全体会で審議内容というものが保たれますので、特にそこはクリアできるのではないかなと。また、担当課の違い、これは役場にとっては相当大変なところにはなると思うのですが、例えば今保育所の民営化に関しまして町でも議論になっておりますけれども、認定こども園に関する管轄というのは、これは保育所管轄の厚生労働省ではなくて、また幼稚園管轄の文部科学省でもなく、内閣府が行っております。もちろん厚生労働省も文部科学省もかかわっているわけです。内閣府に中心を置いて連携をとってやっていると。また、国会等でも、ある大物政治家の方にお聞きしたときがあるのですけれども、やはり昔とちょっと変わってきて、今は各省庁をまたいで一緒に担当者が説明に来ると、そういう時代になっているということもおっしゃってございました。また、基本的な運営に関しては会議の多い所轄、例えば教育委員会、または今子育て支援充実のための子育て支援課というのができているので、そこが基本を保って、担当課が違う会議に関してはその担当課が会議の運営はするという、基本的な柱を1本持ってそこに入ってくると。例えばもし警察が中心に行っている会議であれば、その警察の要請にそのメンバーが出ていけばいいわけですし、そこは臨時会としての扱い、ある意味出張という形で捉えればいいのかと。全体でやはり情報共有をして、どの問題に関しましてもやはりまたいでくると思うのです。先ほどのご答弁の中にも、例えば世代が、子育て支援に特化しているわけではないという話が出ました。まさに今子育て支援を充実させるためには、子育て支援だけに特化したのではだめだということは皆さん周知の事実だと思うのですけれども、やはり高齢者支援、子育て支援、障害者支援等、全てにおいて一緒になって子育て支援をしていかなければいけないという中では、まさにこの統合することというのが今後、子育て支援という名ではありますけれども、この町の将来、この町の支援という形、将来、子供たち含め、全体の支援として効果が出てくるのではないかなと。それをしっかり議論できる場として1つの全体の会議というくりにして、中には今までよりも会議、出席回数がふえる方いらっしゃると思います。でも、それはその方が必要であって会議に出席依頼を出しているわけで、それをご理解いただいた上でしっかり会議を運営していくと。そこで議論をしていくと、より充実した議論をして内容を充実させて、そしてそこからいろんな行動が起きます。横の連携もできます。そういったことに意味があると思って私は再度の質問をさせていただいております。今ご答弁をいただいた中ではございますけれども、今のご答弁の中で

は明確に存在意義の違い、また担当課の違い、構成員の違いというところは理由としてはありますが、可能か不可能かといったときに不可能であるというところまでの説得力は今のところ感じていないのですが、確実に不可能であるのかどうか。例えばこれは極端なことですが、町長がもしこれをいいと思ってやるのだとなったときにできるのかできないのか、絶対にできないのか、そのあたりを明確にお答えいただきたいなと思います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 では、私のほうからお答えします。

向井議員ご指摘の中で、まず子供の健全育成が第一、そのために内容充実を図るべし、それはそのとおりだと思います。それから、一緒に議論する場をつくることも大切だと思います。それから、負担軽減、効率化ももちろん大事とした上で、これを全部ご提案の形で統合することが可能かどうかということになりますと、可能かどうかというよりも、私はこれをやるのはやりかねると思っています。それは、恐らくPTAの役員の方が一番大変だと思うのです。これ最大公約数的にそれぞれの会議に参与されているからたくさん出るのですが、実は一つ一つの会に思い入れがある方もいらっしゃいます。一緒に議論する場が必要だということももちろんそうだし、それはこれから鋭意つくっていきたいと思いますけれども、一方で多様性のある場も必要なのです。そうしないと、少数意見がかき消されてしまったりということが起こります。ですので、この中で部分的に集約できるものはあるかもしれませんが、これを全部1つの会議に集約するというのを私は意図はしません。その上で、子供の健全育成はみんなで考えていくという機会は、それはつくっていきたいと思いますし、多くの人で議論していきたいと思います。でも、繰り返してすけれども、一緒に議論することと同時に、それぞれの小さな場だったり意見だったりというものも、これも大事だと思うのです。1つにすることで小さい声が消えてしまうということは多分にあると思いますので、その辺は余り運営者としては乱暴なことはちょっとできないかなというふうに思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。これでこれ以上質問ができませんので、ちょっと質問が入り組んだ状態になってくるかもわかりませんが、今お答えいただきました中で、例えば思い入れがあるという部分に関しましては、確かに思い入れがある方はいらっしゃると思いますけれども、やはり会議に参加している状況で、はっきり申し上げて思い入れがそこまであるような発言はそんなにない。今現状ないような気がするのです、正直。または、もしかすると思い入れがあってもそれを引き出せていないのかもしれない。その辺になるとまたちょっと、これは今回の質問ではしませんが、前回のときのファシリテーター等の話になってしまうのですけれども、そういったことも含め、ただ思い入れのある方も絶対にいらっしゃると思います。そういった中で、思い入れがある部分に関しましては、提案のほうでもさせていただきましたが、分科会という形がございます。そこでそういった少数派の意見を取り上げていけばいいのではないかなと。そして、私この質問は今回この子育て支援関連団体にとどめさせていただ

いておりますけれども、本日も一般質問のほかの議員の方々の中で子育て支援の包括的な部署に関する質問がありましたけれども、地域包括ケアセンターが高齢者関連で今設置されていますけれども、これのある意味子育て版ということになるのだと思うのですけれども、これを先進的にネウボラとしてやっている和光市なんかの担当者は、今現状では切れ目ない支援ということで未就学児まで、小学校までの支援ということでやっておりますけれども、この先々は高齢者支援等も絡ませながら、同時に一緒に包括的にやっていきたいということをおっしゃってございました。そういったことも含めまして、やはり今後はこの子育て支援関連団体の統合ということで質問させていただいておりますけれども、最終的には横瀬町の町民会議という形で全体を網羅できるような、そういったことを話し合える場というのが必要なのではないかなと。1つの場としては、この議会という場所があります。そして、もう一つの場としては行政経営審議会という場があります。そういった場が幾つかはあるのですけれども、包括的に、具体的な内容に踏み込んだ議論ができていくかという、なかなかできていないのかなというふうに私は思っております。それはちょっと広げ過ぎなので、そこの質問は今回いたしませんけれども、そういった中で先ほど今後一部くっつける、統合できるところもあるという町長の前向きなお言葉もいただきました。一気にというふうには申し上げませんので、少しずつ、先ほどのご答弁の中でも内容充実等に努めていただいているということも十分わかりましたので、これからそういったことができるかできないか。いや、できないという方向性ではなくて、やることに意味があるかどうかというのをまず感じていただけるか、そこがまず重要だと思います。そこは、私の説得力の欠けるところなのかなというふうに思うのですけれども、必要かどうかということの先に、ではどうしたらできるかということ、もしそう感じていただけたのであれば考えていただきたいなというふうに思います。そのあたりいかがでしょうか。もう一度になってしましますけれども、今後一部の集約等、また統合等も含め、前向きに進んでいただく方向性という部分はいかがでしょうか。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 これ答えるのは難しいのですが、私も無駄な会議が大嫌いな口ですので、できるだけ減らしたいと思っています。よく言う、会議は何も生まれないことが多いです。ですから、やっぱり大事なものは現場であり、きょうの話題でいくと子供たちとどう向き合うかというところ、そこからスタートして必要なものを手当てしていくという、そういう順番なのだろうかなと思います。おっしゃるように、さっきも申し上げましたけれども、一緒に議論する場とか世代を超えて議論する場だったり、あるいは高齢者からお子さんの問題までも含めてというような、そういう切り口は大切だろうと思います。だから、それと団体を全部くっつけるという話は、ちょっと私は別かなというふうに思っています。とにかく現場から発想していく、そして子供たちがこの問題の対象であるならば、いかに子供たちの中からシステムをつくっていくという、そういうことなのかなというふうに理解をしています。

以上です。

○小泉初男議長 以上で1番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。

〔議長〕という人あり〕

○小泉初男議長 内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 済みません。閉める前に一言、議案第30号 財産の取得についてでございますが、場所がわかりませんので、資料として地図を要求したいと思いますので、議長の裁量で命令を下していただきたいと思います。

○小泉初男議長 では、建設課長、資料のほうを。

○横田 稔建設課長 あしたでよろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 いいですよ。配付をいただきたい。

○小泉初男議長 では、それでよろしいですか。

○7番 内藤純夫議員 はい、ありがとうございます。

○小泉初男議長 大丈夫ですか。

あとはありませんか。いいですか。

〔なし〕という人あり〕



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散会 午後 4時42分

平成29年第1回横瀬町議会定例会 第2日

平成29年3月10日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、陳情第 3号 町道3009号線工事について委員長報告、質疑、討論、採決

1、議案第 1号 横瀬町職員の自己啓発等休業に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 2号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 4号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 5号 横瀬町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 6号 横瀬町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 7号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 8号 横瀬町国際交流基金条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第 9号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 横瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ

ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第17号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第18号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第19号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第20号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第21号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第22号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、散 会

午前10時開議

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 向井芳文 | 議員 | 2番 | 黒澤克久 | 議員 |
| 3番 | 阿左美健司 | 議員 | 4番 | 宮原みさ子 | 議員 |
| 5番 | 浅見裕彦 | 議員 | 6番 | 新井鼓次郎 | 議員 |
| 7番 | 内藤純夫 | 議員 | 8番 | 大野伸惠 | 議員 |
| 9番 | 若林想一郎 | 議員 | 10番 | 関根修 | 議員 |
| 11番 | 小泉初男 | 議員 | 12番 | 若林清平 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|-------|----------|-------|--------------------------|
| 富田能成 | 町長 | 清水直人 | 副町長 |
| 久保忠太郎 | 教育長 | 小泉源太郎 | 総務課長 |
| 赤岩利行 | まち経営課長 | 大野洋 | 税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理 |
| 守屋敦夫 | いきいき町民課長 | 小泉明彦 | 健康づくり課長 |
| 浅見雅子 | 子育て支援課長 | 町田文利 | 振興課長 |
| 横田稔 | 建設課長 | 島田公男 | 教育次長 |
| 加藤元弘 | 代表監査委員 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|------|----|
| 富田芳夫 | 事務局長 | 大野拓也 | 書記 |
|------|------|------|----|

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。



◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第1、陳情第3号 町道3009号線工事についての陳情を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

9番、若林想一郎議員。

[若林想一郎産業建設常任委員会委員長登壇]

○若林想一郎産業建設常任委員会委員長 皆さん、おはようございます。ただいま上程いたされました日程第1、陳情第3号 町道3009号線工事について、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

町道3009号線は、根古屋1区字1番417番地を起点として、終点を字1番296番地とする延長350メートルの町道であります。現況幅員は1.8メートルから2.5メートルであり、建設課の概算事業費は幅員4.5メートルとしての改良を想定しますと、用地費2,500万円、補償費、立木等300万円、委託料550万円、工事費9,200万円、合計1億2,550万円となっております。当該陳情第3号は、12月定例会で当委員会付託となったもので、2月27日に委員会を開催して審議をいたしました。

審議の内容を報告いたします。本件の審査に当たっては、審議に入る前に現地視察を実施し、その後戻ってきてから審議を行いました。現地の視察では、陳情書提出者であります新井孝敬氏にも立ち会いをいただき、現地の状況等の説明を受けました。現地を起点から堂の下橋までをつぶさに視察させていただき、ところどころに今までに台風等の影響を受け、崩落しているところもあり、また石積みに老朽化して危険なところも見られ、緊急に対応した箇所もありました。確かに改良工事の必要性は理解することができました。

審議では、初めに建設課長から概算事業費、対応について説明を受け、その後審査に移りました。委員の意見としては、要望が上がってきた地元住民の皆さんの思い、趣旨は理解できる。予算的などころも概算であり、事業の優先順位、費用対効果等も含めて今後十分に精査、検討していただく方向になりました。

以上のような審査経過を踏まえ、その趣旨には賛成できるとの結論に達し、当委員会としては総員をも

って趣旨採択することに決定いたしました。

以上で本委員会の報告を終わります。

○小泉初男議長 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第1、陳情第3号 町道3009号線工事については、産業建設常任委員会委員長の報告どおり趣旨を採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は趣旨採択することに決定いたしました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第2、議案第1号 横瀬町職員の自己啓発等休業に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第1号 横瀬町職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。職員の自己啓発等休業に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第1号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方でございますが、地方公務員法の一部改正により、当該改正法の第26条の5に自己啓発等休業制度が規定されたことに伴い、改正法に自己啓発等休業に関して必要な事項は条例

で定める旨の規定から新規制定をしたいものでございます。

次に、条例の内容でございますが、第1条は当該条例の設置趣旨を規定したものでございます。

第2条は、自己啓発等休業の承認について規定したもので、休業について申請により公務に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、休業を承認する旨、規定したものでございます。

第3条は、自己啓発等休業の期間について規定したもので、大学等課程の履修に当たっては2年、国際貢献活動に当たっては3年としたものでございます。

第4条でございますが、法の規定により条例で定めるとされた教育施設を規定したものでございます。

第5条は、法の規定により条例で定めるとされた奉仕活動を規定したものでございます。

第6条は、自己啓発等休業の承認の申請に当たっては、休業期間の初日及び末日などの内容を明らかにしなければならない旨、規定したものでございます。

第7条は、自己啓発等休業の期間の延長について規定したもので、第1項では自己啓発等休業している職員の休業期間の延長期間を、第3条で定める期間を超えない範囲内において期間延長を申請できる旨、規定したものでございます。

第2項は、自己啓発等休業の期間の延長を特別の事情があると認める場合を除いて1回とする旨を規定したものでございます。

第3項は、自己啓発等休業の期間の延長の承認は、第2条の規定を準用する旨、規定したものでございます。

次に、第8条は自己啓発等休業の承認の取り消し事由について、正当な理由なくその者が在学している課程を休学する等、第1号及び第2号に取り消し事由を規定したものでございます。

第9条は、報告等について規定したもので、第1項では自己啓発等休業している職員について、任命権者から求められた場合のほか、第1号から第3号の場合には任命権者に状況等を報告しなければならない旨、規定したものでございます。

第2項は、任命権者は前項の規定による報告を求めるほか、定期的に連絡をとることにより意思疎通を図る旨を規定したものでございます。

第10条は、自己啓発等休業した職員が服務に復帰した場合に、他の職員との均衡上の必要があると認められ、職員としての職務に特に有用であると認められるものは100分の100以下、それ以外のものは100分の50以下の換算率により得た期間を引き続き勤務したものとみなして、昇給の場合に準じて号給を調整することができる旨、規定したものでございます。

第11条ですが、条例に定めるもののほか、規則に委任する旨、規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。ご説明ありがとうございます。2点ほどあるのですが、まず前もってお預かりしました議案第1号の2条のところなのですが、「公務の運営に支障がなく」

というところなのですけれども、公務の運営に支障がなくというその基準というのは、恐らくほかの方々でカバーできるのか、そういったことにはなると思うのですが、一人一人の職員の方はそれぞれの役割があって重要な役割を担っております。その中でこの支障がなくというところの判断基準を教えてくださいたいというのが1点と、またその後、「かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認める」と。この能力の向上に資すると認めるという前提の中で、10条に飛ぶのですけれども、「職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては」と、その前のところに「履修又は国際貢献活動のためのもののうち」とあるので、これに関する職員としての職務に特に有用というのは、この号給の部分というよりもその活動内容的なものが有用であるということなのだと思いますけれども、特に有用であると、有用に関しては100分の50以下になるのかもしれませんが、全体として先ほどの能力の向上に資すると認めるということなので、有用でないということはまず前提としてないとは思いますが、一応前提としてこの自己啓発等休業に関する、この自己啓発等休業というのはすごく大事なことだと思っております。その前提での質問になるのですが、よろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 向井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

公務の運営上ということと能力の向上については、具体的にどういうことかということでございます。基本的にこの条例の制定のもととなっているものは、先行地を参考につくっております。それと、国家公務員のこの自己啓発に関することは人事院規則で決まっております。これをもとに今回条例を制定することといたしました。説明の中でも申しましたとおり、条例では骨格を定めておりますので、詳細は規則で定めるといことになろうかと思ひます。その規則を今策定中でございますが、具体的なことは言えなわけなのですけれども、公務の運営上とは、先ほど議員のご質問の中にもありましたが、人員等の関係等もございませぬので、本人が希望してもこれをかなえることが可能とは限りませぬので、その辺のこともその都度適正に町長の指示を仰いで判断をさせていただくことになろうかと考えております。

それから、能力の向上等でございますけれども、昨今大学院等において社会人枠等もふえてきております。そういう関係から必要に応じてそういうところに本人が行きたいということであれば、職務に貢献できるという判断ができれば派遣を許可するということになろうかと考えております。これにつきましてもその都度個別に判断をすることになろうかと思ひますが、基本的な考え方は事前に調整をする必要があると考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。今2つ目の質問に関してなのですが、済みませぬ、私の説明不足だったのだと思うのですけれども、公務に関する能力の向上に資すると認めるという前提のもとで行って行くということになりますので、そうなるとその10条のところの職員としての職務に特に有用であると認められる者にあつてはということがあるのですが、この有用でないという前提は生まれなにか

など思うのですけれども、この特に有用と有用というところの判断基準、これも今ご回答いただいたようにこれから規約等で決めていくということになると思うのですが、そちらのほうをちょっとお聞きしたかったのですけれども、その判断基準的なものです。それによって100分の100以下、または100分の50以下という換算率になるのかなと思われまので、そこをお願いいたします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えをさせていただきます。

特に有用という考え方については、いろんなとり方ができると思うのですけれども、社会情勢とか、それによって公務に必要なものというその重さとか、いろいろ変わってくると思います。ですから、その都度判断することもございますし、骨格的なことを規則であらかじめ定めておくという必要があろうかと思っております。いろいろな今この、政策研究大学院大学とか、あとは普通の大学院の社会人枠とかいろいろございますけれども、個人の資質の向上というふうなものもございましょうし、あと公務員としての資質の向上につながるもの、ひいては行政サービスの向上につながるものとか、いろいろなものがあると思いますけれども、その辺は多種多様でございますので、その都度判断するようなことになろうかと思えます。その際、公務に有用であればそのものについて昇給等に不利がないように取り計らうという必要が生じれば、そのようなことがあり得るといふふうに考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問よろしいですか。

他にございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 済みません。運用について教えてください。

職員さんが自己啓発のため勉強されるというところで、休学や停学、あるいは不参加等で活動が未達になったときも職場復帰できるのでしょうか。また、職場復帰を認める場合、この規定ですと100分の50以下で調整することになると思われますが、以下ということですので、ゼロということもあり得るのか。

それから、もう一つは履修期間中の給料の取り扱いですが、ゼロなのか、あるいはパーセントで6割とか、そういうような支給があるのか教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 新井議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、復帰できるのかということでございますけれども、これは職員の身分を有して休業するというところでございますので、復帰は可能だと考えております。

それから、昇給の件でございますけれども、ゼロもあるということで、これは逆に特に有用である場合について調整ができるということであって、本来であれば調整はしないのだけれども、有用であれば調整をするということで、優位に取り扱うというような考え方が正しいかと考えております。

それから、給料の件でございますけれども、休業中は無給でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。

では、第9条のところなのですけれども、任命権者に報告をしなければならないというふうになっていて、次の(1)から(3)のところ、これは恐らく突発的な出来事が起こった場合ということだと思えるのですけれども、突発的なことが起こった場合には報告しなさいよと、次の2番では、そこで当該職員と定期的に連絡をとるというふうなことになっているのですけれども、常に報告を求めるものではなくて連絡だけとっていただければいいということなのですか。常に、例えば今こんなことをやっています、あんなことをやっていますというような報告ではなくて、例えば電話連絡とかメールとか、その程度のものでこの連絡をとることという要件を満たすのでしょうか、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 阿左美議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

9条の関係の休業中の連絡のとり方だと思えるのですけれども、いろんなことが考えられると思えるけれども、基本的には行きっ放しではなくて、職員の身分を有して休んでいるということでございますので、何か異変があれば連絡をいただくと。その方法につきましては、今いろんな媒体がございますので、今申し上げた電話連絡等も考えられますし、文書による提出等も考えられると思えるけれども、その辺についてもまだ細かいことは決まっておきませんので、これからいろいろな他の自治体等のやり方等も参考にさせていただきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 4点ほどお願いします。

1つは、この第2条なのですが、職員がどうかという点であります、2年以上ということによって定めてあります。この2年というのは、どういうことで2年なのだからということが1点であります。

それから、2点目ではあります、大学等教育施設であります、これの中には専門学校だとか、あるいは専修学校、高等専門学校とか、こういうところについてどう考えるのかが2点目であります。

3点目についてはあります、第7条の第2項、自己啓発休業の期間の延長があって、任命権者が特別の事情があると認めるという形の中で、ここは規則で定めるのか任命権者の判断かということで、ここでは任命権者の判断と言っていますので、規則で定めなくてここへ持っていくのはなぜかという点が3点目です。

最後、4点目は退職手当の取り扱いについてであります。給料の遡及については100分の100、あるいは100分の50という形で書いてあります。この間有用と認められた場合に100分の100としてということになったならば、退職手当の換算にも反映されるべきではないかと考えますが、そのところについてどういうふ

うに考えているかを示していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 5番、浅見議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

質問は4つでございます。まず、第2条の2年ということの考え方ということでございますけれども、これは4条の教育施設、質問の2番目とも関連するわけでございますけれども、冒頭にお話申しましたとおり、この条例のもととなるものは先進地の条例を参考に、それから人事院規則、これを参考にして構成をしております。人事院規則、国の国家公務員についての規定の中には2年という規定がございますので、それを準用させていただきました。

同じく第4条の教育施設でございますけれども、これも先進地と、あと人事院規則、そのものの規定を準用しております。

それから、7条の2項の件でございますけれども、特別の事情があるということでございますけれども、先ほどの他の議員さんからの質問にあったのと同じように、今いろいろ規則のことを練っておる段階でございますので、その辺はご理解いただきたいと存じます。

それから、第10条に關係する退職手当の關係でございますけれども、これにつきましても国の人事院規則では退職手当には反映する規定はございません。基本的に人事院規則に準じた形でこれを制定しておりますので、当町としても退職手当には反映されることは現在では考えておりません。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 人事院規則に準じてつくったということでありまして。2点ほどの再質問なのですが、この大学等教育施設ということについて、専門学校だとか、あるいは専修学校とかというのは考慮に入れるか入れないかという点が1点であります。

それから、もう一点であります。これは退職手当等の点について、埼玉県は自己啓発休業の条例を見たときに、埼玉県はこの退職手当は入れてありました。当然給与で100分の100ということで、全部あなたの今までやってきた自己啓発活動は職務に重要であって、給料上でも認めただから、これは入れるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

専門学校は、県の規定にはあるということでございますけれども、県は県でいろいろ検討した上で入れたと考えることができると思います。当町におきましては、現状では人事院規則に準じた形で制定するというところでございますので、将来的に必要があればまた検討して改正等していく可能性はございますけれども、現状では人事院規則に準じた形で規定をするということでございます。

それから、もう一点でございますけれども、退職手当の件、いろいろあると思います。向上心によってそういうところで勉強したいということであって、不利を受けるということがないように手当とするのも

よろしいとかいう考え方もあるでしょうけれども、国に準じた形で退職手当のほうには現状では反映させないということで考えております。ただし、これについても将来的なことをごさいますけれども、時代の流れとか他の自治体等のことも参考にさせていただきます、必要があるようであれば検討していくということが考えられると思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今課長の将来的に必要ながあれば検討していくということで、現にこの自己啓発休業というのはこれから条例として来るところなので、職員が実際に私はこういう自己啓発でもって進めていきたいというのはこれから出てくる中身だと思えます。将来ということで不利益にならないようにぜひ進めていっていただきたいと思えますので、必要なあれば検討しながら、こういう点があったので、再度その確認です。該当する人が出てくるのが見えたときにはぜひ検討していただきたいのですが、どうでしょうか。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再々質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

他の自治体とか時代の流れとかをよく考慮した上で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第1号 横瀬町職員の自己啓発等休業に関する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第3、議案第2号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第3、議案第2号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第2号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付しておりますので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、一般職の任期付職員に係る給料月額を国家公務員の給与改定に準じた条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第6条第1項の表中に規定する任期付職員に係る給料月額を1級にあっては14万100円を14万6,100円に、2級にあっては14万9,800円を15万5,800円に、3級にあっては16万1,600円を16万7,600円に改正するものでございます。

附則でございますけれども、条例の施行日を平成29年4月1日と規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 任期付職員の給料アップというのは非常にいいことだというふうに思いながらいろいろ聞いていたところであります。それで、この今回の給料表改正で見まして、町の職員の給料表の1級の、今年度から見て4号アップというふうに見えます。そうすると、今町の職員の1級は主事の扱いだと思えます。これに対して2級の職員はプラス8号給というのですか、それから3級の職員についてはさらにプラス8号給という形で、4年、2年年上、2年という形に見えるのです。でも、この任期付職員の年齢とかによって、あるいは取り扱い等によって主任、あるいは主査級というのを任期付で欲しいと思うときもあるのではないかなと思えますが、そういうふうに今の給料表をこの任期付職員の採用に関する条例から見るならば主事の範囲って限定するようになってしまうのですが、そのところについてどう考えるか、示していただきたいと思えます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 主事と限定するということについてのご質問でございます。当町の当該条例の規定でございますけれども、1級から3級まででございます。議員おっしゃるとおり、国家公務員の1級の表に

準じて規定をしております。1級におきましては国の給料表の1級の5号、それから2級につきましては1級の13号、3級につきましては1級の21号でございます。このものの取り扱いにつきましては、この制度は任期付ができたときに検討されていると聞いております。そのときに国家公務員の給料表の1級のこの号を使うということで検討していると思われまますので、ちょっとその辺がどういうふうな検討の内容だったか承知しておりませんので、お答えしようがございませぬけれども、今回人事院勧告に基づいて給与改定がされますので、それに準じて任期付職員も上げるという趣旨だけでございまして、任期付の職員の1級につきましては一般事務の方が当たった場合の給料で考えております。それから、2級については、今まで給料調理員の方がこの級を使っておりまして。それから、3級については保育士が使っているというような現状で、過去の例に倣って使っておりますので、ご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の説明で、2級についてはそういうところ、3級についても保育士ということであります。年齢相応、いっている人を採用するというのも方法としてあると思いますので、ある程度の年齢いったらそれなりのということであるならば、今後見直していく、検討する考えがあるかどうかについて示していただきたいと思ひます。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 諸事情等を考慮して考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第3、議案第2号 横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第4、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第4、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。介護休業等、育児、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第3号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児支援、介護支援について国家公務員の勤務条件の改正内容に準じた条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第8条の3第1項は規定の対象となるこの範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を含む旨を追加するものでございます。

第2項ですが、条文中の「日常生活を営むのに支障がある者」の字句を「要介護者」に改め、前項同様に規定の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を含む旨を追加するものでございます。

第4項は、同項中の「日常生活を営むのに支障がある者」の字句を「要介護者」に整理するものでございます。

第11条は、休暇の種類に新設された「介護時間」を追加するものでございます。

第15条第1項は、介護対象を「要介護者」の字句に整理し、「介護をするため」の次に「任命権者が町規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加えるものでございます。

第2項は、「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に整理するものでございます。

第15条の2は、新設されました「介護時間」について規定するものでございます。第1項は、介護時間については、連続する3年間の期間において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする旨、規定するものでございます。

第2項は、介護時間について、1日につき2時間を超えない範囲の時間とする旨、規定するものでございます。

第3項は、介護時間は無給である旨、規定するものでございます。

第16条第4項は、第15条の2の1条が追加になったための条ずれに伴う字句の整理をするものでございます。

第17条は、介護時間の新設に伴い、当該条に係る見出し及び条文中に介護時間の字句を追加するものでございます。

附則でございますが、条例の施行日を公布の日と規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第4、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第5、議案第4号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第5、議案第4号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第4号の細部説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大について、国の人事院規則に準じた条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第2条第4号アの（イ）でございますが、法の一部改正に伴い、非常勤職員における育児休業の取得要件が現行の「子が2歳になるまで引き続き在職することが見込まれる者」から「子が1歳6か月になるまで引き続き在職することが見込まれる者」に緩和されたことに伴い、規定を整理するものでございます。

第2条第4号のイですが、第2条の次に第2条の2として「育児休業法第2条第1項の条例で定める者」の1条が追加になるため、現行の第2条の2及び2条の3の各条をそれぞれ繰り下げることによる条ずれに伴う字句の修正、その他所要の整理をするものでございます。

第2条の2ですが、第2条の次に第2条の2として「育児休業法第2条第1項の条例で定める者」の1条を追加するものでございます。

第2条の3ですが、改正前の第2条の2が1条繰り下がり、第3号中の「当該子が1歳6か月に達する日」の字句を整理するものでございます。

第2条の4ですが、改正前の第2条の3が1条繰り下がるものでございます。

第3条第1号及び第2号ですが、改正前の第1号について分割整理するものでございます。

第3条第3号から第8号ですが、第1号の分割整理に伴い、1号ずつ繰り下がり、第7号にあっては第2条の2の繰り下がりに伴い、規定中の条ずれを修正するものでございます。

第10条第1号及び第2号ですが、改正前の第1号について分割整理するものでございます。

第10条第3号から第7号ですが、第1号の分割整理に伴い、1号ずつ繰り下がるものでございます。

第20条第2項ですが、介護時間の新設に伴い、所要規定の整備を行うものでございます。

第20条第3項ですが、非常勤職員の部分休業の承認について所要規定の整備を行うものでございます。

附則でございますが、条例の施行日を公布の日と規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 育児休業に関する点の条例なのですが、非常に読んでいてわかりにくいというのがこの第2条の点なのです。もうちょっとわかりやすく説明していただきたいと思うのですが、第2条の中に育児休業を必要とすることができない職員というので、この人には育児休業を与えませんよといううたいながら、次の（4）で次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員というので、ここの次の

アからイ、ウに該当してくる人、この人が適用するということで読めるので、非常にわかりにくい条例なのですが、そういうことでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 5番議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

第2条の規定でございますけれども、できない者の規定が当初にございまして、今ご指摘いただいたところは今度はまたそれを打ち消す規定となっておって、非常にわかりづらいものでございます。これにつきましては、当初の制定したときはそのようなことでございましたので、そこを丸々変えるわけにはいきませんので、そのような規定となっております。なお、これにつきましても国の規定に準じた形でやっておりますので、そのとおりでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 おっしゃるとおり、本当に読んでいて、ううんと考えながらなのです。条例等は、誰が見てもわかりやすい、そういうことに、基本法があって、法があって、そこに基づいてつくっていくということですが、条例ですので、よりわかりやすくつくればと思いますが、そういう点についての考えはいかがでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

法制執務、なかなか難しく、当町の法制執務に当たりましては国の、国は内閣法制局がその旨法制執務になっておりますけれども、その内閣法制局のやり方に準じた形で当町も法制執務を行っております。なかなか難しい面がございます。職員をそのような研修に参加させるとかして向上に当たって、なるべくわかりやすいようなことに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、議案第4号 横瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第6、議案第5号 横瀬町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第6、議案第5号 横瀬町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町議会議員の期末手当加算率を改定したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第5号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただいておりますので、参考にございいただければと存じます。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、横瀬町特別職報酬等審議会の答申に基づき期末手当加算率を改正する条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第5条第2項は期末手当を算定するための加算率を現行の100分の10を100分の15に改正するものでございます。

附則第1項でございますが、条例の施行日を公布の日からとし、平成28年4月1日に遡及して適用する旨、規定するものでございます。

附則第2項でございますが、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとする旨、規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 議員の議員報酬に関する、あるいは費用弁償に関する条例の一部改正ということで、横瀬町の特別職報酬等審議会からの答申に基づいてということでありまして。この横瀬町の審議会の答申の主な意見、どんな意見であったかについて説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 5番議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

諮問の内容でございますけれども、報酬については触れず、町といたしましては期末手当の加算率についての答申を行いました。案として3点をご提示をさせていただきました。提示した内容のほかに審議会のほうでもう一案つくりまして、4案で検討がなされました。その中でいろいろご意見が出ております。全員が今回ご提案している内容ということではなく、多数で今回の答申となったわけでございますけれども、他の町村と並ぶ率がよろしいのではないかとというようなご意見等もございました。それから、遡及に当たってはほかの自治体等の状況等もこちらでご説明した関係から、遡及することがいいだろうというようなご意見をいただきました。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○5番 浅見裕彦議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「反対から」と言う人あり〕

○小泉初男議長 反対から。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、まずは報酬等審議会の手当の増額は要らないとの良識のある判断に感謝いたしまして、横瀬町議員の年収は近隣の町村と比べても決して低くなく、条例の改悪は必要はないと思っております。町長に一言言いますが、前回の議会で専決問題で議会を軽視しているとの注意をされているのに、横瀬町をよくしたいと立候補して当選した議員に、自分の報酬を上げ、町の財政の負担を増加させる議員がいると思ひ、このような議案を上程したことに抗議いたしまして反対討論といたします。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「反対討論でよろしいですか」と言う人あり〕

○小泉初男議長 結構です。

6番、新井鼓次郎議員。

〔6番 新井鼓次郎議員登壇〕

○6番 新井鼓次郎議員 6番、新井でございます。反対の立場から討論させていただきます。

ただいま上程されておりますこの件でございますが、報酬等審議会においてこのような答申がされたということでございますが、秩父郡における議員さんの報酬というのは他町村、県南、埼玉県平均と比べてはるかに低いです。十分な政務調査費もない中で十分な調査活動をするには非常に低い額でございます、これを何とか上げていただいて充実した議員活動をしたいと願っております。そういう意味におきまして、

1 から 3 案を提示されたときには、これは向上、一步向上、横瀬町のためになると判断しまして反対はしませんが、これだけでは相変わらず何にも解決の道にはなっておりません。自主的に減額したものを若干戻しただけであって、もとの戻ったというレベルではありません。次回この件について抜本的改善を望むため、この場のこの数値においては反対いたします。

以上です。

○小泉初男議長 他に反対討論ございますか。

3 番、阿左美健司議員。

〔3 番 阿左美健司議員登壇〕

○3 番 阿左美健司議員 3 番、阿左美健司です。横瀬町特別職報酬等審議会の答申をいただいたわけですが、私も過去の議会でも秩父の民間企業の給与水準は低いというふうなことを何度か申し上げさせていただきました。そういった関係で、今の秩父の経済状況と民間の給与水準を考えると、今回の引き上げ幅というのは少しかとも思いますけれども、そういうところから議員みずからが律していかなければいけないと思いますので、そういった面で今回のこの案には反対させていただきます。よろしく願います。

他に反対討論ございますか。

賛成の方はおりますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第 6、議案第 5 号 横瀬町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○小泉初男議長 起立少数です。

よって、議案第 5 号は否決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 13 分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第 7、議案第 6 号 横瀬町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第6号 横瀬町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長等の期末手当加算率を改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第6号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただいておりますので、参考にごらんいただければと存じます。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、横瀬町特別職報酬等審議会の答申に基づきまして期末手当加算率を改正する条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第6条第2項は期末手当を算定するための加算率を現行の100分の10を100分の15に改正するものでございます。

附則第1項でございますが、条例の施行日を公布の日からとし、平成28年4月1日に遡及して適用する旨、規定するものでございます。

附則第2項でございますが、改正前の条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨、規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。よろしいのですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

反対から願いますけれども、反対者はおりませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 賛成。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 ただいま上程されました議案第6号について、賛成の立場で討論いたします。

横瀬町長の給与等に関する条例ですけれども、横瀬町の特別職報酬等審議会の答申を私は尊重したいと思っておりますので、この原案に対して賛成する立場でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ討論を終結いたします。

採決いたします。

日程第7、議案第6号 横瀬町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第7号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第7号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の給与改定に準じ、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

総務課長。

〔小泉源太郎総務課長登壇〕

○小泉源太郎総務課長 議案第7号の細部説明をさせていただきます。なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと存じます。

まず、条例改正の基本的な考え方でございますが、2016年人事院勧告に基づく国家公務員給与改定に準じまして条例の一部改正をしたいものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第8条第2項については扶養手当額の改正に伴い、改正前の第2号規定を子と孫に整理し、規定するものでございます。

第8条第3項でございますが、配偶者に係る扶養手当額を他の扶養親族に係る扶養手当額と同額の6,500円に、子に係る扶養手当額を1万円にする旨、規定するものでございます。

第9条第1項ですが、第8条の改正に合わせて関係規定の整理をするものでございます。

第9条第2項でございますが、第1項の改正に伴い、関係規定の整理をするものでございます。

第9条第3項でございますが、字句の整理及び支給額の改定要件を号立てに改めるものでございます。

第16条の7第2項第1号でございますが、正規職員に係る各基準日ごと勤務手当を算定するための上限率について、現行の100分の80を100分の85に改正するものでございます。第2号は、再任用職員及び任期付職員に係る各基準日ごと勤勉手当を算定するための上限率について、現行の100分の37.5を100分の40に改正するものでございます。

別表第1ですが、人事院勧告に基づく国家公務員俸給表に準じて改正するものでございます。

附則ですが、第1項は条例施行日を公布の日からとし、第8条及び第9条については平成29年4月1日から施行する旨、規定するものでございます。

附則第2項でございますが、勤勉手当附則第4項から第7項及び給料表の規定について、平成28年4月1日から適用する旨、規定するものでございます。

附則第3項でございますが、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例について規定するものでございます。

附則第4項から第6項は、給料の切りかえに伴う経過措置について規定するものでございます。

附則第7項は、既に支払われた給与については、改正後の給与の内払いとする旨、規定するものでございます。

附則第8項は、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する旨、規定するものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほどお願いします。

1つは、この給料表を提案するに当たり、町の職員団体とか、そういうところと交渉とか、あるいは話し合い等のそういうルールのもとはあるのかなのか、あるいはやったかどうなのかという点が1点であります。

2点目については、これについている別表第1の給料表であります。これは、1級から7級までであります。国家公務員の給料表でいきますと、それぞれのさらに上のほうまで、7、8、9、10、そういう点までであると思います。町の職員は、課長というのは県というならば部長というような点での仕事の中身はそんなに変わらないのではないかなと思います。というので、今後課長級の職員、そういう点についての上位級への決定というのをどう考えるかについてが2つ目であります。

3点目につきましては、号給継ぎ足しの関係であります。この職務にいったときに最高号給俸に達する職員がいるかないかです。いるとするならば、その人がどの程度いるかについての人数について教えていただければと思いますので、3点ですが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 5番議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

質問は3つでございます。まず、1番目の職員団体等との交渉があったかということでございますけれども、当町には職員団体がございません。ですから、交渉等を行った経緯はございません。

2つ目のご質問でございますけれども、別表について上位級への決定をどう考えるかということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、当町は国家公務員の1級から7級までの級を使って給料表を作成しております。秩父市等ですと8級まであるわけですが、当町は階層が主事から始まって課長まであるわけですが、7級の階層になっております。それを国家公務員の給料表に当てはめております。

8級ということでございますけれども、ある面職員にとってありがたい話でございますけれども、他の自治体との均衡とか、いろいろ諸情勢等もございます。研究する余地等はあるかと思われましても、現状では今のものがないのかなという考え方もありますので、将来的にはわかりませんが、検討する余地はあるのかなというふうな考えはあると思います。

続きまして、3番目の最高号に当たる者はいるかということでございますけれども、現状ではございません。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今近郊の秩父郡市内の給料表等を見ると、今課長のおっしゃられたとおりであります。課長も一律でなく、ちょっと言葉の表現うまくないかわからないけれども、それぞれの職務の厳しい点があると思います。そういう点を踏まえながら研究して、一律ではなくても特定のも含めながらの上位級への研究も一つではないかなと思いますが、そこをどう考えるのかという点であります。

それから、もう一点であります。最高号給につきましては、ここは何かというと退職金に影響してくるところで、課長までいかない、あるいはいかなくとも一番下がないよというときにこれがどうかという点であります。今答弁でありました中だということ、達する人はいないということなので、そこに、状況をよく見ながら研究していただきたいと思いますが、そこについての考えをもう一回示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

上位級に関しては研究をさせていただきたいと存じます。

それから、最高号給に達するような職員が生じないように、昇格をするように職員のほうにも頑張らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第7号 横瀬町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第8号 横瀬町国際交流基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第8号 横瀬町国際交流基金条例の一部を改正する条例についてであります。基金積み立て額の規定を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 議案第8号についての細部説明を申し上げます。なお、新旧対照表と資料につきましては配付をさせていただきましたので、参考にござんください。

国際交流基金は、中学生国際交流事業の資金をここから賄うということで使っている基金でございます。国際交流基金条例の第2条でございますが、改正前の条文においては「(基金の額)」を見出しといたしまして、「基金の額は、横瀬町ふるさと基金の資金による5,000万円とする。」として、当該基金の設立を明らかにしております。

この第2条を見出しを「(積立額)」といたしまして、「基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額の範囲内の額とする。」に改めたいという内容でございます。

改正理由としましては、国際交流基金残高が今年度一時的に底をついてしまいました。その後、ふるさと納税寄附金を当該基金に積み立てを考慮しておりますが、今後も中学生国際交流事業を支える基金として役立てていきたいと考えておまして、この条例案をお願いするところでございます。そうしたところ、現行の基金条例では基金に積み立てられるというのは第4条に基金の運用収益から積み立てができると定

めてあるのみでございまして、運用収益以外を積み立てできる規定がございません。そのため、初期の役割を終えたと考えられる第2条の規定を改めて、一般会計から基金に積み立てできるよう改正をお願いするものでございます。

なお、施行の期日は公布の日と規定するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 この基金の原資は底をついているわけですが、この基金を残すというメリットはどこにあるのか教えていただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 内藤議員の質問にお答えいたします。

この国際交流基金の資金を使いまして、中学生が毎年海外に、またことしは国内でも事業を行いまして、その国際交流という目的に役立てているものでございます。これまで、平成元年度にこの基金が設立されて、長く使ってきたものでございまして、その趣旨をこれからもまた引き継ぎまして、この基金を活用しながら、新たにふるさと納税の善意を活用しながら中学生の国際交流等人材育成に活用できればと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、一般会計の教育費ではなく、ふるさと納税を1回ためたいということでこの基金がまだ置いてあるという考えでよろしいのでしょうか。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 再質問にお答え申し上げます。

ふるさと納税の寄附金の中の人材育成という目的のご寄附をいただいた場合にこの基金に積み立てを考えております。このふるさと納税の寄附金は、これからもさらに金額をふやしていきたいと考えておりまして、毎年の国際交流事業に充てる金額というのは事業費よりも寄附金額が上回るというような形をとっていきたいと考えておりまして、そのために上回る金額もあると考えまして、将来にわたって長くこの基金に蓄えながら、いい事業に使っていただくようなことで進めていけたらと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問。

○7番 内藤純夫議員 結構です。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第8号 横瀬町国際交流基金条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第9号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第9号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例についてありますが、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 議案第9号の細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料をご参考にごらんいただければと思います。

それでは初めに、第1条による改正といたしまして、新旧対照表の1ページでございます。第36条の2は、改正に伴い、仮認定特定非営利活動法人を特例認定特定非営利活動法人に名称変更する規定の整備でございます。

2ページの附則第7条の3の2は、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限が平成33年12月31日まで延長されたことに伴う規定の整備でございます。

続きまして、第2条による改正でございます。こちらは、消費税率10%の引き上げ時期が平成31年10月1日に変更されたことに伴い、既に改正済みとなっている消費税10%引き上げ段階で予定されていた税制上の措置を2年半延期させる改正でございます。主に軽自動車税における環境性能割の導入並びに法人住民税法人税割の税率の引き下げにかかわる規定の改正でございます。

今回の改正の方法といたしまして、第1条において関連する条文を一旦削除し、軽自動車税の特例の1年延長に係る規定を整備した上で、第2条の2において改めて削除した改正条文と同様の内容の規定を整備するというものになっております。

それでは、まず第1条ですが、新旧対照表の3ページから15ページまで記載がございます。第18条の3、第19条、第34条の4、第80条、第80条の2、第81条の改正規定、第81条の2から第81条の8までを加える改正規定、第82条、第83条、第85条及び第87条から第91条までの改正規定、附則第15条の2から附則第15条の6までを加える改正規定を削除いたしております。その上で、新旧対照表13ページから14ページ左側、改正後の欄に記載がございます。附則第16条において、軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る規定を整備しております。

続いて、第1条の2でございますが、ただいま第1条で削りました改正条文を改めて規定し直しております。新旧対照表15ページから24ページまで、左側、改正後の欄でございます。規定内容は、全く同様ですが、一部追加している規定がございます。新旧対照表15ページ、第34条の4の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める規定及び新旧対照表24ページの「附則第16条第2項から第4項までを削る」規定部分がつけ加えられております。それ以外の部分は同様の内容でございます。

規定の説明につきまして、平成28年条例第15号の規定につきまして、平成28年6月の議会においてお認めをいただいております規定内容と同様でございますので、説明のほうを省略させていただきたいと思っております。

つけ加えられました部分の規定部分につきまして説明をさせていただきたいと思っております。第34条の4の2でございます。新旧対照表15ページでございますが、法人住民税法人税割の特例規定の整備でございます。当町は、制限税率を採用しておりますが、特例条件に該当する場合、税率を8.4%から2.4%を控除できるというものでございます。これは、平成28年条例第15号において改正されていなかったものを整備するものでございます。

続きまして、附則第16条2項から4項までを削除する規定でございます。こちらは、軽自動車税のグリーン化特例の適合基準及び税率を定めている規定ですが、環境性能割の導入時期が延長されたことにより、削除されたものでございます。この部分につきましては、今後の税制改正において見直されるものと思われれます。

附則の第1条でございますが、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う施行時期を平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更するものでございます。

附則第2条の2は、法人税割の税率引き下げ時期が変更になったことに伴う規定の整備で、平成31年10月1日以降に開始する事業年度分から適用するというものでございます。

附則3条の2は、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う軽自動車のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の規定でございます。

附則第4条は、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う適用年度の変更で、環境性能割は平成31年10月1日以降に取得した3輪以上の軽自動車に適用し、種別割は平成32年度以降の年度分について適用するというものでございます。

最後に、附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終了いたします。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ただいま説明がありました横瀬町税条例の主な改正点ということの5番の項目であります。第34条の2は、法人住民税法人税割の特例規定の整備ということでありました。こちらの新旧対照表の15ページということで、34条の4の2第1項中、これは12.1分の2.4を8.4分の2.4に改めるという点であります。これは、ちょっと説明はパーセントになっていますか、この点は特例条件に該当する場合、税率を8.4%から2.4%、ちょっと読み方がうまくいっていません。済みません。これによる町への影響とこの点については、控除によってどのように、どう変わるかについての説明をお願いしたいのですが。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 ご質問にお答えさせていただきます。

横瀬町の税条例におきましては、地方税法でいいますところの税率の関係なのですが、こちらは法人税割の標準税率は現在100分の9.7とする、ただし標準税率を超えて課税する場合には100分の12.1を超えることができないという規定になっております。当町の税条例におきましては制限税率を採用しておりまして、34条の4におきまして12.1というふうな規定をさせていただいております。この34条の4の2でこれを標準税率に戻すというふうな規定となっております。特例条件と申しますのは、概略申し上げますと資本金額もしくは出資金額は1億円以下である法人であって、かつ法人税割の標準税率となる法人税額が年400万円以下の者の法人税割は、前条の、前条と申しますのは34条の4です。12.1ということなのですが、この前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とするという、ちょっと遠回しな言い方になっているのですが、規定がございまして、したがって、12.1から結果的に2.4を引いた税率、これが標準税率になるわけなのですが、そちらになるということでございます。

この影響ということでございますが、横瀬町における法人税を申告されている企業の方は、ほとんど先ほどの特例の条件に該当しまして、標準税率を適用している企業がほとんどでございますので、今回と同じような税率が下がれば同じように税率が下がるというふうに考えております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 非常に読んでいて、100分の12.1を100分の8.4に34条の4でやって、第2項で12.1分の2.4でこれは控除する、町内のほとんどの企業がこれに該当してということだということ、大枠的な試算というのですか、そんなのは出ていますか。どうですか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 再質問にお答えさせていただきます。

この税率が下がった場合に影響する額ということかと思えます。これは、税率下がった場合に、一応概

算なのですが、平成28年の予算レベルで考えた場合に、おおむね1,500万円程度の減額になろうかなというふうに試算をしているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第9号 横瀬町税条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第11、議案第10号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第10号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

税務会計課長。

〔大野 洋税務会計課長兼会計管理者登壇〕

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 議案第10号の細部説明をさせていただきます。新旧対照表及び本日配付させていただきました資料を参考にござらんいただければと思います。

改正につきましては、課税限度額の引き上げでございます。現行の地方税法に定める限度額に合わせる改正を行うものでございます。

第2条及び第21条におきまして、医療給付費分52万円を54万円に、後期高齢者支援金分17万円を19万円にそれぞれ改正するものでございます。

附則でございますが、施行期日は平成29年4月1日、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税に適用される規定でございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回この国民健康保険税の基礎課税額の引き上げということであります。52万円から54万円、それから後期高齢者については17万円から19万円ということですが、これを引き上げることによって町の町民というか、影響を与える人がどの程度いるのか、またこのことよっての引き上げ、国民健康保険税がどのくらい上がるのかについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 ご質問にお答えさせていただきます。

影響する世帯でございますが、16件でございます。そこで、税額、ふえる金額につきましては総額で38万円程度と見込んでおります。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 影響を受ける世帯が16件とのことでありました。この16件というのは、新たにこれを引き上げることによって加わってくる世帯というのが何件あるかについてお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 お答えさせていただきます。

今回のこの2万円分が引き上げられるということの影響の世帯としましては、引き上げる前の世帯数と同数でございます。

○小泉初男議長 再々質問はございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第10号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第12、議案第11号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第11号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法施行令等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願います。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

子育て支援課長。

〔浅見雅子子育て支援課長登壇〕

○浅見雅子子育て支援課長 議案第11号の細部説明をさせていただきます。

この条例につきましては、12月議会定例会で一部改正をさせていただきましたが、低所得者、ひとり親家庭世帯等の軽減につきまして失念していた部分がありましたので、再度一部改正をお願いするものです。申しわけありませんでした。

では、お配りしております新旧対照表をごらんください。第8条につきましては、必要な事項を規則で定める旨、明記するものです。別表第3条関係、(1)、利用者負担額徴収基準額表の第2階層、第3階層の定義の部分につきましては、子ども・子育て支援法施行令と整合性を図るため、改正をするものです。

備考第2項につきましては、1号認定保護者の低所得者、ひとり親家庭世帯等の軽減につきまして、規則で定める旨、明記するものです。

備考第3項につきましては、1号認定保護者の多子世帯の軽減について規則で定める旨、明記するものです。

別表(2)、利用者負担額徴収基準額表の第1階層の定義の部分につきましては、子ども・子育て支援法施行令と整合性を図るために改正するものです。

備考第3項、第4項につきましては、保育標準時間と保育短時間について明記しておりますが、保育時間について町保育所以外の保育施設の保育時間に対応するために改正するものです。

備考第5項につきましては、2号、3号認定保護者の低所得者、ひとり親家庭世帯等の軽減について規則で定める旨、明記するものです。

備考第3項につきましては、2号、3号認定保護者の多子世帯の軽減について規則で定める旨、明記するものです。

この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用し、規定にある保育料等についても平成28年4月1日から適用する旨、附則で定めるものです。

保育料の軽減につきましては、今後も子ども・子育て支援関係法令の改正が多々見込まれますので、迅速に対応するため、規則で規定してまいります。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第11号 横瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第13、議案第12号 横瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第12号 横瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例についてであります。埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 議案第12号の補足説明をさせていただきます。

横瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例であります。この条例は埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱、この一部改正に伴うものでございます。町のこの条例は、県の交付要綱に基づいて町内の在宅重度心身障がい者の経済的負担の軽減を図ることを目的としたものでございます。

条例の第3条でございますが、受給資格についての規定でございます。第1項第1号では、法及び省令で規定している施設入所者には手当を支給しないことを定めているものであります。施設を規定している条、号の変更の改正でございます。

以上であります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第12号 横瀬町在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第14、議案第13号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第13号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 議案第13号の補足説明をいたします。説明資料をごらんいただければと思います。

まず、改正の趣旨でございます。介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、平成29年度における第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を用いることができることとする必要が生じたため、条例改正をお願いするものでございます。

次に、改正の内容でございます。条例第4条は、保険料の賦課期日後に第1号被保険者となった者の保険料の算定について規定したもので、第3項においては介護保険法施行令第38条第1項第1号イから第8号ロまでの各号に該当した場合、その区分により月割りとし、保険料を合算額とすることを規定しておりますが、その区分の1項中、ロ及びハをロもしくは二と改めるものでございます。

次に、附則でございますが、第1項は施行期日を平成29年4月1日とするものでございます。

第2項につきましては、条例第2条第1項の規定にかかわらず介護保険料施行令附則第19条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、保険料とするものです。

以下第6項までは平成29年度における保険料率の特例を規定したものでございます。

第3項につきましては、令附則第19条第1項第6号の基準所得金額を読みかえ規定にかかわらず120万円とするものでございます。

第4項は、同じく読みかえ規定にかかわらず190万円とするものでございます。

第5項は、同じく290万円とするものでございます。

第6項につきましては、第2項第1号で掲げる第1号被保険者の保険料率を同項の規定にかかわらず2万8,000円とするものでございます。

第7項は、改正規定を平成29年分の保険料について適用する経過措置を規定したものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今課長の説明がありましたが、横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例ということで、今回この改正趣旨は、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を用いることができることを改正するものであるというふうに説明されました。この健康づくり課の新旧対照表、それから附則から見たときにどこがどのように特別控除額を求めることができるようになったのかをもう一度説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

介護保険制度におきましては、第1号被保険者、65歳以上の方ですが、保険料段階の判定におきまして合計所得金額を用いておりますが、この金額には土地の譲渡において生じます税法上の特別控除が適用されておりました。これは、本人の責めに帰さない理由により、所得金額からその部分を控除して本人に有利になるよう改正をするものでございます。

この条例の改正の部分につきましては、4条については項中の部分の修正でございますが、それ以外の部分につきましては条例の2条において規定しております介護保険料率の金額と同じものが記載をされております。わかりづらい部分があるかと思いますが、附則の2項において1号から9号までございますが、これは介護保険条例の第2項と同額になっております。特例措置を設けたことによって、今までの第2条の規定でいきますと特別控除がない形になって基準額が違う階層になる可能性がありますので、その部分を控除するために附則においてこのような規定を定め、保険料率が上がらないような形をとっているものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第13号 横瀬町介護保険条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第15、議案第14号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第15、議案第14号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 議案第14号の説明を申し上げます。

配付しております説明資料をごらんいただければと思います。横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、まず改正の趣旨であります。この条例は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）が施行されたことに伴い、及び介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第265号）の改正に伴い、条例において規定しております主任介護専門員の定義を改める必要が生じたため、条例改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、第1条中、介護保険法の引用条項を規定した部分について、介護保険法に項ずれが生じたことに伴う改正でございます。

次の第4条第1号であります。主任介護専門員の定義については、省令の定義を借りて定めているため、省令と同様とする改正でございます。

附則につきましては、この条例を公布の日から施行するという規定でございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第14号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第16、議案第15号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第16、議案第15号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 議案第15号の横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

説明資料をごらんいただければと思います。まず、改正の趣旨でございます。この条例は、介護保険法の一部改正に伴い、法に基づく各種地域密着型サービスの人員基準等を規定しております条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正するものでございます。

次に、改正内容の要旨でございますが、本条例は内容が非常に細かく、また目次の改正から始まりまして、99にも上る改正となっておりますことから、個々の条文の説明につきましては省略をさせていただき、改正内容の要旨の説明をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。ご了承いただきたいと思います。なお、基本的には厚生労働省令と同様の規定としておりますことを申し添えさせていただきます。

主な改正部分として9点ございます。まず、第1点目でございますが、地域密着型通所介護、定員18名以

下の創設に伴い、その基準を「第5章第4節」の次に「第5章の2」として新設をいたしました。

議案の2ページ目、中段に第56条第2項の改正の条文があるかと思いますが、その次に第5章の次に次の1章を加えるというところになります。5章につきましては、第1節から第5節までございまして、全部で37条の新設でございます。中身につきましては、第1節が基本方針を規定しております。第2節は、人員に関する基準を規定しております。第3節につきましては、設備に関する基準を定めております。第4節につきましては運営に関する基準、第5節におきましては指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を規定しております。なお、第5節では指定療養通所介護の事業について、第1款の趣旨及び基本方針から第4款まで、18条を定めております。

第2点目でございますが、第11章、複合型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に変更するものでございます。第11章の192条から204条までの13条の改正でございます。

3点目が共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員の上限を介護事業所ごとに定める規定を共同生活住居部分ごとに改正するものでございます。第67条第1項の改正部分でございます。

4点目が小規模多機能型居宅介護事業所における看護職員が他施設において職務従事できる場合の規定を追加したものでございます。第84条6項の部分でございます。

5点目でございます。小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員及び通いサービスの登録定員を現在の25名から29名までふやすことができること、またそれに伴い、15名の通いサービスの利用定員を登録定員に並び、18名までにふやすことができるよう改正するものでございます。第87条第1項の改正部分及び196条の改正規定でございます。

第6点目、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等のサービスの評価方法を外部へ委託する外部評価から運営推進会議等で評価する内部評価へ改正するものでございます。61条の17に規定する部分でございます。

7点目でございます。認知症対応型共同生活介護事業所の共同住居のユニット数を2から地域の実情に応じて3にすることができる規定を追加するものでございます。第115条第1項の改正部分でございます。

8点目は、サテライト型居住施設である地域密着型介護老人福祉施設と設備及び人員を共有できる本体施設にサテライト型居住施設でない地域密着型介護老人福祉施設を追加するものでございます。第153条の第17項に規定する部分でございます。

9点目でございますが、認知症対応型通所介護事業所等が夜間及び深夜に事業以外のサービス（夜間サービス）を提供する場合の届け出等の規定を追加するものであります。なお、前にも申し上げましたが、基本には省令と同様の規定をしておりますが、この部分につきましては県条例に倣い、省令と異なる規定をしております。届け出の内容を詳細に規定したものでございます。65条の4項の改正部分であります。

次に、附則でございます。第1項は、この条例を公布の日から施行するというものでございます。

第2項は、知事の指定を受けている定員18人以下の通所介護事業者が整備法の施行日前日までに申し出を行い、事業所を廃止し、この条例の施行日からサテライト型小規模多機能型居住介護事業所を開始する場合には、平成30年3月31日までの間は宿泊室を設けないことができるとする経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第15号 横瀬町指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第17、議案第16号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第17、議案第16号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

健康づくり課長。

〔小泉明彦健康づくり課長登壇〕

○小泉明彦健康づくり課長 それでは、議案第16号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。説明資料をごらんいただければと思います。

改正の趣旨でございますが、議案第15号と同様で、介護保険法の一部改正に伴い、法に基づく各種地域密着型サービスの人員基準等を規定している条例の基準となる厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正するものであります。

次に、改正内容の要旨でございますが、地域密着型サービス事業者の基準を定めるもので、前議案第15号でご審議いただきましたのは介護事業者の基準についての改正であります。この議案第16号は、介護予防事業者の基準を改正するものでございます。介護か介護予防かという違いでございます。改正内容に類似点が多くございますことから、相違点についてご説明をさせていただきたいと思っております。ご了承いただければと思います。なお、15号でも申し上げましたとおり、基本的には厚生労働省令と同様の規定をしておりますことを申し添えさせていただきます。

3点の相違点を申し上げます。1点目でございますが、地域密着型通所、介護定員18人以下の創設に伴う基準は、介護予防事業の総合事業への移行に伴い、先ほどと異なり、本条例には新設規定を必要としないものでございます。議案第15号の第5章の2の部分でございます。

第2点目でございます。共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の設備を利用した夜間サービスを提供する場合に、事故が発生した際に講じなければならない措置の規定を追加するものでございます。第38条第4項として加えられる部分でございます。

3点目でございます。共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に運営推進会議の設置及び報告等の記録作成及び公表を義務づける規定を追加するものであります。第40条第1項として加えられている部分でございます。

次に、附則でございますが、第1項はこの条例を公布の日から施行するというものでございます。第2項につきましては、先ほどと同様、知事の指定を受けている定員18人以下の通所介護事業者が整備法の施行日前日までに申し出を行い、事業所を廃止し、この条例の施行日からサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を開始する場合には、平成30年3月31日までの間は宿泊室を設けないことができる経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔なし〕という人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第16号 横瀬町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時54分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第18、議案第17号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第18、議案第17号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,879万3,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,338万7,000円とするものであります。

以上、平成28年度一般会計補正予算（第4号）でございますが、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時41分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。

それでは、まず歳出のほうの19ページの地域おこし協力隊推進事業のところですが、ここでやったほうがいいのか、9月の決算認定でやったほうがいいのかちょっとわからないのですが、9月だとちょっと忘れてしまうので。この事業は、6月の補正のときに業務委託料として200万円が決まって、9月の補正で372万4,000円の追加が決まりましたと。そのときに地域おこし協力隊の隊員の募集に関してノウハウを持った業者に委託したほうが効果が上がるということで業務委託をしたはずなのですが、結果的に年度内に隊員が決まらず、業務委託料だけ200万円を支払ったということでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 答え申し上げます。

当初12月からの受け入れを予定しておりましたが、それがかなわず、その事情としまして全国的に今地域おこし協力隊員を求めている自治体というのが大幅にふえているということでございます。その専門的なノウハウを持っている業者と今回契約をしてお願しているわけですが、結果として2名の隊員を受け入れる予定が今年度内にまだ見つかっておりませんで、4月に1名がやっと見つかっているということです。この費用につきましては、契約が終了した時点で完了検査をして、その検査によっては200万円に近い金額で今契約を結んでおりますが、検査次第ではその金額が変わってくるということを今は想定しています。それで、国からの特別交付税ということで措置をされるわけですが、支出に対して予算時点で見いただいているということでございます。契約がどのようにまた変わって、支払いがどのように変わるか、またこれからなのですが、その辺も国からの特別交付税というものの動きもこれからまた注視して適正に対応していきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。課長、ありがとうございました。

では、そうすると委託機関はまだ決まっていないということですか。

それと、私はちょっとホームページといいますか、きのうちょっと横瀬町、地域おこし協力隊ということでインターネットをちょっと検索しましたら、ファインドベースという会社がヒットしてきて、この会社に業務委託したのでしょうかということがまず1つ。

この業務委託した契約期間がどれぐらいなのかということをもう一つ。

それと、このファインドベースという会社に決めた理由を教えてください。済みません。ファインドベースという会社で間違っていれば、質問はなかったことで結構です。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答えいたします。

契約を結んでいる会社名は、株式会社ファウンディングベースという会社です。こちらに委託をする際には、ほかの人材を見つけてくれる会社にも見積もりを依頼したところ。その結果として、人材を見つけてくれそうな会社には何社も当たって見たのですが、地域おこし協力隊員という、そういう隊員の受け入れについての実績がないということをごの会社も申しております、結果このファウンディングベースという会社と契約をしたわけです。それで、その実績も伴ってございましたので、お願いしたわけなのですけれども、結果このような状況でございます。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから補足をさせていただきます。

基本的にはこれ全額交付税措置されているというところなので、積極的に人材採用したいということで2名を想定しました。ファウンディングベースという会社はこの分野では非常に実績があって、例えば山口県の津和野町とか、あと岩手県の西和賀町とかに人材派遣をもう既にしています。それで、私も直接ファウンディングベースの人と会ったりディスカッションもしたのですけれども、確かにここのところの囲い込みのノウハウは持っていて、今横瀬町に関しては1人実質内定をしていますが、非常に人材の質はいいという感触を持ちました。しかしながら、地域おこし協力隊の需給関係というのがことしに入ってからとさま変わりしまして、ファウンディングベースさんが津和野に派遣したあたりというのはもうちょっと囲い込みはできたのですけれども、今はやっぱり手を挙げる先がふえたということと、これ若い人たちが中心なのですけれども、その働きたいというところの流れがもしかしたら少し変わってきているところがあって、全般的に苦戦しているのだそうです。ちなみに、小鹿野町は5人採用にかかっているのですけれども、やはりかなり苦戦しているというような状況です。いずれにせよ、これいただければありがたいということもあって、今ファウンディングベースは一応3月が区切りになっていますので、最後の追い込みということでやっていただいているのですけれども、場合によっては4月以降1人で走るということも想定は一部しております。これは、交付税措置される事業で、要はあればいるだけの仕事ができるのですが、仮にその1名となっても1名なりのプラスアルファはあると思っています。なので、意識としてはいい人材がとれないのだったら、そこは割り切りもあろうかなというふうに私のほうでは考えています。

もう一つは、1名、大変いい方が今内定なのですが、この方が3月まで仕事を持っていらっしゃる方で、そのご本人のご意向もあって4月からという切れ目になります。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 では、委託期間は。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答えします。

契約期間は、今年度いっぱいまででございます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 向井芳文です。

何点かあるのですけれども、まずページで20ページになります。こちらの安全安心まちづくり事業の防犯カメラシステム使用料というところで、防犯カメラは今年度からの取り組みだったと思うのですけれども、防犯カメラのほうが予算計上は26万円だったと思うのです。これの使用額が10万3,000円、15万7,000円余ったと。これは、結果として余ったということで、悪い捉え方ではないのですが、どこにつけたかということをちょっと確認させていただいたところ、この役場から向こうの小学校のほうに向けてつけていると。小学校のほうに向けてつけるか、駅のほうに向けてつけても駅まで見えませんしというようなお話もあったのですけれども、根本的に以前のこの話し合いのときに、私としては小学校のほうの立場等から保護者の方から駅周辺がちょっと怖いということ話を聞いていました。そこで、この議会の場でも駅周辺につけられないかどうか、それは西武鉄道との兼ね合いもあると思うのですが、そういったことも含め、検討していきますという回答をその当時いただいていたのですけれども、結果として役場につけるのが一番わかりやすい。そして、これは実験段階だということなので、それは今後ということなのですが、そのあたり駅につけてほしいという具体的な提案をさせていただいて、検討をしていくという中で、実際にその方向性を試みたのかどうかという部分がまず1点目。

それから、あと同じくページの新婚世帯家賃補助事業の新婚世帯家賃補助金が78万円、予算計上が180万円だったと思うのですけれども、43%ほど余っております。また、うららかよこぜ推進事業、コミュニティ助成事業補助金に関しましても当初の予算計上は430万円に対して58%の250万円余っていると。そしてまた、地域パワーアップ助成金、これはもう毎回議会で議論になっているところなのですが、150万円の計上を毎年している中で今回は100万円余っていると。これ関連して新婚世帯家賃の関係、それからコミュニティ助成金の関係、パワーアップ助成金の関係、この余ったところに対する分析というのはどうふうにされているか。なぜ余ったのかということ。

それから、同じくなぜ余ったということになるのですが、ページが違うので、ちょっと分けさせていただきました。21ページの移住・定住促進事業の通勤助成金、これに関しましても、今年度からの事業ですので、まだ1年目で、結果はなかなか出ないかなとは思っているのですけれども、当初120万円に対して90万円、75%余っていると。このあたりに対する捉え方、どうして想定からここまで余ってしまったか。

それから、今度31ページになります。労働対策事業の定住就職促進奨励金、こちらに関しましても当初の予算は350万円だったと思うのですが、320万円、91%余っております。これもまだ始まったばかりの事業ですので、ここで結果は出ないとは思っているのですけれども、これだけ余ったということに対してどのような捉え方をされているかということ。

それから、もう一点、同じ系統になるのですけれども、39ページの右上の地域活性化対策事業の中になると思うのですが、一番下の創業資金借り入れ利子補給金、これも今年度からの事業ということで、当時議論等ありまして、阿左美議員等がご質問されていましたが、このあたりに関しましては丸々余っていると、予算に対して。これ今結果を求めてこの質問をしているわけではございません。これから、全てこれらの補助金というのは大事なものだと思うのですけれども、1年目でここまで余ってしまったということに対しての分析というのはどういった分析をされているか、それをお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 向井議員のご質問にお答えいたします。

私からは、防犯カメラのことについて答弁をさせていただきます。不用額が出ておりますけれども、当初の予算を組んだ段階では、クラウドシステムということを考えて予算要求をいたしました。その後検討等しまして、単独システムカメラというものに変更いたしました。その結果、半額以下で設置ができたということで減額補正をしております。

それから、設置場所についてでございますけれども、駅、あるいは町民会館、道の駅、役場等いろいろ候補地を挙げて検討いたしました。その結果、管理上の問題等もございまして、役場に設置するのが今年度はいいだろうということで決定をいたしましたわけでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、私のほうからは新婚世帯家賃補助の関係で78万円ほど減額ということの分析ということのお尋ねですが、詳しい分析についてはできておりませんが、考えられる要因といたしましては、対象年代の人口の減少等が考えられるかなというのが1点と、価値観の多様化に伴う晩婚化とかということも考えられるかなというのがあります。あとは、新しい民間の賃貸住宅のほう当初のほうは多かったと思うのですけれども、最近新しい住宅、アパート等ができていないというか、少し年数がたってきたような軒数が多いのかなというのが考えられるかなというふうに思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答えいたします。

私のほうからは、まずコミュニティ助成事業でございます。こちらにつきましては、歳入のほうの自治総合センター助成金を活用して行っている助成事業です。今年度当初では2つの行政区から申請をいただきまして、自治総合センターの助成を申請したところですが、そのうちの1件が交付されないということがわかりまして、それで今回1件、180万円につきましては交付ができたのですが、もう一件の250万円という申請の内容につきましては今回助成ができませんでした。

地域パワーアップ助成金につきましては、これは地域のために有用となる団体を育成するという趣旨がございまして、そういう団体が横瀬の中にたくさんあっていただきたということなのですけれども、この助成をする期間というのが本当に当初の段階ということでしております。そういうこともありまして、このところ希望する団体が少なくなっているということで今回このようなことになりましたが、こちら

についてはまた周知をしまして、多くの団体に育っていただきたいものですから、申請を出していただきたいと考えています。

また、若者の遠距離通勤助成金ですけれども、こちらの今年度実績は今のところ4名の方です。それでもそうした方々を応援できているということで、さらにまたこの助成金を活用していただくように周知に努めたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、振興課のほうからは定住就職促進の奨励金のことでございますけれども、今年度から新しい制度ということで、対象者は15名ほど想定をしておりましたけれども、申請を受けて交付決定に至ったのが現在では2名ございます。ということで、今回はその2名という見込みに基づいて減額をさせていただいたものでございます。これは、制度については広報ですとか町のホームページですとか、それからフェイスブック、それから町内外の企業様のほうには150社程度案内を2回ほど送付したり、それからハローワークですとか武蔵野銀行、それから商工会議所等にチラシのほうを置かせていただいたり、また秩父地域の雇用対策協議会主催の合同就職の面接会ですとか説明会等にもチラシを配布しておりました。制度としては、こちらに定住をして就職をして6カ月経過してからというような交付条件なんかもある関係で、ちょっとスタートとしては遅くなったのかなという感じもいたします。また何件か問い合わせも来ておりますので、これから少しずつふえるのではないかというふうに思います。

あと、創業支援についてですが、町内で創業をするというところまで至る方はなかなかいらっしゃらない状況なのですけれども、この制度につきましても定住就職促進と同じように広報ですとかホームページですとかフェイスブック、その他商工会議所等にチラシを出して周知をしておるところでございまして、現在交付には至らないのですが、4件ほど相談がございました。来年度以降またぜひこれを使っていただけるように周知をしてみたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうから幾つか補足をします。

まず、防犯カメラについてなのですが、1つ目の設置場所をどこにするかというのは管理上の面もあってということもあるのですけれども、やはり小学校の門と、それから国道を映せるというのが結構大きくて、特に横瀬、秩父の大動脈である国道299号を通る車が、私も画像を見たのですけれども、ちゃんとはっきり識別ができるぐらいのカメラなのです。なので、小学校と、それから国道を通る車が同時に監視ができるというのを1カ所目にしています。駅も考えたのですが、駅は少なくとも構内を西武鉄道が管理できているので、そういう最初の選択肢は役場のところということにいたしました。これが1つ。

それとあと、ご質問いただいた2つ目の利用率のところなのですが、例えば新婚世帯のやつは、これ結構年較差があります。今ちょっとデータが手元にはないのですけれども、先ほど課長が答弁したように、恐らく大東建託さんとかできるとぽんとふえるというのは間違いありません。横瀬の場合にはどうしても分母が小さいので、1つアパートが建つとそれで急にふえます。たまたまことは、私の知っている限りでは余り大きいのができていないと思います。そこは、かなり年較差がある問題なので、一概にこのまま減

っていくかというところ、そういう気もしていません。

それと、ほかの地方創生総合戦略に伴うところはこし1年目です。今、今年度の件数のところを上げて、来期に向けてというところを相談を始めています。ただ、たくさん始めた施策の中でよく利用してもらっている、そうではないというのはばらつきは出てきているのですが、まだ判断を下すのはちょっと早いかと思っていて、先ほどの通勤助成みたいにタイムラグが出るものとか、周知徹底がじわじわ来るものもありますので、少なくとも来期やり方はより工夫するのですが、予算枠としては今年度と平成29年度は同じ考え方で基本的にはいきたいと考えています。平成29年度の終わりが2年経過するので、ここである程度いける、いけない、もっとか削減かというのは方向性は出せるのではないかなというふうには考えています。とにかく検証していくことが大事ということと、あと手数は打っていますので、その中ででき、ふできというのは出てきます。それをしっかり見きわめてブラッシュアップしていくようにしていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ご回答ありがとうございました。これらの補助金、この1年で結果が出るとは私も思っておりませんで、これは3年、4年、5年と、もう本当に何年もかけてだんだんと浸透して行って結果が出てくるものだと思っておりますので、根気強く予算計上もしてアピールをしていっていただきたいなど。実際アピールに関しましては町内各所いろんなところで目にすることがございますので、そういった意味ではアピールはかなりされているのかなというふうに思いますので、それは引き続きお願いをしていきたいのですけれども、昨年の予算審議の際に私は質問させていただいたのですが、こういった定住促進に関するこれらの補助金に関しまして、定住促進という意味で横瀬町に住んだらこの補助金、この補助金、この補助金が、トータルで幾らぐらいこのぐらい補助金が出るよという、一覧ではないのですけれども、まとめて見えるようなものをぜひつくっていただきたいというお話をさせていただいたのですけれども、そちらに関しましてはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答え申し上げます。

今年度リーフレットで移住、定住、横瀬町に住んでくださいというものをつくりましたので、既にそれは道の駅に定住促進の窓口を、PRのものをそこに設置したり、まち経営課が定住相談窓口として今看板を掲げているのですけれども、そういうところで今そのパンフレットをお配りしています。また、フェイスブックだとか、そういう対外的な情報発信もしております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問いいですか。

では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時19分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 補正予算についての質問をいたします。

まず、18ページですが、グループウエアの管理運営事業につきましてOA機器購入費とありました。必要なものを残してということでありましたが、当初予算でこのOA機器購入費についてはこの金額で全額カットなので、ここは予定したのがなぜ買えなかったのかという点が1点であります。

同じく需用費であります。本庁管理の事業の電気料なのです。予算で583万2,000円、電気料が200万円安くなったと、予算と見て。電気料がどうしてこんなに安くなったのかというか、そんな点が2つです。

そして、28ページであります。健康長寿祝金支給事業の関係であります。当初、前年度予算438万円に対して、今年度予算、それから残を除くと今年度執行が206万円となると思うのです。そうすると、本当にお年寄りに対する健康長寿祝金というのは去年から比べると半額になったのではということなので、これほどではないかなと思いがらいたところなのですが、そのところについての評価をよろしく願います。

それから、先ほど子育て支援課長からありました、32ページであります。保育士資格取得補助金なのですが、保育士の資格を取るためというので、県から2分の1やってということなのですが、対象者は誰が対象者になるかという点であります。

それから、45ページであります。これは、教育委員会のスクールバス運行委託料なのですが、当初はスクールバスについてはなかなか規制緩和、あるいは事故等によって安くできないという点があって、債務負担を入れて何年かだったと思います。そういう中で減額が出てきたということなので、このことはどういうことなのかという点です。

最後になります。51ページのまち経営課長が説明された公債費の関係で、元金償還と利子の関係であります。元金償還が上がって利子が減ってきた。これが途中での利率の見直しということでありました。利率が安くなって、そうするとそれは利子が減ります。では、その分を元金に回していたということなのか、あるいはこの元金を返すというのが……前もって返すという、ごめんなさい、言葉が出ない。そういうことの意味なのかについての説明をお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 それでは、私からは18ページのOA機器の関係と電気料についてお答えをさせていただきます。

まず、OA機器の減額でございますけれども、これにつきましては当初予算を含んだ段階のところで目的として情報セキュリティーの関係で情報漏えいに対する措置としてファイルを暗号化するシステムを導入するというので計画をいたしまして、予算要求をいたしました。その後、埼玉県が設置する情報セキ

ユリテイククラウドという機能によってそのものが対応できるということがわかりました関係から、その予算措置をいたしましたものが不要になったということで減額をするものでございます。

それから、電気料が減額になっておりますけれども、庁舎の電気料の東電さんとの契約の形態がデマンド方式という形態をとっております。前年度の実績によってその後の電気料が決まっていくという契約の方法をとっております。平成28年度の積算に当たっては、平成27年度の実績をもとに積算をしているわけでございますけれども、92キロワットという契約を想定して予算要求をいたしました。ところが、実際に動き出しますと68キロワットの契約で済んだということでございます。その差額分をここで減額をしているものでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 私のほうからは、健康長寿祝金の支給事業についてお答えいたします。

昨年度に比べて100万円先の減になっております。支払った実際の金額がそのようになっておりますけれども、その評価ということでございますけれども、平成28年は制度が変わった初年度ということでもございます。対象となる年齢層の、ちょうどその祝金対象者になった年齢の方、その人数にもよることだと思いますが、一番大きな要因とすれば80歳の部分が支給対象からなくなった部分は減額になった部分の大きな要因かとは思いますが、この先見ていきましてと思っておりますけれども、もともとの制度を改正したことでございますので、よりよい方向で違う面で高齢者福祉のほうを充実させていきたいと考えております。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 32ページ、保育士資格取得費補助金でございますが、こちらにつきましては埼玉県の実施要綱に基づき事業実施するものです。今回につきましては、該当する施設等に確認をいたしまして、今回幼稚園教諭を持っていて保育士の資格取得を希望する方は3名を見込んでおります。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 それでは、私から45ページのスクールバス運行委託料についてお答えさせていただきます。

これにつきましては、平成24年の4月に発生した関越自動車道の高速ツアーバスの事故を受けて、料金につきましては安全コストを適切に反映した新たな運賃料金制度に移行ということで行ってきております。今回今年度の95万8,000円の減額につきましては、その中でも予算の見積もり、当初予算よりも実際95万8,000円安く入札によって落ちたということでございます。そして、あと来年度からにつきましては、今回のこのスクールバスの運行につきましては、一般の貸し切り旅客自動車運送事業という、普通のバスを借りて一般に外に遊びに出かけるというような、そのほうの事業の中でスクールバスの運行をしておりましたが、来年度につきましては特定旅客自動車運送事業ということで、そちらのほうの事業の中でスクールバスを運行するというようなことで、せんだって3年間の長期契約の関係もあつたりしまして、結びまして、来年度につきましてはもっと安価でこのスクールバスの運行事業が実施できるというようなことでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうからは、51ページ、公債費の元金と利子の金額の関係でございますが、この見直しが行われた償還の方式は、元利均等方式という方法で行っているもので今回見直しがありました。この方法だと、償還期間を全期間元金と利子を合わせた金額が同一の金額で償還するという形になっていますので、償還期間の途中で利率が変わった場合には、その残る期間、償還期間は変わりません、全体の。残る期間の償還金なのですけれども、そこの利率が見直されたところから残る期間の元金をもとに計算をし直しまして、各年度の償還金トータルが毎回同じになるように元金と利子を調整しています。その関係で、今回利子の分が大きく減ったことに伴いまして、その分の償還に当たる元金の分が大きくなったということで、一回一回の償還金総額は今までよりも小さくなって、その中で元金の占める割合が大きくなったということで、このような補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 最初のセキュリティクラウドで対応ということのこの情報、今回マイナンバー等を含めながらセキュリティーには十分注意しましょうということで、町として考えたのがこの暗号化した中でのOA機器の導入だというふうに聞いたところであります。それに対して県がセキュリティクラウドをしたので、これが不要になったと、こういうところ、町独自の予算というか、そうするとこのセキュリティクラウドを使うとなるとそれへの対応のシステム使用料だとか、あるいはソフト利用料というのが出てくるのかどうかという点が1つであります。

そして、電気のほうの関係です。これは、デマンド対策をした場合に92キロワットが今回68キロワットになったとのことなのです。そうすると、デマンド対策ではみんな気にしながらいかなくてもいけないのだけれども、30分デマンドという電気の契約の仕組みがありまして、その中で、あ、上がってしまいそうだよと言ったらこうやって避ければ翌年度までその電気料金が行くので、このことによって200万円も変わったというのは非常に、みんな注意しながらやってきたのですけれども、そこのところを注意できるシステムというのですか、デマンド管理システムというのがあると思うので、そこら辺についての導入も考えたらどうかと、その1つの対応策でエアコン使い過ぎてしまっているときに、これでいくと契約電力が上がってしまうなというときには、ここのところとここのところをとめればというふうな仕組みもできるかと思うので、そこら辺の検討はどうかということをお願いしたいと思います。そういうことを検討したらどうかというような点です。

それから、先ほどの保育士さんの関係で、幼稚園免許を持っている人が保育士ということで、3名ということで、これは町の職員というので考えていいかということでさらにの確認であります。

最後、さっき言葉が出てこなかったのが繰上償還という言葉で、一般的に民間のローンを抱えているときに繰上償還して早目に期間を終わらせてしまおうという形があるのです。今課長の説明によりますと、率が変わっても返す時期が変わらない。トータル金額を変えないでという、元金に対して、元金が減ってしまえばその利子分がずっと減るのではないかと、元利償還は同一で元利均等と元金均等の返し方がある

と思うのですが、今の元利均等でいった場合の金利が変わったときのトータル金額は変わらないので、元金がふえました、償還利子が減りましたと。そうすると、このままいった場合は、今年度年月が変わらなかったらどういう、プラスが出てくるのではなくて、今聞こえたのですが、そこら辺について再度説明をお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えをさせていただきます。

この県のクラウドの使用料でございますけれども、確認をしていないので、ちょっと不明確でお答えができませんので、申しわけございませんけれども、ご了承いただきたいと思います。

それから、デマンド方式、確かに議員おっしゃるとおり前年のもので翌年度は決まりますので、省エネに努めれば電気料も下がるということは事実でございます。そのようなシステム等いろいろ検討をこれから進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 保育士資格取得費補助金の3名につきましては、町の保育所の職員ではありません。町の保育所の職員は、保育の資格を全員持っております。町内の保育施設の職員の方についての助成を考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足します。

まず、デマンド管理システムはおっしゃるとおりで、ちょっと検討してみたいと思います。導入のときのコストと、そこで節約できるのというのは比べてみる価値はあるなというふうに思いました。LEDをかなり役場の中に入れるようになりましたので、そこでベースの電気料が結構安くできてきているかなというのを感じています。

それと、最後の元利償還のところは私のほうからお答えします。住宅ローンなんかと同じ形です。繰上償還するというのではなくて、金利を見直すたびに期間そのまま返済、その期間に返さなければいけない元本を割って、それと金利をのっけてトータルの金額が変わらないようにするという方式です。単純にこれ利子下がっていますので、元金は返す金額は変わりませんので、我々としてはこれは単純にコストダウンしているというふうにご理解いただいていいかなというふうに思います。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第17号 平成28年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第19、議案第18号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第19、議案第18号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117万1,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,239万3,000円とするものであります。

以上、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時40分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほどお願いします。

1つは、歳入における退職被保険者国民健康保険税の点であります。525万8,000円ということで、当初見込みとのこの差がどういう形で出てきたのかという点が1点であります。

それから、もう一点は、今度は7ページであります。繰入金の関係で一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金、今の説明だと県から示された金額ということであります。当初予算だというと478万6,000円という形で計上されていまして。これの見込みとの違いは何であったのかについて、2点についての説明をよろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 お答えいたします。

最初のご質問の退職被保険者等国民健康保険税の減額についてでございますが、当初の見込みに対して被保険者数が減したということでございます。制度的にも退職被保険者制度が終了いたしまして、そこから随時一般のほうへ移られる方もいらっしゃるということで、全体的な被保険者の人数の減ということでございます。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、答弁をさせていただきます。

財政安定化支援事業の繰入金の当初の見込み額との違いということについてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたけれども、当初予算では前々年度の実績に基づき見積もりのほうをさせていただいております。補正予算の策定に当たりましては、県のほうから示された基準では、保険税の軽減世帯割合が全国の平均値というのがございまして、それが52%ということで、その基準を下回った場合、横瀬町の場合は50.8%だったのですけれども、その場合には保険税の軽減割合に伴う繰入額は減額になるということになりまして、これが当初見込んだ額が全てゼロ円というような形になったことに伴ってこの差額が出たというようなことでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第19、議案第18号 平成28年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第20、議案第19号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第20、議案第19号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,359万5,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,902万3,000円とするものであります。

以上、平成28年度介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時56分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 3点ほどお願いします。

ページは、24ページであります。先ほどの説明で、地域包括支援センターの事業費の中で臨時職員賃金ということがありました。産休、育休の職員のかわりに臨時職員をとというふうにしたけれども、応募がなかったということでありました。その間を地域包括支援センターはどのようにして乗り切ってきたのが1点であります。

次に、地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業の点であります。第1号通所事業と、それから1号の生活支援事業についての委託料のマイナス計上になりますが、これは入札差金だかできなかったか

ということについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 お答えいたします。

まず、24ページの地域包括支援センター事業費の中の人件費の部分でございますが、1名産休、育休等でお休みされる方の部分の費用をとっていたわけですが、応募がなかったという部分でございますが、実質お休みに入るのが11月からだったので、そこまでの分はその職員が担当しておりまして、それ以降の分を臨時職員で対応する予定でしたが、応募がなかったという部分での減額でございます。ただ、健康づくり課には保健師がおりましたので、その部分が兼務をするような形で実質の業務については対応をしておりました。

それから、1号の通所の関係の委託料でございますけれども、事業を行いました、委託部分が少なかったということで差額分の減額という形になっております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第20、議案第19号 平成28年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第21、議案第20号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第21、議案第20号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万8,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ9,971万円とするものであります。

以上、平成28年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時01分

再開 午後 4時03分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第21、議案第20号 平成28年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第22、議案第21号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第22、議案第21号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,465万4,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,633万7,000円とするものであります。

以上、平成28年度下水道特別会計補正予算（第2号）でございますが、細部につきましては各担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時08分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 7ページです。事業費の中の下水道事業費であります。この中の工事で管渠築造工事と舗装復旧工事、その他小破修繕工事等があります。執行予定はないということでありましたが、当初予算に計上したときにはできなかったのだから、あるいは諸般の事情によって相手がいたりしてやらなかったのだからということが1点であります。

それから、2番目の維持管理費の中の水質管理センターの業務委託料であります。これは入札差金なのか、あるいはそれともやろうとしていた委託が不調に終わり、できなかったのかのことについての説明の2点であります。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 浅見議員さんのご質問にお答えします。

まず、下水道事業費の管渠築造工事、舗装工事等の減額についてでございますけれども、管渠築造工事につきましては約5本か何か今年度、正確ではないのですけれども、5本出したと思います。当初予算を組むときに、設計を組むときに概算部分もあるわけですが、実際に発注する前に設計を組みましたところ、予算より大分下がった設計もできたわけですが、なおかつ入札差金におきまして積み上げてまいりますとこの724万円ということになります。また、舗装工事につきましても1カ所、2カ所、3カ所出しましたけれども、これも当初予算計上のときの概算設計と、また実際に発注する前の設計等の差

額もありますし、また請負差金の差額等もございました。

また、水質管理センター維持管理費の委託料の減額ですけれども、これ長期計画になっておりまして、当初見積もりました予算額と実際に契約した額との差金でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この入札差金と設計の予算取りのときとの差があったということですが、今この下水道のほうについては設計等含めて委託設計なのか、あるいは職員による直接的な設計なのかについて、もう一度お願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 質問にお答えします。

今設計のほうは、ある計画区間につきまして委託設計をしております。その中から部分的に今年度はここここをやるというもとに、全体の中からここからここという形で部分的に引き抜いた額を積み上げて実施設計をするわけですけれども、予算のときにはある程度またこの辺までというような形もしていますが、実際の現地を見て正確な数量とかということをやっているということでございます。実際には、もともとの設計は業者に委託したものでございますが、年度によって単価等の入れかえ、製品の入れかえ等もありますので、それによってまた金額等も変わってきます。

以上であります。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第22、議案第21号 平成28年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第23、議案第22号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第23、議案第22号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ862万6,000円を減額し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ4,690万8,000円とするものであります。

以上、平成28年度浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時15分

再開 午後 4時19分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど、歳入の国庫補助の関係で3番の国庫支出金の国庫補助金ですが、今課長の説明の中で国庫補助の基準が変わって上がりましたということがありましたので、これは何がどのように変わったかというのについての説明を1点お願いします。

それから、2点目であります。10ページになります。これは、事業費の関係です。浄化槽設置工事で、今年度の実績がどうであったかということについての、当初これだけ予定して組んでいたのが今年度の浄化槽設置はこれだけ、それから帰属の点があったと思います。帰属は、どうなったかということについての、まだここまでいっていないのですが、今現在におけるこの補正を組むときの状況についての説明をよろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 初めに、歳入の減額等について申し上げます。

歳出と絡むところがあるのですけれども、浄化槽は当初町設置型の浄化槽を30基予定していたわけですが、そういう中で今現在20基ほど申請がありまして、20基工事が済んだところでございます。また、その30基のうち16基と14基に分かれるのですけれども、駐車場型と普通の型というのがあります。駐車場型につきましては一般より高くなりますので、個人負担があります。その個人負担等も30基のうち16基分見ていたわけですが、実際には5基分しか入りませんでした。そういうような形で実際の事業量が減りますと補助金のほうも当然減額になるということでございます。

今申しました歳入の関係ですけれども、歳出につきましても同じようなことが言えまして、実際に予定していた30基が20基になりますと10基分等が未執行になりますので、その分減額したところでございます。この30基予定したところが20基で終わってしまう、まだ1カ月弱ありますけれども、多分20基か21基で終わるかと思うのですけれども、広報等で年2回ぐらい広報しているわけですが、平成27年度の秋に1度、個別に単独浄化槽等で行っている方、またくみ取り等でまだ合併浄化槽になっていない方のお宅へ訪問しまして、その訪問した年につきましてはかなりの実績があったわけですが、平成28年度につきましては広報等で2回ほどお知らせしたわけですが、それが少し不十分だったということで目標の30基等ができなかったということでございます。

また、帰属につきましては10基ほど見ていたわけですが、現在1基ほどしか帰属の方はいらっしゃいませんでした。

補助率ですけれども、循環型社会形成推進交付金の補助率が変わったことによる増額補正ということでございますけれども、当初は補助率は3分の1ということでございましたが、2分の1に変更になりましたので、それに伴う増額でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問は。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 国としても今補助金を上げて循環型社会形成の推進交付という形で進めていこうということだと思えます。それで、この残っているところをいかになくして、合併浄化槽を含め、横瀬町が自然に優しいところをつくっていく中身だと思えます。去年29基とかを含めて進んできたのがここに来てちょっと停滞しているなという感じなので、そこら辺に対する今後の意気込み、今課長がなされた、広報等、あるいは回りながらということでありました。町として本腰入れながらこのところを進めていくことについての、もう一度こういう段取りをとりながら進めていくということの考えがあれば、そのことについて示していただきたいと思えます。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 お答えします。

先ほども申しましたように、平成27年度につきましては個人の家庭を訪問したということでございます。また来年度につきましてもそういうような方法をとっていきたいと思えます。また、今年度は特に実績が少なかったのは、この浄化槽設置事業をする、請け負う業者がありますけれども、業者も今年度いろいろな仕事等がありまして、なかなか本来の土木工事、あるいは水道工事、下水道工事、そういう事業のほう

が大変忙しいということもありまして、業者のほう積極的に自分たちで回って合併浄化槽に、町設置型に変更してもらうというのがちょっと弱かったのかなと、そういう部分もあると思いますので、特に今年度につきましては、業者さんのほうも年度が変わりますと当初は行政のほうもなかなか仕事が出ない、そういうような、どちらかという仕事のほうにある程度余裕があるときにこちらのほうもまた個人、あるいは業者さんのほうにも積極的に町設置型の浄化槽に移行していただくようお願いしていきたいと思ます。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 私のほうから補足します。

これは、開始して何年かたっているわけなのですけれども、30基をクリアする難易度が年々上がっている印象です。なので、一番最初にやっていただきやすい方がやられて、という層がどんどん少なくなってきていて、かつ高齢者世帯のお一人住まいとかがかなり難易度高くて、もういいよという方も多いです。という中で、今期実はこれ20基なのですが、20基もちょっと最後のほうはぎりぎり何とかというところもありまして、年々難しくなっていくという前提で少しまたプラスアルファの努力を考えていく必要はあろうかなというふうには今思っています。

以上です。

○小泉初男議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第23、議案第22号 平成28年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○小泉初男議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時28分

平成29年第1回横瀬町議会定例会 第5日

平成29年3月13日（月曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の上程、説明

1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 向井芳文 | 議員 | 2番 | 黒澤克久 | 議員 |
| 3番 | 阿左美健司 | 議員 | 4番 | 宮原みさ子 | 議員 |
| 5番 | 浅見裕彦 | 議員 | 6番 | 新井鼓次郎 | 議員 |
| 7番 | 内藤純夫 | 議員 | 8番 | 大野伸惠 | 議員 |
| 9番 | 若林想一郎 | 議員 | 10番 | 関根修 | 議員 |
| 11番 | 小泉初男 | 議員 | 12番 | 若林清平 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|-------|----------|-------|--------------------------|
| 富田能成 | 町長 | 清水直人 | 副町長 |
| 久保忠太郎 | 教育長 | 小泉源太郎 | 総務課長 |
| 赤岩利行 | まち経営課長 | 大野洋 | 税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理 |
| 守屋敦夫 | いきいき町民課長 | 小泉明彦 | 健康づくり課長 |
| 浅見雅子 | 子育て支援課長 | 町田文利 | 振興課長 |
| 横田稔 | 建設課長 | 島田公男 | 教育次長 |
| 加藤元弘 | 代表監査委員 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|------|----|
| 富田芳夫 | 事務局長 | 大野拓也 | 書記 |
|------|------|------|----|

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○小泉初男議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。



◎議案第23号～議案第28号の上程、説明

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

日程第1、議案第23号から日程第6、議案第28号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算、日程第2、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第3、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第4、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第6、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、以上の6議案を一括上程し、議題といたします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆さん、おはようございます。一括上程されました平成29年度一般会計予算、各特別会計予算の審議をお願いするに当たり、私の施政方針を明らかにし、議員各位を初め町民の皆様のご理解をいただきたいと存じます。

施政方針。

平成28年度は、英国の国民投票でEU離脱方針が決定、米国の新大統領選挙で米国ファーストを掲げるトランプ新大統領が当選するなど、世界情勢の転換点ともなり得るような結果がサプライズ（驚き）とともにもたらされました。世界はまさに激動の一年だったと感じます。

さらに今後、この先見込まれるAI（人工知能）やIoT（インターネットオブシングス）等の進化、発展は、単なる産業レベルの問題ではなくて、私たちの社会構造すら急激に変えてしまう可能性をはらん

でいます。グローバル化もますます進展して、世の中の変化の度合い、スピードは一層激しくなってきました。横瀬町の行政にとって、これまでは遠い存在だった世界情勢や社会情勢が、これからは対岸の火事ではなく、まさに自分たちに直結することと意識して私たちは行政運営に当たらねばなりません。

世の中の動きや変化がますます早くなる中で、そして日本中の地方自治体が人口減少に苦しみ地方創生で生き残りを模索する状況下において、世の中で起こっていることや起こりつつあることを知らない、気づかないという「情報過疎に置かれるリスク」や「(チャンスがあったのに対応しなかったという)機会損失のリスク」は、これからの地方行政運営において無視できない大きなリスク要因と考えています。とりわけ、不確実でより激動の未来を生きることになる次世代の子供たちのために、いかに横瀬町を外に向かって開かれた町、外の世界としっかりつながる町、社会情勢の急激な変化にも柔軟に、たくましく対応できる町にしていくことができるかは、とても重要な課題だと改めて実感します。

幸いにも横瀬町においては、「よこらぼ」という、世の中の情勢や傾向をいち早くキャッチし、ヒト・モノ・カネや情報や仕事の種を呼び込むことができるプラットフォームを設置できました。秩父地域の東の玄関口として機能し、ヒト・モノ・カネや情報や仕事の種などを都市圏から呼び込む役割を果たすこと、これは秩父地域が生き残るために、横瀬町にしかできない、横瀬町ならではの重要な役割と認識しています。このことを強く意識して、行政運営を進めてまいりたいと考えています。

横瀬町が健全に持続していく上で最大の課題となっている人口減少に対応すべく、平成27年度に横瀬町地方創生総合戦略を策定しました。平成28年度は実質的な同計画実行元年になり、数多くの新しい施策が活発に稼働し始めました。

子育て支援課の新設に始まり、不妊不育治療助成や多子世帯への保育料軽減、5歳児健診の創設、そして1月に実現した産後ケアの場「ほっとはぐくむママサロン」開設など切れ目ない子育て支援の実施、金融機関連携や数々の大学連携、そしてよこらぼに至る民間活力の積極利用、23区担当窓口や25歳の成人式や同窓会支援事業等の新たな人のつながり、きずなをつくる諸施策展開、ふるさと納税の推進等々、横瀬町地方創生総合戦略のもと、戦略的に連鎖した多くの新しい取り組みをスタートさせました。

住民の安全安心を守る分野では、役場全体での初の防災訓練実施、業務継続計画の策定、よこらぼ提案のあったドローンを利用した災害等における調査研究・支援活動に関する協定の締結、指定緊急避難場所・指定避難所の指定準備など防災体制の強化が図られました。

少子高齢化が進行してますます重要性が高まる福祉の分野では、その柱となる第2次地域福祉計画及び横瀬町地域福祉活動計画が今期中に策定見込みです。

また、広域行政においても、水道広域化のスタート、新火葬場の稼働開始など、新たな展開のあるまさに節目の年度となりました。

とりわけ、「ヒト・モノ・カネや情報や仕事の種を呼び込む」分野において、平成28年度は顕著な進捗がありました。道の駅あしがくぼの売上高は、過去最高だった昨年度をさらに上回る勢いで推移をしています。あしがくぼの氷柱は4年目にして過去最高となる6万人を超えるお客様をお迎えすることができました。ふるさと納税は、2月末時点で延べ340人の方にご協力をいただき、520万円となり、平成27年度の31万円からは大きく飛躍をしています。

情報発信の積極推進等奏功し、横瀬町がメディアで取り上げられる機会もふえ、今年度、横瀬町に関する

る報道は新聞メディアだけでも2月現在で既に100件を超えており、過去最多のメディア露出となりました。横瀬町は、まだまだ知名度が低い町ですので、まずは「知っていただくこと」が大きな意味を持ちます。これからも積極的な発信を続けてまいりたいと考えています。

平成29年度は、地方創生実行元年であった平成28年度に続く、地方創生実行の2年目であります。平成28年度は、大きな一歩を踏み出せました。平成29年度は、これらの成果を、住民の皆様と共有し、住民福祉向上に結びつけていく重要な事業年度になります。平成28年度から始まった、多くのチャレンジを継続し、議会の皆様そして住民の皆様とのコミュニケーションを大切に、めり張りをつけ、検証を繰り返しつつ、住民福祉の向上や町の活性化につなげるべく、実績を積み上げてまいりたいと思います。

横瀬町最大の課題、人口減少問題に特効薬はありません。戦略的に連鎖した各取り組み、チャレンジを粘り強く、検証を繰り返しながら、継続していくしかありません。まだまだ取り組みは始まったばかりですが、引き続き人口減少問題という高く大きな壁から逃げずに、正面から向き合って挑んでまいりたいと思います。その継続が、住民福祉の向上、そして横瀬町がより誇れる住みやすい町になることにつながっていくと考えています。

平成28年度の横瀬町の積極的な行政展開、小さい町ならではのフットワークと住民の皆様との一体感は、内外で高い評価をいただいていることを実感しています。このよい流れをとめることなく、平成29年度も力強く着実に行政運営を進めてまいりたいと思います。

それでは、平成29年度の重点施策について、説明させていただきます。

施政方針で触れたとおり、平成29年度は、町の地方創生総合戦略の取り組みを始めて、実質2年目となる重要な年でありますので、引き続き、町の人口減少を抑制し、将来の人口減少に備えるため、地方創生総合戦略で掲げた4つの基本戦略を、積極的に推し進めてまいります。

まず、基本戦略1、雇用の創出・安定に向けた横瀬町の強みを生かした産業づくりですが、労働対策事業として、「定住就職促進奨励金」を、また、町内事業者支援事業として、「創業資金借入金の利子補給」や「基盤強化支援補助」等の利用促進を図ります。

続いて、基本戦略2、住みたくなる・訪れたくなるまちづくりですが、定住促進・交流拡大を目指す取り組みとして、引き続き、「SNS配信事業」により、町の魅力をPRするとともに、「25歳の成人式」や「同窓会応援事業」を実施することにより、参加された皆様がきずなを強め、郷土愛を醸成することで、「ふるさと納税」などの形でパワーをいただければ幸いと考えています。加えて、地元産品をふるさと納税の返礼品とすることにより、少なからず地域経済の活性化につながるものと期待するところであります。

(仮称)花咲山につきましては、「人が集う、花咲く美しい山」を目指し、大勢の方々に支援をしていただきながら、魅力ある山づくり、公園整備に努めてまいります。

また、引き続き、西武線利用の若者への遠距離通勤費の一部助成を行い、転出者の抑制に努めます。

続いて、基本戦略3、横瀬っ子をふやす環境づくりですが、子育て世代包括支援事業として、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援を実施するため横瀬町世代包括支援センターを新設します。同センターの事業内容には、保健師による妊婦訪問（「はじめの一歩」）やマタニティスクールなどの産前支援と、乳幼児健康相談を初めとする相談支援事業や個別支援を必要とする家庭に専門職員を派遣する事業などの産後支援とがあります。産後支援事業としては、その他にも、平成28年度から始めている助産師に

よる「ほっとはぐくむママサロン」をより充実させてまいります。また、「不妊・不育治療費助成事業」の活用促進を図り、不妊・不育の悩みを抱えた方の支援に努めます。

加えて、こども医療費支給事業として、こども医療費の支給対象者を従前の中学生以下から満18歳までに拡大することなど、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。また、平成28年度に検討を開始した保育所の民営化につきましては、引き続き検討を進めます。

教育分野においては、まず、横小・横中のICT整備運営事業です。次の学習指導要領改訂に伴って導入予定のアクティブラーニングに町の子供たちが順応できるよう、電子黒板やタブレット型端末を導入する予定で進めていましたところ、(一般社団法人)子供教育創造機構から「よこらぼ」に提案していただいた事業が、学校ICT導入環境整備に役立つタイムリーなもので、総務省の補助事業に位置づけられたことから、同団体の支援を受けて、タブレット型端末100台及び電子黒板を導入できる見込みとなりましたので、それらの活用を積極的に進めます。

学校応援団事業では、応援団の方々のご協力により、児童生徒の学力アップを目指した教室の拡充に努めます。

国際交流事業では、国際基督教大学と連携し、同大学の留学生と横瀬中学校の生徒が交流できるよう取り組んでまいります。横小教育環境整備事業においては、第2校舎の長寿命化に向けた事業に取り組みます。

横中教育環境整備事業においては、B棟校舎の耐力度調査業務委託と中学校敷地から敷地外に排出する雨水の処理工事を予定しています。加えて、町民グラウンド管理運営事業では、人工芝グラウンドを管理するためのスポーツトラクターを購入し、人工芝グラウンドの長寿命化を図ります。

続いて、基本戦略4、未来を見据えた住みよい地域づくりですが、2年目を迎える官民連携プラットフォーム、通称「よこらぼ事業」では、住民福祉の向上や町の活性化につなげるべく、地域おこし協力隊員などの協力を受け、より効果的な事業展開を目指します。

防災・減災の分野では、消防団員活動事業として、消防団役員に配備しているアナログ無線機が老朽化したため、より精度の高いデジタル無線機に買い替えて、非常時にスムーズな相互連携が図れる環境への整備を図るほか、女性消防団員の入団促進に努めます。また、「土砂災害ハザードマップ」を作成し、全世帯に配布することで、町民の防災意識高揚に役立てます。

健康増進のための取り組みとしては、埼玉県健康マイレージ事業に参加するとともに、町独自の「健康ポイント制度」を創設し、ウォーキングの歩数や、各種健康診断を受診した回数に応じた健康ポイントのため、獲得したポイントに見合った物品と交換できる仕組みをつくります。これにより、健康増進への意欲を一層刺激し、町民の皆様が心身ともに健康で明るい日々を過ごしていただけるように取り組んでまいります。

道路関係のインフラ整備につきましては、国庫支出金を特定財源とする社会資本整備総合交付金対象事業として、町道3号線や町道8号線(芦ヶ久保橋周辺)等の整備と、防災安全対策事業による橋梁の点検及び長寿命化工事を引き続き進めます。また、県費補助金を活用し、山村生活安全対策事業として、倉掛沢支流の整備事業に取り組むほか、町道9号線、3167号線(宇根地区)、3234号線(川東地区)及び3272号線(川西・深沢地区)等の側溝整備工事や町道1号線、町道4号線のグリーンベルト等、交通安全施設の

設置に取り組みます。加えて、平成29年度のオープンをめどに、ちちぶ農協が姿地区に直売所を建設する計画を進めていますが、町としても、新たな拠点施設として、地域の活性化につながるものと期待をしています。直売所の建設に伴い、住民の利便性向上、及び国道との出入りに安全を期すため、町道115号線の道路改良を行います。そのほか、地籍調査事業として、これまで未着手でありました地籍調査に着手するための地籍調査事業計画を策定いたします。

以上、平成29年度の重点施策について説明させていただきました。これらの施策を、相互に連携、連鎖させ合うことで生み出す相乗効果により、町民への行政サービス、住民福祉向上の質をより高め、現在、人口減少問題に立ち向かっているこの横瀬町をより住みよい町、誇れる町、持続可能な町に変えていけるよう、町民の皆様とともに引き続き取り組んでまいります。

続きまして、議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

当町の財政状況であります。人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は、13億5,886万9,000円で、前年度と比較して、0.89%、1,219万6,000円の減額となります。この主な要因は、扶助費が3.9%、1,472万5,000円、公債費が0.4%、109万4,000円の減となったことが主な要因であります。

義務的経費の歳出に占める割合は、40.0%で、前年度と比較して2.6%増加しており、歳出総額の大部分を占めることから、本町の財政状況は、依然として厳しいものと認識しております。このような状況であります。今年度の予算編成に当たっては、引き続き「地方創生総合戦略」に盛り込んだ事業を着実に推進すると同時に、子育て支援や町民の安全・安心な生活のための施策等に重点を置き、予算を編成しました。なお、編成に当たっては、行政評価結果など、費用対効果を検証しながら事業の選択と集中に努めたところであります。

その結果、平成29年度の予算規模を、一般会計34億円、特別会計総計21億8,236万2,000円としました。

続きまして、予算の主な内容を申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。現年課税分の個人町民税として、3億5,816万4,000円を計上しました。前年度と比較して1.8%、632万5,000円の増額となります。この要因としては、前年度実績をもとに納税者数の増が見込めることによるものであります。

法人町民税につきましては、7,521万2,000円を見込み計上いたしました。前年度と比較して、10.9%、741万3,000円の増額となります。

固定資産税につきましては、前年度と比較して、2.1%、1,156万6,000円増額の5億7,489万7,000円を見込み計上しております。内訳といたしましては、まず、土地に係る税額分が依然減少傾向ですので、前年度比1.4%減額して1億7,436万円を計上、家屋に係る税額は、新增築等により2.1%増の1億9,142万7,000円、償却資産は、5%増の2億911万円を見込みました。

地方交付税交付金につきましては、普通交付税7億9,300万円と特別交付税1億1,630万円とを合わせて9億930万円を見込み計上しました。前年度と比較して2.5%、2,230万円の増額となります。

国庫支出金につきましては、3億3,079万9,000円を見込み計上しました。前年度と比較して36.1%、1

億8,677万3,000円の減額となります。減額の要因は、社会資本整備総合交付金が前年度と比較して53.8%、1億5,589万6,000円減額となるためであります。

町債につきましては、水道広域化に伴い、新たに基盤整備強化事業等に係る出資債として、3,530万円が加わりますが、社会資本整備総合交付金の半減に伴い、対象事業である町道改良事業に充てる町道改良事業債も半減するほか、緊急防災・減災事業債が皆減することにより、町債全体では、前年度と比較して20.9%、8,283万円減額の3億1,352万円を見込んでおります。

続いて、歳出ですが、まず、人件費につきましては、総額で6億9,295万2,000円を計上しました。一般会計歳出予算総額に占める割合は、20.4%で、前年度と比較すると0.5%、362万3,000円の増額となります。主な要因は、人事院勧告に基づく期末勤勉手当の改正によるものです。

物件費につきましては、総額で6億1,147万9,000円を計上しました。前年度と比較すると0.2%、117万2,000円の減額となります。その主な要因は、新地方公会計制度整備事業の終了によるものであります。

扶助費等につきましては、総額で3億6,765万6,000円を計上しました。前年度と比較すると3.9%、1,472万5,000円の減額となります。その主な要因は、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の終了によるものでございます。

補助費につきましては、総額で5億1,523万4,000円を計上しました。前年度と比較すると5.4%、2,925万6,000円の減額となります。その主な要因は、秩父広域市町村圏組合斎場管理運営事業の減額によるものであります。

普通建設事業費につきましては、総額で3億5,286万3,000円を計上しました。前年度と比較すると40.9%、2億4,380万4,000円の減額となります。その主な要因は、社会資本整備総合交付金町道整備事業の減額によるものであります。

公債費につきましては、総額で2億9,826万1,000円を計上しました。前年度と比較すると0.4%、109万4,000円の減額となります。

次に、特別会計であります。国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3会計については、それぞれ前年度実績により精査し、予算計上しました。

歳入の国民健康保険税は、退職者医療制度の廃止に向けた経過措置中などのため、前年度より3.3%の減収を見込み、1億6,276万円を計上しました。介護保険料は、前年度より4.4%減の1億4,649万9,000円、後期高齢者医療保険料は、2.1%減の7,641万円をそれぞれ計上しました。

歳入の保険給付費は、前年度と比較し、国民健康保険特別会計では、前年度より0.7%減の6億3,943万8,000円、介護保険会計では、4.7%減の6億4,288万7,000円を計上し、後期高齢者医療特別会計の広域連合負担金は、1.7%減の9,587万6,000円を計上しました。

下水道特別会計については、歳入の使用料及び手数料が前年度よりも1.3%増額の3,749万1,000円を見込んでおります。一方の歳出は、前年度より事業費を11.4%減の1億4,514万5,000円、公債費を1%増の7,985万3,000円計上しております。

浄化槽設置管理事業特別会計につきましては、歳入歳出ともに前年度よりも7.1%、424万2,000円減の5,512万9,000円を計上しております。

以上、「施政方針」及び「平成29年度予算概要」について述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

○小泉初男議長 以上で、町政に対する町長の施政方針並びに一括上程されました平成29年度予算6議案の提案理由の説明を終わります。



◎施政方針に対する質疑

○小泉初男議長 ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けておりますので、その際をお願いいたします。

質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。町長の施政方針をお聞きしまして、明るい未来が開ければいいと思います。ありがとうございます。

その中で、基本戦略が1から4までありまして、その基本戦略の1の中に、町長の横瀬町の強みを生かした産業づくりとありますけれども、今町長が考えるその横瀬町の強みというのをちょっとお聞かせください。

なぜかといいますと、この強みを私たち議員並びに町民の皆さんと共有しなければいけないと思いますので、その辺ちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えしたいと思います。

横瀬町の強みというのは、私は合わせわざだと思っています。まず、この町はサイズが小さいということが特徴です。これは強みでもあり、弱みでもあります。サイズが小さいということで、一体感が出やすいとか、スピードが速いとかというのは、明確に強みになるのだろうなというふうに思っています。これが1つです。

それから、あとはこの町は、あと3つ、豊かな自然環境があるということ、そしてその中でコミュニティーが非常にしっかりしているということ、そしてそれでいて、都市圏との適度な距離感というのですか、を持っているというのは明確に強みだろうと思います。その辺の強みを生かしていくということがこれから大切だろうなというふうに意識をしています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 町長の施政方針が示されたので、それに対しての質疑を行います。

昨年、この地方創生総合戦略を横瀬町にかかわる多くの人の力を結集して決定してきました。そして、目玉である官民連携プラットフォームを、これ通称「よこらぼ」を立ち上げ、東京都市圏からの人や仕事、そして情報を呼び込む役割をしてきたと思います。

町長の今回の施政方針で示された中での、初めに1点は、まず現代の課題ということで、この横瀬町を外に向かって開かれた町、それから外の世界としっかりつなげる町、社会情勢の急激な変化にも柔軟に、たくましく対応できる町、これを課題として取り組まなければいけないというふうに話されていました。これに対して、課題に対しての具体的な対応、これがその下に書いてありますが、もうちょっと詳しく説明していただければと思います。

基本戦略の中の雇用創出・安定化に向けて横瀬町の強みを生かした産業づくり、2としては、住みたくなる・訪れたくなるまちづくり、3として、横瀬っ子をふやす環境づくり、4として、未来を見据えた住みよいまちづくりとして、新規昨年29事業を立ち上げて推進してきました。

「よこらぼ」については、多くの事業提案があり、実行に移される中で、今回ありましたICTは重要な前進と見えます。これからの展開に大いに期待するものであります。

また、新規事業の進捗については、これらの一端が補正予算の審議の中でも一部明らかになってきました。向井議員、阿左美健司議員からも新事業が思うように進まなかった中でも緒についたばかり、しっかりと根を張って進めていくようにとの激励もありました。今回、町長のこの施政方針の中でも、チャレンジを粘り強く検証を繰り返しながら継続していく、そのことが住民福祉の向上につながるということでの発言等もあったところであります。

一方、(仮称)花咲山ですが、多くの企業、大学生などよそ者、外者からの参加者、地元ボランティア等により昨年春のヒガンバナの植樹がありました。これについては、その後委託を受けて大まかなアウトラインを示し、町民説明会等を行ってきましたが、なかなか力を合わせて進めていこうという雰囲気ではなかったと思います。動き出したのが議会の産業建設常任委員会の現地視察以降、このままでは余りにもひどいので、何とか見られるようにしていこうということで、町の振興課、産業観光協会、議会、そして農業委員会、そして支える多くのボランティアによって動き出してきたところだと思います。物事を進めるには、スピード感も必要ですが、しっかりとした議論も必要と、大事と考えます。

そこで、町長の質の高い行政サービスを提供すること、住民福祉の向上、町民のための住みよいまちづくり、誇れるまちづくりのためには、協働のまちづくりが必要と考えます。この中で町長のリーダーシップを明らかにし、そして町職員の果たす役割、そして地域住民に期待するもの、議員に対しての要望、企業としての連携、これをどのように考えているか。これは理念でありますので、そこについてもうちょっと詳しく説明していただければと思いますので、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、お答えします。

質問は2つだったと思います。まず1つ目、外に向かって開かれた、それから環境の変化にも柔軟に、粘り強く対応できる町というところが課題ということなのですが、これに関しましては、なかなか一朝一

夕にはいかないというふうには理解しています。しかしながら、今の町のスタンスとしては、私、一言で言うと、よそ者許容度を上げていくというところですか。その内側だけで完結をしないで、外の人意見を聞いたりとか、あるいはちょっと異質な人に入ってもらって意見出しをしてもらったりとか、そういう人たちとのやりとりをすとかというのが、今のステップはとても大事だと思っています。

なので、政策の全体のバランスの中で、外の人に入ってもらあるいは町民と交流してもら、そこで何か新しい化学反応みたいなものを起こすということを、そういう機会をつくろうとしていろいろな仕掛けをやっています。

これは、幾つかのやっぱり段階があって、今はそれが大事。次の質問のお答えにもつながるのですが、地域住民や役場、協働するために期待するものということでききますと、これはそれを始めていて、次のステージです。それはそのしっかりと意見を出し合うというのが大事だろうと思います。それで、今回はその地方創生総合戦略の2年目なのです。1年目で一番大切なことと、2年目で一番大切なことは、私はちょっと違うと思っています。1年目は、とにかく始めること、そしてとまっている車を動き出すというのがすごく力仕事なのです。それをとにかく力仕事を頑張って1年目はやって、2年目に大事なことというのは、それを皆で共有することだったり、しみ込ませるところなのだと思います。なので、予算書を見ていただくとなのですが、新しいことの数去年よりも少ないと思います。去年、今までやってきたことを継続をするのですが、それを町の皆さんにしみ込ませていく。一緒に共有していく。その中で、効果があることないこと、そうでもないことというのを峻別していく。2年目というのは、そういう年なのだろうというふうには理解しています。

いずれにせよ、ポイントになるのはコミュニケーションです。それは、私と役場の職員とのコミュニケーション及び議会の皆様とのコミュニケーション、そして住民の皆さんとのコミュニケーション。横瀬町の強みは小さい町で、一体感が出やすいところですので、それを生かすためにも、2年度は特にコミュニケーションを重視していきたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今町長の示した考え方、意見を出し合う、外者をいろいろ入れながら町の中に受け入れていく、そのことの中が必要ということでもあります。お茶飲み会議等も非常に外の人からも参加していただいて、活発に意見交流ができたのだと思いますが、残念ながら町の人々の参加というのが少ないのです。ここで、この意見を出し合う、なかなか横瀬町の人も意見を持っている人はいます。でも、みんなが意見を持って出し合うというのが、非常に私ももっと強めていっていただきたいなと思うところがあります。

こういう中で、共有することの大事、そこでどこで共有するかと、今町は一生懸命発信していますが、広報で発信しています。いろんなところで発言しています。それは肩を組んで受け入れてくれるだろうという思いは当然持っているのですが、なかなかそこが浸透の難しさがあるのではないかなと思います。コミュニケーションは大事で、今後進めていく基盤だと思います。これ、より意見を出してもらおうというのに対して、今よりももう一歩形を変えたというか、片方の思いが伝わるような方策、そのことについて

より前進させるためにどのように考えるかについて、もう一点よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

今のお話は、すごくそのとおりだと思うのです。とにかく伝えることは難しいことです。特に横瀬の町の人、8,500人弱に一斉に伝えるすべというのがなかなかないです。例えば平成28年度は、インターネットでの発信はすごくふやしました。見る人は見えています。でも、見ない人は見ていない。それから、広報も読みやすくということで変えたり、でもこれも見ない人は見ない。防災無線は聞く、聞かない人は聞かない。だから、結局その一つの全員に一度に伝えられるツールというのがなかなかないので、それをうまく組み合わせていくということかなと思うのが1つと。

もう一つは、やはりこちらの聞く姿勢が大切かなと思います。特に平成28年度は、始めたことの数も多かったですし、スピードが速かったですので、伝わり切れていないことがたくさんあったのだと思います。それをうまくこなしていくとか、伝えていくというのは、こちらがより一層踏み込んで、住民の皆様と同じ目線で伝えていくとか、議論をしていくということがすごく大事なかなと思います。これは、横瀬町役場は、平成29年度は徹底してやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうもありがとうございます。1番、向井芳文です。今浅見議員の質問とちょっと重なる部分がありますけれども、私これまでの2年間一般質問をさせていただいている基本は、やはり人と人がつながるところから全てが始まるということを念頭にさせてきていただいております。

その中では、会議の充実ということで団体を統合して、より内容を充実させていく、その団体効率と内容充実についてであったりとか、あとファシリテーターという言葉、ファシリテーションのファシリテーターを育成して、それを会議の中にどんどん投入していくと、そういったことも出させていただきました。

ご回答としては、現在すぐにはそれは実行には考えていないというご回答をいただいているのですが、今町長のおっしゃっていた次年度、平成29年度の重点的なことの中では、やはりそのコミュニケーションを充実させていく。そして、町民の意見をより取り入れていくという中では、町民の意見をいかに引き出すかというところに重点を置いていくべきであるかなと思います。

そういった中で、再度という聞き方になってしまうと、またちょっと順序がおかしくはなりますけれども、その団体効率化と、またファシリテーターの育成等に関しまして、その会議をどのように充実させていくか。会議に限らず、町民の意見を聞く23区担当相談窓口もそうですけれども、どのように住民の意見を聞く場をつくって、そしてその場をどのように盛り上げて、いかに意見を引き出していくか、そのあたりに対する思いを教えてくださいなと思います。よろしくお願いたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

さっきのお答えにもかぶるのですが、これ万能薬はなかなかないと思うのです。ですので、いろんな場面をつくる。それが例えば来ていただく場面、それから集まってもらう場面、それからこっちから出向く場面、昼の場面、夜の場面、いろんな層の人たちというところを一つ一つやっていくしかない、まずはやっていくしかないかなと思うのです。

平成28年度も、例えばそのママサロンだったり、あるいは子育て関係の集まりだったり、私も出向いて意見を聞いたりとかしているのです。それはそれで積み上げていって、それを積み重ねていくと、少しずつはベースで意見が聞けるようにはなってくるのかなと思います。

それから、小学校の6年生と毎年意見交換をする機会を持っています。例えばこれなんかは、大分進化をしてくまして、向こうのほうから提案が出てくるようになりました。あるいは要望が出てくるようになったのです。そういうのを一つ一つ重ねていくのかなと思います。

もう一つは、直接間接という部分で、直接私が町民の人と触れ合う機会が一つ柱なのですけれども、もう一つはまさに議員の皆さんなのです。議員の皆さんは、住民代表としていらっしゃいますので、議員の皆様とのコミュニケーションというのはとても大事だなというふうに理解をしています。それらを組み合わせさせていって、いい形をつくっていくということかなと思います。なかなかこれに関しては、先ほど申し上げたのですけれども、特効薬はないです。ですので、ある程度の時間と手間をかけて、一つずつやっていくということかなというふうに思います。それを平成29年度は強く意識してやっていきたいと思っています。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 どうも心強いご回答をありがとうございます。まさに小学校の町政懇談会、6年生がやっているこの2年間見させていただいておまして、基本的に1個以上の項目が実現されているのです。これは本当にありがたいことだと思います。子供にとって、町が対応してくれたというのは、すごく自信にもなります。そして、希望にもつながります。そして、この郷土愛にもつながると、もうすばらしいことをしていただいているなというふうに思っております。

そういった中で、やはりこの意見を拾い上げていく場をたくさんつくっていくと、まずそれは前提だと思います。私もそれは本当にありがたいことだと思っております。いかに人と人がかかわる場ができていくか。そして、もう一つ大切なのが、先ほどの質問させていただいた内容ですけれども、その中でどのような議論がされるように工夫をするかと。結構具体的な話にはなりますけれども、いろんな集まりがございます。そういった中で、普通にしていたら意見というのはなかなか出ない状況が多いのですけれども、何かそこに対してお考えがあるかどうか、その会議等、または集まり等でそれを充実させていく。そして、そこで意見が出やすくなる。やはり町民の方々の意見というのがいかに出やすい状況ができるか。そして、その出た意見がいかに実現されるか。それが、やはり郷土愛へつながって、それがやはり大きなまちづくり。その規模の意味での大きなではなくて、存在としての意味でも大きなまちづくりにつながっていくの

かなと思いますので、そこをご回答をもう一度だけお願いいたします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 お答えします。

会議それぞれを充実させるとか、本当に意見が出やすいようにするというのは、なかなか簡単ではないことです。でも、やらなければいけない。それは幾つか方法を考えると、雰囲気づくりなのかもしれませんし、あとはやっぱり向井議員がいつもおっしゃるそのファシリテーターですよ。ファシリテーターみたいな方が育成できて、そういう方々に入ってもらおうというのは、これは効果はあると思います。それながら町だけの分母で考えると、なかなかファシリテーター育成というのが現実的にはそんなに容易ではないというのも一方で現実としてあります。難しいです。その会議の趣旨、それから主催団体、目的によって盛り上がりかげんも違う、やわらかさかげんも違うというところですので、一概には申し上げられないのですが、少なくとも会議を運営する側で我々があるのだとすると、その中身がより活性化するように、それぞれの立場で努力していくということは大切なことだろうと思うし、平成29年度はそこは意識してやっていきたいというふうに思っています。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ以上で町長の施政方針に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時04分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議案第23号～議案第28号の説明

○小泉初男議長 それでは、ここで前例に倣いまして休憩をし、休憩中に担当課長より平成29年度予算6議案の細部について説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前 11時55分

○小泉初男議長 再開いたします。

ただいま新年度予算の細部についての説明中ですが、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま新年度予算に対する細部の説明中ですが、引き続き休憩をして説明をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 2時10分

○小泉初男議長 再開いたします。

ただいま新年度予算の細部についての説明中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時23分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算についての細部の説明
をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時45分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時06分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時12分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第26号について細部の説明が終わりました。

ただいま新年度予算の細部についての説明中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時29分

○小泉初男議長 再開いたします。

引き続き休憩をして、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時39分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第27号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時46分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括上程中の6議案について細部の説明が終了いたしました。



◎延会の宣告

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでございました。

延会 午後 3時47分

平成29年第1回横瀬町議会定例会 第6日

平成29年3月14日（火曜日）

議事日程（第4号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第29号 工事請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 横瀬町副町長の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、議案第32号 横瀬町公平委員会委員の選任についての上程、説明、質疑、採決

1、閉 会

午前10時開議

出席議員（12名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 向井芳文 | 議員 | 2番 | 黒澤克久 | 議員 |
| 3番 | 阿左美健司 | 議員 | 4番 | 宮原みさ子 | 議員 |
| 5番 | 浅見裕彦 | 議員 | 6番 | 新井鼓次郎 | 議員 |
| 7番 | 内藤純夫 | 議員 | 8番 | 大野伸惠 | 議員 |
| 9番 | 若林想一郎 | 議員 | 10番 | 関根修 | 議員 |
| 11番 | 小泉初男 | 議員 | 12番 | 若林清平 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|-------|----------|-------|--------------------------|
| 富田能成 | 町長 | 清水直人 | 副町長 |
| 久保忠太郎 | 教育長 | 小泉源太郎 | 総務課長 |
| 赤岩利行 | まち経営課長 | 大野洋 | 税務会計課長兼計者 課長兼計者 管理 |
| 守屋敦夫 | いきいき町民課長 | 小泉明彦 | 健康づくり課長 |
| 浅見雅子 | 子育て支援課長 | 町田文利 | 振興課長 |
| 横田稔 | 建設課長 | 島田公男 | 教育次長 |
| 加藤元弘 | 代表監査委員 | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|------|----|
| 富田芳夫 | 事務局長 | 大野拓也 | 書記 |
|------|------|------|----|

◎開議の宣告

(午前10時00分)

- 小泉初男議長 皆さん、おはようございます。
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 小泉初男議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。
直ちに本日の会議を開きます。



◎議案第23号～議案第28号の質疑、討論、採決

- 小泉初男議長 日程第1、議案第23号から日程第6、議案第28号までの6議案を議題といたします。
一括上程中の6議案について細部の説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。
一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上歳出から各款ごとに進めていきたいと思
います。
なお、質疑の際はページ数をお示してください。
最初に、日程第1、議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。
第1款議会費、質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 小泉初男議長 なければ、第2款総務費に移ります。
質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

- 7番 内藤純夫議員 それでは、質問させていただきます。

総務費の41ページ、総務管理費、庁用備品150万円、これは何を買ったのでしょうかということと、41ペ
ージの続きで42ページの一番上に書いてあります本庁舎施設設備改修工事、照明改修工事400万円。これ
昨年500万円出ていますので、これが何年で、総額が幾らで終わるのかということと、電気料が昨年より65万
円ほど下がっている計上になっておりますが、最終的に幾らぐらいの節約になるのか、教えてください。

- 小泉初男議長 ただいま質問に対する答弁を求めます。
総務課長。

- 小泉源太郎総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

まず、41ページの庁用備品購入費156万7,000円でございますけれども、これにつきましては事務用の椅
子、それからファイリング用保管庫、これにつきましては特定個人番号が書類につくようになりました。
従来のオープン型ではなく、鍵がかかるようなものに順次切りかえていくということで、28年度も購入い

たしましたけれども、数年をかけて入れかえるということで計画をしておるものでございます。

続きまして、本庁舎の改修工事、42ページ、照明工事の関係でございますけれども、役場庁舎、これの電気をLED化にするということで順次進めております。これにつきましても数年かけて完了することを見込んでおりますけれども、今年度に引き続き行います。来年度につきましては、1階、2階の通路部分及びそのほかことしやりました残工事部分、それから3階の議員控室及び会議室の一部をLED化にする予定でございます。最終的には、平成31年度をもって全て庁舎のLED化を終了することで今見込んで計画をしているところでございます。電気料につきましては、いろいろな関係で積算の基礎がございませんので、LED化に伴って電気料も下がると考えられますし、またその反面、従来暖房の関係をボイラーで行っていましたが、エアコンにした関係等もありまして、その兼ね合い等がございますので、そういう集計等をしておりませんので、申しわけございませんが、ご回答することができませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 照明改修工事、これ総額で幾らを見込んで工事を始めたのでしょうか。

○小泉初男議長 再質問の答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 手元に資料がございませんので、申しわけございませんけれども、必要であれば後でお答えをさせていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。こちらの款のほうでは4つほど質問をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目が45ページになります。下のほうの官民連携プラットフォーム事業の中の外部専門家招へい委託料と、ここで570万円ほどとってございますけれども、こちらはどのような方を想定されているか、予定されているのかということがまず1点目です。あと、49ページになるのですが、先日の補正予算の際に防犯カメラの件、質問させていただきました。安全安心まちづくり事業の中に防犯カメラの形状が今回はされておりません。ちょっと担当者の方にお聞きしたところ、1個つけて、1年間様子を見て、その上でまた次年度に考えるということで、1年様子を見るということという話なのですけれども、この防犯に関しては緊急を要するような部分の中には要素としては含んでいると思いますので、ここで予算計上されていなくても、恐らく補正予算等でのご検討というのはされることに場合によってはなると思うのですけれども、このあたり防犯カメラ、今後どのような方向性で見ているかということをお願いいたします。

また、続きまして51ページになります。下のほうなのですが、こちらも補正予算のときに少し質問させていただいた部分と関連するのですが、コミュニティー助成金、この質問させていただいたときにはマイナス計上があったので、どういったことかということで、2つの行政区から申請があったものの、1つの行政区の件が通らなかったと。それで、マイナス補正を行ったというご回答でした。250万円ほどマイナ

ス補正を行ったわけですけれども、前年度がこちら、430万円とってございまして、2件分ということで、こちらは宝くじ助成に関する一時的な立てかえ分になるのかなと思いますけれども、今回に関しましてはこちらが250万円になっていると。想定としては、2つの行政区ではなく、1つの行政区になってしまうのかなというところを感じるのですけれども、このあたりどうしてこのようになったかということをお願いします。

もう一つ、この款での最後になりますけれども、52ページです。次のページの一番上なのですけれども、パワーアップ助成金に関しまして、毎回のように質問させていただいているのですけれども、150万円の計上が2年続きまして、なかなかマイナス補正が多く、先日の補正予算の際にもマイナス補正がございました。100万円ほどございました。50万円を上限として考えて3件ほど予定をして、予定というか、50万円を上限としているので、150万円以内だったら何件でもということなのだと思うのですけれども、これを100万円に下げたという部分に関しまして、今後周知をしてこの補助金が使われ、まちづくりが進んでいくように努めるといってご回答をいただいている中で、ここを100万円に下げたという部分に関しまして、その4点を説明いただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 お答えさせていただきたいと思います。

49ページに関する質問でございます。防犯カメラの件でございますけれども、平成29年度の当初予算においては予算措置をしておりません。平成28年度に1基、庁舎に敷設したわけでございますけれども、効果等を検証した上で、必要があればまた対応を考えていくということの方向性でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 では、私のほうから3点のうち、まず1点目、外部専門家につきましてですが、こちらは総務省が制度をつくっております、地域人材ネットという制度がございます。その登録者ということで、その登録されている方の中から1名を横瀬町に来ていただくということで考えております。この570万円ほど計上させていただいておりますけれども、このうちの560万円については特別交付税の措置を受けられると見込んでおります。この来てもらって何をするかということでございますけれども、よければ2年目をこの専門家に支えていただくということで考えております。

続きまして、51ページのコミュニティ助成事業補助金でございますが、平成29年度につきましては実績をもとに1団体の申請を受けておりますので、その助成金の250万円をここに計上させていただいております。

また、地域パワーアップ助成事業でございますけれども、地域の力になっていただく団体を初期の段階で支える補助金でございますが、これまでの実績をもとに150万円から、平成29年度は100万円に減額ですが、支えていきたい。また、これがこの事業を使っていただくように周知に努めますが、この金額が足りなくなるような方向で進められればと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 どうもありがとうございました。

まず、防犯カメラに対してなのですけれども、必要に応じてというご回答で、それは補正等を含めてだと思えるのですけれども、この必要に応じてというのは、どのタイミングで必要というものが出てくるかというのはいろんな想定があるのですけれども、次年度に計上していないということになると、その必要であるかもしれない想定のスパンというか、期間というのは、1年、2年とか、そういう年数単位で考えていらっしゃるのか、それとも必要であれば、もう1カ月後、2カ月後でも考えていくという、そういうスタンスで考えていらっしゃるかどうかということがまず1点です。

また、コミュニティ助成金に関しましては、実績に応じてということでございますけれども、前年度は実績が1団体というような結果でありまして、2団体の申請があって、1団体が通らなかったと。これに関しましては、各区も順番を待っているような状況でもあるというようなお話も伺ったことがありますので、ここをこの実績に基づいてこの次年度で250万円にしてしまうのかということがもう一点、お願いします。これに関しましては、実際に2団体の申請があったわけでございまして、実際にもし申請が1団体よりも2団体以上あった場合、2団体以上とか2団体あった場合にはどうするか、どうされるかということ。250万円ですか、今回計上が。どうされるかということをお願いします。

パワーアップ助成に関してもちょっと同じような感じなのですが、実績に合わせてと、このところマイナス補正があって、実態がこのぐらいだろうという部分ではございますけれども、今ご回答の中にこれが足りなくなるぐらいを目指すということだったのですが、足りなくなったときには、もうこれ100万円の予算だからもう次は受けられないよとなるか、それとも足りなくなったときに、もし団体がうちも受けたいと来たときには、補正で対応することを考えているのか、その点をお願いいたします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、1カ月先なのか、2年になるのか、3年になるのか、必要に応じた対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答えさせていただきます。

まず、コミュニティ助成事業でございしますが、今年度、平成28年度に2団体のうち1団体が助成を受けておりまして、その助成をその団体に町からも交付しております。今の段階で1団体が残っておりますので、その団体に対しての助成を行えるように平成29年度に計上させていただいております。

また、地域パワーアップ助成の補助金が足りなくなった場合ということで、それは議員さんのおっしゃるとおり、できるだけ力になりたいという町の考えがありますので、補正対応でまたお願いさせていただければと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ありがとうございます。

1 点だけなのですが、コミュニティ助成に関しまして、今のご回答でもう一団体のほうの助成ができるようにと。そうなる、それ以外の団体というのは対象として考えていないのかどうかというところをお願いします。もう再々なので、これが最後になってしまうので、それ以外の団体が申請をしてきたときにはどう対応するかということをお願いします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答え申し上げます。

平成28年度もそうでしたが、1 団体の助成ということで、この補助金の交付団体は考えているということ、交付してくれる団体はそう考えているということとございまして、順番を整理するというのもこれから必要だと思いますが、今の時点で優先順位が一番高いところを今回申請を上げるということで考えております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 地域コミュニティの助成金につきましては、宝くじ等の原資になるわけですが、これはやっぱり県内等で予算の枠がありまして、その枠配分の中で町の中の各団体の要望等の優先順位をもとに毎年度決定をさせていただいているところです。なので、そういった枠の中でできる範囲で町としては支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

3 番、阿左美健司議員。

○3 番 阿左美健司議員 3 番、阿左美健司です。私のほうから3 点お聞かせください。

まず、39 ページ、自治体セキュリティ強化対策事業なのですけれども、これきのうの説明で県のクラウドに接続するというお話があったかと思うのですけれども、これは機器の購入ではなくて、ソフトの対応とかの面で対応できなかったのかということがまず1 点。

それと、40 ページ、先ほど内藤議員の質問にもありましたけれども、電気料のことなのですが、やはり補正のときの説明で、保険の見直しをしたら保険料が安くなったという補正が入ったかと思うのですけれども、例えばこういう提案を東電とかにしたらどうでしょうかと思ひまして、例えば役場本体だけではなくて、横瀬町が契約している全体で見直しをお願いするとか、そういうことを今回はしたのか。もしくは、今後する、そういう交渉をする予定があるのかということですが。

それと、もう一つ、先ほどの向井議員ともかぶるのですけれども、45 ページのよこらぼの件なのですが、外部の専門家ということで570 万円計上されているのですけれども、町長の施政方針の中で横瀬の強みということで、横瀬町のサイズの小さいとか、一体感があるとか、豊かな自然があるということが挙げられましたけれども、その辺を外部の専門家の方が理解しているのかどうか。また、理解していないのであれば、理解していないといったらおかしいのですけれども、こちらと横瀬町とを理解させてもらうという

か、理解してもらうための努力をどのようにするのか、お聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 答弁をさせていただきたいと思います。

自治体情報セキュリティ強化の事業についてでございます。ご質問がソフトの対応ができなかったのかということがまず1点でございますけれども、この事業、補正予算で減額とさせていただきました。そのときの説明において、単独で情報セキュリティの強化を図りたい旨で予算計上してあったものが、県のほうのシステムを使って情報強化をするということで答弁させていただきました。その関係で、県のほうのシステム、これ63市町村全て県のほうのシステムを使うわけなのですが、県が業者委託するところのネットワークを構成する、ちょっと私言葉が難しいかもわかりませんが、SC内セグメントというところを経由して、全てインターネットに接続するとかという方法で情報のセキュリティを図るということに変更するというところでございます。これにつきましては、もちろん町が負担する部分も使用料とかもかかっておりますので、その予算についても今回計上させていただいております。そういうことでご理解をいただければと存じます。

続きまして、40ページの関係でございますけれども、本庁舎管理事業の関係で電気料の関係でございますけれども、今回ご提案、1つについては今後全体、役場全体の関係を検討したらどうかということでございますけれども、それについてもいろいろ研究をさせてもらって、考えていきたいと思っております。

それから、今回の計画について全体で、役場全体の見通しを立てたかということでございますけれども、一応そういうふうな考えでおりますけれども、それほど詳細というのではなく、大まかな考え方で進めたと捉えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうからは外部専門家制度についてお答え申し上げます。

先ほど申し上げるのが、ちょっと言葉足りなかったのですが、総務省の外部専門家制度、これにつきましては地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする市町村に対して、地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、その必要な経費を総務省が支援しますという、そういう制度でございまして、この取り組みを行う横瀬町が必要とする外部専門家ということで、この外部専門家は総務省に登録をされた時点で、総務省のほうでも地域活性化の取り組みに関する知見やノウハウを有すると認めていると考えております。そういう方に来ていただいて、地域の横瀬町がより活性化するように、地域力を上げられるように支援をしていただけたと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 済みません。少し補足します。

まず、電気料のところ、これトータルで考えてコスト削減ができるように、電力会社さんとも今後鋭意交渉はしていきたいと思っております。これが1つ。

それと、外部専門家については、具体的にということなのですが、実は想定しているこの総務省

に登録した方というのは、よこらぼの制度設計にかかわっている人です。既にその人から横瀬町の発信等をしてもらってしまっていて、そういう意味では町の理解は非常に深い人です。2年目以降にその人の力が必要だということもあって、今回の制度を利用させていただいているということですので、横瀬町を知っているかどうか、理解しているかどうかということに関しては全く問題ない人材だと考えています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。いいですか。

他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 それでは、今2つダブったので、7つほどの質問になります。

1つは、まずは34ページの総務管理一般事務なのですが、ここで消耗品費が182万円と、消耗品費がこんなに上がるのという点がありますので、この消耗品費についての説明をお願いします。

続きまして、37ページであります。これはよこらぼとの関係、45ページともダブる中身になると思うのですが、このホームページの関係です。昨年もここは質問したかと思えます。横瀬のウエブサイトを立ち上げますと。そこにちょっと取り組んでいながら、町もアピールしていくというと、町のホームページとの連携もというのが非常に必要なのではないかなと考えます。そこでのホームページとのかかわりについて説明をしていただければと思います。

それで、官民連携プラットフォーム、今45ページの点でありました。これは外部専門家の関係であります。560万円という予算を上げているとのことでもあります。これは、執務する、ここに町に来て執務するのかどうかというところでもあります。その点を教えてください。

それから、42ページになりますが、町おこし協力隊による管理という説明がありました。なかなか見つからないというところで、芦ヶ久保小学校の管理を含めながら、1人となった場合なかなか見つからない。ぜひ見つける努力はしますということだけれども、見つからなかった場合の対応策。ではたらでは申しわけないのですが、その点についての説明をよろしくをお願いします。

それから、同じく46ページの地域おこし協力隊の関係なのですが、この協力隊員の協力隊研修委託料、これは何をやるものなのか。また、これに対する国庫補助の関係についてはどうなのかについての説明をよろしくをお願いします。

それから、51ページになります。うららかよこぜの推進事業です。これはいろいろ論議されている中身ではありますが、報償品に対する町の考え方を示していただければと思います。返礼品をなしにする自治体もふえています。気持ちにゆえるという点で、先ほどこれはほかのところでも説明あったかなと思いますが、再度その点についてはよろしくをお願いします。

55ページになります。郵便料の関係の町民税賦課事業で郵便料が設定されています。この郵便、マイナンバーをすることで事業者宛ての町民税賦課に対するので、どういう郵便等を考えているかについてであります。

最後になりますが、60ページの戸籍情報管理事業であります。これについて、プラス220万円と、このところは大幅にふえています。それはどういう形かということ、きのうの説明の中によりますと、戸籍システムの移行導入委託料というのが上がってきているということで、このシステム移行の導入に対しての

お金が入ってきますと。そうすると、この導入に対してのと新たに入れてくる。それとシステムリース料、ここの関係です。片方でこのシステムを変えるのに入れている仕事があるのに、このまたリース料が加わってくるのかがちょっと違和感感じていますので、その点についての説明をお願いできればと思いますので、以上7点ですか、総務管理費、それから広聴広報の関係、芦小の管理、地域おこし協力隊、うららかよこぜ推進事業、町民税の賦課事業、戸籍情報管理事業、多岐にわたっていますが、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

私からは、34ページの総務管理費一般事務費についてお答えをさせていただきたいと思います。消耗品として182万円を予算措置させていただきました。この内訳でございますけれども、一番多いのがコピー用紙の購入代でございます。これがおおよそ118万円ほど、それから色紙15万円、そのほかファイリング用品、これは書類の保存箱とか購入する費用でございますけれども、それが17万円。その他、役場庁舎ごみ袋等、いろいろな関係の消耗品がそれ以外の金額となります。あわせて182万円の見積もりをいたしました。昨今会議等がふえました。よこらぼの提案の審査もそうですけれども、紙ベースで資料として提示する機会が非常に多くなりましたので、そんなような関係で非常にこの消耗品の予算が膨らんでおります。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、よこらぼのホームページ、この関係でございますが、平成28年度中はこのホームページを立ち上げてもらっている関係で、この管理が受託事業者になっております。平成29年度からは、横瀬町がその管理を行うこととなりますので、その段階から町のホームページのほうにリンクが張れればと考えております。

続きまして、旧芦小の管理に対して、地域おこし協力隊の隊員が1人だった場合ということでございますが、万が一1人の場合には、まち経営課が担当している部署でございますので、芦小の管理につきましてもまち経営課の職員で何とか、地域おこし協力隊員と力を合わせて管理を行おうとは考えておりますが、これからまだ2人目の隊員を早期に採用するように手を尽くしてまいります。

続きまして、46ページの地域おこし協力隊の研修委託料でございますが、これにつきましては地域おこし協力隊員がその資質を向上させるための研修を専門事業者に委託するという考えでおりまして、この費用につきましても特別交付税で対応してもらえると、そういうことでございます。

続きましては、ふるさと納税の返礼品、報償品につきましてもの考え方でございますが、現時点では報償品につきましても、寄附をしていただいた方への真心をお返しするということがありますし、地元産品のものでございますので、地域経済の活性化にもつながることと考えまして、当面この返礼品を続ける考えでございます。

以上です。

○小泉初男議長 税務会計課長。

○大野 洋税務会計課長兼会計管理者 私の方からは、55ページ、町民税賦課事業の郵送料の関係につきましてお答えさせていただきます。

この郵送料の主なものは、納税通知書の郵送料というものでございますが、平成29年度にはこの中の給与特徴に関する通知書の中で、従業員の方の個人番号を記入するということになりました。本町では、これは決まりどおり、個人番号を全て記入する予定であります。そこにつきまして、この通知書は普通郵便でもよいということになっているのですけれども、個人番号が記入されているということで、安全性を考慮しまして、簡易書留での送付を予定しております。平成29年度、この簡易書留分の郵送料が増額となっております。

以上でございます。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 私の方からは、60ページの戸籍の管理事業の関係についてお答えをさせていただきます。

戸籍システム移行の委託料につきましては、5年の長期継続契約のリース期間のほうが平成30年の1月で切れるような形になります。現在の機器につきましては、ウィンドウズサーバー2012への対応ができない状態となっております。戸籍の記載のほうを行うシステム改修ですので、どうしても改修のほうが必要になるということがございます。あと、システムリース料につきましては、その改修費用の中には含まれておりませんので、別にリース料ということで計上をさせていただいたということです。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 では、追加でお答え申し上げます。

外部専門家の町への来てもらう回数ということがございますけれども、この総務省の制度では最低10日または5回以上来るということになっておりますので、町としてはその方の都合を考えて、できる限り多くの回数来ていただくようお願いをしたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 最初に、消耗品費の関係であります。

よこらぼからの資料がいっぱい、それにということなのですが、よこらぼ事業との関係で、二千数百万円のよこらぼに委託料を払ってウェブサイトを立ち上げ、その他もろもろの審査資料というものの提案を受けてということになっていたと思います。その資料は、これは町でつくるといえるのか、よこらぼを受託した業者のほうからこういう点があって、こういう資料があってというのが今思ったのですが、そのところについての説明を再度お願いします。

それから、先ほどの専門家なのですが、560万円に対して、地域おこし協力隊員というのは毎日来て、住みかもやって、芦ヶ久保小学校にいながら仕事をして、なおかつ研修もということでありましたが、この人たちとの金額の差というのですか、それなりの知識を有している人、専門家。そうすると、地域おこし協力隊との差というのですか、最低10日あるいは最低5回以上、でもこれは町に来てやると。実際の

執務は身分でというのですか、専門家の身分上の扱いはどうになるのかという点が2つ目であります。

3つ目、今同じような形で話をしていました地域おこし協力隊なのですが、資質向上ということで専門業者に委託して研修しながら資質を向上していく。そうすると、実際に執務するというのがどの程度になってくるのかというのが危惧されるところであります。そのところについての説明を再度お願いします。

もう一点、先ほど阿左美議員のところからの質問に対しての回答というのがなかったかなというところが私はあったのではないかと思います。私も質問をちょっと用意していたのですが、阿左美議員が質問したので、やらなかったのですが、自治体情報セキュリティーで県のホームページのクラウドシステムを使いますということで、去年は予算計上したOA機器がなしということでの減額補正がありました。今回またOA機器購入というのがのってきていますので、その点について購入機器の導入はどういうふうを考えているのかについての説明を再度よろしくをお願いします。

以上です。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、消耗品の件でございますけれども、私の説明がいけなかったのかわかりませんが、よこらばだけで紙の使用がふえたということではございません。会議等もふえておりますし、それから新人の研修も例年に増して行っております。その研修等もまた引き続き行っていく予定でございますので、そういうもろもろの関係で紙の使用がふえるということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、自治体セキュリティーの関係でございますけれども、補正予算でOA機器の減額をいたしました。今回もOA機器を予算計上しておるわけでございますけれども、前回のものにつきましては町単独としていろいろな情報セキュリティーの対応をするということで機器、サーバー等の購入等を考えておりましたけれども、県が行うクラウド式のものに、それが使えるということでございますので、その関係で平成28年度の予算を減額いたしましたけれども、平成29年度におきましてはこれとは別にOA機器の件でございますけれども、インターネットに接続するときにインターネットとは別にLGWANというものがございまして、これは地方公共団体情報機構というのが運営するシステムでございますけれども、職員が使う、個別に端末を持っているわけでございますけれども、それは全てLGWANで今度は情報をつなげるということに変更いたします。それに伴いまして、その情報等を加工とかしたり、やりとりをするときに、そのものでは職員のパソコンからでは見ることはできるけれども、それを加工して送付するという機能ができませんので、そのものについては別に端末、パソコンの端末を各課1台配付いたしまして、それで加工して対応するというので、新たにそのパソコンを購入する費用が今回計上させていただいております。そのようにご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、お答え申し上げます。

外部専門家に係る経費、それと地域おこし協力隊員の賃金、これとの差が大きいということでございますが、これにつきましては外部専門家、事業の拠点がございまして、そこからの往復の交通費とかいろいろ

ろ考えられますが、こちらの町に来てもらう回数はその分多く来てもらおうと考えております。この外部専門家の身分ということでございますけれども、今のところ考えておりますのは、これは事前に総務省に確認したところですが、その外部専門家個人との契約、またはその外部専門家が所属する事業所との契約で、どちらでもこの対応になるということでございました。ということで、今考えておりますのは、この外部専門家が所属している事業所との業務委託契約ということで考えておまして、その内容で進めたいと考えております。

また、地域おこし協力隊員の研修内容でございますけれども、資質向上に必要な回数をお願いしております。形式としましては、この地域おこし協力隊員が日ごろ勤務しているところに事業所の担当者が来て、その地域おこし協力隊員の地域における貢献をできるように、その研修をしてくれるということでございます。ということで、地域で本来行わなければならない勤務内容に支障のできるだけないような形をお願いをしたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の説明を聞きまして、具体的にどうするのだろうかと思うのが、外部専門家の扱いについてであります。身分上どうするかということにつきましては、今事業所との業務委託だとのことです。町の役場の中をある程度動き回る。そして、これをしてくれよと頼むことは、事業所との請負契約によって来た職員に対して業務命令を出したら、偽装請負にかかるのではないかなと思います。そこら辺についての危惧があります。あと、セキュリティーをどうするか。この2点について再度お願いします。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

○清水直人副町長 外部専門家につきましては、事業者との業務委託契約ということで、先ほども金額の話は出ていたのですが、一応制度上は560万円をアッパーで、その範囲内で必要な経費について認めていくということになるかと思えます。そういった中で、その費用に見合った形で町としてもこの制度を生かしていきたいと。

あとは、偽装請負というお話がございましたけれども、そういった町の職員との指示系統ですか、そういった部分は混在しないように、きちんと専門家の能力、知識等、そういったものを発揮していただいて、ちゃんとその事業者、また個人の方がしっかりと与えられた業務の中で働いていただくというか、業務を行っていただくように努めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 宮原でございます。私からは、54ページのコミュニティーバスの運行委託と、それと地域乗り合いバス路線確保対策費の補助金の件についてをお伺いいたします。

昨年100円の乗車料を取ってコミュニティーバスを運行されておりますが、去年でしたか、その運行利

用者の状況と、それに伴ってことしこの数字からいきますと、かなり赤字になっているような感じなのですけれども、今後の取り組みをぜひお伺いいたします。

それと、この乗り合いバスの補助金制度なのですけれども、西武バスさんとの関係であるとは思いますが、やはりここも改善する余地があると思えますけれども、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○小泉初男議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 51ページの地域乗り合いバスの関係で、今4番議員さんからの質問がありました。

この関係ですけれども、この制度ができて、当初はこういった過疎地の公共のバスを確保しようということで始まったと思います。この関係につきましては、西武バスさんのバス路線を確保するということなのですが、こういった過疎地ですので、どうしても赤字になります。その赤字を当初は赤字分を県が2分の1、町が2分の1、そういう形でこの制度はできてきましたけれども、今回の予算を見ますと町の持ち出しが非常に大きくなっています。

そういう中において、利用者は先ほども話がありましたように、コミュニティーバスの運行もしていますので、かなり少なくなってくると思うのです。利用者が少なくなる場合には、町の持ち出しがどんどんふえていく。やはり、このことは何とか考えていかないとまずいのではないかと、そんなふうにも思っています。これは、横瀬町だけで対応できるか、あるいは秩父地域で一緒になって考えていくのか。いろいろと方策はあろうかと思いますが、いつまでもこの状態でいくことについては、私は非常に問題があるというふうに思います。そのことについてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、コミュニティーバスブコーさん号でございますが、今年度、平成28年度から有償運行をしております。乗車の利用率ですけれども、前年度無償で運行していた場合の約8割、2割の方は少なくなりました。8割となっております。それで、この地域乗り合いバスとの兼ね合いもありまして、まず今後のことを先に申し上げますと、このブコーさん号の運行につきましては関東陸運局に登録をしております、その期間が来年の平成30年の3月でございます。そこでまた更新作業に移るわけなのですが、また2年間隔でその更新の期間がございます。現時点では、来年の3月の時点でまず見直しを図れるかということ、今平成29年度になりまして地域の公共交通会議等を開きまして、その方針を徐々に定めていく。今現在もこういったアンケート等も考えまして、住民の意向をまず聞きたい。そういったものを吸い上げながら、地域公共交通会議を開きまして、どんな方向に進めればいいのかということを決めていきたい。ただ、来年の更新時期にはそれが定まらないと思えます。ですので、その次の平成32年の3月にはいい形で更新ができるように進めてまいりたいと考えております。ちなみに、今回コミュニティーバス運行委託料が1,700万円の予算をお願いしております。それに対しまして、利用運賃が80万円を今回見越してお願いしております。また、特別交付税の措置としまして1,300万円ほどいただける見込みでございます。

それから、地域乗り合いバスの補助金でございますけれども、今回1,022万2,000円を予算計上させていただきまして、県のほうからは200万円ほど、230万円でしたか、補助金をいただけることとなります。ま

た、特別交付税のほうからは600万円の交付税をいただけるということでございますので、全体ですと差し引きで530万円ほど町の持ち出しということになります。合っていませんか。もう一度申し上げます。今回この交通政策推進事業につきましては、この事業で2,755万1,000円の歳出を見込んでおります。それに対して、歳入のほうとしましては県からの補助金が237万3,000円、ブコーさん号の運賃が80万円、特別交付税がブコーさん号につきまして1,306万円、西武バスで600万円、これを差し引きしますと531万8,000円ということになります。

県のほうの補助金でございますが、当初2分の1を県が持つということではございましたが、県のほうの予算をだんだん絞ってきたということで、現時点では県の予算の範囲内ということになると、この237万3,000円が上限ということに、そう聞いております。ということで、交通政策のほうのこの内容は充実するようにまた努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

この乗り合いバスの件なのですけれども、やっぱり先ほどの若林議員さんの質問の中にあるように、横瀬町だけでは対応し切れないと思いますので、1市4町で対応できるかどうか、今後考えているかどうか、お聞きいたします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 私のほうからお答えします。

これに関しては、ことし実験から本格運行にしました。100円に有料にして。当然無料が有料になると利用者が減るということも想定されて、大体当初想定8割ぐらいを見込んでいて、大体想定したとおりだったと思っています。この間の本格運行にした意味は、これはこれで大きくて、先ほど課長のほうから交付税措置の話をしていただきましたけれども、一昨年に比べて1,000万円以上、町の財政負担は軽くなっています。ここまですがまず1段階は上がったかなと思っています。しかしながら、議員ご指摘のとおりで、今の形で最終形とは思っていません。交付税があるので、ネットの支出は抑制はされていますが、持続可能な横瀬町というのを考えていったときに、それは交付税があるからということではなくて、より持続できる形になったほうがいいだろうという、財政面の問題もありますし。何より交通弱者対策として、ブコーさん号はまだ最終形ではないと思っていまして、バス停に行って、バス停までしか運べない。ルートも限定という、次を少し考えていかないとという問題意識は強く持っています。なので、陸運局との絡みがあるので、平成30年3月というのが1つ区切りなのですが、ここで大きくかじが切れるかという、これは少し難しいと思います。実証運行がしてまだ日が浅いということが1つ。それから、例えば高齢ドライバーの免許証の自主返納というのもブコーさん号を絡めてつくったりしています。そういった形の着手等も見定める必要がありますので、平成30年3月では大きな急にかじを切るというのは余り現実的にはないと思うのですが、次の平成32年の3月で少し進化した形を考えていきたいなと思います。

そのときに乗り合いバスとコミュニティーバスを一緒に考えていくということなのですが、秩父郡市で

考えていくかという、ちょっとそこは私としては距離がまだありまして、秩父郡市全体での交通過疎の問題と横瀬町の問題、やっぱり少し違うのだと思うのです。当然広域全体で公共交通を考えていくというのは、一つの柱としてはあるのですが、それよりも横瀬のこのコンパクトな町でそこをどうつくっていくかというのが、全く1市4町一緒ではなくて、横瀬町独自のという部分が私はまだ追求する余地があるかなというふうに思っていますので、広域的に連携するという部分と、横瀬町独自の進化した公共交通の形というのを、それはそれで考えていきたいなというふうに考えています。

○小泉初男議長 他に。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 町長、ちょっと確認の意味なのですが、県のほうで地域乗り合いバスの路線確保に対する補助金というのは、当初の約束でなく、予算の範囲内にどんどん落ち込んできて、それを横瀬町としてはのまなければいけない。そういうことに解釈してよろしいのか。

それから、あとついでですから質問させてもらいますけれども、52ページに基金積立金200万円があります。これは国際交流基金だというふうに思うのですが、ふるさと納税を受け入れて、ここで基金に積み立てる。その基金の扱いなのですが、財政調整基金とか土地開発基金とか、恒久的に基金の場合は目を設定して整理されているのですが、この国際交流基金はそういう意味合いではないということなのかどうか。

それから、先ほど7番、内藤議員のほうからもありました。庁舎の電気料の関係で、これを安くできる方法ということで、先ほどたしか私が捉えたのは、例えば横瀬町の役場庁舎あるいは他の施設、これらを含めて安くするような、それは一括的な契約を望んでいるのか、そういった方法があるのかどうか。デマンドを使つての契約でしたらば、極力節電すればそれなりにかなり電気料金も安く抑えることもできるのですけれども、何力所か散らばっているところを1つの契約にするというのは今まで例がなかったのですが、そういうことをこれから望んでいくのかどうか、確認の意味でお聞かせいただきたいと思います。

それから、1番議員からありましたコミュニティ助成金を使つての補助事業ですけれども、これは長い間、約250万円以内ということで取り扱ってきた内容だと思います。庁内からすれば、各地区や各区からいろいろな要望が出て、それを順番に予算を割り振ってきた。そんな経緯もありますが、この250万円を超えて幾つかに、2団体とか3団体、そういったことでこの補助事業が行われることがどのくらいあるのか。それを参考のためお聞かせいただきたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 電気料についてお答えをさせていただきたいと思います。

役場にはいろいろ施設がございまして、それぞれでございまして。環境面とか、あとは費用面とか、いろいろ検討いたしまして、何が一番いいのか、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、乗り合いバスの補助金に関する県との関係でございますが、徐々にその金額が減らされていると

いうことでございまして、これにつきましては機会を見ながら要望してまいりたいと思います。

続きまして、基金積立金の国際交流基金の積立金の位置づけが目でないということでございますけれども、こちらにつきましてはしっかりと確認して、その結果正しい対応にしていきたいと考えます。

続きまして、コミュニティ助成事業の過去の実績情報でございますが、申しわけありません。今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 済みません。1点だけ教えてください。

39ページです。財務会計システム改修ということで予算がとってあります。私は、横瀬町で町の予算がどのぐらい横瀬町に落ちるのかということとを以前から知りたいと思っております。財務会計課長さんにもお話をしたことがあるのですが、せっかくこうすることで改修の機会がございますので、町で必要な情報についてもシステムの中に繰り入れることが可能かどうかということとを1点教えてください。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答え申し上げます。

財務会計システムの中に契約関係のデータが盛り込めないかということでございますか。その関係につきましては、財務会計システムの中にそれとは別経路で契約システムのデータを入れておまして、契約担当がその取り扱いをしております。ただし、全職員がそれを使えるかということ、そういう環境にはなっておりません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 では、今現在は横瀬町の業者にどのぐらいお金が入っているかという、支出があるのかということがわかるわけですね。それを確認、1点お願いします。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 お答え申し上げます。

今説明をさせていただきましたのは、契約システムといたしまして、契約できる条件に当てはまる、そういった事業者がどのくらいいるか、また個々のデータが入っているものがございしますが、契約内容を蓄積していく、そういったシステムではございません。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようですので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時18分

○小泉初男議長 再開いたします。

執行部のほうから答弁漏れがあるそうでございますので、答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 答弁漏れがございましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

7番、内藤議員のLEDの工事費の総額についてのお尋ねでございますけれども、当初費用としておよそ2,000万円を見込んで計画をしております。平成31年までの計画としております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、先ほど答弁漏れがございましたので、12番、若林議員さんのご質問にお答え申し上げます。

コミュニティ助成事業のこれまで1年度中に複数の団体に助成したかどうかということでございますが、昭和60年度からの記録がございまして、その中では平成20年度、平成21年度、平成24年度、平成25年度と4回ほど2団体に交付したことがございます。そういう実績でございます。また、今回の平成29年度の予算要求につきましては、前年度に申請を上げていただいた、その結果として1団体250万円という要求をさせていただいているところでございます。

以上です。

○小泉初男議長 7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

それで、平成28年度予算が上がってきたときに500万円の工事が出たので、単発工事だと思っていたものですから、こういう大きい工事は総額と計画年数とかを一番最初にちょっと説明だけはさせていただきたいと思います。

○小泉初男議長 よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第3款民生費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 まず、65ページであります。この中で社会福祉団体等助成ということで、町社会福祉協議会の補助金が計上されています。きのうの説明の中で、今度この福祉補助金の中だけでも社会福祉協議会には地域福祉活動について取り組んでいただきたいという課長の説明がありました。予算は同じなのだけれどもということなのですが、具体的にはどのようなことを行おうとしているのかについての説明をお願いします。

それから、2つのページにわたって、68ページと76ページにわたる、これは委託の関係の高齢者福祉、

68ページにつきましては高齢者福祉介護保険事業計画策定委託料であります。356万4,000円と、それから76ページの障がい者福祉の関係であります。障がい者福祉の計画策定委託料ということで第4期の340万円ということであります。町の計画づくりについては非常に大変なところだと思いますが、中身等を見ても、アンケートをとりながら、一定の前の評価を行い、また今年度向こう3年間ないし4年間の計画を立てていこうということだと思います。これに対して、委託というと非常に高額になっているかなと思います。職員でやったらできるのではないかなという感じがしますので、そこら辺についての考え方等について示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

2点です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 5番議員さんの質問にお答えをいたします。

まず、社会福祉協議会補助金についてでございますが、社会福祉協議会は地域の福祉のためにつくられている団体であります。社会福祉法にその団体の活動というものを定義されているものですが、主な業務としては老人福祉、障がい者福祉、さらには児童福祉まで、多方面にわたっている部分であります。予算で説明をいたしました具体的な活動の内容ということでございますが、具体的には社協さんとの詰めがまだ済んでおりませんが、健康づくり課のほうで行っております高齢者福祉に関する業務等を社協と協力して進めていけたらと考えております。先週でパブリックコメントが終わりました第2次の地域福祉計画でございますが、その中であわせて策定したものが社会福祉協議会が行います地域福祉活動計画、これも中であわせて策定をされております。その中に社会福祉協議会が取り組むべきことも示されておりますので、今後町と連携をし、計画に沿った事業を取り組んでいけたらと考えております。

次の計画策定の部分であります。ご質問の高齢者健康福祉介護保険事業計画、それから障がい者福祉計画、この2つの計画につきましては3年に1度、見直しが必要な計画でございます。職員が策定をできないかということでございますが、職員のほう、通常の業務を行っており、それにあわせての計画作成となりますと大変難しいと考えまして、予算計上させていただいたわけでございます。ご質問の中にもありましたが、策定にはアンケート調査、その集計、分析、それを計画の中に盛り込むという業務もございまして、それから、国や県の法令等にもあわせて盛り込む必要もあろうかと思っております。そういった点から考えて、町単独での策定は難しいと考えております。なお、予算計上いたしました金額、これより安い金額で策定いただけるように、その辺は十分考慮したいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。よろしいですか。

他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。1点だけお聞かせください。

69ページの新婚世帯家賃補助事業なのですけれども、これ去年たしか15組だったと思うのですけれども、本年度の実績が何組かということと、それとちょっと予算が余っているようなので、条件を甘くするというか、その辺の緩和とか考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 私のほうから答弁させていただきます。

新婚世帯家賃の実績についてのお尋ねですけれども、過去3年間で申し上げますと、平成26年度が10件、交付実績が186万円、平成27年度が11件で114万4,000円、平成28年度につきましては交付予定ということになりますけれども、7件で97万4,000円でございます。

あと、条件の緩和ということについてなのですけれども、新しいアパート等ができますと、件数等もふえるという条件というか、要因もありますので、すぐすぐ緩和する予定は考えておりませんけれども、今後のその辺の動向等を見て、必要があれば検討したいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。条件緩和は考えていないということなのですけれども、これはすぐそのまま、秩父全体で考えれば別なのでしょうけれども、横瀬町にとっては新婚家庭が横瀬に来てくれば、人口増加、なおかつ子供もふえる可能性もあるということに考え結びつくと思っておりますので、考えてくださいというお願いと、もう一つ、これ役場の職員で受けていらっしゃる方もいると思っておりますので、その辺の意見聴取なども、もし役場職員で受けている方がいれば、すぐ使い勝手なんかもわかると思うので、その辺を取り組んでいただければと思います。質問でなくていいです。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、衛生費、88ページの総務費の総務課分の給与費が本年度の半額になっているのですが、その理由をちょっとお聞かせ願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 ご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

保健衛生費のところの保健衛生職員給与費、確かに半額になっております。ここの給与費につきましては、健康づくり課の主に職員の給与となっております。従来、平成28年までは10名分を手当しておりました。平成28年に子育て支援課が創設されたことに伴いまして、この分を5人分、10人のうち5人分は予算書でいきますと78ページの児童福祉職員費のところの5人分を組み替えしております。その関係で減額となっているわけでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○7番 内藤純夫議員 結構です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 90ページの秩父広域市町村組合上水道管理事業の中での一般会計出資金広域化事業及び基盤整備等強化事業分で3,538万4,000円が計上されています。

きのうの説明の中で、この覚書の中の建設改良費繰り出し基準に基づいて出しましたとのことでありま
す。この覚書の中で見ると、これは経費の負担で統合後の水道事業に対する各市町村の負担は地方公営企
業繰り出し基準に基づき負担するものとする。ただし、国庫補助事業の対象となった水道施設に係る建設
改良費負担分については各市町が協議して定めるものとするという形で定義されておるとおもいます。この
出資金ではありますが、今回広域水道の中で合計として予算書の中で出てきて、広域化に伴う秩父市が約4
億2,000万円、横瀬町が3,500万円、皆野町が5,200万円、長瀨町が2,890万円で、小鹿野町はここに出資金
がされていないとのことでもあります。そういうことについて、広域水道の覚書の中身と、それから今回の
出資の関係についての説明をしていただければと思います。

それと、もう一点は、当初広域化に対しての私たち説明資料等をいただきました。この中で、この出資
金についての記載はあったかどうか。それから、昨年度この出資金についての予算計上は私はなかったと
見ていたのですが、そこら辺について、こういう事情の中でこう変わりましたという説明をしていただ
ければと思います。よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 水道の広域化の出資金についてのご質問でございますので、お答えをさせていただきます。

水道の広域化に際しましては、統合に際して各首長間で覚書が取り交わされております。議員さんのご
説明のとおり、繰り出し基準に基づくものについては基本的には支出する旨合意をされており、ただし国
庫補助金に係る繰出金、今回のこの出資債でございますけれども、これについては統合後に協議をして決
めるというような起債になってございます。この覚書の協議をした時点では、国庫補助に係る出資債につ
いては財政的な面から難色を示すという意見もありましたことから、それについては統合後に協議をして
決定をするというような起債になったわけでございます。そういうことで、統合後、スタートとなりまし
た平成28年度予算には計上されていなかったということになってございます。当初の趣旨の説明等でござ
いすけれども、統合に際しては財政シミュレーション等を行っておりますけれども、その際に出資をす
る場合、それから出資がなかった場合等についてのシミュレーション等はしておりました。

それから、今回の出資につきましては広域化事業を着実に進めていくためには、非常に重要な負担であ
るというふうに考えておまして、各市、町で出資債を起こした場合には、その元利償還金の2分の1が
普通交付税で措置されるということにもなっておりますので、少しでも住民に負担をかけないようにとい
う点において、出資債、今回出資することが望ましいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 衛生費の款だったので、ほかの質問もちょっと用意していたのですが、この出資金のところが非常に重要だったので、そここのところ聞いてしまったので、つけ加えた質問も入っていきませんが、再質問との関係でご容赦をお願いしたいと思います。

今の課長の説明でありました。建設改良等を含めて繰り出し基準ということで、町の住民に対して負担がかからないようにとのことで国庫補助が2分の1ある。だから、そこに対して出資していくのだよとのことであります。実際上に横瀬にこの水が来るというのは7年後というか、統合して、今浦山から来る水が配管を經由して、姿見山に来るのは7年後なのです。そういう中で、今先行投資という形でこのお金を出資していく中身だと思います。首長間の統一もなかなかここから今回の出資要求額から見て統一できていないというのが中身であるのではないかと思います。足並みそろえながら、より経営基盤を強化しながら、安定した水を送っていただきたいと思います。首長間の協議の可能性についてどうであったかについては、首長間協議だと思いますので、町長のほうからこれについての説明をお願いします。

それから、款の衛生費の関係で、先ほど私のほうが質問漏れました子育て世代の包括支援事業についてありますが、来年度子育て世代の包括支援センターを立ち上げて、包括的に子育て支援を推進することですが、このセンターの概要について、体制、これは課を超えての制度になるのだから、あるいは子育て支援課で行うのかという点です。

それから、ホームヘルパー派遣業務は、これを委託で行うのはなぜかというような点。

もう一点、マイ・エンゼル支援事業の支援事業の不妊不育の減額なのですが、子育てをしていくのに対して要望がなかったか。これはもっと子供を横瀬町で産み育てるためには、ここを強めて子供を産んでいただくための、産んでいただくとはちょっと表現が間違っています。それぞれの家庭に支援をするのをどうするかで高めるべきではないかというような点であります。

そして、98ページになります。この不法投棄パトロール防止等委託料が計上されています。パトロール委託の頻度と場所、そして効果はどのようになっているかの説明をお願いします。

今の会計の関係、子育て支援の関係、それから不法投棄の関係であります。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 出資債のほうについて、私からお答えいたします。

水道の広域化がスタートしまして、今まで違ったことをやっていたのを一緒になるという過程では、必ず細かいところでプラスの面とかマイナスの面、今までの条件と変わるところが出てきます。しかし、それらを乗り越えて一緒になることに大きなメリットがあるということを1市4町で統一見解として広域化がスタートしました。この出資債に関しては、足並みがというのをもう少し細かくお話ししますと、秩父市、横瀬町、皆野、長瀬は統一見解です。小鹿野町がまだ町内の議論調整とかが必要でして、今は今すぐというのが難しいのですが、そここのところを時間をかけて小鹿野は小鹿野で、それから1市4町は1市4町の場合でも議論をしていくというような形になっていて、今の現時点での着地になっているというふうに理解をしていただければと思います。いずれにせよ、1市4町の大枠の足並みが乱れていなくて、皆同じ方向を向いている。ただ、各論のところでは小鹿野の議論が町内、それからほかとの絡みで必要というふうに私は現状を理解しています。

以上です。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 96ページ、子育て世代包括支援事業についてお答えさせていただきます。

子育て世代包括支援センターの設置につきましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援、充実を図るために実施をいたします。今までも子育て支援につきましては関係各課と連携を図り、支援を行ってまいりましたが、今後センターを中心にさらに関係機関、町、関係課、それと県の関連施設ですとか、民間事業所と連携を強化していければと考えております。

ホームヘルパーの派遣業務の委託についてでございますが、直接町でヘルパーを雇用するのではなく、既存の事業所のヘルパーを派遣していただくことで効率化を図っております。

マイ・エンゼル支援事業につきましては、来年度、平成29年度につきましては、今年度実績を鑑み、減額予算計上しております。今年度の実績が不妊治療で2件、不育治療については申請はありませんでした。今後この助成金については周知をしていきたいと考えております。必要とする方が気兼ねなく相談できる、利用できるよう、体制づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、不法投棄防止パトロールについてお答えをさせていただきます。

不法投棄防止のパトロールにつきましては、シルバー人材センターに委託をしております。2名の方にお願いをして、毎月見回りをさせていただいております。主に林道沿いですとか町道沿いの部分についてパトロールをさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 この広域の関係につきましては、非常に手が届かないところにいつてしまっているという状況で、広域議員2人いて、資料はいただくのですが、年の広域会議のデータだけとなっていると思います。町長、この運営協議という形があったときに、議員のほうにももっと情報を流したほうがいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○小泉初男議長 再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 大変重要な問題ですので、できるだけ情報は流してまいりたいと思います。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第5款農林水産業費に移ります。

質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 105ページ、施設管理事業の真ん中辺です。施設工事610万円、この内容を教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 大変失礼しました。ただいまの質問、施設管理ですけれども、地域振興拠点施設の施設工になります。これは、道の駅あしがくぼの体験施設の入り口付近のバリアフリー化工事、それから情報提供施設というので、今食堂の中に設立当初につくった小さなテレビモニターですとか、そういったものがあるのですけれども、現在はそれはもう壊れていて、使用ができていないような状況です。そういうものがありますので、それらの撤去工事、それからあと農産物加工所等の空調設備の工事です。それら3つ含めて610万円という予算になっております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○7番 内藤純夫議員 ありません。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 済みません。1つだけなのですが、質問させていただきたいと思います。

105ページになるのですけれども、同じく今内藤議員と同じくページ、場所は違うのですが、農村公園管理運営事業とあります。農村公園、大変すばらしい公園でございまして、私も先日ちょっと見に行きまして、滑り台を滑ってみたりもしたのですけれども、本当に楽しくて、すばらしい公園であるなということを感じております。そういった中で、農村公園はなかなか利用者が少ないというのが現状だと思うのですけれども、これから町長の掲げているハイキング道の整備等も含めて、花咲山が今かなり重点的に取り組まれておりますけれども、ハイキングをしている中で拠点、拠点を結んで線にしていくという構想だとは思いますが、そういった中では新しく作り出すということとともに、それ以上に既存の施設をいかに充実させるかということがもう一つ大事になってくると思うのですけれども、この農村公園の管理運営事業、今最低限の管理なのだと思いますけれども、今後どのようにこの農村公園を発展させ、またどのようにハイキング道に入れていくのか、どのような構想があるのかということをお聞かせ願います。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、お答えをいたします。

農村公園についてですけれども、農村公園については平成29年度については工事請負費として20万円ありますが、これは池の取水部分が今年の台風で破損している部分がございますので、それらを修理するというので予算計上をいたしました。あとは、ローラー滑り台ですとか、中の植栽ですとか、そういったことも、滑り台については少し年数がたって古くなってきているのですけれども、毎年点検をして、必要な部分については修理をしている状況でございますけれども、それら等を含めて、中の植栽等も管理しながら、あそこが芦ヶ久保の駅からずっと日向山へ登っていくハイキング道の途中にもありますので、そういった観光客の皆さんが利用しやすいような環境に整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 4番、宮原です。103ページの有害鳥獣被害防止事業の件ですけれども、町でもかなりやっていただいておりますが、やっぱり年々この鳥獣害被害はふえていると思います。昨年の成果とことし新たな取り組みがあるか、お聞きしたいと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 ただいまの質問にお答えをいたします。

有害鳥獣の関係ですけれども、有害鳥獣駆除につきましては平成27年度が全部で鹿ですとかイノシシですとか猿、ハクビシン、タヌキ、アナグマ等々ですけれども、これは猟友会の皆さんに委託をして、捕獲をしていただいているのですけれども、平成27年度の実績としてはかなり多くて、鹿が118頭、イノシシが31頭、猿が16頭、ハクビシン33頭、タヌキが34頭等々です。平成26年度についても同じく鹿が106頭、イノシシが21頭、猿が24頭、ハクビシン26頭、タヌキ23頭等々になっています。平成28年度の集計等は最終的にはまだ出ておりませんが、これは12月当初の時点では、鹿が109頭でイノシシが38頭というふうになっておりまして、数は相変わらずかなり多いという状況になっております。ことし、平成29年度につきましては、これに基づいてまた頭数に基づいた調査等も実施をしながら、また猟友会のほうとも連携をとりながら、有害鳥獣の対策に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

4番、宮原みさ子議員。

○4番 宮原みさ子議員 ありがとうございます。

捕獲した有害鳥獣の件はわかりますが、この有害鳥獣に被害をこうむっている人たちの数とか、どのような被害というのは聞いているのか、お聞きします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 被害につきましては、やはり作物への害ですとか、あとは猿等が出てきて、家等の屋根に上ったりとか、庭に出てきたりとかというような、そういう被害もございます。具体的に件数を全部というふうにはちょっと集計していないのですけれども、そういった被害が寄せられています。これについては、電気柵の設置ですとか、あとはロケット花火を振興課のほうでもお配りしておりますので、花火を配ってみたり。それから、あとそういった被害の状況が寄せられたところについてはわなを用意したりして捕獲に努めるというような対応をしております。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 同じく103ページであります。

横瀬茶業組合補助金というので、これはほかの団体から見ると3万円になってはいますが、昨年度これ13万

円だったというふうに読みました。大きく減額したので、この点はどうしてかという点が1つであります。

2点目であります。今宮原議員が言った有害鳥獣駆除の関係であります。これで猿害等防除網購入費補助金ということで50万円計上されています。昨年よりもこれが30万円減っていると。被害はふえているというか、なかなかもうみんなやる気なくなってしまうというような感じもありながら、非常に防除網等を進めながら来ている点があると思います。それによって少しでも自分がつくったものをとられないようにということで張り合いというか、そんなのが進んでいるのではないかと思います。ここを減らしていくのがなぜか。

それから、防除網についてなのですが、せっかくなつくった網なのですが、相手は賢くて、いろんなところをあけたり切ったりしながら入っているのが実態だそうなのです。そういうのに対しての自分なりの自助努力で皆さんやっているのですが、それに対しての援助とか何かができるのかが2点目であります。

3つ目であります。107ページであります。これで林業振興推進事業で林地台帳整備等整備業務委託料で250万円計上されています。森林法に基づいて、これは一般交付税で措置されるので、このことをやっていますということなのです。なかなか林地というか、山をどうよみがえらせるかというのに対しての取り組みの中で、これがついたことというか、台帳を整備したら山はもっと生き返るかといったら、お金のかけ方がちょっと違うのではないかなという感じがするのです。そのことについてのこれやっこう進めていくのだ、林地台帳を整備するならば、次にこうにつながっていくのだということがあれば、そのことについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 ただいまのご質問についてお答えをいたします。

まず最初に、茶業組合の補助金でございます。茶業組合の補助金については、平成29年度3万円になって、平成28年度から比べれば減額になっているのですけれども、もともとは3万円というのがベースの金額でございまして、これは東日本大震災以降、風評被害ですとか放射能の影響等を考慮して増額をしております。昨年度につきましては、お茶のパッケージ等の印刷の予定はありまして、それらの印刷を含んだというようなことで増額をしております。平成28年度については、新しく乾燥機等の購入もしたこともありまして、平成29年度についてはもとに戻したというようなことでございます。

続いて、猿の防除網、猿よけの網の補助金についてでございますけれども、これは補助を出して、被害に遭われた方々が網を設置していただいているわけなのですけれども、近年の件数を見ますと、大体平成27年度までは14件から16件ぐらい、年間で利用していただいているのですけれども、平成28年度については8件という、現在のところは数値でございました。ある程度猿の行動範囲の中で網をつけていらっしゃる場所というのが、ある程度は行き渡ってきているのかなという感じはしています。新たなものというよりも、これからは新規の件数よりも、ある意味更新の時期というか、もう古くなって悪くなったものについて、それを補修したり変えたりというようなふうになってくるのかなという気がします。そういったことも含めて、今回多少減額をしたということでございます。

それから、林地台帳の整備でございます。林地台帳の整備につきましては、近年森林の荒廃が進んでおりまして、森林の土地の所有者の特定をすることが困難であったり、隣地の境界が不明になっているとい

うような問題が、森林整備や木材の安定供給を妨げる要因になっているということでございまして、市町村が所有者の情報を林地台帳として整備して、効率的な森林整備につなげていくということが、この林地台帳の整備の目的でございます。台帳を整備することによって、効率的に例えば森林をある程度集約したりとか、そういうことにつなげるというのが目的になっていると思われまます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 阿左美議員の質問とあれなのですが、今台帳のことは聞きましたので、これは先日森林組合でちょっとヒアリングを受けて、いろいろちょっと興味があるので、やりました。森林組合のほうも地籍調査、要するに台帳調査からしないと、今後の森林設計ができないということで、随時進めていくような理事長さんのお話でした。

私も先日、前回、百幾万円という林業予算でしたね。今回台帳整理で二百幾万円ふえて400万円になりましたけれども、森林に対する市場経済の中ではすごく弱い立場です。やっぱり民力が弱いということで、公的な資金というか、行政の援助というのが初期投資として必要ではないかなと思います。林業については、戦後の皆伐して、また植えたということで、60年ぐらいたっているわけですが、保育型から間伐利用型というのに移行するというので、路網整備とかそういうことがすごく重要だということをやっと勉強しました。路網整備といっても、日本の場合には所有者が細区分されていますので、やっぱり台帳調査、地籍調査は必要だと思います。

何が言いたいかというと、どういうふうな、これから積極的に林業にかかわっていくということは大事だと思うのです。70、80%ぐらい山ですから。それはすごく大事なので、やはり町として、あるいは当然個人所有者がいっぱいいるわけですから、そういうことをうまく集約して、こういう公的機関としての森林設計というのを町として考えてやっていくべきだと私は思っています。予算が地籍でふえたので、安心はしているのですが、小さいことでも積極的に投資していくとか、計画していただきたいなと思うので、町長の森林に対する思い入れとかどういうお考えがあるか、ちょっと聞きたいのですけれども。大ざっぱで結構です。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 では、森林全般ということでお答えします。

なかなか林業分野で難しいのは、経済性が確保されていないという点です。したがって、何かやるにも金が必要で、その金、例えば補助金とかがないと難しいということが多い。これが1つ。それから、森林組合が秩父広域で横瀬も一緒になりましてという流れがまさにそれを端的に象徴しているのですが、やはり規模のメリットが必要な事業だと思います。なので、そこのバランスをとりながらという考え方は必要かなというふうに思います。町単独でできることはもしかすると限られていて、広く広域で考えていく必要があること。やはり大きな力で押していかないとなかなか難しい問題であるということ。一方で、関根議員がおっしゃっていただいたような小さな一歩を踏み出していくということも大切です。今回もそういう意識はあるのですけれども、町としてもできることを一歩一歩進めてまいりたいとは思っています。

ます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 国のほうも林野庁で多分300億円ですか、予算を国調につけているということなのです。林業というか、いろいろ山に興味のある人に聞くと、縦割りで、国調だけではなくて、いろんな意味で山に入る。国調だけの予算で入るということではなくて、いろんな調査の仕方があるということです。縦割りで無駄な資金、ダブっている資金の供給が多いというようなことは聞きました。だから、よく国の方針とかそういうことを精査していただいて、やっぱり先ほど町長言ったように、経済性の問題があるので、補助金頼りというのはあります。ですから、そういうのをうまく利用して、横瀬町の山の特性だとか地形だとか、ドローンが云々とありますから、そういうことにも利用できるのだったらそういうことを使いながら、山の植生、あるいはそういうものを捉えていったらいいのではないかなと思います。これは提言ですので、ぜひ町長、今のあれでいきますと山に対する思い入れもあるなと感じましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○小泉初男議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 ないようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第6款商工費に移ります。

質疑ございますか。

7番、内藤純夫議員。

○7番 内藤純夫議員 それでは、質問させていただきます。

112ページ、観光施設整備事業、一番下、ハイキング道等整備工事54万円、平成28年度予算も54万円、ことしも54万円と。町長にお聞きしますが、ハイキング道を整備しようという大きな計画があったと思うのですが、この予算では修繕程度ぐらいしかできないと思うのですが、もう少し大きな金額をかけて、横瀬町のハイキング道、整備したほうがよろしいかと公約でも言っていますので、思いますが、いかがでしょう。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 お答えします。

ハイキング道を順次整備していきたいと思っています。しかしながら、段階がありまして、前回は申し上げたかもしれませんが、まず点を整備していくというのがその前段階で必要なかと思っています。今この商工費の関係で、振興課関係がその点の整備というところの段階で、(仮称)花咲山だったりということが手をかかっている状況です。そこから線を広げていくということをこれから先考えていきたいと思っています。いずれにせよ、中長期的には歩きたくなる町をつくっていきたいと思っていますので、ここは順次予算と、それからマンパワーというものをそれなりにかけていくことは考えております。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

○7番 内藤純夫議員 結構です。

○小泉初男議長 次に、質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。それでは、私のほうから3点、まず110ページの観光イベント委託と、同じく魅力発信等強化事業委託です。

これ同じような内容だと思うのですが、これの内容と違い、それと去年もちょっとほかのところでもお話し申し上げましたけれども、一緒にして規模を大きくして効率的に展開してはどうかということがまず1点。

それと、111ページの真ん中辺の特産物等開発事業費補助金、これ30万円なのですが、本年度の実績などと今まで過去にどんなことで交付をしてきたか、今後拡充の予定はあるのか、お聞かせください。

それと、もう一点が112ページの観光産業協会補助金950万円と、戻ってしまいますけれども、110ページの同じく観光協会補助金の15万円とあるのですが、これ違いは何でしょうか。

以上、3点お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、お答えいたします。

まず最初に、観光イベント等の委託料でございます。観光イベント等の委託料につきましては、芦ヶ久保地域で里山まるマルシェ事業というのをやっております。その業務の事業に対する委託と、それからARということで、ゆるっとARくよこぜということで、スマホ等を利用した町歩き事業ということに充てております。

それと、あと魅力発信につきましては、観光ウェブサイトの管理運営のほうに充てている事業でございます。

それと、次に特産物の関係ですけれども、特産物につきましては平成28年度については問い合わせ等検討中というのが1件あるのですが、実績のところは今のところないというのが状況です。ただ、平成28年度については農林振興センターのほうの事業で、地域の特産物の開発等の委託事業がありまして、そのフィールドを横瀬町でやってもらえないかということで、その事業のフィールドが横瀬町になって、横瀬町で特産物の調査研究みたいなことをしておりますので、それらがうまく話がまとまれば、平成29年度にこの事業が使えるのではないかなというふうに思っています。ちなみに平成27年度については1件実績がございまして、おまんじゅうですとか、それから乾燥チップスですとかクッキーとかというようなもの

を1件開発をした実績がございます。

それと、商工団体の助成事業として観光産業振興協会に補助を出しているものと、それからもう一つは観光振興団体等助成事業ということでございます。この15万円というほうは、主にこれは商工部会のほうに出しているものだと思います。観光振興団体の助成金ということで町の観光協会に出しております。こちらについては、主にはブコーさん観光案内所の運営管理等に充てている補助金でございます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

それでは、最初の観光イベントと魅力発信の事業は一緒にできないということですね。

それと、農業開発の補助金は、農産物開発補助金の拡充予定を、済みません。

○小泉初男議長 振興課長。

○町田文利振興課長 特産物の開発につきましては、町のほうとしても応援をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今との関連がありますので、1つプラスアルファという形になります。

まず、109ページであります。109ページの地域活性化対策事業の中で、地元商業活性化対策事業補助金というのがあります。これについては、これはどのようなもので、どのような効果が上がっているかについてが1点であります。

それと、もう一つであります。今阿左美議員の言った111ページの観光地横瀬推進PR事業の中での特産物等開発事業補助金であります。今後応援していきたいということでもあります。平成27年度の中でおまんじゅうと乾燥チップス、クッキーというのがあったということの今お話がありました。どこにこの、本当に力を入れながらやっていただきたいこの特産物、特に芦ヶ久保地域等で開発をやって進めていけばと思いますので、どういう形でこれがどういう団体とか、具体的な進め方、このように振興課として考えていますというのがあれば、それを示していただきたいと思いますので、2点ですが、よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、お答えいたします。

109ページの地元商業活性化対策事業につきましては、これは元気を当てようキャンペーンというのを町の産業観光振興協会のほうで行っておりますけれども、この元気を当てようキャンペーンの事業費として補助しているものでございます。ご承知のとおり、買い物をして券をもらって、それについて景品等を抽せんでというような事業でございますので、この辺も引き続いて町の商業の活性化のほうに役立てていきたいなというふうに思っております。

それから、もう一つは、特産物等の開発でございますけれども、これについては対象は民間の事業者になります。民間の事業者で開発をしたいということで応募をしていただいて、それに対してまちのほうで補助金を出すというもので、そういった補助金でございます。先ほどもちょっとお話をしましたけれども、町の特産物の開発、何かつくろうということで、意欲的に取り組んでいるような方もいらっしゃいますし、町のほうとしても横瀬町の特徴あるものをつくって売り出せば大変いいなというふうに思っておりますので、この辺も応援をしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 地元商店街の活性化対策ということで、元気を当てようキャンペーンの中での事業費補助とのことであります。元気を当てようキャンペーンについては、ことは大分後まで残っていたというか、よこぜまつりが雨のため余りなかったもので、芦ヶ久保の観光案内所でこれはずっとやっていた中身だと思えます。そういうので、町として元気になる応援という形でこういうのをやっていこうではないか。その各地元の商店街から協賛金を募り、進めているところだと思えます。そういうのに対して、町も積極的に応援しましょうということでのこのPRだとか進め方というか、そういうことに使われているのですか。それとも、景品というか、そういうことにこの補助金が入っているのかどうかはまず1点です。

それから、特産物開発事業等については民間事業者ということでありました。付加価値をつけながらどうかということでもあります。1つの点として、道の駅でのクッキー化とか、それから民間業者というならば、道の駅にこんなのを考えてみたらどうかということでの、1つは例えば例としての芦ヶ久保のメープル等もあります。こういうのを道の駅あしがくぼで一応第三セクターですけども、何か考えてみたらどうかと、そういうことに対しての補助金、これが出せるかどうかについての2点であります。よろしくお願ひします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、お答えをしたいと思います。

元気を当てようキャンペーンにつきましては、事業に対する補助金ですので、PR活動及びその中の賞品等に双方に利用されているものと思っております。

それから、特産物の開発ですけれども、道の駅等でそういった町のほうとしても今現在も何かできないか、提案をしているところもあるのですけれども、そういう意欲的に開発をするようなことであれば、この補助金で対応できるのではないかというふうに考えています。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 道の駅のところは少し補足をします。

この特産物開発は横瀬にとっても一つのテーマです。いろいろな受け皿があっただけいいかなと思います。この補助金というのが1つ。それから、観光産業振興協会のほうでも若手を中心に開発をしていたりですとかということもありますし、道の駅は道の駅でやっています。道の駅は今例えばユズを使った商品だったり、あるいは紅茶を使った商品。この前ですと、氷柱のクッキーとかをつくってきています。幸い今道

の駅は大変収益力がありまして、内部留保がありますので、そこに補助金を使って道の駅をやるということは今は想定していません。道の駅の中の資金を回して、そういったことをやっていきたいと思っています。ただし、なかなか人練りが厳しいところがありまして、その限界的な部分はあるのですが、道の駅としてもこれから力を入れてやっていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第7款土木費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。こちらは、先ほど農村公園の質問をさせていただきましたが、それとちょっと関連はするのですけれども、ページで119ページになります。ウォーターパーク・シラヤマの管理運営事業になります。

こちらの公園も同じく農村公園と同じようにすばらしい公園でございます。そういった中で、若干手前側の公園側ですか、遊具とかあるほうは親子連れとかよく使っているのを見ます。また、川原は公園外になるのだと思うのですけれども、バーベキューをしていたり、川遊びをしていたりとか。ただその一方で、対岸に行きますとかなり草ぼうぼうで、施設があったのだらうなぐらいな感じになっております。そちらを整備したからといって、誰かが使うかどうかということはまた別なのですけれども、先ほど町長のご答弁の中で、内藤議員に対するご答弁の中で、まず点を整備するというお言葉があったのですけれども、まさにそういった意味では、この農村公園もウォーターパークも、今この款ではウォーターパークですけれども、点になるのかなというふうに思っております。そういった中で、まず1点目は、このウォーターパークについて、もしこの款で触れていただけるなら農村公園も含めてですけれども、点としての認識が、まずハイキング道の中の点としての認識があるかどうか。そして、もしあるのであれば、今後の整備を充実させていくという方向性になると思うのですけれども、どのように活用していくというふうにお考えかどうか。

また、もう一点は、よこらぼ事業の中でもかなりこの活用方法というのは出てくると思うのですけれども、まず例えばある業者が、こういう公園を整備したいという業者、または公園を使ってこういうことをしたいという業者等が今後出てくることも想定されると思います。ただ、今現にスペースマーケットさんとよこらぼのほうの、事業をしていると思うのですけれども、この議場なんかもスペースマーケットさんを通して貸し出し等というのが始まるころだと思うのですけれども、そういった中で例えば農村公園と、ここでもし触れられるなら農村公園とウォーターパークに関しては、スペースマーケットさんのほうの審査基準もあるとは思いますが、スペースマーケットさんの中で何か一つの商品と言ってしまったらあれなのですけれども、一つのスポットに位置づけがされているかどうかという部分。スペースマーケットさんの管理する横瀬町のスポットとして議場のほかにウォーターパークは入っているかどうかというところ、その点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、建設課のほうからウォーターパークの管理運営についてご説明いたします。

ウォーターパークにつきましては、こちらの右岸側と左岸側で別々に横瀬川で別れているわけですが、先ほど向井議員から話されましたように、左岸側ですか、左岸側の遊具があるほうについてはトイレ等があったり、また遊具あるいは砂場があったりとか、ベンチがあったりとか、いろいろ管理をしているところがございます。また、年に1度、そういう遊具等がありますので、長瀬の運動器具さんですか、そこと契約いたしまして、点検をして、また子供たち、また利用者に事故のないよう点検、修繕をしているところがございます。

また、対岸、右岸側の池があるほうですか、池があるほうにつきましては、先ほど向井さんのほうからちょっと管理の面からしてもちょっと寂しいというようなお話をいただきましたけれども、池につきましては余り汚れるようでは、皆さんが来たときに雰囲気が悪いので、年に最低1回は掃除しているわけですが、また草刈り、除草等につきましてもシルバー等を頼んだり、またうちのほうの建設課に毎日来ていただいているシルバーの方に年何回か、草刈りをしています。また、以前はあそこの池に水車小屋があって、平成3年ごろつくったときには木製の水車があったわけですが、なかなか木製ですと維持管理等が大変で、あそこの水につきましては井戸があって、その井戸からポンプで上げているということなのですが、ポンプ等が時々壊れたときに水車がとまります。とまると、木でつくってありますものから、すぐ乾いてしまってひずみ等が起きてしまうというので、そういうもので大分何年か面倒を見ていたのですが、維持管理費用が大分かかるということで、今水車のほうは撤去されております。

また、上の段に行きますとあずまやがあって、あずまやの奥にトイレがあったのですが、トイレにつきましてもちょっと奥まったところにあるということで、夜間とか夕方から夜間に関しての安全面とか、近所の人からいろいろ不安等も出ましたので、今トイレもないような状況になっています。そういう面におきますと、どうしても左岸と右岸の管理が大分違ってくるのですが、これからまた今横瀬川を挟んだウォーターパークの川原については、近隣の方あるいは遠くから来る方が大分利用しているようなので、それに見合った整備等を進めていきたいと思っております。

また、よこらぼとウォーターパークの関係ということでございますけれども、あそこ都市公園になっていますので、利用する場合には普通に遊ぶ場合はいいのですが、団体等で何か貸し切るとか、そういうような場合にはその都度基準に合っているものであれば、そういうことに利用することは可能かと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうからお答えします。

まず、ウォーターパークと農村公園が点としてどうかということですが、点として重要です。先ほど申し上げましたけれども、点を線にしていく。その先には面をつくっていくところまで考える必要があると思っております。農村公園であれば農村公園は点でありますけれども、周辺の芦ヶ久保エリアを面として考えて整備をしていくという考え方。そして、ウォーターパークに関しては、この前礫岩露頭が天然記念物指定もされました。また、魅力が1つふえて、そして棚田のお客様が毎年ふえてきている状態で、

さらに花咲山ができてくるというところで、そこを面として考えて整備をしていきたいという思いを強く持っています。これが1つ。

それと、スペースマーケットでというところなのですが、当然使えるものは全てテーブルには乗せるということだろうと思います。それは農村公園もウォーターパークもその例外ではありません。ただ、スペースマーケットの場合には反対側にお客さんがいますので、お客様にとって魅力があるかどうか、使えるかどうかというのは、ちょっと私たちの思いと場合によってはずれることもありますので、そういう感じで見えております。いずれにせよ、外したりということではなくて、テーブルに乗せるものとしては認識しています。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 土木費についてです。4つほどお願いします。

まず、116ページの防災安全対策事業ということで、国の社会資本整備交付金を受けて橋の長寿命化対策を実施とありました。今回清水橋とのことなのですが、この測量調査委託というのはこれは何をしようとしているのかなのです。橋の安全寿命を見るときに、調査というのと測量の意味がちょっとわからないので、そここのところの説明をお願いします。

それから、防災安全対策工事については、これは清水橋だけなのかどうかという点が1つであります。

次に、117ページです。きのうありました河川総務の中の急傾斜地崩落対策事業負担金ということで、芦ヶ久保小学校の裏との説明がありました。負担金1割ということで、ここは212万円なので、トータルはその上になると思います。それで、これについてはどこが実施主体で、どのような点を工事として位置づけているのかというについての概要を説明よろしくをお願いします。

それから、119ページです。新規事業としての土木の中の都市計画の地籍調査事業ということです。地籍調査事業計画書策定委託料ということで、一步動き出したとのことであります。今秩父地域での地籍調査についての受け皿づくりというのが研修会とき、講習会ですか、あったと思います。測量事務所等が受け皿をつくってやっていこうということの説明だったと私は聞いているので、そこら辺がどうなっているかについての町で把握している範囲がありましたらよろしくをお願いします。

最後、4点目ですが、121ページの住宅費の住宅リフォーム補助事業ということであります。この住宅リフォーム補助事業については、町の中の小さな業者等がいろいろな点をそれぞれの家庭がこの住宅リフォームすることによって、みんなが業者も含めて元気になっていこうという点の発想だと思います。それに対してだんだん、だんだん尻すぼみというか、非常に利用者が少ない状況だと思います。これについて、この住宅リフォーム補助金制度をやって、大きくうちは建てかえられないけれども、こういう点に使います、こういう点に使います。こういう業者でやって、町を活性化していこうという意味だと思います。これについての今の進め方について説明をしていただきたいと思います。

以上、4点ですが、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、浅見議員さんのご質問にお答えします。

まず、1点目の116ページの防災安全対策事業ですけれども、この防災安全対策事業の中で測量調査委託料と防災安全対策工事があるわけですが、議員さんがおっしゃいましたように、清水橋の修繕関係でございます。まず、清水橋につきましては、平成23年に修繕計画の中から老朽化のため修繕が必要だというような結論が出ておりました。これに基づきまして、来年度、平成29年度、修繕工事を行うわけですが、測量委託料につきましては防水工事、舗装工事、伸縮装置の修繕を行うということで、詳細設計を見ております。測量調査となっていますけれども、実際には橋の修繕のための詳細設計でございます。また、工事につきましては、その平成29年度に詳細設計をして、それが終わりましたら、その後に工事のほうも発注したいと思っております。その額がおよそ1,900万円ぐらいですけれども、これは概算工事でありますので、詳細設計をした場合によって増額変更があるかと思えます。

また、工事については、基本的には清水橋の橋梁整備、改築工事1本でございます。また、測量調査委託料の中に清水橋の詳細設計はありますけれども、もう一点、芦ヶ久保橋の、町道8号線から駅に行くところにある芦ヶ久保橋ですけれども、芦ヶ久保橋の側道橋、歩道の詳細設計もこの測量委託料の中に入っております。以上でございます。

続きまして、117ページの急傾斜地崩壊対策事業負担金でございますが、この場所につきましては芦ヶ久保小学校の裏の場所でございます。土砂災害防止法の中で特別警戒区域に指定されている関係がありまして、また下が小学校、避難所あるいはまた各々の事業で利用しているところで緊急性がありますので、何年か前から県のほうにここの対策工事をしてくれということを要望しておりましたところ、平成28年度に実質調査が入った関係で少し事業が進んでまいりました。平成29年度につきましては、地質調査に基づきまして工事のための詳細設計を始めるといってございまして、これから設計の委託料とか、来年度になるのか、再来年になるのかわかりませんが、工事についてもその工事費、事業費の10%を地元の市町村が払うということで、来年度詳細設計が2,120万円ということで、その10%ということで212万円の埼玉県に対しての負担金を計上させていただきました。ちょっと抜かしてしまったのですが、工事自体、調査自体の実施団体は埼玉県でございます。

続きまして、119ページ、地籍調査事業ですけれども、平成29年度につきましては50万円ほど計画の委託、計画書を作成するに当たり、委託料として50万円を計上させていただきました。予算のほうでも説明しましたけれども、実施計画というのは、では何年かけてこの地質調査をするのか、あるいはどういうふうに割り振ってしていくのかとか、いろいろ詳細な計画を立てるものでございまして。この委託費の50万円の基準、基礎というのですか、それにつきましては3年ぐらい前に東秩父村が始めましたので、その役場のほうにちょっとお聞きしまして、どのくらい計画はかかるのかと、計画書をつくるのにかかるのかというようなお話をしましたところ、四十何万円ぐらいうちのほうはできましたということなので、特に業者に見積もりをとったわけではなく、東秩父村の実績で計上させていただきました。

また、地質調査の受け皿づくりということはどうなっているのかというご質問ですが、先ほど浅見議員さんからもありましたように、秩父地域で測量士会とか設計業務とか、そういう業者等の団体が一般財団法人をつくりまして、地籍調査の受け皿づくりを検討しているというお話を業者のほうからいただいております。まだまとまっているようではありませんけれども、そんなような状況だそうです。地籍調査

を行うのに役場の担当ですということではできませんので、市町村については本来は基盤整備等やっているようなところであれば、そちらのほうで地籍調査等ができるみたいですが、一般の市町村ですと、能力を有した社団法人等であれば包括委託ができるのだというようなお話を聞いています。その準備を秩父地域の測量士の会社とか設計の会社とか、そういうのが集まって、今何か検討しているという話は聞いております。

また、他の市町村の動向についてということですが、秩父地域におきましては秩父市、小鹿野町が始めているところでございます。長瀨町、皆野町については、まだ横瀬町と同じく始まっていないようでございます。ただ、来年度についてはちょっとそこまでお聞きしておりません。ただ、この調査が始まっている秩父市にしても、小鹿野町も、毎年やっているのではなく、ちょっと幾らか行き詰まると休んだりとか、それが国のほうから交付金等をもらうのですけれども、1年休むと、事前に今年度は休みますとか、そういうような申し出をすれば休むということもできるみたい。だから、休止しているようなところも埼玉県の中にも何カ所かあるようでございます。

続きまして、121ページの住宅リフォーム補助事業でございますけれども、議員さんのほうからこの利用がほとんどないような状態で、今後どうするのかというようなご質問ですが、この利用ですが、平成25年には5件ありました。平成26年が4件、平成27年が3件、平成28年につきましては今現在です。もう3月もあれですが、1件のみでございます。このことにつきましては、平成29年度の新年度予算策定時にも執行部のほうでこのことに関して質問とか疑問が出ましたので、今建設課におきましては住宅リフォーム補助事業の要綱等を見直す作業を始めたところでございます。今このリフォーム補助事業につきましては、横瀬町の地元の中小企業さんの育成ということで始めた事業でございますので、利用できる対象が横瀬町の業者さんでないと対象外ということになっております。今後につきましては、この住宅リフォーム事業を進めるに当たりまして、今要綱の見直しについて、横瀬町だけでなく、町外の業者でもできるような利用を少し考えております。基本は横瀬町ということですので、地元は例えばのあれですが、まだ決め手はおりませんが、地元の業者の場合は例えば今限度額が10万円ですが、町外の場合には5万円だとか、そんなようないろいろ町民の方が利用しやすいように見直す検討を始めているところでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第8款消防費に移ります。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 5番、浅見です。2点ほどお願いします。

1つは、122ページです。これは消防の消防団員活動事業ですか。この中で無線機購入とあります。今無線機についてはどんな無線機か。デジタル化するものかどうか、あるいは各分団、5分団それぞれありますが、どういうところに配置しようとしているのかが1点であります。

もう一点は、これは災害対策費の関係で、ページ124の右下、一番下です。土砂災害ハザードマップ作

成業務委託であります。この土砂災害のハザードマップ等につきましては、先日県土整備事務所からの説明会があったところであります。なかなか住民合意ができるできないという難しさがあったのだというふうに聞いていますが、そういう点での進捗状況はどうだったのか。町としてどう捉えているのかが1点であります。その中で、このマップはどの程度作成するのか。全世帯分に行き渡る分つくるのかどうかについての大きく2点で、細かには3点になりますが、よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 答弁させていただきたいと思います。

まず、1つ目の無線機の購入の件でございますけれども、どんな無線機かということでございますが、簡易型のデジタル無線機、トランシーバーのようなものでございますけれども、5ワットの出力のものを予定しております。配付先でございますけれども、本部に10台、これは正副団長、部長、主任、車両、あと予備ということで10台でございます。それから、各分団には5台ずつ、計25台を予定しております。正副分団長、部長、車両に搭載する予定であります。

次に、土砂災害ハザードマップの作成の件でございますけれども、細かく分けると2つに別れるということで、1つの指定の土砂災害の横瀬地内の指定に関しては総務課の所管ではなく、建設課の所管でございますので、ハザードマップの件について総務課のほうから答弁をさせていただきます。ハザードマップにつきましては、今回の予算の要求した前提となることは、大字横瀬地域が土砂災害の地域の指定があるということを前提に予算要求をしております。ついては、これがまだ今のところ決まっておきませんので、指定された折には4,000部ほど印刷をして、毎戸配布をする予定でございます。指定がなくても、今現在大字芦ヶ久保地区は土砂災害の指定がされておりますので、ハザードマップがございます。ただ、部数が少なくなっている関係があるので、そういうことも踏まえまして、あと今回大字芦ヶ久保地区は地すべりの指定の関係もありますので、大字横瀬が指定されなくても、可能性としては大字横瀬は指定がなくてもつくる可能性もございますので、その辺は流動的でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、土砂災害防止法の区域の指定の進みぐあいはどうかというご質問かと思うのですが、先月2月の19日の日曜日だったかと思っておりますけれども、横瀬地区の指定、また追加の芦ヶ久保の地すべりの指定の関係で、県土整備のほうで説明会を開いていただきました。

それにつきまして、警戒区域と、イエローゾーンとっておりますけれども、あと特別警戒区域、レッドゾーンですけれども、レッドゾーンの区域に当たる方のほうから何名か、反対の意見を町民会館の説明会でいただきました。また、全体の説明会の後、2階の大会議室で個別にまた説明を受けたのですが、そういう中でも何人か、赤のレッドゾーンになる区域の方、指定されると建築をするのにも制限がかかる。あるいは、土地の評価等が落ちるといって反対の意見をいただいているところでございます。

また、この指定につきまして、埼玉県では今年度、平成28年度に全て指定をするのだと、これが最後だというようなことで、県のほうからも町のほうにいろいろ説明を受けているところですが、何分2月に説明会をして、今月の中旬までに回答を欲しいと、意見が欲しいというようなことが言われているの

ですけれども、いろいろほかの市町村、長瀬、皆野、小鹿野、秩父市等の状況等を聞いているところでは、何年か前に横瀬町も芦ヶ久保地区だけその区域指定をしたところですが、そのときには小鹿野町、秩父市等が先に先行して行っていましたので、横瀬町もそれに倣って、住宅があるところについてはレッドゾーンを外して、警戒区域だけにした経緯があります。ただ、昨今広島のとろ砂災害とか、そういうようないろいろな災害が起きていますので、近年いろいろ指定してくるところにつきましては、県が調査した結果の警戒区域、特別警戒区域、そのものどおりに指定しているというようなことが多くなっています。若干小鹿野町、秩父市、長瀬町については1カ所ほど外していると、赤を外しているというようなことは聞いていますけれども、横瀬町としても忙しい中ですが、今後なるべく基礎調査のとりの指定ができるよう検討しているところですが、また今後短い期間ですが、現地に行ってみたりとかちょっとして、いろいろ検討していきたいと思っています。一番の重要は、その地域の方の人命を守るということを基本に考えて、指定に向けて進めていきたいと思っています。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 再質問します。

1つは、このデジタル無線機の関係ですが、デジタル無線ということではほかの傍受等がいかないというふうに捉えるのですが、この5ワットというのは結構大きいものだと思うのです。車両10台と分団等に全ていくということですが、周波数、これ横瀬独自になるのかどうかというのでの再度の質問です。

もう一点のほうのハザードマップ等につきましては、今課長から説明がありました。人命を守るというのは、理念はみんなわかっていると、この間の説明会をしても。その中で、指定をすることがどういうマイナス局面になるか。安全を守る、それは誰でも一致できる。でも、指定されたことによって、その地域が付加価値というので、これはもうだめだよということに指定されることが危ないのだと言って、かみ合わない論議だったと思うのです。町として調整していただきたいと思いますが、どのように考えるか、もう一度よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

デジタル無線機の件でございますけれども、これは総務省のほうに届け出る機種でございますので、その辺は確保されると考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 建設課長。

○横田 稔建設課長 再質問にお答えします。

土砂災害防止法区域の特に特別警戒区域のことだと思うのですが、町といたしましても早速行いましたけれども、人命尊重ということが一番だと思います。また、区域指定の中で何名か反対ということで、そこを外しますと、その全体が外れてしまうと、その区域の全体が外れてしまうということになりますので、意見等は全部出ているわけではありませんけれども、特に説明会に来なかった方、あるいはご質

問等、また反対等がなかった方については指定もやむなし、あるいは逆にそういう危険なところであれば指定をしてもらって、なるべく早く対策等をしていただきたいという方もいらっしゃるかと思います。そういう方も全部抜いてしまうというような形になりますので、できればそういうことも検討しながら、区域指定を検討していきたいと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。こちらでは質問を4つほどお願いします。

まず、1点目が128ページにございます。ここの議会でも何度か討議されている内容の中学生国際交流事業に関してでございますけれども、昨年度の費用に比べると、今年度が607万4,000円で、次年度が492万7,000円と減額になっております。これはもともとの資金が変わったということで、資金のそのもとが変わったということで、若干縮小を考えていかなければいけないという部分も含みながら、ただ拡大もある意味考えていかなければいけないという、すごく難しいはざまの中での事業だと思えます。そういった中で国内事業等も考えていらっしゃるって、今年度はそれを実行された。次年度もそれを予定されていると思えますけれども、このあたり予算が減ったことに対して、次年度はどのぐらいの規模で、具体的にもしある程度決まっていれば、昨年は15ですか、14人ですか、オーストラリアのほうに行かれたと思うのですが、ことしは何人ぐらい想定しているのかというところをお願いします。国内事業に関しましては30人ぐらいの規模でということでご説明をいただいておりますが、そのあたりに関しての部分。

そして、もう一点目が133ページ、ここはちょっと関連しますので、2つを1つでお聞きしたいのですが、133ページのICT関係、学校ICT整備事業、こちらに関しましては小学校になります。また、138ページ、こちらは中学校の事業になります。こちらに関しましては、施政方針でもございました、こちらの子供教育創造機構とのよこらば連携事業によってタブレット端末100台及び電子黒板等を導入するというところでございます。ここに関して機械代の購入費というのがそれぞれ73万5,000円と141万6,000円、合わせまして215万1,000円と、この中で電子黒板をそれぞれ取り入れて、その上でICT機器を。ICT機器、単純にこれを電子黒板の分を引かないで100で割ってもかなりの割安になるのかなと。ICTの機器、どういうものにもよるかと思うのですが、タブレット端末だと思えます。どういうタブレットにもよるかとは思いますが、この実際100台を入れて、実際中学校のほうで何台、小学校のほうで何台、どのような形で利用していくのかというところをお聞かせいただきたいと思えます。どのようなというのは、例えばパソコン室みたいなところに置いてやるというよりも、恐らくこれに関しましてはタブレットなので、パソコン室ではなくて、教室でできることなので、教室だとは思いますが、各何学年が持つとか、そういうことなのか。それとも、全ての学年がその授業の際にだけ使うということになるのか、お願いします。

もう一点が、155ページになるのですが、ちょっと飛びますが、下のほうの児童生徒健康管理事

業というところのこの消耗品費12万3,000円とございます。こちらは事前にちょっとお聞きして、今小学校でフッ化物洗口というのをやっていると思うのですが、今年度から開始された事業でございます。これに関しましてはかなり事前説明会等もありまして、そこでもかなりもめた内容でございました。保護者の方の一部の中には、これは体によくないのではないかと気にされている方もいます。ただ、これはよくないのかいいのかどうかというのは、これ議論がなかなか難しく、国もこれはいいということで勧めております。自治体の中には、それで表彰された自治体もあると。それで結果が出て、虫歯が減って、表彰された自治体もあるということですので、実証もされているものであると思います。

そういった中で、ここで問題なのは、その中で6万7,000円が計上されているということだったのですが、ここで問題なのは金額がどうかということではなくて、保護者がそれだけ心配されている保護者がいる中でこれを進めていく。これは、あくまでも国の事業から波及して、県の事業、条例制定があって、この町でも初議会であった6月議会にて口腔の健康に関する条例の制定、私も賛成をさせていただいておりますけれども、ここにはフッ化物洗口という文言があったわけではないのですけれども、そういった事業で波及してきているものだと思いますが、心配されている保護者がそれなり、かなり多くいらっしゃると。ちょっとお聞きしたいのは、今現在何人ぐらいの方が拒否をしているかということところは一つお聞きしたいのですけれども、その上でこの事業を次年度も含め、その後も続けていくという方向性なのだと思いますけれども、そのあたりをどのように考えていらっしゃるか。心配されている保護者に対する考えとか、どのようにこれからしていくかということをお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 ただいま向井議員さんのご質問に答弁させていただきます。

まず、国際交流事業でございますが、昨年度よりも若干というか、予算が減額になっております。この主な理由としましては、昨年度からの燃油サーチャージというのが海外に行くときにかかるのですが、それがかかっていなかったことから、その分を減額させていただいております。そして、あと今年度の海外事業の規模ということでございますが、一応平成28年度と同様の14名で、随行が2名というような計画でおります。

続きまして、ICT教育の関係でございますが、これにつきましては当初予算の説明でも若干いたしました。よこらぼの関係で100台貸与されるということもございまして、このICT運営事業の關係の予算の内容については変更がその流れによってあるということでお話し申し上げましたが、一応100台どちらに置くかというお話ですが、一応どちらでも、タブレット型ですもので、持ち運び便利です。とりあえず50台、50台と考えておりますが、必要に応じて小学校のほうに持っていきまして、1学年対応できるような形というような、ある程度流動性というか、持たせて、利用していきたいと思っております。

それから、あとどこで利用するかということもございまして、やはり教室で使ったり、あとは屋外、校庭にも出て、理科のあれで観察みたいなこともできますし、あと体育の授業でも体育館で持って行って、体育館とか屋外で自分たちの走っている姿を、フォームを映して見せたりして、比較なんかすることもできますので、そのように適宜利用していきたいと思っております。

あと、フッ化洗口につきましては、町としましては大変虫歯予防に効果があるということもございまして、

そして、町でやって、今小学校でやっているわけですが、ご指摘のとおり、保護者の方につきましてはお子さんにさせないというような方もいらっしゃいます。そして、拒否されている方というのは、具体的な数はちょっと手元にございませんで、もし必要でしたらまた確認してお答えさせていただきますが、どちらかというところ、フッ化洗口をしている児童のほうが大半でございます。

そして、これにつきましては医学的にも国のほうで安全だということで進めておりますので、町としましても、教育委員会としましても、今後とも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 ありがとうございます。

タブレット、電子黒板についてなのですが、タブレットについて100台を50台、50台というのを基本にするということは、各学校にもう完全に置くというわけではなく、移動も含めて全体を両方で利用していくということなのだと今のところで思うのですが、その上で予算計上がそれぞればらつきが出たという部分で、小学校のほうでの機器購入代金というのが73万5,000円、中学校のほうで141万6,000円と。これ単純に考えて人数だけで割ると小学校のほうが多いと。ただ、このタブレットを何学年が使うかということで考えたときには、小学校が例えば5、6年生だけが使うというのであれば、こういう振り分けもわかるのかなと。ここの根拠というか、どのような基準で分けたのか。また、それとともに何学年を対象に使っていくのか。もう小学校1年生から使っていくのかどうかということをごまかしていらっしゃるかということをお願いいたします。

あともう一点、フッ化物洗口に関してなのですが、こちらは当時の経緯から、恐らく国のほうでフッ化物洗口等を推奨していくという中で、歯科口腔に関する健康増進に関する条例というのが県でも制定されて、それに伴って町でも制定されたという経緯があったと思われま。そういった中で進めてきた内容なのだと思うのですが、早ければいいというものもあれば、これに関しましてはかなり心配な保護者がいらっしゃいました。もうここまで1年やっておりますので、ここで1回やめるとなるとまたいろんな議論が出てしまうと思いますので、そのあたりは難しいと思うのですが、本来は虫歯の予防というのは歯磨きで予防するという、家庭教育の中の歯磨きを徹底させるということが基本だと思えます。本来であれば、そういった今後フッ化物洗口をやるよといったときに、ただこの1年間ちょっと様子見て、歯磨きがどれだけできるかははかれないのですが、そういう取り組みをして、様子を見ていくよという段取りがあればよかったのですが、特にそういうことなく進んだと。そして、これも秩父全体広域でも横瀬は早いほうだと思います、やっているのが。なので、そういったことを含めて、今後やめるというお考えはないと思うのですが、今後ないとは思いますが、場合によってはやめるとすることも含めて検討はされるのかというところ、そういう可能性はゼロではないのか。それとも絶対に今の時点ではないと言い切れるのか、その2点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 ICT教育の予算につきましては、当初予算を策定した時点ではよこらばのほうの情

報というか、話がございませんでしたので、町独自で小学校10台、中学校10台、そしてあと中学校については電子黒板をというような考えで予算をしたわけでございます。その後、よこらばでICT教育の関係で100台というお話をいただきましたので、一応この今回の予算書の事業の流れにつきましては、まだ一般財団法人のほうからの正式に決定でもございませんで、一応相手方との流れによりまして、そして100台確実に来るといようなことになりましたら、ここちょっと予算が変更させていただくといような、後で補正を組ませていただくような形になろうかと思ひます。そんなことでご理解いただきたいと思ひます。

あと、フッ化の関係につきましては、ちょっと教育長のほうから答弁。

○小泉初男議長 教育長。

○久保忠太郎教育長 いろんな考え方があるのだと思ひます。そして、いろんな思ひもあるのだと思ひます。

そういう中で、学校には歯科医師の先生方においていただきまして、説明等もさせていただいております。一応いろんな形をとらさせた上で、あくまで選択肢は保護者でございます。学校は強制はしておりません。そこで、今回も来年度に向けまして進んでいくわけでございますが、保護者から一筆をとったとい言葉はおかしいのですが、同意を得た上で進めさせていただいておりますので、アンケート等もとらせていただいております。そういう中で進めております。

そういう中で、先ほどお話がございしましたが、四、五年かかったとい話わかりませんが、実際にフッ化洗口かどうかわかりませんが、少なくともある町は虫歯に関しては下から何番目といったらおかしい言葉ですけれども、そういう中でも上位に上ったといことを実際に聞いております。そういう中で、あくまで保護者に選択権があるといことをご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

1番、向井芳文議員。

○1番 向井芳文議員 1番、向井芳文です。フッ化物洗口に関してのみ再質問させていただきます。

こちらに關しましては私も知識がございませんで。本当に安全なのか、本当に効果があるものなのかといこともわかりませんで。保護者も同じ立場だと思ひます。これ学年が小学校1年生に上がる保護者には毎回説明があるものかと思われませんでけれども、保護者も判断するのに材料がない状態だと思ひます。これはいいものだといことで説明会もあつてゐる。1回目の説明会は私も出させていただきましたけれども、やはりこれは本当にいいものだとい説明しなかつたのです。悪いものだとい実証がないので、悪いものだとい必要はないのですけれども、ただこういう議論があるけれども、でもこれはこうですよといふうな組み立て方をしていただければ保護者も興味を持ちませし、そこで自分たちで考へて、しっかりした判断ができるのかなといふうに思つております。そのあたり、これから説明会を毎年のようにやつていくと思つたのですけれども、そういう反対してゐる人の意見といものも取り入れた上で説明会をしていただきたいといところに関してどのように思われるかといことと、あと現在何人ゐるかといことは今手元にはないといお話だつたのですけれども、半年ぐらい前ですか、にお聞きしたときには約50名ほどぐらいいたと思われませんで。50名といのは、420名から30名ぐらいの中で50名といと、結構割合としては高いのです。そういった方の保護者が拒否をされてゐるとい、この現状をどのように捉へる

かというところ、その2点をお願いいたします。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○久保忠太郎教育長 研修会の内容につきましては、再度中身を検討させていただきたいと思います。今議員さんのご指摘のとおりの場合がございましたらば、改善をさせていただきたいと思います。

それと、拒否しているというのは、私も今つかんでいないのですが、約50人前後いるというような話は聞いておりますので、再度また正式な数字は調べさせていただきたいと思います。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 3点ほどお願いします。

まず、教育費、132ページ、横小教育環境整備事業ですが、横小の第2校舎ですか、こちらのほうで耐力度測定なるものをして5,700点相当を獲得したということで、補助金が出ないから延命策を今後考えていくという中で、測量設計等委託費1,220万円相当計上されております。これ何年も前から建てかえなければいけないと執行部のほうで言われていたもので、実際には平成30年をもって着手するというような計画までしゃべっていただいているわけなのですが、この決定で延命をするという方向になるのだと思うのですが、何年ぐらい延ばす。強度が5,000点を切ればということなのでしょうけれども、何年ぐらい延びるでしょうか。1,200万円の設計委託ということであれば、修繕に10分に1という話もよそであるから、単純に1億円以上かけてしまうのか。その辺の算段をお願いしたのですが、延長するならするで、あるべき第2校舎の姿、将来の姿を描くチャンス、時間が来るわけなのです。そうした場合、再三議員のほうからも提案がありますような木質化、横瀬産材の活用、そういうのを十分運用するチャンス、期間が来ると捉えられるのです。その辺で町有林を管理しているところとの連携、話し合いはどのように進んでいるか。

そして、みずからが設計することによって設計委託なんていうのは要らなくなります。どこが悪いというのが把握しているから建てかえますと、前々回、何年か前から言っているわけなのですから、もう悪いところはわかっているわけですから、委託するまでもなく、補修して何年耐えるというようなプランがあると思うのですが、そこの詳細をお願いいたします。

それから、2点目ですが、P143、ヨコゼ音楽祭事業、これまた継続して予算を入れていただいておりますが、年々どうも厳しく、入場者数とか収益の面で厳しさがどうも出ているということで、団体さんへの補助金が大幅に削られたり、ボランティアさんへの食事も時間制限で少し少なくな見積もるといようなさまざまな努力をされておりますが、かえってそれが活動に制限があるとか、楽しい雰囲気を阻害するという反面的な部分もございます。この180万円、今予算ついておりますが、例年と同じぐらいだと思うのですが、今後どのように発展させていくか。現状では、ボランティアさん、半強制的ボランティアとでもいいですか、ちょっと厳しいと思いますし、実行委員さん、特にノルマはないのでしょうか、券の販売等も担当されているようでございますので、非常に重苦しい中での運用になっていくと思うので、その改善をこの中でどうに見込むか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目、P152、保健体育施設費、土地購入費で2,567万9,000円とありますが、これが町民

グラウンド関係のところを書いてありますので、町民グラウンドの件だと推測されますが、詳しい場所、それから購入の経緯、なぜ購入になったか、その辺を教えてくださいたいのと、高額であります、誰が、どなたからそのような申し出があったのか、何名ぐらいの方かということをお願いします。

それから、この実質的な数字なのですが、平米ないし坪単価、それから基準値あるいは公示価格値を参考にして、この単価が出るのだと思いますが、どこを参考にして、どういう規定でこの金額が出たか。掛け率、もうけ率を掛けてこの金額になったということだと思いますが、その率等を詳細にお願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、132ページの横小教育環境整備事業でございますが、これにつきましては以前から建てかえということで進めさせていただいておりましたところでございますが、今年度は第2校舎につきましては耐力度調査業務委託ということで調査を実施いたしましたところ、耐力度が建てかえする、文科省の補助金の目安というか、めどになります耐力度の点数よりも高くなってしまって、そして高くなったという結果から、改修工事というようなことの考えで進めております。そして、改修工事につきましては、国から一応3分の1の補助を得られる、文科省ではそういう制度がございますので、それに対応させまして、つくりまして、30年程度長寿化を図るといようなことになるかと思っております。そして、内容につきましてもそういうことで、いろいろコンクリートの中性化対策ですとか、あとは教室の関係につきましては木質化を図るといような考えで進めていきたいと思っております。

それから、あと町の木材をといようなお話でございます。今現在はまだ具体的な考えは、計画はございませんが、これにつきましてもでき得るあれで、町のあれを使えるようにちょっと検討もしていきたいと思っております。

そして、あと143ページのヨコゼ音楽祭の事業の180万円の町で補助金を出しております。ご質問のあれですと、大変180万円をやっている、いろいろスタッフの方ですとか、実行委員会の方に大変ご負担というか、かかっているといようなお話でございます。ある程度180万円という限られた予算内で実行委員会のほうで運営していただいておりますので、これにつきましてはよく実行委員会ともお話を伺いながら、改正というか、できる点がございましたら、またそれを受け入れていきたいと思っております。音楽祭につきましては、今後とも続けていきたいという予定でございます。

そして、あと152ページの町民グラウンド管理運営事業の駐車場用地の土地購入費の関係でございますが、今回予算化した土地購入者の方はお一人でございます。それで、個人情報なのですが、今回土地所有者の方からご了解いただいておりますので、お名前は公表させていただきます。若林想一郎様です。なお、教育委員会では、町民グラウンド用地及び小中学校の学校用地につきましては毎年賃借料を払っているところから、長期的な財政負担軽減のためにも土地の所有者から用地売却の申し出があった場合、財政担当のまち経営課と協議し、土地の所有者と話がまとまったものから順次計画的に買い取りを実施しております。

そして、買い取り価格につきましては、まち経営課で作成いたしました公用地公共用地買取単価算出の考え方というものがあまして、その計算式によって算出しております。ですから、賃借地の場合につきましては固定資産の評価額と面積によって買い取り価格が変わるほかは、所有者等によって変わるということは全くございません。また、これら全て土地の所有者の方々については公平に対応しているところでございます。

なお、買い取りの周知につきましては、4年前に土地の所有者の方々に買い取り希望についての通知を1度送付させていただきました。そして、あと3年に1度に土地の協議書を取り交わしておりますので、そのとき土地の所有者とお会いして、いろいろこの協議書の取り交わしでご説明したりしておりますが、その折、その場の様子で買い取りの関係がなりましたら、その話をするようにしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、横小の校舎の件でございますが、長寿命化であと30年使うというお言葉を今いただきましたが、本当でしょうかというのが1点。まず、疑問に思ったところですが、30年使うなら使うでそれなりの手当をしなくてはいけないので、この予算が必要だというご回答だと思いますが。本当に30年ですか。壊さなければいけないと思っていたのが、補助金がないからという理由だけで30年使うのですか。

それから、これ町長にお聞きしたほうが早いと思うのですが、本当に30年使うのですか。あんなはつきり言って、私一般質問でも言いましたが、非常に避難経路等問題がある校舎でございますが、早く壊してしまったほうがいいと私は思っているのですが、なるべく金かけないで、あと一、二年もすれば劣化も激しくなるでしょうから、そこで建てかえるというようなお考えはないでしょうか。

それから、もう一つ、答弁漏れがありましたので。P152の土地のほうで単価、坪単価、お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 では、私のほうから横小の校舎の件はご答弁させていただきます。

これ、耐力度調査の結果が想定以上によかったです。調査した方のお話ですと、当時の建築が非常にしっかりしていると。ただし、経年劣化は当然あるということでした。これ町のトータルで考えますと、長寿命化と、それから建てかえでは、特に財政負担がえらい差になります。建てかえになりますと、前もご答弁させていただいていますが、10億円前後ぐらい、10億円以上かなという想定だったのが、長寿命化だとかなりコスト的には安い。おっしゃるとおり、今のあの建物の老朽化度合いと、それから廊下の有無というところだったり、安全性というものは大変重要なところですので、そこに配慮して修繕して長寿命化を図るということになるのかなと思います。

しかし、30年という期間を想定はしますけれども、30年間使い切るかどうかというところは、これは判断があると思います。どこかのタイミングで別の形があるかもしれませんし、そこはまだ今から決め打ちでやるということではなくて、これからいろんな方法を考えて議論していく中で1本に決めていきたいというふうに思います。いずれにせよ、方向性として長寿命化ということを念頭にやっっていこうと思

っています。

以上です。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 済みません。答弁漏れ申しわけございませんでした。

坪単価でいいますと約5万4,700円ぐらいです。

以上でございます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 ご答弁ありがとうございます。再々質問になりますので、1点だけお願いします。

校舎の改修費、総額お幾らぐらいを見込んでいるでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 予算的にはまだ設計も来年度設計するあれでございますので、それによってはっきりした額が出るかと思えます。今の状態では幾らということはちょっとまだわかっておりません。

以上でございます。

○小泉初男議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時32分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど教育次長のほうから答弁漏れがあるそうでございますので、答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 先ほどフッ化洗口の関係で、小学校で拒否している生徒数というお話でございましたので、お答えさせていただきます。

51名でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。それでは、済みません。5点ほどお願いします。

まず、133ページ、先ほど向井議員も質問していましたが、ICTの整備のことなのですが、ここでちょっと3つばかり。ここで町長の施政方針に出てきておりましたけれども、子供教育創造機構というところが出ていました。ここをちょっと私ホームページを見てみましたら、学童保育なんかの事業を運営しているところみたいですね。そこで理事を務めている赤井さんという方がいるのですが、

この方、元リクルートの社員で、よこらぼがリクルートと協力してやると決まったときに、うがった見方をしてしまえばなのですけれども、この方、リクルートにいたということなので、もうよこらぼが始まるとか、そういった話になった、リクルートに決まるとなったときに、もうこの事業が動き出したのかどうか。

それともう一つ。タブレット端末を100台ということですがけれども、先ほど教育次長のお話で100台貸与という言葉があったと思うのですがけれども、予算書のほうには購入というふうに書いてあるので、どちらが正しいのかどうか。

それで、これタブレット100台と電子黒板で合計で小中で215万円。仮にタブレットが100台とすると、タブレット1台2万円ということになって、格安だなというふうに思うのです。安過ぎないかということと、当然タブレットですから持ち歩くということもありますし、子供たちだけではなく、先生方も持たなければいけないと思うのですがけれども、先生方が持った場合、要するに自分が、先生方がわからなければ子供たちの教育もできないわけですから、その辺の教育関係がどうなっているのかということと、それと3点目は、施政方針にあるこの団体の支援というのはどんな支援を想定されていらっしゃるのか。ICTのことはこの3つで。

あともう一つ、134ページのちょっとこれもしつこくて申しわけないのですがけれども、教育扶助のところになります。何度も私申し上げていますがけれども、子供の貧困率、相対的貧困率で全国的には6人に1人が貧困家庭ですと。それでまた、教育費の扶助のところをまた率に当てはめてみたのですがけれども、平成27、28、29年と流れてきて、小学校が5.9%、平成28年度が8.8%、今年度の数字を当てはめると約10%になります。中学校のほうも6.0%、7.3%、これも10%になります。一本調子で上がっているというふうにも考えていまして、きのうの私の質問の副町長の答弁でも、教育も子育てサービスの一つというふうにも、また魅力の一つというふうに挙げて、答弁いただきました。この教育扶助だけではなく、教育の取り組みに対する助けを厚くしていただきたいということです。きのう教育長もおっしゃっていましたがけれども、やっぱり家庭が落ちついて子供も落ちつかなければ、勉強などに集中力を持ってできないと思いますので、この辺の扶助を去年も申し上げましたけれども、町独自のものをできれば考えていただいて、子供たちが集中力を持って勉強に取り組めるようにしてもらいたいということがここで1つ。

それと、あとの3つは大したことはないです。148ページの民俗文化財後継者育成補助事業というのがあるのですがけれども、24万円。これは、今現在何人ぐらいの補助が対象になっていて、今までどんなことに対して補助をしてきたかということをお教えください。

それと、152ページのグラウンド土地賃借料というので672万円計上されていますけれども、これ去年と同じ金額です。先ほどの新井議員の質問にもありましたけれども、今回土地を購入されるということですから、この分が減るのではないかと私は思うのですがけれども、減ると思いますので、これがこのまま正しいのかどうかということ。

それと、済みません。どこに当てはまるかわからないのですがけれども、町民グラウンドの周りのことなので、ここの教育費の関係なのかなと思ったのですが、町民グラウンドの周りに桜が植えてあります。今町のほうでは（仮称）花咲山ということで一生懸命整備されていますけれども、花咲山の入り口というか、近所で桜が咲いて、確かにきれいです。ただ、この桜も皮が剥がれたりいろいろしたりしていますので、

そろそろ寿命かなという気もするのですけれども、この辺の桜の整備を今後どうされていくのか、以上、済みません。5点、ちょっと教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、学校ICTの整備事業の関係でございますが、これは総務省から委託を受けたのは一般財団法人の子供教育創造機構ですか、そちらが受けておりますので、そちらでタブレット型パソコン100台、それとあと電子黒板を購入して、購入というか、手に入れまして、総務省の予算で確保しまして、町のほうに貸与されるということです。ですから、この来年度の一般会計の予算の中からの支出ではないということです。それで、この一般会計予算の作成した時点では、その話はございませんでしたので、このままのせてございます。そして、今後も決まったというわけではありませんので、まだ確実に来るというあれでもございませんので、このままさせていただいて、来た時点のところでまた計画をちょっと補正等を組ませていただくことになるかと思えます。

それと、あと町民グラウンドの賃借料の関係でございますが、土地の購入をした暁には賃借料が下がるのではないかというお話で、そのとおりでございます。これは昨年度122万1,000円予算化しまして、今年度も引き続きしてございます。ですから、ここは土地購入で速やかに購入を、契約をいたしますと、この分の122万1,000円から土地の購入した分の賃借料が月単位で安くなるということでございます。そのときには、また補正で対応させていただきます。

あと、桜の関係でございますが、ちょっと管理はグラウンドのところにあります。一応振興課がほかにも該当しそうなので、一応ちょっと相談、協議をいたしまして、決めていきたいと思っております。

それから、あと後継者育成の団体の24万円、あれしてございますが、これは町内に民俗文化財、横瀬の人形芝居、それから芦ヶ久保の獅子舞、里宮の神楽という3団体ございますので、その民俗文化を無形民俗文化財に指定させていただいておりますので、その後継者育成ということで毎年補助を出して、努めていただいております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 私のほうから、ICT教育の提案者の情報についてお答え申し上げます。

学校ICT教育を提案していただいたのは、一般社団法人子供教育創造機構でございます。提案の時期が昨年12月で、本年1月27日に審査を行いまして、その時点では総務省の補助金が得られるかどうか、まだ未確定でございましたので、その辺を条件として採用を決定いたしました。この提案について、提案者がよこらぼを立ち上げる時点からのその情報を知り得ていたかということでございますが、その辺についてはこちらでは把握できておりません。

以上です。

○小泉初男議長 教育長。

○久保忠太郎教育長 ICTの関係でございますが、教員の関係でございます。

今年度、このお話の前に教育委員会といたしましては、文科省が行っておりますICT活用教育アドバ

イザー派遣事業というのに手を挙げまして、これを通らせていただきました。この結果、文教大学の今田教授に3回ばかり町へおいでいただきまして、まず教育委員会、そして学校の管理職につきまして、このICT教育の具体的な指導をいただきました。そういう中で、その指導の中でそれを校長からまた学校のほうへおろしていくと、そういう事業をさせていただきました。そして、2月の26日日曜日でございますが、古河市でこの先進的なところなのですが、ICT教育の事業研究会がございまして、そこに教育委員会と小中学校の校長、そして担当が実際に行きまして、いろいろな面で研究させていただいたところでございます。そういうことを繰り返しながらやっていきますが、その中でアドバイザーの文教大の今田教授とは、横瀬町もそれなりに今後もいろいろご指導いただけるという話もいただいておりますので、その辺を踏まえながら、教員についても指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 町長。

○富田能成町長 では、私のほうからICTの補足です。

まず、子供教育創造機構の赤井氏なのですが、リクルートのOGです。今うちがよこらぼで業務委託しているリクルートのチームとは全く関係がないです。リクルートというのは割と起業家を育てる会社でして、地方創生をやっていますといろんなところでリクルートのOBやOGでしたという人がたくさんいて、彼女もその一人です。ですので、リクルートのチームとは関係ないです。これが一つと。

この団体の具体的な支援が何かというと、このICTの関係はやっぱり我が町単独でやるのがとても難しいです。ですので、今回の提案でとてもよかったのが、幾つかの小規模自治体のネットワークをつくって、その中で情報共有をしたりとかということの、彼女たちが仲立ちとかまとめをしてくれるという部分がとても魅力的でした。今回は、私ども横瀬町とともに熊本の南小国町というのが参加しまして、ここも人口五、六千人の町だと思っておりますが、単独でできないことを一緒にやることで情報共有をしたりとか、ということで進めていけるということが魅力的かなというふうに思って、今進めているところです。しかしながら、いかんせん採用決定からまだ日にちが浅いですので、その詳細な内容等はこれから詰めていきます。わかっているのは、当初にどうも端末100台プラス電子黒板が使えるようになるであろうということにして、詳細についてはこれから詰めてまいりたいと思います。いずれにせよ、横瀬町の子供たちにとって有益なものになるように最大限努力してまいりたいと思います。

○小泉初男議長 教育次長。

○島田公男教育次長 児童援助事業の関係でございまして、ご指摘のとおり、平成27年、28年度とその受けていらっしゃる方の率がふえてございます。これにつきましては、教育委員会のほうでも周知にある程度徹底して、皆さんにした関係でふえたのではないかと考えております。そして、これにつきましては町の、国、県の補助がございませんので、町の単独でやっておりますが、そして内容につきましても要保護の関係に倣って、ある程度充実していると教育委員会のほうでは考えております。

それで、今後という話、もっと拡充しろというお話でございまして、とりあえずまだ現時点ではその考えはございませんが、学校の生徒の様子ですとか、そういうお話をいろいろ伺いまして、必要がございましたら、そのような方向で検討するというにしたいと思っております。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 私のほうから、教育扶助の関連で補足をさせていただきます。

一般質問の中でも答弁させていただきましたが、教育につきましてはやっぱり町の魅力の一つという要素が重要な要素だというふうに認識しています。そういった中で、経済的な負担の軽減ということについては、教育分野については教育扶助等の制度があるわけなのですが、そのほかにもやはり子育てというところの中で精神的な負担、身体的な負担というところを子育て支援課のほうでサポートをしていきたいと考えております。あと、教育環境で申し上げますと、経済的な部分にはならないのですが、環境づくりとしましては今後小学校の改修等もございまして、教育環境を充実させていくということと、ICT教育でその辺も充実させていく。また、土曜学習教室ということで、そういった部分のサポートも教育委員会と連携しながら、さらに重視させていきたいと思っております。

子育て支援の中で、さらに経済的負担につきましては、教育とは別にはなりますが、現在やっている支援のほかにも今ある財源の中のやりくりにはなりますけれども、必要不なもの等を見きわめながら、必要なサポートに財源を充てていって、さらにより充実した内容にしていきたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 皆さん、答弁ありがとうございました。

それでは、3つ。それでは、ICTのこの事業というのは、まだ正式にどんなことをやるかとか、正式に交付決定されたとか決まっているわけではないということですか。だとすると、予算化するのではなくて、まずこの団体に、子供教育創造機構によこらぼに提案してもらって、よこらぼで通してからやってもよかったのではないのでしょうか。通っている。審査会かかりましたか。申しわけございません。失礼しました。だとすると、では議会を通さなくてもよこらぼ審査会を通過しまえば、ある程度の、ある程度というか、資金力のある団体が、資金力のある企業なり団体の提案であれば、町のやろうとすることに賛同してくれる、そういった大きいところがあれば、議会を通さずに町の事業としてなってしまうというちょっと心配があるのですけれども、いかがでしょうか。

それと、もう一つ、今の副町長のお話にも関連するのですけれども、今サスタという話が出ましたので、このサスタを今現在学期に何回もやっていないと思うのですけれども、これを継続的にもうちょっと頻度高めてやってもらいたいのですけれども、そういった考えはあるのでしょうか、以上お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうから質問にまずよこらぼ事業の関係のご質問にお答え申し上げます。

よこらぼ事業につきましては、事業主体はあくまでも提案者側ということになります。町の予算を使わないというのが大原則でございまして、このICTの学校教育の関係も同じでございまして、総務省のこの補助金が得られた場合に、こちらの子供教育創造機構が事業を動き出せるということを知りまして、そうなった場合に横瀬町に支援をしていただきたいということで承認をして、採用ということを決めた

ところでございます。決定したまらず段階では条件つき。それで、総務省の交付決定が出たというところで条件がとれまして、正式に採用ということになりました。

以上でございます。

○小泉初男議長 教育長。

○久保忠太郎教育長 土曜学習の件でございますが、この主体は学校になります。もちろん教育委員会は絡みますが、学校応援団の皆さんにご尽力をいただいているということでございまして、学校は今小中はいろんな面で連携をしながら動こうとしております。そういう中で、今回は校長の考えは、中学校の定期試験に合わせて、そのときにやるということですので、毎月ということには来年度は考えていないようでございます。それについて、こうしてくださいと、これは授業日ではございませんので、教育委員会としてはこうだとは言えないので、お願いするしかないので、こういうお話があったということは伝えます。

そういう中で、大変学習関係のボランティアの皆さんがいろんな面でご尽力いただいていることには改めて感謝をするところでございます。そういう中で、子供たちは週休2日制の中では、ご案内のようにスポーツ少年団もでございます。そういう中で、その間を縫いながらいきますので、子供たちを奪い合いにはならないとは思いますが、そういうもののそれぞれ子供たちが活躍する部分というのがいろいろなところであると思っておりますので、それをスポーツも保障し、そして子供会活動も保障し、そして土曜日の学習の面も保障していくという形でいくとなりますと、いろんな面で毎月とか、いろんな調整がございまして、そういうことを全体を見ていただきながら学校のほうで進めさせていただくように伝えるつもりでございます。その点は。ただ、これは近い将来、平成32年から新学習指導要領が変わりますので、そうしますと年間35時間ふやさなくてはいけませんので、その試金石にもなるかもしれませんし、さらにこの授業数をふやしていく中でどうするかというのも一つの研究材料になると思っておりますので、そんなことも含めながら、全体を見ながら進めさせていただきたいと思っておりますが、そういうことで責任もって伝えたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。ちょっと話がずれてしまったので、質問ではなくてもいいのですけれども、お聞き届け願えればと思うのですけれども。

今サタスタなのですが、意欲のある子は来ると思うのですけれども、余り勉強の習慣がついていない子は、恐らくこんなのいいやというので、多分来ないと思うのです。その辺の配慮をひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 2点ほど申し上げます。

1つは、ページ133の横瀬小学校の放課後子ども教室運営事業についてであります。言葉はちょっと違いますが、待機児童というか、これは自主的な点なので、待機児童とはまた違うけれども、同じような感じで解消に向けての取り組みで、定員40に対して46名が応募し、関係者の努力で何とか全体が見れたとの

ことであります。結果としてなのですが、これは3年生は排除してあるので、実態との差があるのではないかなと思います。指導員がこれで足りるかなのですが、今後の見通し等について示していただければと思います。

もう一点は、先ほど論議になりました152ページの土地購入の考え方についてであります。借地料と土地購入との関係であります。この予算書から見ても、福祉センターであるとか保育所、それから消防署、町営住宅、農村公園、活性化センター、学校用地、あるいは学校グラウンド、町民グラウンド、こういうところはみんな借地になっています。そういうことの中で、この土地購入をグラウンドのところで買いましたと、買う予定という点での提案であります。

公平性をどう保つかという点であります。公共用地を買うときの法律上の基礎控除があつたりという点もありながら、こういう公共が買うと有利な点があるのですよ、あなたはどうかというのを説明しながら、先ほど更新時期等について説明しながら来ているとのことはありました。そこら辺の誰がというのではなくて、それぞれの方々に説明をしながら、町では、これは教育委員会ではなくて、町全体のことだと思いますので、そこら辺の方針について、全てにわたって同じような対応をしながら来たのかどうかというのが1点であります。

それから、議会との関与であります。この同じ土地購入に対してですが、これは議会が関与で是か否かという、このことについていいか悪いかといっても、これ予算全体なので、この部分だけということはないかなかなかないかと思うのです。今回の議案の中では、第30号で財産の取得についてと出てきますが、これは町の財産との契約によりますと5,000万円以上、あるいは土地購入に当たっては一定平米数以上ということになるとここに該当しないので、いわゆる議員として是か非をどう問われるかということに対しての町としての考え方を示していながら判断ということになると思いますので、町の基本的な考え方について示していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 それでは、放課後子ども教室の関係についてご答弁させていただきます。

教育委員会では、平成29年度は受け入れ体制を再検討いたしまして、定数45名とすることで5名の待機児童の解消を図りました。平成30年度には応募がさらにふえることも予想されることでございますので、児童の安全安心な居場所づくりのために現在対象の児童の人員、そしてあと受け入れる施設、そしてあと指導員につきまして拡充する方向で、今子育て支援課とも調整しながら検討をしております。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうからは町が土地を購入する際の考え方ということでお答え申し上げます。

町が公用公共用の土地を購入する場合には、公用公共用地買収単価算出の考え方というのを町で統一的に考え方をまとめております。そこでは、固定資産の評価額をもとに購入価格を決定しております。この例外に当たるのは、町道の用地の購入の場合ということでございまして、それ以外の賃借地とか、既に公用、公共用で使っている土地も、この考え方に基づきまして購入をしております。

また、町では賃借地というものを長い目で見れば町の財政に負担がかかるということで考えておりまして、財政の許す範囲で計画的に賃借地の購入を進めております。ここ何年続けて行っていると、たしかそのように把握しております。その中で、長期にわたって町が持続可能な町となるように、これからも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 私のほうからは、土地購入の関係で、予算との一体というお話をされたのですが、その中で一応考え方をお話しさせていただきます。

今回の予算について、一般会計の予算の中で提案させていただいております。予算につきましては、浅見議員がおっしゃるとおり、一体不可分のものでございます。それなので、分割して通常採決されるものではございません。あわせて予算の審議というものは、やっぱり議会本来の権限でございまして、除斥、そういった利害関係の人がいる場合、例えば議員の方がいらっしゃる場合、議員の除斥ということもあるのですが、今回の件につきましては除斥事業に該当するには当たらないというふうに考えております。これは、行政実例の中でも示されていることで、これまでも横瀬町議会において予算審査の中では、これまでどおりこの考え方のもとに審査をしてきたものと考えております。

また、もう一つ、財産の取得の話がありました。町の基準、条例等で規定している基準で申し上げますと、価格が5,000万円かつ700平米でしたか、だと思いますが、そういったものに該当する場合には議案にして、議会で審査をしていただくということになっております。この基準は、自治法に規定されている基準のもとに町としても条例化して、基準として定めているものです。この条件の定めにとりまして、今回町道3175号線の土地購入、財産取得については議案を提案させていただいたということになります。

あと、土地購入につきまして、公平性についてまた重ねてになりますけれども、先ほどもまち経営課長のほうから答弁はさせていただいておりますが、町としましては賃借している公共用地につきましては同じ条件のもと、所有者の売却意思を確認した場合、交渉し、協議が調ったものから順次購入をしているものです。この方針にとりまして、これまでも毎年度購入を進めておりまして、その予算を議会で認めていただいております。今年度予算でも中学校の用地購入等を認めていただいているという状況です。所有者によって、所有者につきましては誰が所有者であろうと、町としましては公平公正に手続を進めまして、購入を進めているところでして、これまでどおり町としましても土地購入につきましては適正に手続を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 1つは、この放課後子ども教室なのですが、これについて今、来年度拡充しながら進めていくという点でありました。これを今2年生ですが、3年生までを広げるかどうかというのが1つです。

それから、もう一点はこの土地購入についてであります。希望者はこのぐらい町に購入していただきたいという人を、町として現在の中で把握している人がいるかどうかについてであります。よろしくお願

いします。

○小泉初男議長 ただいま再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 ただいま放課後子ども教室の再質問についてご回答させていただきます。

小学3年生を受け入れるかというお話でございますが、基本的には安全安心な居場所づくりのためということで、低学年の1年生のほうから順次受け入れております。そして、来年、定員について拡充する予定でございますが、それによって1、2年生を入れましてまだあきがありましたら、3年生ももちろん受け入れる予定でございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 土地の買い取りにつきまして、ほかにも該当される方がいらっしゃるかどうかというところでございますが、各担当課で把握をしているということで、その予算要求にこちらに上がった時点で、その優先順位がもう既についていることと思いますので、それに従って予算の許される範囲内で購入ということで考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今のまち経営課長ですと、それぞれが把握していて、それぞれの課からということで、トータルしてこれだけいるから、それを総合調整して、では公平性を持ってこの人にしていこうということではないのですねということの確認です。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、お答え申し上げます。

既に毎年予算要求の段階で各課からの順位が優先順位として上がってきておりますので、その中で予算がこの金額の範囲内であれば購入できる。その限度まで購入できればいいなということで考えておりまして、そんな中で公平公正は保たれていると考えております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いいたします。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 第10款のこれページ157になります。再度質問になってしまって申しわけないです。

これで、元金と利子との関係でもう一度説明をお願いしたいと思うのですが、元利均等と元金均等という返済の方法があります。利率が下がったときも年数変わらないよということの説明の中で、金額変わらないのだよというのはちょっと理解できなかつたので、もう一度質問するものであります。元利均等で返すときに金利が下がったら、期間は変わらないけれども、トータル金額が変わらないという意味でよろし

いかどうかの確認です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

元利均等方式で行っておりまして、当初の返済総額というのはあるとします。その中で、その途中に金利が見直されて変わった場合、その時点の今までの返済額はそのままです。ただし、今後の返済金額は利率が下がった分だけ利子分が減ります。そこで、ただ元利均等方式なので、残った金額を最終段階、返済するまでの期間の元金、利子の総額は計算で求められますので、それをトータルを出した中で残りの返済期間で割ります。そうすると、表で考えるとその前の段階の縦幅とその後の縦幅は小さくなった形で進みます。その差が、町が返済上少なく支払う、得をするというか、そういうことになります。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。わかりましたか。大丈夫ですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に歳入に移ります。

歳入につきましては、全般でお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたりまして質疑漏れがありましたらお受けいたします。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 済みません。2点教えてください。

まず、教育費のほうでちょっと聞き忘れてしまったのですが、139ページです。一番上なのですけれども、横中のB棟耐力度調査業務委託料というのが出てきます。これは、横瀬小学校でも行ったようなのですけれども、これらについては例えば横瀬中学校の生徒数も大分少なくなってきております。このB棟を今後どうするのかということも兼ね合わせた上でこの耐震調査をするのか。そうでなければこのまま置いておいて、無駄にお金をかけないということも方法だと思うのですけれども、その点を1点、教えてください。

それから、全体で財政調整基金なのですけれども、大分高額になっております。ネット等で財政調整基金を調べますと、標準財政規模の10%程度ということで出てきております。横瀬町は、この標準財政規模の金額がどのぐらいなのか、教えていただきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○島田公男教育次長 ただいまの横中B棟の耐力度調査の関係でございますが、B棟につきましては現在でも特別教室等で使用しておりますので、今後とも使うということで調査を来年度計上いたしました。

以上でございます。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、私のほうからは標準財政規模につきましてお答え申し上げます。

平成27年度の標準財政規模でございますが、23億5,620万2,000円ということで出ております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

8番、大野伸恵議員。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

現在B棟も使っているのですが、A棟の普通学級のクラスはたしか9クラスぐらいあると思うのです。前500人いたときにつくったわけですから、生徒数が。ですから、今使っているからまたやるのではなくて、総合的に考えていただいて、それはもう教育委員会ということではなくて、町の財産のほうだと思うのですけれども、例えば福祉センターをどうするか、小学校と中学校をどうするかという大きなくくりの中で考えていただいたらどうかと思ったので、その点再度確認させていただきます。

それから、標準財政規模が23億円といたしますと、10%だと2億3,000万円ぐらいの規模ということになるのだと思いますが、私は行政というのは住民サービスが一番大切だと思っているのです。ですから、もちろん何かあったときのためには蓄えておくのは必要ですが、一般の企業とか一般の家庭とは違いますので、住民サービスが低下になるといけないと思いますので、あとそのお金を使うということは投資のためにもなると思うのです。先ほどから言われています、阿左美議員も言われていますけれども、扶助費とかに対しては手厚くしていただければ、その子たちが将来健全な納税者として返ってくるわけです。ですから、投資的な意味もありますので、あと不妊治療費にかなりのお金をかけるというようなことをしていけば、それは子供たちが生まれたり、人口がふえたりするということで返ってくるものなので、そこら辺について積極的に使っていただきたいと思うのですが、町長さん、どうでしょうか。お願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、両方とも私のほうからお答えします。

まず、横中のB棟校舎ですが、おっしゃるとおりで、できるだけ長いスパンで見て、最適な方法というのは考えていくべきだろうと思います。今だけではなくて、先々を考えて最適な方法を考えていきたいと思っています。これが1つ。

それと、財調なのですが、標準財政額の10%というのは、私もちょっと視点がわからないのですが、自治体の状況はさまざまです。特に一番違うのは自主財源比率の高い低いというところが大きい差でして、横瀬町は残念ながら埼玉県の中では財政的には恵まれていないほうです。なので、これ多分全国的な傾向なのですが、自主財源比率の低いところほど、やはりいざというときのために持っておくという自治体が多いのだろうと思っています。

あと、扶助費にそのままいけるかということ、ちょっとそれは難しく、私はやっぱり横瀬町が存続をしていくためには財政の健全化は非常に重要だと思っています。なので、年度のマイナスが、年度の国でいうプライマリーバランスですね、これがマイナスが続いていくような姿は健全ではありません。横瀬町が

緊急行財政改革をやったときの前何年かがそういう状況だったと思うのですが、そういう状況をつくってはいけないと思いますので、年度で必ずその収支が、これは程度問題はあるのですけれども、基本的にはバランスをしている。

そして、今はやっぱり10億円というのが一つめどに、10億円の財政調整基金がある。それが減っていったら、自分としてはちょっとウォーニングだと思っていて、そこを一応めどに今つくることを考えています。10億円の使い方としては、まずは災害対応だったり、緊急時の大型の対応、それから大型の設備投資とかにそれを使うことは考えるのですが、基本的には年度の繰り回しは年度で健全性が保たれるようにということを私は念頭に置いてやっていきたいと思っています。当然これ今の状況でそうなのであって、この先交付税の算定基準が変わったり、いろんな後発事象が出てきますので、必ず10億円とも言えませんし、基本的には10億円を確保していくのはすごく難しいと思っています。ですが、今の心構えとしては10億円を、平時の横瀬町は置いておくというのが、私は適正な水準だろうなというふうに理解をしています。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

○8番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 これは、163ページの職員構成についてであります。

163ページに級ごとの職員数が配置されています。この職員は主事から始まって、主任主査、副主幹、主幹、副課長、課長ということで、このバランスの問題なのでありますが、今7級の課長が10人いまして、6級、副課長、それから5級の主幹、4級の副主幹、3級の主査がいっぱいいるというふうに横瀬町はあります。新しい職員をいっぱい採用していただいて、1級の主事等がいます。これの昇格基準というのですか、あらとといったときに課長のなり手がなくなってしまったというのは困るのではないかと。そこら辺の昇格基準等をつくりながら、町はそういうふうにして進めているのかどうかです。将来の幹部政策、ちゃんと計画を持って進めているかどうかについて何うものであります。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 お答えをさせていただきたいと思います。

横瀬町は1級から7級までの給料表がございまして、全て主事から始まって、課長職までの階層になっております。1級から2級に昇格する場合には決まりがございまして、経験年数等で定めております。3級の主査に当たりましては試験がございまして、これに合格しなければ昇格ができないということになっております。その後、3級に昇格いたしますと、副主幹、主幹、となるわけで、階層があるわけがございましてけれども、過去の例に倣って年数等を経験した者と人事評価等を考慮いたしまして昇格がされているような現状でございまして、課長職についてはラインでございまして、課がなければ課長にはなれませんので、今10課ございまして、順次課長の職については退職等により欠員が生じた場合について昇格をしているというような状況でございまして、

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 なくなったときに課長のところがそこへ行かなければ、7級には上がれないということですが、ここに来て一定の今の年数、経験に基づいて来ていますということなので、主査以降、これでもってあくことはなくて、ちゃんと補充する手だてはとれていますということでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉源太郎総務課長 過去の例でございますけれども、ポストがない場合について、担当課長という職を設けたことがございます。これは階層では7級になっております。場合によっては、そのようなこともあり得るということだと考えております。よろしいですか。違いますか。

以上でございます。

○小泉初男議長 副町長。

○清水直人副町長 では、私のほうから答弁させていただきます。

今課長の方10名いらっしゃいますが、順次定年を迎えられましたら退職されていって、その穴をどう埋めていくかということで、また副課長、またその後の主幹等、それぞれポストがございます。その部分につきましては、やっぱり5年後、10年後を見据えながら穴があかないように、人事につきましては考えておりますし、これからもしていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。それでは、短く。質問漏れが1つと全体で2つ。

まず、質問漏れのほうですが、同窓会事業があったかと思えます。同窓会事業の目的に、横瀬出身の皆さんに横瀬に帰ってきてもらって、ふるさと納税を促すという目的というかが1つあったと思えます。その効果は、今年度今までのうち520万円のうち、大体どれくらいを占めているのでしょうか。

全体ということで2つ。定住促進、平成28年度予算と平成29年度予算で定住促進の予算が350万円から102万円、利子補給が36万円から18万円、同窓会が100万円から60万円、通勤費助成が120万円から72万円、それぞれ半減近く減っております。単年度、1年間でこれだけ減ったのですけれども、今回の目玉の事業としてはしょうがないかなとは思いますが、来年度以降続けていくに当たって、どれくらいに達成したというところをもって成功した、もしくは今後も続けていくというふうな判断をするのか、教えてください。

それともう一つ。基本戦略2に入っている（仮称）花咲山の関係ですが、今予算審議をずっとしてきましたけれども、花咲山関係という文言が一言も出てきませんでした。予算は本当はないのですか。平成29年度に本当に下げてしまうのか。その後は、町として、平成29年度予算執行しないで、観光協会に950万円プラス30万円でしたか、15万円でしたか、でやってもらうつもりなのでしょうか、教えてください。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 それでは、花咲山の関係についてご答弁をしたいと思います。

花咲山につきましては、観光施設維持管理事業の中で草刈り作業等についての予算を見込んでおります。ここで草刈り等の約2回程度、草刈りの費用を見ております。

以上です。

○小泉初男議長 まち経営課長。

○赤岩利行まち経営課長 それでは、ご質問にお答え申し上げます。

定住関係、同窓会補助金、若者遠距離通勤補助金等、昨年度よりも減額計上とさせていただきますが、これにつきましては実績を勘案しながら、最大限使っていただきたいということで計上をさせていただきました。同窓会補助金につきましてはのふるさと納税への影響ということでございますが、こちらは検証がまだ十分にできておりませんので、また今後その辺を確認いたしまして、ご説明をまた申し上げます。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 ありがとうございます。

では、(仮称)花咲山についてですが、2回の草刈りで目玉事業なのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 2回行って十分だというふうには考えておりません。十分でない部分につきましては、やはりボランティアですとか、そういった方に呼びかけながら、花咲山においでいただいて、作業をしていただくような機会を設けたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

3番、阿左美健司議員。

○3番 阿左美健司議員 3番、阿左美健司です。ありがとうございます。

ということは、ボランティアのみで、今後予算措置をしないということでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田文利振興課長 平成29年度の予算にありますとおり、2回程度の予算は措置をしながら、不足分についてボランティアの力をかりたいというふうを考えております。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

2番、黒澤克久議員。

○2番 黒澤克久議員 ページでいくと50ページの町長交際費についてちょっとお伺いしたいのですが、今年度3万円のアップということでこの予算計上されておりますが、一方で他市町村の交際費をちょっと調べたら、物すごく金額の開きがあるのですけれども、その点について現状のこの交際費というのは、十分な交際費としての機能を果たしているのかが1点。

町長は、私の持論ですが、町長は外部に対するトップセールスマンである必要もあると思いますので、予算をある程度確保して、外の自治体とも連携をとっていただきたいと思いますので、ちょっとこの町長

交際費については金額がかけ離れ過ぎているような気がするのです。ちなみに秩父市が163万円、小鹿野町が100万円、皆野町が90万円、長瀬町でも55万円、こういう数字になっているので、ちょっと横瀬町のこの数字というのは何でこんなに差が開いているのかなというところも教えていただければと思います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 必要十分かというところ、いろいろな考え方はあろうかと思っています。

現実的には、特に4町は並行して動くことが多くて、その4町の中で差があるというところはかなりぎりぎりかなという気はします。ただ、これ難しいのですけれども、私としてはそうはいつでも、横瀬町がこれまで続けてきた節約路線は当面一定の範囲内ではやっていきたいと思っています。基準としますのは、埼玉県下では横瀬は最低レベルで交際費はいいと思っています。金額でいうと50万円以下に抑えるというところで、しばらく実態と兼ね合いを見ながら取り組んでまいりたいと思っています。必要十分かというところ、なかなか難しいところでして、いろんな考え方はあろうかと思っていますので、今後また適正水準は探っていこうと思いますが、とりあえずは横瀬町が一番4町の中で低いという状況は続けていきたいと思っています。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第2、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 5番、浅見です。歳出からということですので、これは17ページであります。この国民健康保険のシステム改修の委託料であります。来年度、国保会計が一元化されようとしているこの時期にシステム改修とは何をどのようにするのかというのが1点であります。

それから、2番目としまして19ページであります。この一般被保険者療養給付費ということであります。予算説明の中では、埼玉県国保連の支払い、1人当たりの実績がふえたので、こういう形という点での予算説明でありました。これは、国保連が示された点ですので、横瀬町との1人当たりという点では統計資料等ありましたら、その分での説明をお願いします。

21ページです。これも先ほどの一般被保険者高額療養費のことではありますが、これも1人当たりのという形で県の平均から出ています。横瀬町の実績がどうなっているか、資料がありましたらよろしく願います。

それから、23ページであります。出産育児諸費であります。予算では336万円ということで、1人当たりだということ、これ42万円で計算すると8人と計算できると思います。不妊不育のエンゼルプラン充実によってこれは伸びていかないかどうか。伸びることを期待しながらいるのですけれども、そこら辺の見通

しについての説明をよろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、17ページの国民健康保険システム改修委託料についてのお尋ねですけれども、平成30年度からの国保広域化に対応するための改修費で、国のほうが調達する市町村事務処理標準システムというのがございますが、当町では町村会クラウドの関係で決定済みでございますが、当分の間はこちらのほうを使用せずに、自前のベンダーのほうのシステムの改修をするということになっておりますので、そちらの経費ということでございます。内訳につきましては、国保情報集約システムとのデータ連携機能の改修等に要する経費、それと国保情報データベースの改修に要する経費ということでございます。

次に、9ページの療養給付費、一般の療養給付費の実績等のお尋ねでございますが、平成25年度以降の決算額について申し上げさせていただきますと、1人当たりについて平成25年度が22万2,000円強です、22万2,060円。それから、平成26年度が1人当たりが23万9,198円、平成27年度が1人当たり25万4,425円、平成28年度も24万円程度になると見込んでおります。

続きまして、高額療養費の関係の実績についてですけれども、同じように平成25年度決算額で1人当たり2万5,950円、平成26年度決算額で3万1,053円、平成27年度決算額で3万4,624円、平成28年度につきましては3万4,000円程度を決算ということで見込んでおります。

私のほうからは以上です。

○小泉初男議長 子育て支援課長。

○浅見雅子子育て支援課長 マイ・エンゼル支援事業についてでございますけれども、この助成金について周知に努めるとともに、一人でも多くの方、必要とする方が気兼ねなく相談、利用できるような体制づくりに努めていきたいと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今の町民課長の説明で、横瀬町も医療費かからないように努めながらやっているのかなと思ったら、やっぱりそれぞれの県と同様な状況でふえている状況なのですが、ここの今回予算を見たときの実績、示された実績と町との差というのがあるかどうかについてのもう一度説明ができますか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

5番。

○5番 浅見裕彦議員 私の認識不足だとしたら、そのところで、今課長が説明したのが県から示された数字で、特に県は平均から出しているのではなくて、町の実績に基づいてこういう形で来ているということなのかどうかで結構です。

○小泉初男議長 いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 最初の質問のときに、国保連から示されたというお話だったと思うのですが、うちのほうで認識しているのは、あくまでも今までの実績に基づいた額を計上したということで、

最初の補足説明のほうはさせてもらったという認識なのですが。ですから、国保連の数字のほうはちょっと押さえていないということでございます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 では、済みません。説明の、課長が予算説明したときに、埼玉県の国保連の支払いの1人当たりの実績をもとにこの予算を立てましたと、給付額をとということに聞いたので、そうするとでは国保連は一定の県内平均数値を示して、横瀬町にはこれだけ払ってくださいよというふうに来て出した数字と、私はもう一つは横瀬町としては実績があって、いろいろ町としての努力をしていて、1人当たりの給付費を抑えてきている。みんなが医者にかからなくても済むようにやっているから、差があるのではないかなという認識をしていたので、そこの課長との差異が生じたと思いますので、私の質問が、認識が違うと、あなたの認識が違いますよと言っていたらそれだけで結構です。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 最初にちょっと説明させていただいたときに、あくまでも連合会に結果的に支払う額の所要額ということでちょっと説明をさせていただいたのですが、その辺がちょっと言葉のずれがあったのかと思いますが、そういう意味でご了解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、次に歳入全般に対する質疑を行います。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 歳出全般と、この全般について聞いてしまってもいいでしょうか、2つ。

○小泉初男議長 大丈夫です。結構です。

○5番 浅見裕彦議員 この9ページの件であります。予算財源の内訳です。

本年度予算額の財源内訳ということで、国庫支出金とその他一般財源とあります。昨年度とこれを比較して見たときに、国庫支出金とその他財源がふえて、一般財源がマイナスに昨年度となっているように私は読みました。それから見たときに、一般財源が町として減るとなると、これ町財政にとってよいと見えるのですが、それでよいかどうかということが1点であります。

もう一点は、国民健康保険の給付支払基金5,016万5,000円があります。これの取り扱い、今後広域化に対してこの基金はどういうふうに進めていこうかについての点であります。

2点ですが、よろしく願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず初めに、9ページの一般財源のところの額が前年度と比べて減額となっていることについてのお尋

ねだと思えますけれども、この主な要因につきましては保険財政共同安定化事業の交付金と、前期高齢者交付金の増額のほうが挙げられると考えております。保険財政共同安定化事業交付金につきましては、平成29年度のシミュレーション結果の額、それと前期高齢者交付金につきましては平成28年度の実績額に基づき計上のほうをさせていただいております。保険財政共同安定化事業交付金は、平成28年度の交付見込み額に平成26年から平成28年度までの交付金実績、交付金交付実績の各年度の前年度に対する伸び率等を使用して交付金を見込んでおります。また、前期高齢者交付金につきましては、前期高齢者加入率及び給付費基準額により算出をされておるといふことでございます。この2つの交付金が増額となったことに伴いまして、一般財源が減額になったものというふうと考えております。

次に、国民健康保険給付費支払基金5,000万円の取り扱いについてのお尋ねでございますけれども、基金の今後の取り扱いにつきましては、今のところちょっと明確なところが見えていないところがございます。改正にするのか廃止にするのか、それも含めて国、県からの通知等、また近隣市町村の動向等を注視しながら、必要なタイミングで適切に対応させていただければというふうと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回のふえた要因というのは説明がありました。これに対して、町の一般財源が少なくなったのは、町の財政にとってどうであったかということの評価、よかったか悪かったかという点ではどうでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

いきいき町民課長。

○守屋敦夫いきいき町民課長 町のほうの財政によかったかどうかというお問い合わせなのですが、あと給付とか、先ほど申した交付金との関係は、町の保険給付費に対するものが原則になっていて、結果的にこのような形になったのかなというふうと考えております。ただ、今後も医療費を削減することは非常に大切なことと考えておりますので、いろんな事業のほうを健康づくり課と連携しながら進めてまいりたいというふうと考えております。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたらお受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第24号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第3、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 1 番、向井芳文です。41 ページになります。済みません。失礼いたしました。

高齢者サロン設置等補助金ということで200万円の計上があるかと思われます。これも前年度も200万円ということで、現状高齢者サロンは町内、芦ヶ久保を初めとして芦ヶ久保、中郷、そして川西の15区のほうでやられているというところ、あとは根古屋地区が今始めていますか。ということで、ほかの地区も川東も準備をされていると。苅米のほうも準備をされているという話を聞いております。各地区が準備をしている中で、この200万円が当初1 団体50万円ということになっていたと思うのですけれども、今後これふえて、極端な話、7 地区が全部やるとなったときに、単純にもし50万円で考えた場合には350万円いつてしまいます。そんな状況の中で、これ今後ふえた場合に200万円で抑えるという、これを予算として基本的に補正は余り考えていないのか、それとも50万円ということのある程度保障して、補正も考えているのか、そこをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 高齢者サロンのご質問でございますが、200万円は予算上では50万円が4 地区というふうに見込んでおります。現在補助対象として活動していただいているのは芦ヶ久保、根古屋、中郷の3 地区でございます、それ以外の地区に1 地区ふえても対応できるような形をとっております。ただ今現在3 地区でございますけれども、全て満額の支給ではないところもございますので、50万円かからないところもございます。

それから、今後についてでございますけれども、各地区に、身近なところでできることが一番かと思っておりますけれども、その辺はその地区の要望に応えながら、補正等対応できればとは思っておりますが、現状はそのように考えております。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

1 番、向井芳文議員。

○1 番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

今の再度の確認になるのですけれども、50万円1 団体上限ということで条件を満たせばということですが、極端な話、350万円になった場合に、例えばそれも各地区という捉え方もあれば、各区という捉え方もあります。今の現状では地区という捉え方になってはいますが、例えば地区で考えたとき7 地区50万円、全て条件を満たして350万円必要になった場合、150万円補正。逆に言えば、各区50万円、各地区で考えたときに50万円というのが、条件を満たせば全て50万円支給もあり得るかあり得ないかのところをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 このサロンの補助金につきましては、交付要綱が定めてございまして、上限が50万円という形になっております。この要綱の見直し等がない限りは50万円を交付することはいたし方ないと思っております。ただ、財政的に7 地区350万円とか、もっとふえた場合、10地区、20地区とふえた

場合、50万円か適正かどうかという部分については検討をする必要があるかと思えます。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 済みません。これは、介護保険の中のそれぞれの保険給付というか、全体的な点での見方でいきますと、ページ9であります。この中で歳出の中の2番の款の中で保険給付費があります。対前年に比べて3,136万円、今年度の補正予算の中でも6億4,947万7,000円となっています。だんだんこの給付費が下がってくるという傾向に見られると思うのですが、介護保険については保険あって介護なしというか、いろいろ世の中で言われているところはあると思えます。給付抑制というのが働いていないかどうか、横瀬町はよくやっていると思えますが、感覚としての点ですので、そういう点がないかどうかという点が1点であります。

それから、こういう中で18ページにあります地域密着型介護サービス給付費であります。ここは、小規模多機能ということで3,600万円ですか、前年度に比べて予算上に上がって計上されています。ここがこれどういう傾向なのかについてを示していただきたいと思えます。

3つ目ですが、34ページです。34ページの包括的支援事業の成年後見制度の点についてであります。申し込み手数料と成年後見制度の支援業務委託料がここに計上されていますが、まだまだ成年後見制度の普及が広まっていないように思えます。どのように啓発していくかを示していただければと思えますので、3点ですが、よろしく願います。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

○小泉明彦健康づくり課長 まず、1点目、9ページにございます介護保険の給付費の部分についてでございますけれども、前年度、平成28年度の当初予算につきましてはその前の年、平成27年度の給付実績等を見込んで組んだものでございますが、その時点では利用者が増加するというふうな見込みをいたしまして、予算組みをさせていただいたところでございます。しかし、さほどこちらのほうで見込んでいたほどの利用の増加がなかったというようなことから、補正予算等で保険給付につきましては減額補正をさせていただいたところであります。減額後の金額がここにありますような金額でございますが、6億4,947万7,000円という部分でございますが、実績を見込んだほどにならなかったという部分が1つです。平成29年度の介護給付の予算につきましても、平成27年度、平成28年度と、この辺の利用者数を見込みましての予算組みでございます。給付の抑制が働いてはいないかというようなご指摘ではございますけれども、そのようなことは一切ない状況でございます。申し上げておきたいと思えます。

それから、2点目のところでございます。地域密着型の介護サービス給付費が増加をしているというお話でございます。地域密着型サービスの給付につきましては、平成28年度4月から制度改正が行われまして、小規模な通所介護事業者が提供する居宅サービスというのがあったわけですが、その中の通所介護サービスというものが地域密着型のサービスに移行したと。そういうことがございましたので、その増加分を見込んだものでございます。お話のように、この地域密着型のほうのサービス給付費は3,600万円の増加とふえてはおりますが、その1目の居宅介護給付につきましては5,100万円の減額と、同じ金額ではご

ございませんが、ふえた分はその分居宅介護のほうから減っているというふうなご理解をいただければと思います。

それから、成年後見人の制度についてでございます。介護保険の中でも予算取りをしております。認知症対応等についてでここに予算を組んであるわけですが、障がい者の方につきましても成年後見制度が必要な事業でございます。一般会計の中の障害者地域生活支援事業の中でもこの成年後見人制度の予算はほぼ同額のを組んでおります。ご指摘のように、制度の周知でございますけれども、町としては障がい者と、それから地域包括のほうでタッグを組みまして、パンフレットのほうも作成をいたしております。窓口に置きましたり、それから公共施設や、それから介護事業所へも配布をして、後見制度について周知をしているところでございます。今後も障がい福祉担当と地域包括支援センターの職員と連携して、制度の啓発、こういったものを進めていけたらと思っております。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第25号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第26号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第5、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 下水道事業についてであります。

横瀬町のこの現状の進め方の中で、公共下水道の進め方計画等があります。現在の横瀬町のヘクタールというのですか、何ヘクタールで、それで何世帯、進捗率が何%になっているのか。今年度、この予算を計上したのに当たり、計画として何ヘクタールから何ヘクタールになり、進捗状況がこれだけになりますという点がありましたら、それについて示していただきたいと思っております。

それから、2番目であります。ここの中の13ページです。13ページの事業費の中で、施設維持管理費の施設等修繕料であります。1,913万8,000円計上されています。主な大きな入札に付するものの工事はどんなのを予定しているかについての説明をお願いします。2点です。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、浅見議員さんのご質問にお答えします。

まず、下水道の進捗率ということでございますけれども、今現在全体計画では横瀬町の下水道区域は147ヘクタールでございます。それから、認可等を今受けている、供用済みとか、認可を受けてまだ工事が終わっていない部分も含めると、121ヘクタールが認可を受けているところでございます。また、処理人口の普及率、それに伴う147のうちの121ヘクタールというということの中で処理人口普及率ですけれども、今平成29年の3月現在で、実際に今年度やった工事した箇所についてはまだ接続が4月1日からですけれども、その工事をしたところに入っていただけるという予定でいきますと、処理人口割合からいきますと74%ほどに進んでおります。また、その中で実際の接続率でございますけれども、供用開始をして、皆さんが下水につないでいただくと、実際に料金が取れる体制になっているのが約80%、平成27年度末、それは平成27年度末になってしまいますけれども、平成28年の3月31日現在ということですが、約82%の方が工事をしたところについては接続していただいていると。また、全体の面積の中ではということになると、74%ぐらいの方の地域が接続対象になったというような考えでよろしいかと思えます。

続きまして、13ページの修繕費ですけれども、入札に付すくらいの大きな修繕についてでございますけれども、主に水質管理センターの機器等の修繕でございます。全部でマンホールポンプ、外のマンホールポンプ等を合わせますと7件ほどありますけれども、特に入札に付して大きいものにつきましては、水質管理センターの沈殿汚泥かき寄せ機修繕のオーバーホール等が大きなものでございます。また、続いてナンバー2汚泥調整池の攪拌機修繕の部材交換、今オイル漏れとか絶縁低下とかしていますので、その部材交換の修繕がまたこれも大きなものでございます。続いて、ナンバー2の曝気ブローア修繕、これもオーバーホールでございます。また、脱臭ファン修繕というのが、センターの場内脱臭処理を行うファンがあるのですけれども、それを設備後まだ修繕を一回もしていませんので、時期的なものになりますので、これも修繕を予定しております。また、全部で7件ぐらいあるのですけれども、もう一点あります。水質試験器点検修繕というのがあります。済みません。これはちょっと入札以外のものでした。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第27号に対する質疑を終結いたします。

続きまして、日程第6、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 ページが12ページになります。

今回のこの浄化槽設置管理事業であります、新設が10基、転換が10基ということの説明等がありました。昨年度あるいは横瀬町のこの環境整備等について、先ほどの水質管理センターと、それからこちらの浄化槽設置あるいは転換等によって横瀬川をきれいにしていこうという点での中身であると思えます。だ

んだんこの転換、新設が少なくなってきた、難しい。それとの関係で河川の水質がどうかというところが気になるところであります。あと、何年程度でこの転換ですか。去年の説明ですと、だんだん物が見えてきたかな、難しいということはあったのだけれども、ある程度の先が見えてきましたという説明だったと思います。今年度のこの計画等にいったときに、あとどの程度でこの横瀬町の転換が進められるのかどうか。

それと、もう一点は河川の水質状況について、今のつかんでいる点での傾向というのですか。河川の水質は単純に水がよくなっても、川に流れる水が減ってしまえば物の浮遊によって上がってしまうとかがあると思いますが、傾向的な点で結構です。代表的なBODであるとか、あるいは指標としている数値の中で、このような傾向にあるというのが示していただければと思いますので、2点ですが、よろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、お答えします。

今後の浄化槽、設置型浄化槽、合併浄化槽への転換についての今後の見通し等ということでございますけれども、この町設置型の浄化槽が始まりましたのが平成26年からでございますけれども、そのとき平成25年度調査の基数なのでございますけれども、約640基あると、単独が640基あるというような数量が出ています。それに毎年30基等で計画してということなのでございますけれども、今現在640基あるだろうということから、正確な数字ではないのでございますけれども、それから平成26、27、28年が終わろうとしていますけれども、約70基ほど設置することができました。残りが570件ぐらいあるわけですが、そうすると実際にまだ11%ほどしか単独から合併浄化槽等にかわっていないわけですが、目標値としては下水道、公共下水があと10年ぐらいで今回第5回変更して、最終な区域、原単位とかいろいろ人口とか見直して、また違ってくるかもしれませんけれども、基本的にはあと10年ぐらいで終わらせるのだということでございます。それに並行して、浄化槽のほうもあと10年ということなのでございますけれども、30基ペースですと300基ぐらいしかできないので、370基、今終わっているのが70基ぐらいですから、ちょっと400基弱になってしまって、まだ目標値の570基には当たらないのでございますけれども、ただ今後の今先ほど浅見議員さんからも出ましたように、今なかなか当初より希望者、転換していただく方が少なくなっているのですけれども、その要因等を探しますと、やはり高齢化している部分もあって、お子さんが戻ってこないから、ちょっと今まだ検討できないというような方もいらっしゃるし、またそういう中で人口減あるいはそういう中で世帯数も減ってくる。空き家等も出てくるということになると、ここで押さえている570件というのも、町としては必ずしもいいことではないですけれども、これがまた減少するということになりますと、30基から確実に一年一年やっていけば、下水と同じくらい、終わるくらいには目安がつくのかなということでございます。

また、あともう一点のこの合併浄化槽あるいは下水道を整備したことによって河川等の水質の改善は見られたのかというご質問かと思うのですが、そういう中で河川水質年平均変化表というのがちょっとこの手元にあるのですけれども、平成19年から平成27年度までの表でBOD、生物化学的酸素要求量、この調査しかちょっと今手元にございません。これの中で見ていきますと、平成19年から横瀬川、あと芦

ヶ久保ですか、芦ヶ久保の焼山沢の合流点、生川、六番沢、木ノ間沢、兎沢、大堀川、横瀬川の秩父市境、そういうところで調査をしていますけれども、平成19年から見ますと基本的には下がっているようでございます。ただ、その年度によって逆転して前の年度より上がってしまう。ただ、また次の年度へいくと下がっているというような傾向が見られます。その時々のお水期のおときの水質調査等にもよるのかと思えますけれども、ただ確実にふえているということはございません。皆さんの下水道あるいは合併浄化槽が進んだこと、また利用者になるべくそういうものを出さない、汚さないということになってきているのかと思うのですが、着実にBODだけですが、減る傾向にはなっているということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で議案第28号に対する質疑を終結いたします。

以上で、一括上程中の平成29年度予算6議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、これより討論に移ります。

まず、反対討論からお受けしたいと思います。反対討論ございますか。

7番、内藤純夫議員。

〔7番 内藤純夫議員登壇〕

○7番 内藤純夫議員 それでは、議長にご指名いただきましたので、ここで討論をさせていただきます。

この一般会計予算の一部に直接利害関係がある議員がおります。地方自治法第117条に直接の利害関係のある事件については参与することができないとありますが、他方で予算は分割して議決できないので、除外できないとあり、議員が自分の利益のために議会で賛成票を投じるということは、私は納得ができません。大阪の国有地の払い下げ、東京都の豊洲の買い上げ等、土地にまつわる問題が日本で起きております。町長と議員が2,500万円もの税金をやりとりするということは、町民に疑念を抱かせます。違法ではなくとも行わないのがよいと考え、反対いたしますが、秩父広域市町村圏組合の平成29年度予算に賛成した組合議員として、横瀬町から広域組合に入金がないと困りますので、議員の土地は借地のままにしていたら、予算案の購入の項を削除、修正して提出いただければ賛成したいと思います。ただ、このままの現予算案には反対いたします。

以上でございます。

○小泉初男議長 反対討論まだございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 次に、賛成討論をお願いいたします。

4番、宮原みさ子議員。

〔4番 宮原みさ子議員登壇〕

○4番 宮原みさ子議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程中の平成29年度一般会計予算及び5つの特別会計予算6議案に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

横瀬町が健全に持続していく上での課題は、人口減少に対応すべく平成27年度に横瀬町地方創生総合戦略を策定し、平成28年度は実質的な同計画元年になり、数多くの新しい施策が稼働し始めました。平成29年

度は、昨年に続き地方創生総合戦略実行の2年目になり、子育て支援や町民の安心安全な生活のための施策等に重点を置いた予算であると思います。

まず、一般会計では、個人町民税が昨年より1.8%増額し、法人税も10.9%増額、固定資産税についても2.1%増額を見込み計上しております。その中で、地方交付税交付金が前年度と比較して2.5%、2,230万円増額となり、国庫支出金については社会資本整備総合交付金の減額で53.8%、1億5,589万6,000円減額となりました。町債についても、社会資本整備総合交付金などの半減により、前年度と比較して20.9%減額になるなど、歳入歳出予算の総額は前年度より2億6,700万円減の34億円の計上をいたしました。横瀬町の財政状況は依然として厳しいと考えられますが、人口減少問題に立ち向かっている横瀬町をより住みよい町、誇れる町、持続可能な町に変えていくための前向きに編成された予算であると思います。

次に、特別会計予算ですが、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計は、前年度と比較して減額となり、下水道、浄化槽設置管理事業特別会計についても前年度と比較して減額となっていますが、前年度実績により精査し、積極的な予算編成になっていると思います。

最後に、6議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆様のご努力とご苦勞に対し厚く感謝申し上げますとともに、議員の各位にも上程中の予算6議案に対してご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 ほかに討論ございますか。

8番、大野伸恵議員。

〔8番 大野伸恵議員登壇〕

○8番 大野伸恵議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一括上程されている議案第23号から28号の6議案につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の予算を拝見いたしました。非常にスリムになっておりました。リーマンショックから始まった国からの緊急経済対策のための交付金が名をかえ、品をかえ、数年来、数千万円の単位で来ていました。当初は有効に活用していたと感じましたが、ここ数年は町民にとって本当に有効なのか、疑問に感じるところでした。この間、国の借金は1,060兆円を超えるものとなっています。町民であり、国民でも私としては、違和感を感じていました。

平成29年度一般会計予算においては2億6,700万円ほど昨年度予算を下回りましたが、町税においては2,700万円ほど増額となり、希望の面も見えます。町税11億円、人口8,500人の町の形として、本来の堅実な予算であると考えます。人口減少は既成の事実でもあります。特別5会計への繰出金も毎年多額となっており、今後もこの厳しい状況は続くと思われま。前代表監査委員さんが言われた魔法の手はない中で、昨日の町長の施政方針を聞きました。町長の豊かな知見により、新しい時代に即応した町政経営になると心強く思いました。

地方自治体は、福祉の向上が命題です。聞く姿勢が大切。平成29年度は、徹底して聞くをぜひ実行され、特に弱い立場の人々へ福祉の分配が行き渡るよう、執行に関しては心にとめていただき、町民が安全であり、安心して暮らせるふるさとのために努力していただくことをお願いいたします。執行部の皆様のご苦勞に対し感謝と敬意を表し、賛成の討論とさせていただきます。

○小泉初男議長 ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

なお、一括上程中ではございますが、各議案ごとに起立採決によって行います。

日程第1、議案第23号 平成29年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○小泉初男議長 起立多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第2、議案第24号 平成29年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第3、議案第25号 平成29年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第4、議案第26号 平成29年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第5、議案第27号 平成29年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続けて採決いたします。

日程第6、議案第28号 平成29年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎町長あいさつ

○小泉初男議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました平成29年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算6議案につきまして、議員各位には熱心にご審議を賜り、ご賛同いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

新年度予算の執行に当たりましては、現下の財政状況等をしっかりと認識した上で、細心の注意を払い、計画的に進めることはもとより、最大の効果を上げてまいりたいと考えております。今後とも議員各位を初め、町民の皆様、関係者の皆様には、より一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年度予算案可決に当たってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で町長の発言を終了いたします。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第7、議案第29号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第7、議案第29号 工事請負変更契約の締結についてであります。下横瀬橋拡幅補強工事の請負変更契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

まち経営課長。

〔赤岩利行まち経営課長登壇〕

○赤岩利行まち経営課長 上程されました議案第29号 工事請負変更契約の締結についての細部説明を申し上げます。

工事名は、下横瀬橋拡幅補強工事でございます。昨年の6月議会定例会において議決いただいたものでございますが、その後請負金額に変更が生じたことから、本案を提出するものでございます。

請負者は、秩父市大野原1333番地、株式会社山口組、代表取締役、山口敬善でございます。

以上で工事請負契約の締結についての細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 工事変更契約の締結についてで質問をします。

この時期に変更契約の締結について出てきました。5月31日入札で、議会の承認が6月の14日だと思えます。これ、6月議会ではこの工期が平成28年11月25日となっていました。工期延長もされたと思えます。それと、あとだから工事延長がいつにして、どういう中身でこの工期変更も行ったのかが一つであります。

それから、この工事の変更内容と手続について伺います。請負契約約款だというと、請負代金等々の変更方法等という点がうたわれていると思えます。約款にのっとって行ったのかどうかであります。

次に、この手続であります。昨年もしろんな議会のごとに変更契約については私のほうから聞いてきています。監督者あるいは請負業者が設計図書との差異を見つけた場合に、違うよと言ったとき、そこで協議をしながら、これは変更契約でいこうか、そうでないかということの協議があると思えます。そこに対して、どういう手続でもってこれを進めていったのか。変更協議が調ったのはいつの時点で変更協議を行い、設計図書あわせて入札とかをしながら金額を出してきたのではないかと考えます。決裁権者との関係もあります。それぞれの工事連絡書での課長決裁でしたのか、あるいは最終決済の町長に対しての変更契約をいつの時点で、これは契約変更となりますので、こうしますというのを説明しながら進めてきたのかについて、これらについての詳細について、説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、浅見議員さんのご質問にお答えします。

下横瀬橋拡幅工事の変更についてですけれども、当初6月に入札して発注したわけですが、現場で調査等をしていく関係等で新たに出てきたことなのですから、耐震対策の落橋防止装置ですが、掘削と橋台の裏側を掘削して、桁を、橋台のパラペットを抜いて、橋台の裏側でコンクリートで押さえるというような工事、簡単に言うとそういう工事なのですから、その場合、橋台の後ろ側を掘削しますと土どめ作業時に約5カ月くらいの通行どめを生じてしまうと。また、土どめ打ち込み時に、土質条件によっては土どめ台の変更が生じる可能性もあると。また、武甲の湯側には旧橋ですか、前の古い、今の橋ではなく、古い橋のウイングが埋設していることもわかりました。そういうのを撤去等生じることから、通行どめ等が5カ月もかかってしまうと。

今まで平成26年ぐらいから工事が始まったわけですが、その間片側交互通行ということで、大分町民の皆様、あるいはまたあそこを利用する方には大変ご迷惑をかけてきたわけですが、今回またこの工事が始まって、最終段階で5カ月近くも、今度は片側通行ではなく、通行どめになってしまうということが懸念されましたので、何か新しい工法がないかということで10月前から検討をいたしました。そ

の中で、そういうことがありましたので、検討の中で当然もう工期のほうが今の工期では間に合わないということで、10月の24日に工期延長をさせていただきました。その延長をすると同時に、業者とまたコンサルタント等ともいろいろ話しまして、何かうまい交通どめをしなくてもいい方法はないかということで検討しました。また、調査等も橋台等の調査をしたりして、それを去年の12月ごろから始めていたわけですが、年を越してから、では工法はこういう工法がいいということで、橋台の裏側、道路側のほうですか、そちらを掘削しないで、今の橋台の河川側ですか、その面にアンカーをもみまして、そこを桁をロープで結んで耐震、地震が起きたときに揺れがあっても外れないようにという、そういう工法に変更するということが正式に決まったわけですが、その時点でまた実際にアンカーもむと橋台のほうの鉄筋に当たるだとか、そういうようなことで移動等もある可能性もあるので、おおむねの金額等は概算でこのくらいかかるだろうということは出たのですが、正確な工事費等が算出できませんでしたので、その後工事費等が徐々に確定できましたので、3月1日に変更契約が、3月1日に686万9,880円の変更増の契約をいたしました。契約については、本来もっと早い時期で、浅見議員さんが言うように、重大な変更があったときに、その都度そこで変更すればいいのですが、今回のこの件につきましては正確な金額が確定できなかったということで、変更がおくれてしまいました。

また、工事記録等でそういうような詳細があるわけですが、10月の秋だったと思います。工事記録については課長決裁で終わっているわけですが、今回このままでいくと交通どめにもなってしまうということで、工法を変更したい旨、また工期を延長したい旨は、工事記録等ということではないのですが、町長等ともお話を、了解を得ていることでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今回の工期延長の理由については、交通どめ等が懸念されるので、工法を変えるため工期延長しますと。10月前から検討ということですが、工期は11月25日だったですね、当初予定の工期は。そして、契約が6月なのです。この工法というか、工事全体を見渡して施工工程を出してこれでやりますと。では、実際に掘削しないでする方法というのは、12月から工法をやりましたという説明なのです。非常にいつの段階でこの工期延長をまず判断したのかどうか。

それから、町長にも説明しているとのことなのでありまして、これについては文章でもって、この工事については工期変更あるいは金額変更をしますというのを文書でもって決裁をいただくのが当たり前ではないかと思うのですが、そこら辺の事務上の問題についてが1つであります。

この設計変更の協議が調った時期というか、町では設計変更の図書の確認と手続、これは県ではホームページ等でも建設管理課等のほうで示されている中身の文書があります。そこら辺での今までの説明というのですか、町の変更工事の説明等については、県土の指導等を行っていただきながら、その要綱のことです。工事設計変更ガイドラインというのが、これは県の県土整備建設管理課で埼玉県で示されています。こういうのをもとに進めるように、あるいはマニュアル化したほうがいいのではないかとこの点が私は言ったつもりでございます。そういう点での、誰がやっても同じような方法でいく、そういうのが町の中で、今それにのっとってやっているのかどうか、2点について再度よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 では、お答えします。

まず、1点の工期の延長等についてですけれども、先ほど説明不足で申しわけございませんでした。10月の24日に工期延長申請が出ております。業者のほうから出ております。それをまたうちのほう審査しまして、その同日に町長のほうに工事延長報告ということで報告してございます。また、その延長の理由につきましては、落橋防止装置の調査と製造等に時間がかかり、工期を延長願いますと。ただし、落橋防止です。今回の工法は桁の下でできますので、交通に支障はないということで、当初の工期、延長する前の工期の11月の25日までには鏡面の舗装を仕上げ、交通に支障ないような旨の報告をしてございます。

また、変更契約の時期とか、そういう基本的なあれだと思っておりますけれども、横瀬町も県土整備に行っている職員も大分いましたし、また検査員の担当がいますので、そういう方の指導のもと、今現在はなるべく、なるべくというのではなく、大きな特別なことがない限りにおいては変更契約をその時点で、早い時点でやっています。また、金額が余り伴わないものとか、そういうものについては、変更は承諾するけれども、費用は見ないよとか、そういうのはいろいろなことでやっているのですけれども、金額が伴う大きなものについては、小さなことについてはその都度やると幾つも契約書をつくらなくてはなので、ある程度まとめてということでありまして、以前は、以前というか、もう遠い昔になるかと思っておりますけれども、最後に出来高で変更したようなこともありましたけれども、今はそういうことなく、その都度現場と調整をして、これは変更で見ないとかそういうことははっきりしまして、なるべく早いうちに工事費を確定する変更契約をしております。また、今後もそのつもりでございますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○小泉初男議長 再々質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 工期変更については町長に報告しましたということで、そういうのはちゃんと決裁をとって、これで了解してございますと、この工期変更で対応しますと。それが報告しましたというのと、文書でもっての決裁、そこが担保されるかどうかの点だと思っておりますので、十分再度そのところは報告だったのだから、文書報告での決裁だったのだから、口頭だから、そのことについて再度もう一度お願いします。

それから、町のOBというか、再任用職員で働いている人、それから検査員等もいると思います。ぜひ間違いのないように確実に進めるためのマニュアル等の整備について、今後の進め方、こう考えていますについての説明を再度よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 先ほどの工期延長ですけれども、口頭なのか、文書なのかということですが、先ほどちょっと言葉が足らなかったですけれども、文書で工事延長報告ということで決裁を上まで上げています。

また、変更契約等、また工事の実施計画の中の工事の管理とか、そういう問題の中で、マニュアル等整備、しっかり今後はさらに整備していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

6番、新井鼓次郎議員。

○6番 新井鼓次郎議員 この橋の工事の総括についてお伺いします。

これは、新規にかけかえるか、あるいは今の橋を拡幅するかというところから議論が始まりました。当初我々に示された資料によると、拡幅して、カーボン何たらを使って拡幅したほうがはるかに安くできるということで、我々も承知した経緯を記憶してございます。工期についてもほぼ同様な工期でできるということでしたので、これが進んだと記憶しておりますが、5回も6回も契約変更があって、工事代金どんどん、どんどん上がってきました。これの拡幅した工事、総額幾らになったのか。それから、新規でつくった場合と比べてどうか。それから、もう一つ、終わった後の総括としてどっちが正しかったか。よろしくをお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 新井議員さんのご質問にお答えします。

まず、工事費ですけれども、当初初めの計画の段階では何案かあったかと思えます。拡幅をする場合に、今現況の橋を拡幅すると。その中で幾つかルートがあって、またまるっきり新しく新設するというような工法があったかと思えます。これは、あくまでも比較検討で概算だったのですけれども、このとき今既存の橋を拡幅してというのが一番効率的で、金額的にも1億5,000万円ぐらいだったと承知しております。新たに橋をかけたときの場合は3億円ちょっとぐらいだったかと認識しております。また、かけるとき、拡幅の場合は片側交互でまるきりとめなくても通行が可能だという、そういうメリットもございました。また、新設の場合、大体橋をかける場所が決まっていますので、仮橋はつくらないというような案だったかと思えます。検討案だったと思えます。

そういう中で、今現在のやり方を決定したわけですけれども、実際に始めますと、当初概算で考えていた以上にいろいろ調査をしていく段階で耐震の補強がもっと必要だとか、橋脚をまいてもっと大きくしなくてはとか、いろいろな変更が出てまいりました。平成25年の下部工の工事から平成26年の桁架設、平成27年の下部工の炭素繊維の補強あるいは外ケーブルの補強工事、最後今年度ですけれども、鏡面炭素繊維補強工というのが今審議されている工事でございます。総額合わせますと、平成24年からの予備設計、詳細設計を含めると、3億6,600万円ほどになっています。これは見込み額ですけれども、ほぼ間違いのない数字になるかと思えます。工事費は以上でございます。初めの概算工事比較検討のときが1億5,000万円ですから、ちょっと倍以上にはなっているかと思えます。

工期についてですけれども、これも平成25年から始めて、平成27年度ですか、それに完成というような工期を設定したかと思うのですけれども、これにつきましては工事量もふえたということもありますけれども、社会資本総合整備交付金をいただいて実施している工事でありまして、町が今年度この工事をしたという事業費を上げて、国のほうが満額つけていただけないので、桁架設工とか橋下の炭素繊維補強工事とか、そういうのが別の年度になってしまう。金額が満額ついていただければそれが一緒にできるとか、そういうような工事で工期のほうも大分おくらせてしまいました。また、今回平成28年度、だから1年ちょっとおくれたかもしれません。そういうような工事費補助金の事情等もございます。

また、最後に総括ということですがけれども、結果的には工事費につきましては当初の見込みが甘かったということで、これは否めないところでありますけれども、やはり橋の長寿命化ということも考えますと、まだ使える橋でございました。それで、また交通どめ、本来なら桁を、橋を新しくした場合には何カ月が通れないか、あるいはあその場所で幹線道路ですから、交通どめを長くするというわけにもいきませんので、仮橋をとということになると、当初案の中では新設の場合3億円ぐらいでできるというのが、もっとかかったのかもしれませんが。そういうことを考えますと、総括的にはこの工法を選んだことが町としては正しかったのかなと思います。

以上です。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第29号 工事請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎会議時間の延長

○小泉初男議長 ここでお諮りいたします。

本日の会議時間を会議規則第8条第2項の規定により延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定いたしました。

会議を続行いたします。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○小泉初男議長 日程第8、議案第30号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第8、議案第30号 財産の取得についてであります。町道3175号線改築工事のため財産を取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をお願いいたします。

建設課長。

〔横田 稔建設課長登壇〕

○横田 稔建設課長 それでは、上程されました議案第30号 財産の取得についての細部説明を申し上げます。

この財産の取得は、町道3175号線改築工事に伴い必要となる道路用地の用地買収でございます。

用地の買収場所は、提出資料の平面図の黄色に部分塗りをしたところでございます。横瀬町大字横瀬字赤穂木2394番5ほか65筆になっております。面積が7,763.3平方メートルで、取得金額が9,261万1,378円でございます。契約の相手方は、西武鉄道株式会社1社でございます。土地の買収単価につきましては、通常の道路用地買収単価で、固定資産税、路線価格を基本としています。なお、一部赤穂木側のほうに原野がありますので、そこにつきましては固定資産税、路線価格の85%として計上しております。

以上で財産取得の細部説明を終わります。

○小泉初男議長 説明を終わります。

質疑に移ります。

質疑はございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 今説明によりますと、この平面図でいただいた黄色の部分ということであります。

そうすると、まだ全部がこれ買えるわけではないと思うのです。質問の中身は、木ノ間の人たちが、この道がどうなるのだろうか、将来像というか、この道をこういうふうにつくりますとか、町の計画はこうですというような住民説明会を行っているかどうかについての説明をよろしくお願いします。

○小泉初男議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 ご質問にお答えします。

この道路計画においての住民説明会を行っているかということでございますけれども、この道路につきましては道路の調査測量等に大分時間がかかりました。なぜかといいますと、延長も900メートルと長い部分もあるのですが、当初駅裏側に開発もあるというようなことで、道路幅員を8.75メートル、2メートルの歩道に6.75の車道と、センターラインが引ける広い道路を計画しておりました。その開発の状況によっては、大型バス等が入ってくるというようなこともありましたので、そういうような計画でありましたけれども、そういう中で今年の春ですか、その計画が断念されたというようなお話をいただきまし

たので、そのままの幅員で計画するのがいいのかどうか悩みまして、そこで検討しまして、将来まだ確定されていない部分において先行で8メートル75の広い道をあそこにつくるのかということで、計画変更しまして、道路の幅員も見直しまして、全幅7メートル、車道5メートル、歩道2メートルの幅員に戻しました。戻しましたというか、変更しました。

そんな関係で測量調査等がなかなか進まず、また今回見ていただくとあれですけども、西武鉄道さんの土地をお譲りしていただいてやることなので、西武鉄道との、また特別な鉄道敷きも幾らか含まれるということもありますので、西武鉄道と慎重に協議なんかを続けて、またそういういろいろな図面等もなかなかでき上がらなかつたということで、全体説明、木ノ間地区あるいはこの周辺の方に全体の説明会というのはする機会がちょっとなかつたものですから、してごさいません。ただし、用地に係る方、また補償物件に係る方については、基本的に全員の方に、個別で申しわけないですけども、個別に行つて、図面がある程度できた段階で説明に行つて、最終的ではないですけども、ご理解をいただいているところでごさいます。一部いろいろちょっと検討させてくれという方もいらっしゃいますけれども、おおむねほとんどの方が協力してくれるというお約束というか、伺つた説明会の中ですけども、いいご回答をいただいております。そういうわけで、全体の住民説明会というのはそんなような理由もありまして行つておりません。

以上です。

○小泉初男議長 再質問ございますか。

5番、浅見裕彦議員。

○5番 浅見裕彦議員 とすると、町はこの地域にこういう道をつくります。それで、今こういう形で進んでいますというのは、物件補償していただいた人、そういう方だけだという認識であります。

この図から見て、今回黄色部分ということではありますが、これでいったときに、では今回これで工事が始まるかという、実際に木ノ間のところはどういうふう、道の段差があるなというふうにするのです。今のちょっと聞かれたのは、私も今度はこの議会になって、ここが広がっていくみたいだよと、えっ、あそこの段差どうするのだという点を言われたところです。根古屋から来て、ずっと左に入って、まだこの全部の土地は買えないわけで、黄色部分だということ。そうすると、木ノ間の入り口までの道ができるというのは、計画でいくといつごろになるのでしょうか。

○小泉初男議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

○横田 稔建設課長 それでは、再質問にお答えします。

木ノ間の道路ですけども、町道111号線かと思うんですけども、西武鉄道の隧道を抜けまして、すぐ今度新しい町道3175号線が交差するのでは、水が悪く危険だということで、トンネルを出て、ある程度出てから新しい道路と交差するような形になっています。それで、現道の町道111号線につきましては、木ノ間の道路につきましての高さに合わせるとということで、多少上がったなりなんかすると思いますが、隧道のほうのトンネルの高さもありますので、高さは今の現道に合わせると。だから、両側、この赤穂木が捨番側のほうに切っていく、オープンカットしていくというような形になるかと思ひます。そんなような状況です。

また、平成29年度、一部この起点のほうから、左が起点なのですけれども、起点のほうから色塗りのしていない部分があります。ここを買収、平成29年度で買収させていただきまして、国の補助金が予定したとおりつけば、予定としては起点から木ノ間の道路までぶつかるところまで工事を進めたいと思っています。場合によっては、短くなってしまう可能性もありますけれども、基本的には平成29年度、木ノ間の道路とつながりますので、木ノ間の関係の方は万が一のときに根古屋のあっちの隧道を通らなくても避難とか、そういうことができるということでございます。

以上でございます。

○小泉初男議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第30号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小泉初男議長 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時03分

再開 午後 5時04分

○小泉初男議長 再開いたします。

◇

◎議案第31号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第9、議案第31号 横瀬町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第31号 横瀬町副町長の選任についてであります。横瀬町副町長、清水直人氏は平成29年3月31日で退職となるため、後任として井上雅国氏を選任することにつ

いて同意を得たいので、地方自治法第162条の規定によりこの案を提出するものであります。

井上さんの経歴等について申し上げます。井上さんは、昭和41年9月27日生まれの50歳でございます。現住所は千葉県柏市でございますが、近々当町に転入予定でございます。井上さんは兵庫県出身で、同県の私立灘高校、東京大学法学部を卒業後、平成2年に日本長期信用銀行に就職されました。平成5年から平成7年にかけては、当時の大蔵省国際金融局に出向されています。その後、長銀証券株式会社、UBS証券株式会社、みずぎファイナンシャルアドバイザーズ株式会社を経て、現在は外資系のダフ・アンド・フェルプス株式会社に在籍し、ディレクターとして企業価値評価、企業の再生支援チームを統括する立場で活躍中の方であります。このように井上さんは、金融及び財務コンサルティングの第一線で長らく活躍されており、とりわけ企業価値評価やプロジェクトの評価、再生支援等分野において豊富な知識と経験を有する方ではありますが、一方で公務員として活躍された経験もお持ちです。また、これからの横瀬町に有益となるような幅広い人脈もお持ちの方です。

井上さんは、華やかな経歴をお持ちですが、ご本人は誠実で、どちらかという控え目で、チームワークを重視される方です。ご本人も地方出身者であられるため、地方に貢献したいとの思いをかねてより抱いておられ、このたびお子さんが大きくなられたのを機に、横瀬町の地方創生に身を投じる決断をさせていただいたものです。当町には、何度もお越しになられていて、昨年7月のホテルかがり火まつり、11月の里山まるマルシェ、同じく11月のARを用いたゆるっとARくよこぜめぐり等にも参加をされており、横瀬町の魅力と可能性を感じていることが今回の決断の大きな要因になっているそうです。横瀬町副町長として適任と思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第31号 横瀬町副町長の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時19分

○小泉初男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○小泉初男議長 日程第10、議案第32号 横瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第32号 横瀬町公平委員会委員の選任についてであります。横瀬町公平委員会委員宮下幸次郎氏の任期は、平成29年5月30日で満了となりますが、引き続き宮下幸次郎氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお、宮下さんは、横瀬町第14区にお住まいで、昭和21年11月2日生まれの70歳でございます。また、任期は4年であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○小泉初男議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第32号 横瀬町公平委員会委員の選任については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎副町長退任のあいさつ、送別の言葉、花束贈呈

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

ご案内のように清水副町長が3月31日付をもって職を辞することになりました。それに伴いまして発言

を求められておりますので、発言を許可したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

それでは、清水副町長、退任のあいさつをお願いいたします。

副町長。

〔清水直人副町長登壇〕

○清水直人副町長 議長のお許しをいただきましたので、退任に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたび3月31日をもちまして副町長を辞職させていただくことになりました。平成27年の4月から2年間、横瀬町の発展のため少しでも前に進むべく努めてきたところでございますが、多々至らない点があったかと思えます。しかし、町長並びに議員の皆様のお力添えにより職務を無事果たさせていただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

在任中、地方創生の取り組みを進めてまいりましたが、今後人口減少という避けられない厳しい問題が待ち受けております。町全体が一体となってこの問題を克服し、より住みよい町にしていくため、今後ますます議員皆様のお力添えをいただけますよう改めてお願い申し上げます。

私も4月からは県に戻りますが、副町長の職を離れましても、横瀬町の一ファンとして微力ではありますが、ぜひ応援してまいりたいと思っております。

結びになります。横瀬町議会及び横瀬町の今後ますますの発展を祈念いたしまして、簡単ではございますが、退任に当たりましてのあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。

○小泉初男議長 清水副町長のあいさつを終了いたします。

ここで、議会側より送別の言葉を申し上げたいと思います。代表いたしまして、副議長の若林想一郎議員をお願いいたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 議長よりご指名をいただきましたので、町議会を代表いたしまして、今月末で退任される清水副町長に対し、送別の言葉を申し上げます。

平成27年3月12日、満場一致をもって清水副町長の選任に議会が同意し、同年4月より2年間にわたり副町長として町政発展のためご尽力いただきました。平成27年1月にスタートしたばかりの富田町長を支え、真摯かつ実直な仕事ぶりで、その職責を果たされた姿勢に対し、心より御礼申し上げます。

この間、地方創生総合戦略の策定、官民連携プラットフォーム、よこらぼの立ち上げ、効率的で効果的な組織への見直しなど全力かつ着実に取り組んでいただき、町政に大いなる貢献をしていただきました。その功績は、我々議会としても感謝をしているところでございます。退職されることは寂しいことではありますが、県に戻られましても横瀬町のため、今後ご指導、ご協力いただければと思います。我々議員一同も清水副町長の業績を忘れず、今後も努力していく所存でございます。

結びに、清水副町長の今後のご活躍、ご健勝を祈念申し上げて、送別の言葉といたします。ありがとうございました。

○小泉初男議長 以上で送別の言葉を終了いたします。

ここで、退任されます清水副町長に対しまして、議会側より花束の贈呈を行いたいと思います。

それでは、議会を代表して総務文教厚生常任委員会委員長、大野伸恵議員にお願いいたします。

〔花束贈呈〕

○小泉初男議長 花束の贈呈を終了いたします。

以上で、退任されます清水副町長のごあいさつと議会を代表いたしましての送別の言葉、花束の贈呈を終了させていただきます。



◎閉会中の継続審査の申し出

○小泉初男議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

○小泉初男議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○小泉初男議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○小泉初男議長 本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成29年第1回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午後 5時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 小 泉 初 男

署 名 議 員 黒 澤 克 久

署 名 議 員 阿 左 美 健 司

署 名 議 員 宮 原 み さ 子